

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.11.30	口座振替データ伝送業務への学校給食費追加対応業務	AGS株式会社	2,706,000	R4.11.18	R4.11.18 ~ R5.3.31	本業務は、現在履行中の「口座振替データ伝送業務」の口座振替対象科目に学校給食費を追加するためのテストを実施するものである。 学校給食費の科目の追加は、当初予期し得なかった事情の変化等により必要となったもので、現に契約履行中の者に業務を実施させたことで、履行品質の確保、履行期間の短縮、経費の節減が確保できる等、競争に付するよりも有利と認められる。 以上から、業務の性質上競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、AGS株式会社を本業務の見積りに特定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	会) 出納課 011-211-2144
R5.2.8	学校給食費の納入通知書導入に伴うOCR読取機改修およびテストデータ作成業務	株式会社北洋銀行	1,782,456	R5.1.24	R5.1.24 ~ R5.2.28	株式会社北洋銀行は本市の収入原簿整理業務を受託しており、その作業の一部であるOCR機械読取に使用するOCR読取機についても株式会社北洋銀行の所有しているものである。 学校給食費の納入通知書の追加は、当初予期し得なかった事情の変化等により必要となったもので、現に契約履行中の者に業務を実施させることで、履行品質の確保、期間の短縮、経費の節減が確保できる等、競争に付するよりも有利と認められる。 以上から、業務の性質上競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、株式会社北洋銀行を本業務の見積りに特定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	会) 出納課 011-211-2144
R4.9.14	札幌市本庁舎非常用発電機エンジン点検整備業務	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	5,335,000	R4.8.31	R4.8.31 ~ R4.12.13	当該機器は、停電時の自家発電設備の原動力であり、不測の停電に備え所定の性能を保持することが不可欠である。 本業務を遂行するにあたって、性能保持の面で高度な専門知識と技術力が必要であり、また特殊なエンジン部品の調達も含め、製造メーカーであるヤンマー株式会社のエネルギー部門の開発、製造、メンテナンスを目的に本社独立した左記業者以外では業務の遂行ができない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 行政部庁舎管理課 011-211-2052
R4.10.19	本庁舎公用車借上(再リース)(月額契約)	北海道自動車リース株式会社	1,590,600	R4.10.11	R4.11.1 ~ R5.3.31	本件は、現在リース契約を行っている本庁舎公用車の再リース契約を行うものである。 本庁舎公用車の調達については、次期調達のために一般競争入札を実施したものの入札参加者がなく不調に終わっており、現在の世界的な半導体不足等を踏まえると再度入札を実施しても不調となることが見込まれる状況にある。本件再リースは、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第55条第3項に定める要件を満たしていないが、代替手段として検討した同等車両のレンタル契約よりも経済的であると見込まれ、かつ上記状況も鑑みるとやむを得ないものと判断される。 以上から、再リース契約により本庁舎公用車の調達を行うこととし、その場合に調達の相手方が再リース会社である「北海道自動車リース株式会社」に特定されることから、同社と特定随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 行政部庁舎管理課 011-211-2052
R5.4.12	札幌市本庁舎じん茶収集運搬業務(資源化加工)(単価契約)	一般財団法人 札幌市環境事業会社	5,211,800	R5.3.17	R5.4.1 ~ R6.3.31	札幌市競争入札参加資格者のうち、事業系一般廃棄物の収集運搬業者かつ処分可業者であるのは、上記1者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 行政部庁舎管理課 011-211-2052
R5.4.12	札幌市本庁舎高層用エレベータ保守管理業務	株式会社日立ビルシステム	7,075,200	R5.3.22	R5.4.1 ~ R6.3.31	当該業務を履行するにあたっては、専門技術者が高層用エレベータシステムに組み込まれた運転制御プログラム等に熟知していることが不可欠であり、この作業において、他の業者では、メーカー(日立製作所)が独自開発したプログラムの把握・改定が困難であること、トラブル発生時の緊急対応や責任所在の切り分けが困難であることなどもあり、不可能である。 従って、この業務を実施できる本市登録業者は、メーカーと提携関係にある保守管理専門業者である左記1者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 行政部庁舎管理課 011-211-2052
R5.4.12	札幌市本庁舎ゴンドラ保守管理業務	日本ゴンドラ株式会社	1,482,000	R5.3.22	R5.4.1 ~ R6.3.31	当該業務を履行するにあたっては、専門技術者がゴンドラに組み込まれた運転制御装置に熟知していることが不可欠である。 この業務を迅速かつ適確に行うには、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術等が必要であり、この業務を実施できる本市登録業者は、上記システム製造・開発元である左記1者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 行政部庁舎管理課 011-211-2052
R5.4.12	札幌市本庁舎低層用エレベータ保守管理業務	三菱電機ビルソリューションズ株式会社	8,395,200	R5.3.23	R5.4.1 ~ R6.3.31	当該業務を履行するにあたっては、専門技術者が低層用及び非常用エレベータシステムに組み込まれた運転制御プログラム等に熟知していることが不可欠であり、この作業において、他の業者では、メーカー(三菱電機)が独自開発したプログラムの把握・改定が困難であること、トラブル発生時の緊急対応や責任所在の切り分けが困難であり、不可能である。 従って、この業務を実施できる本市登録業者は、メーカーと提携関係にある保守管理専門業者である左記1者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 行政部庁舎管理課 011-211-2052
R5.4.12	札幌市本庁舎自動扉(その1)保守管理業務	フルテック株式会社	1,183,600	R5.3.23	R5.4.1 ~ R6.3.31	左記業者は本庁舎に設置の自動扉(その1)の、設計及び製造を行ったメーカーの保守専門業者であり、機器の運転の信頼性の確保及び安全管理の面から当該業者以外に委託することが不可能である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 行政部庁舎管理課 011-211-2052
R5.4.12	札幌市本庁舎清掃業務4	公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会	78,727,000	R5.3.30	R5.4.1 ~ R6.3.31	就労を希望する母子家庭の母又は寡婦に対して、その就労の機会及び就労に必要な知識等の習得に寄与し、自立を支援するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	総) 行政部庁舎管理課 011-211-2052
R5.4.12	札幌市本庁舎電話設備維持管理業務(単価契約)	岩崎通信機株式会社	2,051,808	R5.3.30	R5.4.1 ~ R6.3.31	当該業務を履行するにあたっては、専門技術者が各階の岩崎通信機(株)製の電話交換機に組み込まれたプログラムの設定を変更することが不可欠である。 この作業において、他の業者がそれを変更することは、岩崎通信機(株)が独自開発したプログラムの把握・改定や、トラブル発生時の責任所在の切り分けが困難であることなどもあり、不可能である。 従って、他業者への発注は不可能であり、この業務を実施できる本市登録業者は、上記システム製造・開発元である左記1者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 行政部庁舎管理課 011-211-2052
R5.3.22	公文書館所蔵資料検索閲覧システム公開・運営・保守管理業務	株式会社マイクロフィッシュ	2,376,000	R5.3.10	R5.4.1 ~ R6.3.31	1 業者のシステム構築ノウハウ等の保護の観点や既存システムの安定運用の観点から、開発業者以外の者が当該業務を行うことは不可能であるため。 2 システムの内容(データ構造等)を熟知している左記業者が業務を行うことが、不具合等の発生を最小限にすることにつながるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 行政部公文書館 011-521-0205

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4. 5. 18	総務事務センターの導入に向けた調査・検討業務	株式会社クニエ	15,994,000	R4. 4. 19	R4. 4. 19 ~ R4. 11. 30	人口減少や少子高齢化の進展等に伴い、今後ますます職員確保が困難な時代になっていくことが予想される一方で、多様化・高度化する市民ニーズや、災害・感染症対策等の新たな行政需要への対応が求められてきている。 こうした中で、市民サービスの維持・向上を図るためには、市の内部管理事務(総務事務)について、業務プロセスの効率化や民間活力の活用などを推進し、より必要性の高い業務に職員の人的リソースを振り向ける必要がある。 そこで、「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019」に基づく取組として、給与・旅費・福利厚生などの庶務的な業務を集約した「総務事務センター」の導入に向けた検討を進めることとしている。 本業務は、総務事務センターの導入に向けて、専門的な見地から調査・検討を行う業務である。これらの業務内容から、当該業務の履行にあたっては、高度な技術力と企画力等を求められる。 本業務の委託事業者の選定にあたり、プロポーザル方式により企画提案者を公募し、事業者の総合的な業務遂行能力を企画競争実施委員会で審査した。 その結果、当該企画提案者の提案内容や過去の同種の業務実績等について、本業務を確実に遂行するにあたり十分なものであると判断し、委託候補者として選定したところである。 以上のことから、本件については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、企画競争実施委員会で選定された左記事業者を相手方とする随意契約(特命)とすることが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 行政部改革推進室推進課 011-211-2061
R4. 7. 13	BizRobo! ライセンス特別版調達及び運用保守業務	R P Aテクノロジー株式会社	14,520,000	R4. 6. 27	R4. 6. 27 ~ R5. 3. 31	RPAの導入にあたり、過去の導入実績において安定した稼働実績があり、かつ、他製品では備えていないバックグラウンド処理可能なBizRobo!を使用することが最も業務効率化に資すると判断される。また、調達対象となるライセンスは、札幌市のネットワーク環境に合わせた特別版のライセンスであり、これは当該RPA(BizRobo!)のライセンサー(ライセンス供給者)であるRPAテクノロジー(株)にしか提供できないものである。 したがって、同社は本業務を履行できる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務の調達は同社から見積書を徴収して行うこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 行政部改革推進室推進課 011-211-2061
R4. 4. 6	令和4年度さっぽろ外国人相談窓口運営業務	公益財団法人札幌国際プラザ	30,580,000	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	本業務は、政府が策定した「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策」の中で、指定都市等に設置が求められ、令和元年11月から設置している外国人生活者等を対象に暮らしに関する情報提供や相談を行う一元的相談窓口の運営業務である。 本業務については、外国人特有の問題を解消することが求められるといった業務の性質や品質確保の観点から、1 これまでも外国人の相談に対応している経験があり高いノウハウがあること、2 外国人が抱える問題を解決するために欠かせない関係機関や専門機関とのネットワークを有していること、3 外国語力があり、共生施策に精通する職員を複数配置し、またはこうした職員の育成能力を有すること、4 本市や(公財)札幌国際プラザが実施する多文化共生施策と連携し、一体となって実施することが求められる。これらすべての条件を満たす者は、当該相談窓口の設置以前から、地域国際化協会として、外国人の相談対応をはじめとした暮らしやコミュニケーション支援を目的とする数々の事業に取り組み、高い評価を得てきた(公財)札幌国際プラザしかいない。 なお、(公財)札幌国際プラザは、札幌市の出資団体として、多様な国際交流の振興を図るとともに、多文化共生を推進し、もって地域の発展に寄与することを目的とする法人である。令和元年度から本業務の受託者であり、困難案件に対しても関係機関と連携しながら対応するなど、適切かつ円滑に相談対応を行っている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 国際部交流課 011-211-2032
R5. 4. 19	令和5年度さっぽろ外国人相談窓口運営業務	公益財団法人札幌国際プラザ	28,820,000	R5. 3. 31	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本業務は、政府が策定した「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策」の中で、指定都市等に設置が求められ、令和元年11月から設置している外国人生活者等を対象に暮らしに関する情報提供や相談を行う一元的相談窓口の運営業務である。 本業務については、以下の理由から、相談窓口の設置以前より地域国際化協会として外国人の相談対応をはじめとした暮らしやコミュニケーション支援に取り組み、高い評価を得てきた(公財)札幌国際プラザに委託することが適当であると考え。 1 : これまでも外国人からの様々な相談に対応している経験があり、高いノウハウを有しているほか、既に在任外国人から認知されており、効果的・効率的な運営が期待できること。 2 : 外国人特有の問題を解消するために欠かせない、行政を始めとする各関係機関や専門機関、市民団体とのネットワークを有していること。 3 : やさしい日本語を含む多言語対応能力があり、共生施策に精通する職員を複数配置し、またはこうした職員の育成能力を有していること。 4 : 札幌市が推進する多文化共生施策と連携し、一体となって実施する必要があること。 なお、(公財)札幌国際プラザは、本市の出資団体として、多様な国際交流の振興を図るとともに、多文化共生を推進し、もって地域の発展に寄与することを目的とする法人である。 令和元年度から本業務の受託者であり、困難案件に対しても関係機関と連携しながら対応するなど、適切かつ円滑に相談対応を行っている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 国際部交流課 011-211-2032
R4. 11. 9	情報誌「poroco」への「シビックプライド醸成」記事広告掲載等業務	株式会社えんれいしゃ	2,772,000	R4. 4. 5	R4. 4. 5 ~ R4. 9. 30	本業務において情報発信媒体として指定した「poroco」は、株式会社えんれいしゃが発行する情報誌であり、中心読者層が札幌に居住する25~49歳の女性であり、北海道内で発行されているタウン誌の中で女性読者の割合が86%と最も高く、かつ、読者のうち78%が札幌在住(90%が札幌近郊在住)である。シビックプライドの醸成にあたっては、札幌の街の魅力やライフスタイルに高い関心を持つ若年~中年層の女性をターゲットとすることで、読者自身への訴求に留まらず、SNS等を通じた情報の拡散も期待できることから、porocoが最も効果的に啓発できる情報誌である。porocoへの広告の掲載が可能なのは、porocoの発行主体である株式会社えんれいしゃに限られることから、業務履行が可能な団体(事業者)は左記選定業者以外にはないことから、契約の相手方を同者に特定することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 広報部広報課 011-211-2036
R4. 6. 22	イベント冊子配布業務(単価契約)	特定非営利活動法人札幌障害者活動支援センターライフ	1,898,796	R4. 4. 18	R4. 4. 18 ~ R5. 4. 30	障がい者の自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できる契約であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する障害者支援施設等に準ずる者で、元気ジョブアウトソーシングセンターの運営事業を受託する者を契約の相手方とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	総) 広報部広報課 011-211-2036
R4. 6. 15	広報誌一部指定地域配布業務(単価契約)	特定非営利活動法人札幌障害者活動支援センターライフ	10,476,866	R4. 5. 18	R4. 5. 18 ~ R5. 5. 31	障がい者に対して、自立訓練または就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できる契約であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する障害者支援施設等に該当する者で、元気ジョブアウトソーシングセンターの運営事業を受託する者に委託することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	総) 広報部広報課 011-211-2036

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.11.9	札幌の未来を見据えたまちづくりの機運醸成業務	株式会社ニュースピックス	10,890,000	R4.9.1	R4.9.1 ~ R4.10.31	本事業は、2030冬季オリンピック・パラリンピック招致を含む今後の札幌のまちづくりの在り方について、有識者やキーパーソン、市民など、さまざまな意見を持ちより議論し、それを広く共有することで、未来志向の機運の醸成を図っていくものである。 この実現のためには、幅広くかつ偏りのない属性により議論をする場(コミュニティ)を構築する必要がある。参加する有識者においては、発言に責任と透明性を確保する必要がある。また、現在、今後の札幌のまちづくりを考える上で欠くことのできないピースである2030冬季オリンピック・パラリンピックの招致においては、令和4年中に30年の開催都市が決定される見込みであり、本事業においてもそのスケジュールを踏まえ、できる限り早期に本事業に必要な議論の場の設定、参加者の選定、記事作成等を行うことが強く求められる。本契約の相手方として想定している株式会社ニュースピックスは、(1)オンラインでの議論を巻き起こす場を提供するサービスを既に有している (2)議論参加者選定にあたっては、多面的かつ専門的な意見が引き出せるよう、同社が有している有料会員19万人から、さらには、同社が導入している弁護士・社長や役員上層部・著名人など各分野の最前線で活躍する方々で構成される「プロピッカー(実名でコメントすることされており、コメントの責任と信憑性が確保されている)」に名を連ねている300名以上の中から選定することができる (3)議論の活性や集約するための専門記事を適切な時期に作成する など、既に有している「オンライン上の議論の場」や「他に類を見ない豊富な人的ネットワーク」を遅滞なく活用する準備ができてい業者である。上記スケジュールを踏まえ、最大の効果を上げるべく適切な時期に多様な参加者による議論を巻き起こすことができるのは、本事業実施に必須である「議論の場」、「豊富な人的ネットワーク」を既に有し、それらを遅滞なく活用可能な株式会社ニュースピックス以外にない。以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者との特定随意契約により調達することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(総)広報部広報課 011-211-2036
R4.11.9	情報誌「poroco」への「シビックプライド醸成」記事広告掲載等業務	株式会社えんれいしゃ	2,772,000	R4.9.12	R4.10.1 ~ R5.3.31	本業務において情報発信媒体として指定した「poroco」は、株式会社えんれいしゃが発行する情報誌であり、中心読者層が札幌に居住する25～49歳の女性であり、北海道内で発行されているタウン誌の中で読者の割合が86%と最も高く、かつ、読者のうち78%が札幌在住(90%が札幌近郊在住)である。シビックプライドの醸成にあたっては、札幌の街の魅力やライフスタイルに高い関心を持つ若年～中年層の女性をターゲットとすることで、読者自身への訴求に留まらず、SNS等を通じた情報の拡散も期待できることから、porocoが最も効果的に啓発できる情報誌である。porocoへの広告の掲載が可能なのは、porocoの発行主体である株式会社えんれいしゃに限られることから、業務履行が可能な団体(事業者)は左記選定業者以外にないことから、契約の相手方を同者に特定することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(総)広報部広報課 011-211-2036
R4.11.16	市民意識・意向のリアルタイム把握・分析・結果報告の実施に関する基礎調査業務	有限責任監査法人トーマツ	3,960,000	R4.9.15	R4.9.15 ~ R5.2.28	本業務は、アンケート調査に係る知識と高度な企画能力、高い創造性、ITに係る専門的な知識や豊富な経験が必要になるため、契約候補者を選定するため公募型企画競争を実施した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(総)広報部広報課 011-211-2036
R4.11.9	スポーツによるまちづくりプロジェクト実施業務	株式会社コンサドール	24,998,600	R4.10.5	R4.10.5 ~ R5.3.31	本事業は札幌市が新たな発展を遂げていくため今後10年間のまちづくりの基本指針として策定する「第2次まちづくり戦略ビジョン」において重要な概念における持続可能な魅力あるまちづくりを行政のみならず市民一体となって加速的に進めていくにあたり、広く市民と共有し、市民の未来志向の機運の醸成を図ることを目的に実施するものである。このまちづくりの機運醸成を効果的に推進、促進していくためには、市民にとって極めて身近である「スポーツ」をテーマに、それが持つ「青少年の健全育成」「地域コミュニティの醸成」「経済発展への寄与」「国際友好・親善への貢献」といった多様な意義や効果を様々な角度から断片的に発信し、「自分事」として未来のまちづくりを考えるきっかけを提供することが重要である。本契約の相手方として想定している株式会社コンサドールは「スポーツを通して北海道・札幌・そこに関わる人々を豊かで元気にする」という理念を持つ、1996年に札幌市に誕生した北海道初のプロスポーツチームである。札幌市に本拠を構え25年以上に渡り市民と良好な関係性を構築しながら、身近に感じることができるような地域密着の活動を多数行っており地域のつながりや絆を生み出している。また、核となるサッカーだけではなくバドミントンやカーリングなどグループ内で複数のスポーツチームを運営するなど、まさに先に記載した理念を形にする活動を行っている。 試合の観客動員数は多いものだと約40,000人を動員、ファンクラブ会員数は13,600人を超え、パートナー企業数は175社、本市を含め北海道内9つの自治体と連携協定を締結するなど、上記理念を体現した取組により当該チームは札幌に深く浸透しており、今後も長きにわたって連携して札幌市の未来のまちづくりを考え、進んでいくことのできるプロスポーツチームであると判断される。上記から適切な時期に幅広く市民に波及する広報を展開することができるのは、株式会社コンサドール以外にない。 以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者との特定随意契約により調達することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(総)広報部広報課 011-211-2036
R5.1.11	スポーツによるまちづくりプロジェクト及びマイナナンバーカードの普及啓発等業務	株式会社コンサドール	19,976,000	R4.11.24	R4.11.24 ~ R5.1.31	本業務の目的は、市民にとって身近な存在であるスポーツの力を使って、札幌市のまちづくりに対する関心を高め、未来志向の機運醸成を図る「スポーツによるまちづくりプロジェクト(以下、プロジェクトという。)」と連携し、マイナナンバーカードの普及と利用促進するための啓発を行うものである。 啓発にあたっては、プロジェクトのオリジナルグッズを制作することとしており、グッズの制作にあたってプロジェクトのロゴやキャッチコピー、プロジェクトに加盟しているプロスポーツチームのロゴを使用するため、品目への各種商標・ロゴ使用などについて関係先と調整を図る必要がある。 また、マイナナンバーカード出張申請所などで12月1日から配布を開始するスケジュールを踏まえ、できる限り早期に手配することが強く求められる。 プロジェクト業務を委託している契約先は株式会社コンサドールであり、プロジェクトに係る一切の調整は株式会社コンサドールが進めていることから、本業務履行が可能な団体(事業者)は株式会社コンサドールに限られる。 以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者との特定随意契約により調達することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(総)広報部広報課 011-211-2036

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5. 3. 8	雪まつり期間における地下歩行空間での「まいにち金メダル」PRブース設置・運営・管理等業務	合同会社工房アルティスタ	1,750,320	R5. 2. 1	R5. 2. 1 ~ R5. 3. 10	本業務の目的は、人々が互いに認め合い、褒め合うような共生社会の実現に向けた意識づくりを目的として広報部で実施している「まいにち金メダルプロジェクト」を広く周知し、多くの方にこの取り組みに参加していただける環境を整備するため実施するものである。 業務内容は、令和5年2月4日(土)から11日(土・祝)まで開催される「さっぽろ雪まつり」期間、多くの市民、観光客が訪れる機会を活用し、人通りが多い地下歩行空間で「まいにち金メダルプロジェクト」PRブースを出展すること、また、出展にあたりブースの話題性や集客効果を上げるため、本市のシティPRを務めるサッポロスマイルPR大使の「ジンギスカンのジンくん」「ギスクん」「カンくん」「またぎのみみちゃん」(以下、「ジンくん達」という。)を起用し、本市が目指す「笑顔になれる街さっぽろ」のコンセプトと併せて、まいにち金メダルプロジェクトの浸透を目指すものである。 ブース展開にあたり「まいにち金メダル」ロゴマークとジンくん達のデザインがコラボレーションしたオリジナルグッズ制作、ブースの装飾、ブースでのジンくん達によるイベントを予定している。 「ジンギスカンのジンくん」は商標登録されており、合同会社工房アルティスタがイラストレーターのはしあさこ氏と展開しているキャラクターである。デザインやグッズの製作、出演オファーの管理等ジンくん達に関する一切の管理は同社が行っており、上記業務の遂行にあたっては同社を直接の相手方とすることが最も安価である。 また、PRブースの出展期間は6日間におたるもので、ブースの設え等に係るジンくん達に関する備品や着ぐるみ等の管理については、その重要性から同社が夜間警備等を含めたブース管理をすることで、責任を明確にし、円滑にするものとする。 以上より、本業務履行が可能な事業者は合同会社工房アルティスタに限られ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者との特定随意契約により調達することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 広報部広報課 011-211-2036
R5. 5. 17	レバンガ北海道のホームゲームにおける「SAPP-ROプロジェクト」等PR事業準備業務	株式会社レバンガ北海道	3,300,000	R5. 3. 17	R5. 3. 17 ~ R5. 3. 31	本事業は、市民とともに持続可能なまちづくりを進め、発展を遂げていくため札幌市広報課が実施している(1)市民一人ひとりが札幌の魅力を再発見し市内外に発信する「サッポロスマイルプロジェクト」(2)多様性を認め合う共生社会の実現に向けた取組である「いい人いい街まいにち金メダルプロジェクト」(3)各メディア、各スポーツチームと連携し、スポーツの持つさまざまなチカラを活用しまちづくりを進めていく「スポーツのチカラ・まちのミライプロジェクト」の3プロジェクトの周知を通じ、広く市民と共に、参画していただき、市民の未来志向の機運の醸成を官民一体で加速的に図っていくことを目的に実施。本契約相手方の株式会社レバンガ北海道は、『北海道から「人」に「社会」に感動を届け、世の中を笑顔にする。』を企業理念に、2011年から札幌をホームタウンとするプロバスケットボールチームを運営し、試合における平均入場者数は1,700人余と、B1リーグ上位につけているとともに、地域に密着の取り組みとして学校や病院訪問、北海道の子どもの未来を支える取り組みの「LEVANGA ACTION」など、バスケットボールを通じて上記3プロジェクトの理念を形にする活動を多数実施。また、同社は「サッポロスマイルパートナーズ」への登録をはじめ「さっぽろの『笑顔になれるまちづくり』の実現に向けた連携協定」の締結、「スポーツによるまちづくり」応援宣言など、上記プロジェクトへ積極的に参画し、今後更長きにわたって連携して札幌市の未来のまちづくりを考えていくことができる企業。今般、同社は令和5年4月に開催する同チームのホームゲームで、選手自らが主体となって企画を考え、試合でオリジナルユニフォームを着用したり、オリジナルグッズを作成・配布したりする「選手プロデュース」を実施予定であることから、この機会を活用して3プロジェクトのPR活動を実施することで、より市民の興味を惹き、市民のプロジェクト参画に結びつけることができると期待され、株式会社レバンガ北海道と連携することで、的確なタイミングで、試合、選手、ロゴなどの同社が持ち得るツールを積極的かつ柔軟に活用し、周知開発することが可能である。以上から、適切な時期に幅広く市民に上記3プロジェクトの参画を促すことができるのは、株式会社レバンガ北海道以外にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 広報部広報課 011-211-2036
R5. 8. 9	令和5年度札幌市公式ホームページ運用等業務	株式会社大塚商会	10,441,860	R5. 3. 24	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本業務は、札幌市公式ホームページ及び「札幌市公式ホームページ運用システム(以下、システムという。)」の運用管理を安定的かつ確実にを行うことを目的としている。 札幌市公式ホームページは、市民に対し直接情報を提供できるとともに、市民が必要とする情報を素早く提供できるという、高い即時性を持つ媒体である。 市公式ホームページ及びシステムに障害等が発生すると、市民への円滑かつ速やかな情報提供が著しく損なわれる恐れがあることから、市公式ホームページ及びシステムの運用管理には、非常に高い安定性と確実性が求められるとともに、万が一障害が発生した場合には、即時に復旧対応を行うことが不可欠である。 システムはパッケージ製品に本市独自の機能を追加しているため、本業務を遂行するためには、受託者がシステムの特長、各機能の実態や特性などをプログラムレベルで細部にわたり正確に把握するとともに、システム全体を総合的に理解する必要がある。 受託者がシステムを理解するためには、本市がシステムの詳細情報を開示する必要があるが、当該情報はパッケージ製品の著作権の関係から一般に開示することはできない。 そのため、システムの特長、各機能の実態や特性などをプログラムレベルで細部にわたり正確に把握するとともに、システム全体を総合的に理解する業者は、平成22年度に実施した「札幌市公式ホームページ再構築業務」を受託し、システムの設計・開発を行い、かつシステムの運用保守業務も受託している(株)大塚商会札幌支店のみであり、本業務を履行できる唯一の業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 広報部広報課 011-211-2036
R5. 4. 5	令和5年度広報誌レイアウト制作業務(単価契約)	株式会社アンパサンド	9,662,400	R5. 3. 27	R5. 3. 27 ~ R5. 3. 31	広報さっぽろは、幅広い世代の方々が読むことを想定して作成しており、特に特集・企画記事を市民が読み進めるような誌面にするためには、レイアウトが親しみやすく、文字や写真、イラストなどを駆使して作成することが重要である。 そのため、高度な技術と経験を要するデザイン会社に制作を委託しているが、契約の相手方の選定に当たっては、技術力を価格による競争で判断することが困難であることから、公募による企画競争を実施している。 企画競争実施委員会が実施した審査において、各委員の採点により、最低基準点(選考委員の総合計点の5割)を超え、最も点数が高かったため、契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 広報部広報課 011-211-2036
R5. 5. 17	令和5年度「まいにち金メダル」プロジェクト実施業務	株式会社北日本広告社	11,000,000	R5. 3. 27	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	テレビ・ラジオ等広報媒体を通じて市が伝えたい情報を市民に的確に伝えるためには、限られた予算内で、より多くの市民が視聴する放送枠を確保し、市民が興味・関心を持って視聴するような番組を制作・放送することが重要である。したがって、当該業務においては、価格競争による委託契約先の選定は馴染まないことから、複数の業者から提案を募る公募型企画競争を実施した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 広報部広報課 011-211-2036

令和4年度特定随意契約一覧

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5.5.17	令和5年度札幌市LINE公式アカウント運用支援業務	株式会社イー・エージェンシー	3,009,600	R5.3.29	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、札幌市LINE公式アカウント及LINE情報配信システム(以下「システム」という。)の運用管理を安定的かつ確実にを行うことを目的としている。 システムにはパッケージ製品を使用しており、メンテナンスやプログラムの修正を行うことができるのは、令和2年度に実施した「札幌市公式LINEアカウント導入支援及び情報配信システム構築管理業務」を受託し、システムの設計・開発を行った株式会社イー・エージェンシーのみであり、本業務を履行できる唯一の業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 広報部広報課 011-211-2036
R5.5.17	令和5年度広報ラジオ番組「スマイルさっぽろリターンズ」制作放送業務	株式会社北海道博報堂	2,200,000	R5.3.29	R5.4.1 ~ R6.3.31	テレビ・ラジオを通じて市が伝えたい情報を市民に的確に伝えるためには、限られた予算内で、より多くの市民が視聴する放送枠で、市民が興味・関心を持って視聴するような番組を制作・放送することが重要である。したがって、当該業務においては、価格競争による委託契約先の選定は馴染まないことから、複数の業者から提案を募る公募型企画競争を実施した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 広報部広報課 011-211-2036
R5.5.17	令和5年度広報ラジオ番組「じゅんきのさっほろ世間話」制作放送業務	株式会社電通北海道	2,999,700	R5.3.29	R5.4.1 ~ R6.3.31	テレビ・ラジオを通じて市が伝えたい情報を市民に的確に伝えるためには、限られた予算内で、より多くの市民が視聴する放送枠で、市民が興味・関心を持って視聴するような番組を制作・放送することが重要である。したがって、当該業務においては、価格競争による委託契約先の選定は馴染まないことから、複数の業者から提案を募る公募型企画競争を実施した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 広報部広報課 011-211-2036
R5.5.17	令和5年度広報ラジオ番組「突撃1サッポロロッキー」制作放送業務	株式会社アド・ビューロー岩泉	1,299,980	R5.3.29	R5.4.1 ~ R6.3.31	テレビ・ラジオを通じて市が伝えたい情報を市民に的確に伝えるためには、限られた予算内で、より多くの市民が視聴する放送枠で、市民が興味・関心を持って視聴するような番組を制作・放送することが重要である。したがって、当該業務においては、価格競争による委託契約先の選定は馴染まないことから、複数の業者から提案を募る公募型企画競争を実施した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 広報部広報課 011-211-2036
R5.5.17	令和5年度広報ラジオ番組「GrooveSAPP_RO」制作放送業務	株式会社アド・ビューロー岩泉	1,299,980	R5.3.29	R5.4.1 ~ R6.3.31	テレビ・ラジオを通じて市が伝えたい情報を市民に的確に伝えるためには、限られた予算内で、より多くの市民が視聴する放送枠で、市民が興味・関心を持って視聴するような番組を制作・放送することが重要である。したがって、当該業務においては、価格競争による委託契約先の選定は馴染まないことから、複数の業者から提案を募る公募型企画競争を実施した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 広報部広報課 011-211-2036
R5.5.17	令和5年度広報テレビ番組「ウォッチング札幌NEXT100」制作放送業務	北海道クリエイティブ株式会社	10,982,400	R5.3.29	R5.4.1 ~ R6.3.31	テレビ・ラジオを通じて市が伝えたい情報を市民に的確に伝えるためには、限られた予算内で、より多くの市民が視聴する放送枠で、市民が興味・関心を持って視聴するような番組を制作・放送することが重要である。したがって、当該業務においては、価格競争による委託契約先の選定は馴染まないことから、複数の業者から提案を募る公募型企画競争を実施した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 広報部広報課 011-211-2036
R5.5.17	令和5年度広報テレビ番組「札幌ふるさと再発見」制作放送業務	株式会社北海道博報堂	11,499,840	R5.3.29	R5.4.1 ~ R6.3.31	テレビ・ラジオを通じて市が伝えたい情報を市民に的確に伝えるためには、限られた予算内で、より多くの市民が視聴する放送枠で、市民が興味・関心を持って視聴するような番組を制作・放送することが重要である。したがって、当該業務においては、価格競争による委託契約先の選定は馴染まないことから、複数の業者から提案を募る公募型企画競争を実施した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 広報部広報課 011-211-2036
R5.5.17	令和5年度広報テレビ番組「サッポロスマイル」制作放送業務	株式会社ノヴェロ	10,999,560	R5.3.29	R5.4.1 ~ R6.3.31	テレビ・ラジオを通じて市が伝えたい情報を市民に的確に伝えるためには、限られた予算内で、より多くの市民が視聴する放送枠で、市民が興味・関心を持って視聴するような番組を制作・放送することが重要である。したがって、当該業務においては、価格競争による委託契約先の選定は馴染まないことから、複数の業者から提案を募る公募型企画競争を実施した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 広報部広報課 011-211-2036
R5.4.5	令和5年度法律相談業務	札幌弁護士会	10,648,000	R5.3.28	R5.4.1 ~ R6.3.31	当該業務の実施にあたっては弁護士への派遣が必要であり、札幌市内で当該業務を履行可能な者は、札幌弁護士会以外にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 広報部市民の声を聞く課 011-211-2045
R4.5.18	令和4年度職員健康管理システム改修業務	株式会社HB A	4,620,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.4.30	本件は、令和元年度に再構築を行った札幌市職員健康管理システムについて、システムの設計や運用保守の状況を熟知した上で必要な改修を行う業務である。 本件システムの改修を行うにあたっては、システム全体の整合性を保ち、正常稼働が保証されなければ、職員の健康管理事務に重大な支障をきたす恐れがあるものである。したがって、本件業務の履行にあたっては、本件システムを熟知している者以外は非常に困難である。 特定者は、職員健康管理システムの設計開発事業者かつ運用保守事業者であり、当該システムについて唯一熟知した事業者である。 本件改修業務は運用保守に係る役務とも密接に関連する業務であり、特定者に業務を実施させた場合、履行品質の確保、期間の短縮、経費の節減が確保できる等、競争に付するよりも有利と認められる。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、本件は特定者以外が業務を履行することが適当ではないと判断されることから、特定随意契約とし、特定者を契約の相手方として指名する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	総) 職員健康管理課 011-211-2086
R4.7.20	令和4年度札幌市職員ストレスチェック業務(単備契約)	システムデザイン開発株式会社	4,878,764	R4.6.17	R4.6.17 ~ R5.2.28	ストレスチェックは労働安全衛生法に基づく事業者の責務であり、その目的は職員自身のメンタル状態に気づきの機会を設けるとともに、安全衛生の観点から、職場に内在する問題点を発見し、改善を図ることにある。そのため、単に職員へアンケートを取るだけでは十分とは言えず、アンケート結果に基づく専門的な知識や経験による適切な分析や助言が必要不可欠となる。 また、回答率が高いほどより実態に即した状況把握が可能となり、今後の対策を検討するにあたって有益な資料となることから、回答率の向上を図るため、Web受検を活用している。大規模な本市職員のWeb受検にあたり、システムを適切に運営するためには、情報セキュリティやネットワーク等に関する専門的な知識も有していることが必要であることから、価格のみによる競争入札に適さない。このため、本業務の委託業者の選定について、公募型企画競争(プロポーザル方式)により実施することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 職員健康管理課 011-211-2086
R5.3.29	地方公務員共済組合法改正に伴う会計年度任用職員システム改修業務	富士通Japan株式会社	30,459,000	R4.4.21	R4.4.21 ~ R4.12.31	本業務は、既に契約を締結した役務「会計年度任用職員制度創設に伴うシステム設計・開発業務」(以下「既契約特定役務」という。))により調達したシステムのサービス利用につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の役務である。当該システムは、既契約特定役務の保有するパッケージシステムを前提としており、調達の相手方以外の者から調達をした場合、システム仕様の詳細を知り得ず、サービスの利便性を受けることに著しい支障が生ずる。加えて、選定事業者以外の者の場合、要件定義の段階において、本市独自の人事給与制度や業務フローを理解するために各種ヒアリングを要するため、本業務の開発・テスト期間を考慮すると、制度施行までに本業務を達成することが困難となる可能性がある。以上より、本契約は、特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	総) 職員部勤務課 011-211-2082

※(単備契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.9.7	学校給食費の給与控除開始に伴う人事給与と給食システム改修業務	富士通 J a p a n 株式会社	2,585,000	R4.8.31	R4.9.1 ~ R5.3.31	本業務は、「人事給与、庶務事務システム再構築に係る設計・開発業務」(以下「既契約特定業務」という。))により調達したシステムの改修業務である。当該システムは、既契約特定業務の保有するパッケージシステムを前提としており、契約予定の相手方以外の者から調達をした場合、システム仕様の詳細を知り得ず、業務を遂行することに著しい支障が生ずる。以上より、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、本契約は特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 職員部勤労課 011-211-2082
R5.4.5	令和5年度人事給与、庶務事務システム機器等の保守業務	F L C S 株式会社	8,902,740	R5.3.31	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、既に契約を締結した借受物品、「人事給与、庶務事務システム機器等の賃貸借」の保守業務である。本システムにおいて行う給与計算業務については、毎月の事務日程が厳密に定められており、遅延が許されない。また、委託業務内容は、故障や定期点検だけでなく、ソフトウェアサポートサービス対応も含まれているため、保守技術の熟練度、障害発生時の速やかな対応、保守機材の確保などに加え、システム及び構成機器に関する高度な知識と経験を有する必要がある。この条件を満たす者は、当該借受物品の所有者に限られる。以上より、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、本契約は特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 職員部勤労課 011-211-2082
R5.4.5	令和5年度人事給与、庶務事務システム運用保守業務	富士通 J a p a n 株式会社	68,217,380	R5.3.31	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、既に契約を締結した業務、「人事給与、庶務事務システム再構築に係る設計・開発業務」(以下「既契約特定業務」という。))により調達したシステムのサービス利用につき、既契約特定業務に接続して提供を受ける同種の業務である。当該システムは、既契約特定業務の保有するパッケージシステムを前提としており、調達の相手方以外の者から調達をした場合、システム仕様の詳細を知り得ず、サービス利用の便益を享受することに著しい支障が生ずる。以上より、本契約は、特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 職員部勤労課 011-211-2082
R5.5.24	令和5年度会計年度任用職員システム用機器等保守業務	F L C S 株式会社	3,160,080	R5.3.31	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、既に契約を締結した借受物品、会計年度任用職員システム用サーバ機器等の賃貸借の保守業務である。本システムにおいて行う給与計算業務については、毎月の事務日程が厳密に定められており、遅延が許されない。また、委託業務内容は、故障や定期点検だけでなく、ソフトウェアサポートサービス対応も含まれているため、保守技術の熟練度、障害発生時の速やかな対応、保守機材の確保などに加え、システム及び構成機器に関する高度な知識と経験を有する必要がある。この条件を満たす者は、当該借受物品の所有者に限られる。以上より、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、本契約は特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 職員部勤労課 011-211-2082
R5.5.24	令和5年度会計年度任用職員システム運用保守業務	富士通 J a p a n 株式会社	7,645,000	R5.3.31	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、既に契約を締結した業務「会計年度任用職員制度創設に伴うシステム設計・開発業務」(以下「既契約特定業務」という。))により調達するシステムのサービス利用につき、既契約特定業務に接続して提供を受ける同種の業務である。当該システムは、既契約特定業務の保有するパッケージシステムを前提としており、調達の相手方以外の者から調達をした場合、システム仕様の詳細を知り得ず、サービス利用の便益を享受することに著しい支障が生ずる。以上より、本契約は、特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 職員部勤労課 011-211-2082
R4.6.29	令和4年度マネジメント研修指導業務	株式会社日本マンパワー	4,079,900	R4.6.6	R4.6.6 ~ R4.11.30	職員研修指導業務は、職員の業務遂行能力や業務効率の向上を目的とするものであり、その実施に当たって、自治体の業務を踏まえた研修カリキュラムの作成や講師から受講者に対する的確な講義に加え、動画の撮影・編集などに高度な技術力、専門的な知識・経験が求められる。しかし、研修事業は特に資格・免許を必要とせず、誰でも講師として事業を行い得るものであるため、価格のみの競争となる競争入札を実施した場合、落札した事業者の企画内容や講師の技術・能力によっては、効果的な研修を実施できず、結果として事業の目的が果たされないこととなる。よって、職員研修指導業務は、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(平成27年3月25日財政局契約管理担当局長決裁。以下「要領」という。))第3条第1項1号に規定する業務の性質・目的が競争入札に適しないものうち、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするものに該当すると認められることから、公募型企画競争(プロポーザル方式)を実施したものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 研修センター研修担当課 011-866-3666
R4.7.13	令和4年度コミュニケーション研修指導業務	株式会社日本マンパワー	1,969,000	R4.6.24	R4.6.24 ~ R5.2.28	職員研修指導業務は、職員の業務遂行能力や業務効率の向上を目的とするものであり、その実施に当たって、自治体の業務を踏まえた研修カリキュラムの作成や講師から受講者に対する的確な講義に加え、動画の撮影・編集などに高度な技術力、専門的な知識・経験が求められる。しかし、研修事業は特に資格・免許を必要とせず、誰でも講師として事業を行い得るものであるため、価格のみの競争となる競争入札を実施した場合、落札した事業者の企画内容や講師の技術・能力によっては、効果的な研修を実施できず、結果として事業の目的が果たされないこととなる。よって、職員研修指導業務は、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(平成27年3月25日財政局契約管理担当局長決裁。以下「要領」という。))第3条第1項1号に規定する業務の性質・目的が競争入札に適しないものうち、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするものに該当すると認められることから、公募型企画競争(プロポーザル方式)を実施したものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 研修センター研修担当課 011-211-3919
R4.7.13	令和4年度出前研修「きく力・伝える力向上編」指導業務	株式会社日本マンパワー	1,034,000	R4.6.24	R4.6.24 ~ R5.2.28	職員研修指導業務は、職員の業務遂行能力や業務効率の向上を目的とするものであり、その実施に当たって、自治体の業務を踏まえた研修カリキュラムの作成や講師から受講者に対する的確な講義に加え、動画の撮影・編集などに高度な技術力、専門的な知識・経験が求められる。しかし、研修事業は特に資格・免許を必要とせず、誰でも講師として事業を行い得るものであるため、価格のみの競争となる競争入札を実施した場合、落札した事業者の企画内容や講師の技術・能力によっては、効果的な研修を実施できず、結果として事業の目的が果たされないこととなる。よって、職員研修指導業務は、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(平成27年3月25日財政局契約管理担当局長決裁。以下「要領」という。))第3条第1項1号に規定する業務の性質・目的が競争入札に適しないものうち、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするものに該当すると認められることから、公募型企画競争(プロポーザル方式)を実施したものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 研修センター研修担当課 011-211-3919

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4. 8. 17	令和4年度新採用職員後期研修(仕事の基礎知識)指導業務	株式会社アムリブラザ	3,528,140	R4. 8. 8	R4. 8. 8 ~ R5. 3. 31	職員研修指導業務は、職員の業務遂行能力や業務効率の向上を目的とするものであり、その実施に当たって、自治体の業務を踏まえた研修カリキュラムの作成や講師から受講者に対する的確な講義に加え、動画の撮影・編集などに高度な技術力、専門的な知識・経験が求められる。 しかし、研修事業は特に資格・免許を必要とせず、誰でも講師として事業を行い得るものであるため、価格のみの競争となる競争入札を実施した場合、落札した事業者の企画内容や講師の技術・能力によっては、効果的な研修を実施できず、結果として事業の目的が果たされないこととなる。 よって、職員研修指導業務は、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(平成27年3月25日財政局契約管理担当局長決裁。以下「要領」という。)第3条第1項1号に規定する業務の性質・目的が競争入札に適しないものうち、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするものに該当すると認められることから、公募型企画競争(プロポーザル方式)を実施したものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 研修センター研修担当課 011-211-3919
R4. 8. 24	令和4年度採用3・5・7年目職員研修指導業務	株式会社アムリブラザ	3,118,500	R4. 8. 8	R4. 8. 8 ~ R5. 1. 31	職員研修指導業務は、職員の業務遂行能力や業務効率の向上を目的とするものであり、その実施に当たって、自治体の業務を踏まえた研修カリキュラムの作成や講師から受講者に対する的確な講義に加え、動画の撮影・編集などに高度な技術力、専門的な知識・経験が求められる。 しかし、研修事業は特に資格・免許を必要とせず、誰でも講師として事業を行い得るものであるため、価格のみの競争となる競争入札を実施した場合、落札した事業者の企画内容や講師の技術・能力によっては、効果的な研修を実施できず、結果として事業の目的が果たされないこととなる。 よって、職員研修指導業務は、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(平成27年3月25日財政局契約管理担当局長決裁。以下「要領」という。)第3条第1項1号に規定する業務の性質・目的が競争入札に適しないものうち、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするものに該当すると認められることから、公募型企画競争(プロポーザル方式)を実施したものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 研修センター研修担当課 011-211-3919
R5. 4. 5	令和5年度新採用職員前期研修(市民応対)指導業務【対面】	株式会社パトス	2,148,710	R5. 3. 8	R5. 3. 8 ~ R5. 10. 31	職員研修指導業務は、職員の業務遂行能力や業務効率の向上を目的とするものであり、その実施に当たって、自治体の業務を踏まえた研修カリキュラムの作成や講師から受講者に対する的確な講義に加え、動画の撮影・編集などに高度な技術力、専門的な知識・経験が求められる。 しかし、研修事業は特に資格・免許を必要とせず、誰でも講師として事業を行い得るものであるため、価格のみの競争となる競争入札を実施した場合、落札した事業者の企画内容や講師の技術・能力によっては、効果的な研修を実施できず、結果として事業の目的が果たされないこととなる。 よって、職員研修指導業務は、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(平成27年3月25日財政局契約管理担当局長決裁。以下「要領」という。)第3条第1項1号に規定する業務の性質・目的が競争入札に適しないものうち、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするものに該当すると認められることから、公募型企画競争(プロポーザル方式)を実施したものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 研修センター研修担当課 011-866-3666
R5. 4. 5	令和5年度新採用職員前期研修(仕事の基礎知識)指導業務【対面】	株式会社アムリブラザ	2,369,360	R5. 3. 8	R5. 3. 8 ~ R5. 10. 31	職員研修指導業務は、職員の業務遂行能力や業務効率の向上を目的とするものであり、その実施に当たって、自治体の業務を踏まえた研修カリキュラムの作成や講師から受講者に対する的確な講義に加え、動画の撮影・編集などに高度な技術力、専門的な知識・経験が求められる。 しかし、研修事業は特に資格・免許を必要とせず、誰でも講師として事業を行い得るものであるため、価格のみの競争となる競争入札を実施した場合、落札した事業者の企画内容や講師の技術・能力によっては、効果的な研修を実施できず、結果として事業の目的が果たされないこととなる。 よって、職員研修指導業務は、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(平成27年3月25日財政局契約管理担当局長決裁。以下「要領」という。)第3条第1項1号に規定する業務の性質・目的が競争入札に適しないものうち、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするものに該当すると認められることから、公募型企画競争(プロポーザル方式)を実施したものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 研修センター研修担当課 011-866-3666
R5. 4. 5	令和5年度e-ラーニングシステム保守業務	株式会社大塚商会	1,287,000	R5. 3. 29	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本件業務は、e-ラーニングシステムの安定的な稼働を確保するために、システムの保守及び管理を行うことを目的とする。 本件業務の履行に当たっては、受託者には、対象システムの機能、機器構成、各種設定情報のほか、職員情報を利用するための関連システムとの連携に係る仕組み、庁内クラウド環境等を熟知していることが求められる。 当該選定事業者は、本システムの開発、納入を行っていることから、システム運用の詳細を熟知しているのは同社以外にない。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、株式会社大塚商会を本業務における契約の相手方に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 研修センター研修担当課 011-866-3666
R4. 6. 29	ビジネスセミナー及び交流会運営業務	株式会社 八芳園	1,983,300	R4. 6. 6	R4. 6. 6 ~ R4. 8. 22	株式会社八芳園の有する「八芳園」の会場は、十分な広さとオンラインセミナーの配信環境を有し、またアクセス・立地も良く、感染対策を行いながらセミナー及び交流会を実施できる。また、当社はこれまで自治体を含めた多様なイベント経験や、東京2020オリンピック・パラリンピックに合わせた「2020ホストタウン・ハウス」の企画・イベントプロデュースを行うなど、豊富なノウハウを有している。2021年12月に当社主催で開催されたイベント「SAPPORO SMILE WEEK2021」では、当社がメニュー開発して販売した札幌グルメ(味噌ラーメン、パフェなど)が来場者から高い評価を受け、札幌のプロモーションに大きく貢献した。 さらには、首都圏において同施設の認知度は極めて高く、300年を超える歴史ある庭園に隣接し落ち着いた雰囲気有する建物であることから、札幌に関心を持つ企業関係者をおもてなしするにあたり相応しい会場である。 これらのことから、「八芳園」において本事業を実施することが適当であり、同施設にて、確実にイベントの企画・運営を行うには、会場・スタッフを有する株式会社八芳園と契約を締結することが不可欠である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 東京事務所 03-3216-5090
R4. 8. 24	首都圏さっぽろ応援ショップPR業務	株式会社ぐるなび	4,130,000	R4. 8. 5	R4. 8. 5 ~ R5. 3. 31	シティブロモーションの拡大につなげるとともに、協力店舗の集客支援につながる取り組みを行うことで関係人口の増加に資する工夫が必要となり、高度な企画力や豊富な経験が求められることから、公募型企画競争実施委員会により選定した左記業者を特定随意契約の相手方とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 東京事務所 03-3216-5090

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4. 8. 24	首都圏におけるシティプロモーションイベント運営業務	株式会社 八芳園	6,050,000	R4. 8. 5	R4. 8. 5 ~ R4. 9. 30	<p>本件イベントを実施するには、以下の条件が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染防止の観点から、約300名の来場参加者が一定間隔を空けて着席できる大規模な会場であること。 ・天候の変化に対応するため屋内での実施が可能であること。 ・新型コロナウイルスの感染状況に応じて、開催形式を柔軟に変更ができる会場であること。 ・一流アーティストのライブに対応できる質の高い音響設備を有していること。 ・さっぽろファン・関係者をおもてなしするという趣旨から、バリアフリーに対応した質の高い空間であり、かつ様々な演出が可能であること。 ・一流アーティストを招聘できるネットワークを有すること。 ・高いイベント企画・運営のノウハウをもって、限られた期間内で企画検討から各種準備・実施までの業務を行う必要があること。 <p>株式会社八芳園の有する「八芳園」の会場は、十分な広さと質の高い音響施設を有するとともに、アクセス・立地も良く、適切な感染対策を行いながらイベントを実施できる。また、当社はこれまで自治体を含めた多様なイベント経験や、東京2020オリンピック・パラリンピックに合わせた「2020ホストタウン・ハウス」の企画・イベントプロデュースを行うほか、最近では総理大臣と米国大統領との面会の場となるなど、十分なノウハウを有している。さらには、首都圏において同施設の認知度は極めて高く、300年を超える歴史ある庭園に隣接し落ち着いた雰囲気有する建物であることから、札幌に関心を持つ企業関係者をおもてなしするにふさわしい会場である。</p> <p>これらのことから、「八芳園」において本事業を実施することが適当であり、同施設にて、確実にイベントの企画・運営を行うには、会場・スタッフを有する株式会社八芳園と契約を締結することが不可欠である。</p> <p>また、2021年12月に同社と共催し委託契約を結んだイベント「SAPPORO SMILE WEEK2021」では、同社がメニュー開発して販売した札幌グルメ(味噌ラーメン、パフェなど)が来場者から高い評価を受け、札幌のプロモーションに大きく貢献した。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	総) 東京事務所 03-3216-5090
R4. 11. 30	八芳園M u s u B uにおける札幌プロモーション業務	株式会社 八芳園	2,090,000	R4. 11. 14	R4. 11. 14 ~ R5. 1. 31	<p>本業務は、株式会社八芳園が主催するイベント内に、全体的な企画検討や設営及び運営を行うものであるため、同社以外に本業務を実施できる者はいない。</p> <p>以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	総) 東京事務所 03-3216-5090
R5. 3. 31	ビジネスセミナー及び交流会運営業務	株式会社 帝国ホテル	2,340,800	R5. 2. 16	R5. 2. 16 ~ R5. 3. 31	<p>企業誘致のPR効果を高めるためには、経営層への訴求が必要であり、アクセスの良さや万全のコロナ対策に加え、一流のホスピタリティを要した品格のある会場であることも求められる。2022年フオーブストラベルガイドにおける都内の5つ星ホテル9軒、4つ星ホテル12軒のうち、予算の範囲内で、会場の収容可能人数、オンライン配信環境等の要件を満たし、かつ希望日程を確保できるのは同ホテルのみであった(同ホテルは4つ星)。これらのことから、「帝国ホテル東京」において本事業を実施することが適当であり、同施設にて、確実にイベントの企画・運営を行うには、会場・スタッフを有する株式会社帝国ホテルと契約を締結することが必要である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	総) 東京事務所 03-3216-5090
R4. 7. 6	札幌市戸籍・附票証明書コンビニ交付システム構築業務	リコージャパン株式会社	28,878,300	R4. 6. 27	R4. 6. 27 ~ R5. 3. 31	<p>当該業務は、本市が使用している札幌市戸籍情報総合システムを基にサーバシステムの構築や機能追加を行うものであり、実施できるのは同システムの制作会社である左記事業者のみであるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	デ) 住民情報課 011-211-2296
R4. 7. 13	戸籍システムにかかる情報提供用個人識別符号取得業務	リコージャパン株式会社	2,772,000	R4. 7. 4	R4. 7. 4 ~ R4. 9. 30	<p>当該業務は、本市が使用している札幌市戸籍情報総合システムで保持しているデータに対して作業を行うものであり、実施できるのは同システムの制作会社である左記事業者のみであるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	デ) 住民情報課 011-211-2296
R4. 9. 28	札幌市証明書コンビニ交付システム戸籍証明発行対応(広域交付IPバージョン変更)業務	富士通 J a p a n 株式会社	2,838,000	R4. 9. 22	R4. 9. 22 ~ R5. 2. 28	<p>当該業務は、左記事業者が構築したシステムを改修するものであり、当該業務を行うことができるのは、システムの制作会社である左記事業者のみである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	デ) 住民情報課 011-211-2296
R5. 4. 12	令和5年度戸籍総合システム保守及び稼働支援業務	リコージャパン株式会社	72,982,800	R5. 3. 20	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	<p>上記業務は、区役所等で利用している左記事業者が制作したパッケージシステムの保守や稼働支援を行うものである。業務の実施に際しては既存システムについて熟知している必要があることから、左記事業者以外の者から調達をしたならば本件業務に係る便益を享受することに支障が生ずる。</p> <p>よって、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」並びに「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第2号」に基づき、左記事業者との随意契約(特定)とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	デ) 住民情報課 011-211-2296
R5. 4. 12	戸籍総合システムソフトウェアライセンス	リコージャパン株式会社	18,440,400	R5. 3. 20	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	<p>上記ソフトウェアライセンスは、本市が利用している戸籍総合システムを利用する上では必須のソフトウェアである。当該ライセンスを提供することができるのは、本市戸籍総合システムのベンダである左記事業者のみである。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記事業者との随意契約(特定)とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	デ) 住民情報課 011-211-2296
R5. 4. 12	令和5年度戸籍総合システム複合機及び戸籍総合システム行政用ファクシミリ保守点検業務(単備契約)	リコージャパン株式会社	10,484,129	R5. 3. 20	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	<p>当該機器は、戸籍総合システムの入出力機器であり、戸籍総合システムの一部である。そのため、設定作業を行うには法務省の認容を受けている事業者である必要がある。</p> <p>また、本市登録事業者で、当該機器(リコー社製)の保守を行うことができるのは左記事業者及び左記事業者と代理店契約を結んでいる事業者のみである。</p> <p>以上2点の条件を満たすのは、上記選定事業者のみである。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記事業者との随意契約(特定)とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	デ) 住民情報課 011-211-2296
R5. 8. 16	令和5年度証明書コンビニ交付システム保守業務	富士通 J a p a n 株式会社	5,676,000	R5. 3. 28	R5. 4. 1 ~ R5. 9. 30	<p>証明書コンビニ交付サービスで利用しているシステムは、富士通Japan社の「MICJET」を基本としながらも、これを札幌市の仕様に基づき独自のカスタマイズを行っている。そのため、運用及び保守には専門的知識と技術を要することから、当該システムのカスタマイズを行った富士通Japan社以外では対応が不可能である。</p> <p>また、稼働安定性とサービス停止時間の極小化を実現するためには、ハードウェアとシステムの稼働状況の監視及び障害対応等の運用・保守を一体的に行う必要があり、これを実現できるのも同社のみである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	デ) 住民情報課 011-211-2296

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.7.13	クラウド接続基盤整備業務	株式会社大塚商会	20,900,000	R4.6.8	R4.6.8 ~ R5.3.31	本業務は、札幌市環境からクラウドサービスを利用するための接続基盤(以下、「クラウド接続基盤」という。)を設計・整備する業務である。業務履行にあたっては、本市のインターネット分離環境(以下、「分離環境」という。)に係る構成や設定を熟知し、外用ブラウザ等の外部接続機能へ影響を与えず、職員端末からクラウドサービスに係る特定通信だけを適切な接続先に通信させるように設計する技術が必要である。当該事業者は、分離環境が稼働している共有資源基盤の構築及び運用保守を受託しており、本市の分離環境に係る必要な情報を熟知していることに加え、同基盤のハイブリッドクラウド化業務も受託しており、稼働しているシステムをインターネットとクラウドサービス間で適切に接続させるための技術を有している。 仮に他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、外部からのサイバー攻撃の対象となり得るセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者によってこれを開示することは、サイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 以上から、本業務を履行できる事業者はほかにない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	デ) 情報、システム調整課 011-826-6479
R5.9.13	札幌市マイクロソフトESAライセンス	株式会社大塚商会	3,664,342	R4.6.10	R4.6.10 ~ R4.6.30	本調達には、Microsoft社が提供する各種サブスクリプションライセンスについて、検証に必要な分を現行ESA契約にて調達するものである。 ESA契約期間内のライセンスの価格は、販売可能な価格の範囲が定められており、且つ、ESA契約期間内においては、ライセンス価格が固定化されることから、一般競争入札によるコスト面でのメリットが享受できない。 また、当該ライセンスはLSP(Licensing Solution Partner)と呼ばれるMicrosoft社から認定を受けている事業者のみから調達できるものである。LSPはスムーズな契約締結に関する援助、技術サポート、ライセンス購入手配など、利用者である本市職員の事情を熟知し、ライセンス導入を容易に行えるようにするためのサービスを提供している。そのため、LSP事業者のサービス品質が利用者である本市職員のサービス品質に直結することになる。仮にLSP事業者を変更することになった場合、本市とこれまで共有してきた情報を持たない事業者となってしまう、本市の事情や要望を考慮することができなくなる。また、本市からの問い合わせや相談事項に対する対応も遅くなり、その結果、本市が享受できるサービスレベルが著しく低下するというデメリットが発生する。 したがって、競争入札に付すことが不利であると認められることから、現行ESA契約を受託している当該事業者に対して本調達を委託するのが適切と判断される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	デ) 情報、システム調整課 011-826-6479
R4.8.10	札幌市菊水分庁舎で使用する電力(単備契約)	北海道電力ネットワーク株式会社	15,781,301	R4.6.20	R4.7.1 ~ R4.9.30	電気最終保障契約につき、契約の相手方が北海道電力ネットワーク株式会社に限られるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	デ) 情報、システム調整課 011-826-6279
R5.3.29	情報通信ネットワーク改修業務	パナソニックコネクツ株式会社	7,657,100	R4.7.19	R4.7.19 ~ R5.3.24	本業務は、行政情報系ネットワーク及び住民基本台帳ネットワークで使用する機器の更新、新設、設定や作業完了後の試験を行うものである。「行政情報系ネットワーク」は、イントラネットをはじめ総合行政システム、基幹系情報システム、戸籍システム等の原局システムなど、本市の行政情報系システムの通信基盤となる非常に重要な設備であり、「住民基本台帳ネットワーク」は、他自治体と連携し、ネットワーク上に住民基本台帳データを伝送している情報通信回線網である。 これらのネットワークは、万が一不具合が発生した場合には、各種システムの稼働に支障をきたし、行政事務の執行に多大な影響を及ぼすこととなる。本業務を安全かつ確実に履行するためには、複雑多岐に渡る既存ネットワークの全体構成、設計仕様、運用実態などを総合的に把握し、十分な知識を持って問題が起らないよう計画・準備した上で作業する必要がある。また万が一の問題発生時には、迅速かつ確実に対応できなければならない。 また、他事業者が上記の要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、通信基盤のセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者によってこれを開示することは、サイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することとなる。 については、当該ネットワークの構築および当初より設備の保守業務に携わり、ネットワークの全体設計及び運用状況を熟知している左記事業者が、上記に掲げた業務を確実・安全に履行できる唯一の事業者である。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	デ) 情報、システム調整課 011-826-6879
R4.9.7	集中ファイルサーバ構成変更業務	札幌総合情報センター株式会社	3,740,000	R4.8.22	R4.8.22 ~ R4.9.30	本業務は集中ファイルサーバの構成変更に伴う設計及び構築を行うものである。現行の集中ファイルサーバに対して安全かつ確実な構成変更を行うにあたっては下記の条件が必須である。 (1) 現行の集中ファイルサーバの構成、札幌市イントラネットのネットワーク構成を熟知し、本業務を履行できる必要十分な知識、技術を有していること。 (2) 集中ファイルサーバの構成変更は、職員の業務を停止させることなくスムーズに行うこと。また、本市ファイルサーバには重要な情報資産が格納されているため、移行作業中に障害が発生した場合でも、確実に情報資産を損なうことなく対応できること。 当該事業者は現行の集中ファイルサーバの構築を行い、運用保守業務を継続して受託し、本業務に必要な知識、経験を有している。また、札幌市イントラネットの構築、運用保守を継続して受託し、ネットワークの構成についても熟知している。 仮に他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、各種設定情報などのセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者によってこれを開示することはセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 以上の点から、現行の集中ファイルサーバを安定稼働させつつ、本業務を履行できる事業者は当該事業者のほかにない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	デ) 情報、システム調整課 011-826-6479
R5.9.13	札幌市マイクロソフトESAライセンス	株式会社大塚商会	805,594,460	R4.8.25	R4.8.25 ~ R4.8.31	本調達には、マイクロソフト社が提供するサーバ及びPICAL等のライセンスや各種サブスクリプションライセンスをESA契約にて調達するものである。 当該ライセンスはLSP(Licensing Solution Partner)と呼ばれるマイクロソフト社から認定を受けている事業者のみから調達できるものである。LSPはスムーズな契約締結に関する援助、技術サポート、ライセンス購入手配など、利用者の事情を熟知し、ライセンス導入を容易に行えるようにするためのサービスを提供している。そのため、LSP事業者のサービス品質が利用者である本市職員のサービス品質に直結することになる。仮にLSP事業者を変更することになった場合、これまで本市と共有してきた情報が引き継がれないため、本市が享受できるサービスレベルが低下するというデメリットが発生する。 また、ESA契約期間内のライセンスの価格は、販売可能な価格の範囲が定められており、且つ、ESA契約期間内においては、ライセンス価格が固定化されることから、一般競争入札によるコスト面でのメリットが享受しにくい。 したがって、本調達については、競争入札に付すことが不利である。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	デ) 情報、システム調整課 011-826-6479

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5.4.5	行政情報系ネットワーク機器更新業務	パナソニックコネク株式会社	1,650,000	R4.9.2	R4.9.2 ~ R5.3.24	本業務は、行政情報系ネットワークで使用する機器の更新や作業完了後の試験を行うものである。「行政情報系ネットワーク」は、イントラネットをはじめ総合行政システム、基幹系情報システム、戸籍システム等の原局システムなど、本市の行政情報系システムの通信基盤となる非常に重要な設備であるため、万が一不具合が発生した場合には、各種システムの稼働に支障をきたし、行政事務の執行に多大な影響を及ぼすこととなる。本業務を安全かつ確実に履行するためには、複雑多岐に渡る既存ネットワークの全体構成、設計仕様、運用実態などを総合的に把握し、十分な知識を持って問題が起こらないよう計画・準備した上で作業する必要性がある。また万が一の問題発生時には、迅速かつ確実に対処できなければならない。また、他事業者が上記の要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、通信基盤のセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者によってこれを開示することは、サイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することとなる。以上より、当該ネットワークの構築および当初より設備の保守業務に携わり、ネットワークの全体設計及び運用状況を熟知している左記事業者が、上記に掲げた業務を確実・安全に履行できる唯一の事業者である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	デ) 情報、システム調整課 011-826-6879
R4.11.2	市内無線LAN環境実証実験及び評価業務	東日本電信電話株式会社	4,972,000	R4.10.21	R4.10.21 ~ R5.3.27	本業務は、新たに構築するインターネット接続系のネットワーク(以下「NEWSネット」という。)に接続する市内無線LAN環境を本市の実環境に展開するための基礎検討として、NTTの閉域網回線と本市イントラネットとを接続する実証実験環境を菊水分庁舎内に構築し、NTTネットワーク網を使用しているイントラネットとNEWSネットの論理分割を含むネットワーク構成の妥当性を事前に検証するために実施するもの。この妥当性の検証には、NTTネットワーク網内のトラフィック分析と、分析結果に基づく原因や解決方法の特定、ネットワーク設定等の調整を必要とし、またそれらの調整を本市イントラネットの通信環境に影響を与えることなく適切に実施する必要がある。上記を踏まえて本業務を遂行可能である事業者は当該事業者の他にない。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	デ) 情報、システム調整課 011-826-6479
R4.12.28	アカウント登録Webシステム機能改修業務	株式会社エストコスモ	3,520,000	R4.12.2	R4.12.2 ~ R5.3.31	本業務は「アカウント登録Webシステム」に対して改修を行うものであり、本業務を安全かつ確実に履行するためには、本システムに関する知識及び改修に関する技術が必須である。当該事業者は本システムの構築及び運用保守業務を継続して受託し、稼働するサーバの構成や設定内容を熟知しており、これらの履行に必要な条件を満たしている。また、他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市イントラネット環境を利用するためのActiveDirectoryやメールサーバ、共有資源基盤に関する情報が多数含まれており、複数の事業者によってこれを開示することは外部からのイントラネットへの不正アクセスやサイバー攻撃のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	デ) 情報、システム調整課 011-826-6479
R5.4.5	情報通信ネットワーク保守業務	パナソニックコネク株式会社	68,640,000	R5.3.6	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、行政情報系ネットワーク、LIGWAN及び住民基本台帳ネットワークの安定稼働を目的とし、各拠点の設備点検、運用調整、障害対応、技術提案、資料整備を行うものである。本業務を安全かつ確実に履行するためには、複雑多岐に渡る既存ネットワークの全体構成、設計仕様、運用実態などを総合的に把握し、万が一の故障発生時にも、一部の事象によるものだけではなく、障害状況によっては、ネットワーク全体の稼働状態から故障の原因を類推し、そのうえで迅速かつ確実に対処する必要があるが、その実現のためには、多大な時間と知識が必須となる。当該事業者は、当該ネットワークの構築当初より設備の保守業務に携わっており、ネットワーク全体設計及び運用状況を熟知しており、上述の履行に必要な条件を満たしている。また、他事業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、情報基盤のセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者によってこれを開示することは、サイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	デ) 情報、システム調整課 011-826-6879
R5.4.5	電子計算機用空調機保守業務	三菱電機ビルソリューションズ株式会社	5,940,000	R5.3.6	R5.4.1 ~ R6.3.31	左記事業者は空調機の製造元である三菱電機(株)の系列会社であり、保守専門会社として空調機の保守・修理・整備を一任されており、交換用部品等の調達及び修繕に必要な知識及び技術的要件を兼ね備え、安全確実に本業務を実施できる唯一の事業者である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	デ) 情報、システム調整課 011-826-6879
R5.8.9	札幌市職員認証基盤運用保守業務	札幌総合情報センター株式会社	10,780,000	R5.3.7	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、当該事業者が構築した札幌市職員認証基盤に対して運用保守を行うものであり、本業務を安全かつ確実に履行するためには、本市イントラネットへの認証方法および連携するシステムに関する知識が必須である。当該事業者は本システムの構築及び運用保守業務を継続して受託し、稼働するサーバの構成や設定内容を熟知しており、上述の履行に必要な条件を満たしている。また、他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市イントラネット環境を利用するためのActiveDirectoryや認証サーバ(CAサーバ)、本市イントラネットのネットワーク構成に関する情報が多数含まれており、複数の事業者によってこれを開示することは外部からのイントラネットへの不正アクセスやサイバー攻撃のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	デ) 情報、システム調整課 011-826-6479
R5.8.9	アカウント登録Webシステム運用保守業務	株式会社エストコスモ	19,057,500	R5.3.7	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、令和3年度に当該事業者が構築したアカウント登録Webシステムに対して運用保守を行うものであり、本業務を安全かつ確実に履行するためには、本システムに関する知識が必須である。当該事業者は本システムの構築及び運用保守業務を継続して受託し、稼働するサーバの構成や設定内容を熟知しており、上述の履行に必要な条件を満たしている。また、他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市イントラネット環境を利用するためのActiveDirectoryやメールサーバ、共有資源基盤に関する情報が多数含まれており、複数の事業者によってこれを開示することは外部からのイントラネットへの不正アクセスやサイバー攻撃のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	デ) 情報、システム調整課 011-826-6479

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5.9.27	クラウド接続基盤運用保守業務	株式会社大塚商会	18,909,000	R5.3.7	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、本市環境からクラウドサービスを利用するための接続基盤の運用保守を行うものであり、履行にあたっては、本市のインターネット分離環境(以下、「分離環境」という。)に係る構成や設定を熟知し、外用ブラウザ等の外部接続機能へ影響を与えず、職員端末からクラウドサービスに係る特定通信だけを適切な接続先に通信させるように設計する技術が必要である。 当該事業者は分離環境が稼働している共有資源基盤の構築及び運用保守を受託しており、本市の分離環境に係る必要な情報を熟知していることに加え、同基盤のハイブリッドクラウド化業務も受託しており、稼働しているシステムをインターネットとクラウドサービス間で適切に接続させるための技術を有しており、上述の履行に必要な条件を満たしている。 また、他事業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、外部からのサイバー攻撃の対象となり得るセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	デ) 情報、システム調整課 011-826-6479
R5.9.27	庁内クラウド基盤運用保守業務	パナソニックコネクト株式会社	25,872,000	R5.3.7	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、札幌市データセンターにおけるシステム集約化基盤である庁内クラウド基盤(以下、「庁クラウド」という。)の運用保守を行うものであり、履行にあたっては、庁クラウドの構成や環境条件にかかる十分な知識を有し、庁クラウド上の各サーバが本市ネットワークと安全かつ確実に通信するため、適切なネットワーク設定及び通信制御できることが不可欠である。 当該事業者は庁クラウド構築、運用保守及び本市の行政情報ネットワーク運用保守を受託し、庁クラウド及び各論理ネットワークの構成や環境条件等を熟知していることで、庁クラウドと各ネットワーク間を最適に接続する知識・技術を有しており、上述の履行に必要な条件を満たしている。 また、他事業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、外部からのサイバー攻撃の対象となり得るセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	デ) 情報、システム調整課 011-826-6479
R5.9.27	札幌市エクストラネット運用保守業務	札幌総合情報センター株式会社	33,550,000	R5.3.7	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、札幌市エクストラネット全体の運用保守を行うものであり、履行にあたっては、エクストラネットが稼働するサーバ及びネットワークの構成、基本設定や運用ポリシー等に関して十分な知識を有し、エクストラネットの安定運用を維持しつつ効率的に各種作業を実施できる知識や技術が不可欠である。 当該事業者はエクストラネットの構築及び運用保守業務を継続して受託していることから、本業務に必要な知識や技術を熟知しており、上述の履行に必要な条件を満たしている。 また、他事業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、外部からのサイバー攻撃の対象となり得るセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	デ) 情報、システム調整課 011-826-6479
R5.9.27	共有資源基盤環境運用保守業務	株式会社大塚商会	63,360,000	R5.3.7	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、インターネット分離環境・外部記憶媒体制御システム及びイントラネットに関わるシステムが稼働する「共有資源基盤(仮想化基盤)」の運用保守を行うものであり、履行にあたっては、当該基盤に関して十分な知識を有し、安定運用を維持しつつ効率的に各種作業を実施できる知識や技術が不可欠である。 当該事業者は当該基盤のセキュリティ設定を含む知識・技術・運用保守ノウハウ等を熟知しており、上述の履行に必要な条件を満たしている。 また、他事業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、外部からのサイバー攻撃の対象となり得るセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	デ) 情報、システム調整課 011-826-6479
R5.3.15	HARP施設予約サービス利用業務	株式会社HARP	24,629,000	R5.3.10	R5.4.1 ~ R6.3.31	本市が利用する施設予約システムは、左記事業者が提供するASP(Application Service Provider)サービスであり、左記事業者がプログラム等の著作権を所有しているため、他社がサービス提供や運用を行うことはできない。 よって、当該業務を履行できるのは左記事業者をおいてほかにない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	デ) 情報、システム調整課 011-826-6279
R5.3.15	札幌市菊水分庁舎自動制御設備保守点検業務	ジョンソンコントロールズ株式会社	5,346,000	R5.3.10	R5.4.1 ~ R6.3.31	当該業務の対象となる設備はジョンソンコントロールズ株式会社製である。 当該設備の点検や調整をする上で必要なソフトウェアの著作権は、設備の製造会社である左記事業者のみが保有し、その第三者への使用許諾及びライセンス供与を行っていない。 また、故障発生時等に必要となる主要機器及び部品について左記事業者のみが供給可能である。 よって、当該業務を履行できるのは左記事業者をおいて他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	デ) 情報、システム調整課 011-826-6279
R5.3.22	札幌市菊水分庁舎中央監視設備保守点検業務	富士通 J a p a n 株式会社	1,095,600	R5.3.13	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務の対象となるシステムは、左記事業者が札幌市菊水分庁舎の変電設備や空調設備等に合わせた構築し、独自の設定を行ったものである。 本業務の履行にあたっては、異常発生時に独自の設定に即して迅速な対応を取ることが必要不可欠である。 また、左記事業者はこれまで保守点検を履行してきた唯一の事業者である。 したがって、本業務を履行できるのは、左記事業者のほかにない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	デ) 情報、システム調整課 011-826-6279
R5.9.13	札幌市Microsoft 365追加ライセンス	株式会社大塚商会	4,136,000	R5.3.22	R5.3.22 ~ R5.3.31	本調達には、職員の採用等により令和5年度の職員数が増加し、「Microsoft 365 (Teams含む)」を利用するために必要なライセンスが不足することが判明したため、その不足分を補うべく、当該ライセンス一式を令和4年度末までに緊急で追加調達するものである。 左記事業者はマイクロソフト社より認定を受けた「LSP (Licensing Solution Partner)」であり、かつ、札幌市の現ISA契約の「LSP」である。本市にライセンスを納品するためには、本市契約の「LSP」となる必要があるが、左記事業者以外が本市契約「LSP」とするには90日前までにマイクロソフト社への通知が必要であることが定められており、期間的に不可能である。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	デ) 情報、システム調整課 011-826-6479

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.5.25	新財務会計システムにおける契約基本システム連携業務	富士通 J a p a n 株式会社	24,090,000	R4.5.13	R4.5.13 ~ R5.10.31	本業務は、新財務会計システムを改修する業務であるが、同システムは既に当該事業者委託している「財務会計システム再構築に係る設計・開発及び運用・保守業務」(契約期間：令和2年8月21日～令和8年3月31日)において、開発を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一事業者以外者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。また、新財務会計システムは当該事業者が著作権を有するパッケージ製品を使用し構築しており、本業務はパッケージ部分の改修を伴うため、当該事業者でなければプログラム等の変更を実施することができない。 従って、先行業務の受託事業者である当該事業者が本業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R4.7.13	基幹系一運用保守作業RPA適用業務(国収灌・高齢障がい等)	株式会社北海道日立システムズ	3,197,700	R4.5.13	R4.5.13 ~ R4.9.30	本業務で行う作業は、左記事業者と既に契約している「国保系取滞納」及び「高齢障がい・児童福祉」の基幹系情報システム運用保守業務(以下、「既契約業務」という。)の中で実施されている「運用・保守メニューに基づく作業」の一部をRPA(Robotic Process Automation)による自動化に置き換え、運用・保守内で使用できるようにするものである。この作業は既契約業務の仕様では想定していないものであることから、追加で別途調達するものである。 このような状況を前提におき、仮に、本業務を既契約業務の受託者とは別の事業者委託した場合、本業務を迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することができなくなるとともに、運用保守性の低下を招くことで本市業務に重大な影響を及ぼす恐れがあることから、左記事業者以外にこれを履行する事業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R4.7.13	基幹系一運用保守作業RPA適用業務(国保・介護等)	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道	11,990,000	R4.5.13	R4.5.13 ~ R4.9.30	本業務で行う作業は、左記事業者と既に契約している「国保・年金・医療助成」及び「介護保険・後期高齢」の基幹系情報システム運用保守業務(以下、「既契約業務」という。)の中で実施されている「運用・保守メニューに基づく作業」の一部をRPA(Robotic Process Automation)による自動化に置き換え、運用・保守内で使用できるようにするものである。この作業は既契約業務の仕様では想定していないものであることから、追加で別途調達するものである。 このような状況を前提におき、仮に、本業務を既契約業務の受託者とは別の事業者委託した場合、本業務を迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することができなくなるとともに、運用保守性の低下を招くことで本市業務に重大な影響を及ぼす恐れがあることから、左記事業者以外にこれを履行する事業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R4.7.13	税収納管理システム等改修業務(税制改正対応)	株式会社北海道日立システムズ	197,230,000	R4.6.29	R4.6.29 ~ R5.3.31	本業務は、税収納管理システム等システムの一部を改修する業務であるが、既に当該事業者委託している「税収納管理システム等改修業務(マイグレーション関連対応)」(契約期間：令和4年6月1日から令和5年1月31日まで。以下「先行業務」という。)において、各システムの改修を行っているところである。 本業務は先行業務と密接不可分の関係にあり、プログラムが回帰しないよう先行業務と併せて整理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一事業者以外者に委託すると、事業者間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 したがって、本業務を履行できる事業者は当該事業者の他にはいない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R4.7.13	札幌市自治体情報システム標準化推進支援業務	ピースミール・テクノロジー株式会社	42,900,000	R4.7.1	R4.7.1 ~ R5.3.31	本業務はプロジェクトマネジメント・情報通信技術の分野における経験や専門的な知識を有しているとともに、本市における最適なプロジェクト進行を実現する提案が可能かどうかを判断する必要があり、価格のみによる競争入札に適さない。このため、本業務の委託業者の選定について、公募型企画競争(プロポーザル方式)により実施することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R4.7.27	住民記録システム改修業務(制度改正対応等)	B I P R O G Y 株式会社	16,018,200	R4.7.14	R4.7.14 ~ R5.3.31	本業務は、住民記録システムの一部を改修する業務であるが、既に当該事業者委託している「住民記録システム等改修業務(マイグレーション関連対応等)」(契約期間：令和4年4月12日～令和5年3月31日)において、システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一事業者以外者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、先行業務の受託事業者である当該事業者が本業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R4.7.27	住基ネット中間サーバ改修業務(転入・転出手続きのワンストップ化)	B I P R O G Y 株式会社	5,089,700	R4.7.14	R4.7.14 ~ R5.3.31	本業務は、住基ネット中間サーバに係るシステム(以下「本システム」という。)の改修を行うものであり、その履行には、以下の要件を満たすことが不可欠となる。 (1) 本システムの仕様及び当該保守・運用の現状を熟知し、現に稼働しているシステムの安定性を保ちつつ、国が実施を予定している全体運動テストを含め、確かつ安全に業務遂行できること。 (2) 本システムのサーバ機器等及び当該機器等で動作するソフトウェアに関する知識・技術に精通していること。 これらの要件を全て満たす事業者は、本市独自の中間サーバを開発し、以降、改修及び運用・保守業務を継続して受託している当該事業者の他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R4.7.27	基幹系システム保守追加業務-法人市民税	株式会社HBA	1,078,000	R4.7.14	R4.7.14 ~ R4.7.29	本業務で行う作業は、既契約業務である「基幹系システム運用保守業務(固定資産税等)」の「保守的システム改修」に該当するものである。この作業は、契約上、工数の上限を設けているが、この上限を超える作業が必要となったため、追加で別途調達するものである。 本業務を既契約業務の受託者とは別の事業者委託した場合、保守的システム改修等の作業が併走することによる運用保守性の低下を招くことにより本市業務に重大な影響を及ぼすおそれがある。 以上の理由から、現在の運用保守事業者である当該事業者が本業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R4.8.24	住民税システム改修業務(令和5年度税制改正対応)	株式会社北海道日立システムズ	49,610,000	R4.7.15	R4.7.15 ~ R5.3.31	本業務は、住民税システムの一部を改修する業務であるが、既に当該事業者委託している「住民税システム等改修業務(マイグレーション関連対応等)」(契約期間：令和4年4月12日～令和5年3月31日)において、システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一事業者以外者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、先行業務の受託事業者である当該事業者が本業務を委託する。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713

令和4年度特定随意契約一覧

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.9.7	高齢・障がい福祉システム改修業務(情報連携仕様決定対応)	株式会社北海道日立システムズ	10,725,000	R4.8.25	R4.8.25 ~ R5.1.31	本業務は、高齢・障がい福祉システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「高齢・障がい福祉システム等改修業務(マイグレーション対応等)」(契約期間:令和4年4月12日から令和5年1月31日まで)において、各システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一事業者以外者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、先行業務の受託事業者である当該業者に本業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R4.9.21	契約基本システム改修業務(新財務会計システム連携)	株式会社つうけんアドバンスシステムズ	2,244,000	R4.9.13	R4.9.13 ~ R5.10.31	本業務は、新財務会計システムとの自動連携を実現するために、契約基本システムの改修を行う業務である。 履行にあたっては、本システムの仕様や機能をはじめ、本市の契約実務を熟知し、稼働中の本システム及び関連システムの運用に影響を与えないことが不可欠である。 当該事業者は、本市の要件に合わせて本システムを独自に構築し、その後継続して運用保守業務を担当しているため、上記要件を満たしている。したがって、稼働中のシステムに影響を与えず業務を履行できる事業者は、当該事業者のほかにはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R4.11.23	新財務会計システムにおける給食費徴収管理システム連携業務	富士通Japan株式会社	7,403,000	R4.11.9	R4.11.9 ~ R5.3.31	本業務は、新財務会計システムを改修する業務であるが、同システムは既に当該業者に委託している「財務会計システム再構築に係る設計・開発及び運用・保守業務」(契約期間:令和2年8月21日~令和8年3月31日)において、令和5年4月まで開発を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一事業者以外者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。また、新財務会計システムは当該事業者が著作権を有するパッケージ製品を使用し構築しており、本業務はパッケージ部分の改修を伴うため、当該事業者でなければプログラム等の変更を実施することができない。 従って、先行業務の受託事業者である当該業者に本業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R4.11.30	住民記録システム改修業務(支援措置対象者証明発行に係る対応)	B I P R O G Y株式会社	2,645,500	R4.11.24	R4.11.24 ~ R5.3.31	本業務は、住民記録システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「住民記録システム等改修業務(マイグレーション関連対応等)」(契約期間:令和4年4月12日~令和5年3月31日)、「住民記録システム改修業務(制度改正対応等)」(契約期間:令和4年7月14日~令和5年3月31日)において、システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一事業者以外者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、先行業務の受託事業者である当該業者に本業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R4.12.14	障がい児入所給付費管理システム改修業務(障害DB関連対応)	株式会社北海道日立システムズ	2,442,000	R4.11.28	R4.11.28 ~ R5.3.31	本業務は、障がい児入所給付費管理システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「高齢・障がい福祉システム等改修業務(マイグレーション対応等)」(契約期間:令和4年4月12日から令和5年1月31日まで)において、当該システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一事業者以外者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、先行業務の受託事業者である当該業者に本業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R4.12.14	税証明システム改修業務(税制改正対応)	株式会社HBA	2,398,000	R4.12.1	R4.12.1 ~ R5.3.31	本業務は、税証明システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「税調納整理システム等改修業務(マイグレーション関連対応等)」(契約期間:令和4年4月12日~令和5年3月31日まで)において、システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一事業者以外者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、先行業務の受託事業者である当該業者に本業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R5.2.22	基幹系-インフラ提供サービス-令和4年度サービス追加業務(2)	B I P R O G Y株式会社	11,869,000	R5.2.8	R5.2.8 ~ R5.3.31	本市基幹系情報システムのインフラは、「基幹系-インフラ提供サービス業務」(以下、「サービス業務」という。))により提供されたものを利用している。サービス業務においては、インフラリソース等が不足した際に、別途契約によりリソース等を追加することができると定めている。 本業務はサービス業務の契約に基づいてインフラリソース等を追加し、そのインフラ上で実証検証に用いる環境を構築するものであることから、サービス業務を受託している当該事業者以外に本業務を受託できる事業者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R5.2.22	医療助成システム改修業務(後期負担割合見直し対応)	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道	3,300,000	R5.2.10	R5.2.10 ~ R5.3.31	本業務は、医療助成システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「医療助成システム改修業務(性別記載欄見直し対応)」(契約期間:令和4年12月22日から令和5年3月31日まで)において、当該システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一事業者以外者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、先行業務の受託事業者である当該業者に本業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R5.3.29	基幹系-基盤運用および運用全体系統統括業務	札幌総合情報センター株式会社	121,704,000	R5.3.17	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務では国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)が独自に開発した産総研包括フレームワーク(以下「AIST包括FW」という。)を本市向けに変更したAIST包括FW札幌市版を修正及び改変する作業が発生する。 AIST包括FW札幌市版は産総研、本市及び札幌総合情報センター株式会社の三者共同研究により開発され、これを修正及び改変する権利は、知的財産権の流出を防ぐため、三者のみが保有している。加えて、産総研からAIST包括FWを活用した事業展開を行うことを認められている唯一の企業であるビースマイル・テクノロジー株式会社(以下「PMT」という。))も修正及び改変を行うことが可能である。 このうち産総研は、国立研究開発法人産業技術総合研究所法第11条の規定により本業務を受託することができない。PMTは「AIST包括FWの保守サービスならびに、AIST包括FWを用いた情報システム開発の各種支援」を行う企業として産総研から許諾を受けているが、本業務に関しては受託しない旨の意思表示があった。そのため、当該事業者が本業務を受託できる唯一の相手方となる。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713

※(単備契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5.4.26	令和5年度 文書管理システム運用保守業務	富士通 J a p a n 株式会社	53,460,000	R5.3.17	R5.4.1 ~ R6.3.31	文書管理システム(以下「本システム」という。)=、当該事業者が著作権を有するパッケージソフトに本市独自の要件を追加して開発したものである。このため、パッケージソフトの著作権を有する当該事業者において、本システムの保守業務を実施できる事業者は他にない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R5.5.8	令和5年度 (総合行政) 共通基盤システム運用保守業務	札幌総合情報センター株式会社	102,484,800	R5.3.17	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、現在稼働している総合行政共通基盤システム(以下「本システム」という。)の運用保守を行う業務である。 本業務の履行にあたっては、本システムの仕様のみならず、その基盤上で稼働している文書管理・財務会計など各業務システムとの関連性や、本市イントラネット上で提供される職員認証基盤及び情報資産を安全に取り扱うためのセキュリティ設定を熟知していることが要件となる。 当該事業者は、各業務システムとの連携など本市が必要とする機能を実現するため本システムを開発するとともに稼働当初より運用保守業務を継続して受託しており、仕様等を熟知している。 また、仮に他事業者が同要件を満たすためにはセキュリティ設定等の情報開示が必要となるが、複数の事業者にこれを開示することは、セキュリティリスクへの直結が懸念され、セキュリティ保全の観点から不適切と判断される。 したがって、当該事業者以外にこれを履行できる事業者はいない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R5.5.8	令和5年度 財務会計システム運用保守業務	富士通 J a p a n 株式会社	26,510,000	R5.3.17	R5.4.1 ~ R5.9.30	財務会計システム(以下「本システム」という。)=、当該事業者が著作権を有するパッケージソフトに本市独自の要件を追加して開発したものである。このため、パッケージソフトの著作権を有する当該事業者において、本システムの保守業務を実施できる事業者は他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R5.5.8	令和5年度住民基本台帳ネットワークシステム運用保守業務	B I P R O G Y 株式会社	41,326,560	R5.3.17	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、住民基本台帳ネットワークシステム及び本システムと基幹システムとの連携を担う中間サーバを安全かつ安定的に稼働させるための運用・保守を行う業務である。 上記中間サーバについては、本市独自に開発したシステムであることから、当該サーバに関するシステム仕様やネットワーク等に関する高度な知識を有していることを前提として、各システムとの連携を行う必要がある。 また、本業務は区役所での窓口業務等、市民生活に直結するシステムを対象としていることから、万が一、システム障害が発生した場合に、市民に与える影響を最小限として、迅速かつ確実に対応することを可能とする高度なノウハウを有していることも必須要件となる。 上記の要件を全て満たす事業者は、本市独自の中間サーバを開発し、以降、改修及び運用・保守業務を継続して受託している当該事業者の他にない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R5.5.8	令和5年度契約基本システム運用保守業務	株式会社つうけんアドバンスシステムズ	12,391,500	R5.3.24	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、現在稼働している契約基本システム(以下「本システム」という。)の運用保守を行う業務である。 本業務の履行には、本システムに関して十分な知識を有し、現に稼働しているシステムの安定性を保ちつつ、的確かつ迅速に各種作業を実施できる知識や技術が不可欠となる。 当該事業者は、本システムの要件分析や設計に携わっており、経験や知識に基づく独自の技術により本システムを構築し、その後運用保守業務を受託しているため、稼働するサーバ構成や仕様等を熟知していることから、本業務を履行できる唯一の事業者である。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R4.6.8	令和4年度 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン策定に伴う市民参加事業実施等業務	株式会社 G l o c a l D e s i g n	5,390,000	R4.5.16	R4.5.16 ~ R5.3.31	本業務は、限られた期間の中で、ワークショップを通じて、第二次ビジョン策定に関する市民等のニーズ・意識を抽出・分析することから、地方公共団体の長期総合計画策定に係る広範な知識やワークショップの円滑な開催ノウハウ等が求められる。 また、ワークショップについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防の観点から、全ての回をオンライン会議システム使用により実施するため、システムの運用や通信機器の設定、オンライン上での意見交換を活性化させる工夫等、円滑で効果的な運営のためには十分な経験やノウハウ等が必要とされる。このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(以下「実施要領」という。)第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 政策企画部政策推進課 011-211-2139
R4.6.1	令和4年度はぐくみの軸強化方針策定支援業務	株式会社日建設計	7,315,000	R4.5.24	R4.5.24 ~ R5.3.31	本業務は、札幌都心の現状や社会経済情勢、広範囲にわたる既存の都市計画関連情報や沿道関係者および有識者等による意見や踏まえ、都心のまちづくりの重要な骨格構造であるはぐくみの軸の今後の方針を新規に作り上げるものであり、その遂行には都市開発に関する広範かつ専門的な知識と経験、高度な創造性が必要となる。 上記より本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る規格競争実施要領」(以下「実施要領」という。)第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するもの」と判断される。そのため、複数の者から、本業務に取り組むうえでの視点等についての提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 政策企画部政策推進課 011-211-2139
R4.6.15	令和4年度地域交流拠点清田の機能向上に向けた調査検討業務	株式会社 G l o c a l D e s i g n	5,060,000	R4.5.31	R4.5.31 ~ R5.3.24	本業務では、意見交換会を通じて、地域住民等の意見を抽出・分析するとともに、実証実験による効果検証を実施しながら地域交流拠点清田の機能向上案を検討する必要があり、高度かつ専門的な知識や経験等が求められる。 このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(以下「実施要領」という。)第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 政策企画部政策推進課 011-211-2139

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.7.13	令和4年度 都心エネルギープラン推進業務	株式会社日本設計	7,920,000	R4.6.15	R4.6.15 ~ R5.3.20	本業務は、第2次都心まちづくり計画及び都心エネルギープランの理念や方向性等を踏まえるとともに、札幌都心の開発状況やエネルギーインフラの現況、社会状況や技術革新の動向、エネルギー事業者やビル事業者等の有識者による意見を踏まえ、札幌都心のエネルギー施策の新たな展開に向けた基礎的整理を行うものであり、その遂行には都市計画及び環境・エネルギー分野に関する専門的かつ高度な技術・経験を有している必要がある。ゆえに本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第3条第1項第1号に該当するものと判断されるため、上記の諸条件を満たした複数の者から、本業務に取り組む上での視点等についての提案を募り、その良否を実施委員会にて審査し、業務遂行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 政策企画部政策推進課 011-211-2139
R4.7.6	ごみ収集車積載量センサ撤去業務	有限会社相馬モーダース	1,815,000	R4.6.20	R4.6.20 ~ R5.3.31	本業務は、本市が公立大学法人札幌市立大学(以下、「大学」とする)への委託により令和元年度から令和3年度に実施した「A1を活用した公共事業の最適化に関する研究業務」事業において、大学の指示により株式会社札幌(以下、「札幌」とする)の所有するごみ収集車12台に設置した積載量センサー式(以下、「センサ」とする)を撤去し、ごみ収集車をセンサ設置前の状態に復旧するものである。 センサはごみ収集車が積載するごみの量を計測するためのもので、計測の都合上、車両のサスペンション部分に設置されており、センサの配線はごみ収集車や車両メンテナンスの妨げとならないよう車体フレームの内側や隙間を通すなどの工夫がなされている。車両によって車体の構造が異なり設置手順も異なることから、センサおよび車両を破損しないためには設置手順を踏まえる必要があり、設置手順を把握していない業者が本業務を実施した場合、設置業者による実施に比べて大幅に作業時間を要すること、センサおよび車両の破損等のリスクが増大することが求められる。また、本センサは現に稼働しているごみ収集車に設置されているため、撤去作業は原則として、収集が休みとなる週末に札幌からごみ収集車を借りて実施し、週明け前に返却することが求められる。作業の遅延や車両の破損があった場合、ごみ収集車を週末のうちに札幌に返却することが出来ず、本市のごみ収集業務に多大な影響を与えることから、大学、札幌との連携による、迅速かつ丁寧な作業の実施が求められる。 上記事業者は、「A1を活用した公共事業の最適化に関する研究業務」において、大学からの委託により、対象車両23台全ての設置作業および11台(スケジュールの都合により12台が未了)の撤去作業を実施している。設置・撤去にあつては大学担当者が立ち会い手順の詳細を伝えてきた経緯があり、作業に必要な知識・経験や、大学、札幌と密に連携してきた実績があることから、本業務に求められる迅速性・作業品質を考慮すると、本業務の実施は同事業者に限定される。 以上のことから、本件が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当すると判断されるため、本業務の特定随意契約の事業者として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 政策企画部政策推進課 011-211-2139
R4.7.6	令和4年度創成東地区まちづくり推進支援業務	株式会社ノーザンクロス	3,905,000	R4.6.24	R4.6.24 ~ R5.3.24	本業務は、地域住民が共有し目指すまちの姿・理念であるまちづくりの方向性・ビジョンの案案を作り上げるとともに、創成東地区における持続的なまちづくり活動の推進に向け、まちづくり団体を中心とした、地域住民による自主的な取組として継続できるような実施体制を構築するものである。 こうした内容の業務を行うためには、エリアマネジメント、コミュニティデザイン、都市計画等に関する広範かつ専門的な知識、経験が必要となり、その遂行には専門的かつ高度な技術・経験を有している必要があることから、本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(以下「実施要領」という。)」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの(別添参照)」に該当するものと判断される。 このため、上記の諸条件を満たした複数の者から、過去の創成東地区のまちづくりに係る過去の議論を踏まえたうえで、本業務に取り組む上での視点や、業務を進める手法などについての提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 政策企画部政策推進課 011-211-2139
R4.7.20	令和4年度新幹線札幌駅東改札口周辺エリアまちづくり推進業務	株式会社ノーザンクロス	4,895,000	R4.7.8	R4.7.8 ~ R5.3.31	本業務は、周辺エリアの地権者や事業者等が共有し、エリアとして目指すべき方向性や将来ビジョン等の検討に加えて、周辺エリアの地権者や事業者等の地域意見を聴取し、合意形成を促進するとともに、まちづくりの機運を高めるための取組や事業者等の支援を実施するものである。 こうした内容の業務を行うためには、エリアマネジメント、コミュニティデザイン、都市計画等に関する広範かつ専門的な知識、経験が必要となり、その遂行には専門的かつ高度な技術・経験を有している必要があることから、本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(以下「実施要領」という。)」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの(別添参照)」に該当するものと判断される。 このため、上記の諸条件を満たした複数の者から、札幌駅交流拠点や創成東地区のまちづくりに関する計画や検討経過を踏まえたうえで、本業務に取り組む上での視点、将来ビジョンやエリアに備えるべき、あるいは集積すべき都市機能に関する検討の方向性や手法、エリアにおけるまちづくりの機運を高めるための手法や取組内容などについての提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 政策企画部政策推進課 011-211-2139
R4.9.21	潜在型関係人口創出事業運営業務	特定非営利活動法人 e z o r o c k	4,699,200	R4.9.1	R4.9.1 ~ R5.3.31	本事業は、道内市町村のニーズも把握し、さっぽろ連携中核都市圏域内に在住する参加者と道内市町村のマッチングを行ったうえで、多様な地域活動を支援することで、道内市町村の地域活性化および関係人口の創出を図るものである。そのため、本事業は、より多くの地域住民に道内市町村における地域活動の取り組みを意識させる訴求力に加え、関係人口の創出につながる潜在型プログラムを道内市町村と共同で構築する企画力及び効果的かつ円滑に多様な活動プログラムを実施・サポートする業務運営能力などが必要である。このことから、本事業については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、札幌市契約に係る企画競争実施要領(平成27年3月25日付財政局契約管理担当局長決裁)第3条第1項第1号に規定する「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を実施することが相当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 政策企画部政策推進課 011-211-2139

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.9.21	第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンに係るイメージ映像作成業務	株式会社Global Design	4,840,000	R4.9.7	R4.9.7 ~ R5.3.31	第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン(以下「戦略ビジョン」という。)は行政と市民が共に作り、共有し、連携して取り組んでいくまちづくりの指針であることから、検討の段階から、市民の共感や関心を得ることが必要である。 現在、「ビジョン編」の素案に関するパブリックコメントを終え、また、「戦略編」に関する市民ワークショップ(以下「ワークショップ」という。)を行ったところであるが、今後の「戦略編」の策定に向けては、「ビジョン編」で位置付けたい目指すべき都市像やまちづくりの重要概念「ユニバーサル」「ウェルネス」「スマート」が、どのような施策・取組等でどのように具体化されていくのか、そのイメージを映像により分かりやすい形で市民等と共有し、さらに議論を重ねていくことが重要である。また、本年10月下旬に予定している北海道・札幌2030オリンピック・パラリンピックプロモーション委員会において、映像の活用が急きょ求められている。 これを受け、本業務は、ワークショップで出た意見を踏まえた、戦略ビジョンで目指しているまちのイメージ映像を急きょ作成するものである。 イメージ映像の作成においては、ワークショップで出た意見をどのように踏まえ、戦略ビジョンが策定されていくかを、視覚的に分かりやすく伝える表現手法が求められるため、ワークショップの経過を熟知した上で、ワークショップの様子を記録した写真・動画や、議論の際に使用された市民作成のメモ・意見書等を効果的に駆使していく必要があり、また、本年10月下旬の活用予定に間に合うよう、短期間で映像を完成させる必要があるため、本ワークショップの運営を実施した事業者に限られる。 以上のことから、本件が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当すると判断し、本年度の「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン策定に伴う市民参加事業実施等業務」を受託し、本ワークショップの運営を担っており、株式会社グローバルデザインを本業務の特定随意契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政)政策企画部政策推進課 011-211-2139
R4.9.28	札幌駅周辺工事間連携検討及び情報発信方法検討業務	株式会社ドーコン	12,529,000	R4.9.20	R4.9.20 ~ R5.3.17	本業務は、札幌駅周辺で行われる各事業に関する情報の収集や課題の洗い出し、工事間の連携方法の検討、工事規制やエリアプロモーションについての周知、情報発信方法の検討等を行うものである。この業務を遂行するためには、広範かつ専門的な知識と経験が必要であり、複数の者から提案を募り、業務執行能力の優れたものを選ぶ必要があるため、競争入札には適さないものと判断される。については、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第3条第1項第1号(1)「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」に該当することから、複数の者から実施方針・体制等に関する提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政)政策企画部政策推進課 011-211-2139
R4.10.19	令和4年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務	東武トップツアーズ株式会社	5,381,200	R4.10.3	R4.10.3 ~ R5.3.31	本業務は、限られた期間の中で、1.さっぽろ圏の認知度向上及び移住意識創出をはかり多くの集客を行うための効果的なPRの実施、2.さっぽろ圏への移住意識喚起を目的とした移住イベントの企画・運営を求めらるものである。そのため、本業務は、移住意識に関する現状認識及び広報活動の広範な知識やノウハウに加え、さっぽろ圏の魅力や暮らしやすさなどの情報を集約しアピールする技術力、三大都市圏を中心とした圏外に住む幅広い層に、さっぽろ圏への移住を意識させる企画力及び効果的かつ円滑に移住イベントを実施する業務運営能力などが必要である。このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(平成27年3月25日付財政局契約管理担当局長決裁。)第3条第1項第1号に規定する「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を実施することが相当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政)政策企画部政策推進課 011-211-2139
R4.10.26	令和4年度都心まちづくりプラットフォーム公共的空間活用会議運営支援業務	commons fun	2,970,000	R4.10.4	R4.10.4 ~ R5.3.24	公共的空間活用会議は、都心で活動する民間事業者等の多様な関係者が連携・協力しながら、都心においてプレイスメイキング等を実施する官民連携のまちづくり体制であり、公共的空間活用会議の運営にあたっては、多様な業種・業態の会員との議論を深めながら、プレイスメイキング等の企画検討を支援していく必要がある。また、公共的空間における実証実験の企画検討等においては、単なるイベントの実施ではなく、公共的空間に関する国内外のまちづくりの動向を把握し、官民連携プラットフォームの実施という特殊性を踏まえたうえで、札幌都心のまちづくりに資するものという視点を持ち取り組む必要がある。上記より、その遂行には専門的かつ高度な技術・経験を有している必要があることから、本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第3条第1項第1号に該当するものと判断される。このため、上記の諸条件を満たした複数の者から、過去のプラットフォームの企画立案にあたって重視すべき視点及び会員相互の議論を促し、プロジェクトの検討を効果的に行うための会議の運営手法等について提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政)政策企画部政策推進課 011-211-2139
R4.10.26	令和4年度南北線さっぽろ駅コンコース空間改良方針検討業務	株式会社日建設計	9,020,000	R4.10.11	R4.10.11 ~ R5.3.24	本業務は、「ミナホ」の形成に至る検討経緯やさっぽろ駅間連事業等について必要な情報の整理の定、検討の深度化をする案を設定し、イメージネーミングやゾーニングイメージ等によりデザインや機能の改良方針案を作成するものである。こうした内容の業務を遂行するためには、広範かつ専門的な知識、経験が必要となり、その遂行には専門的かつ高度な技術・経験を有している必要があることから、本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」に該当するものと判断される。このため、上記の諸条件を満たした複数の者から、本業務に取り組み上での視点や検討の深度化をする案の設定に関する考え方等についての提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政)政策企画部政策推進課 011-211-2139
R4.10.26	令和4年度居心地がよく歩きたくなる都心まちづくり推進に向けた基礎調査業務	株式会社ドーコン	9,999,000	R4.10.12	R4.10.12 ~ R5.3.24	本業務は、都心における交通状況等の現況を把握するとともに居心地がよく歩きたくなる都心まちづくりを推進すべき路線や交通課題に対する解決策を検討するものであり、その遂行には都市計画等に関する広範かつ専門的な技術・経験を有している必要がある。上記より本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」(別添参照)に該当するものと判断される。そのため、複数の者から、本業務に取り組み上での視点等についての提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政)政策企画部政策推進課 011-211-2139
R5.1.11	図書(マンガ)を核としたライブラリー、ミュージアム及びビジネスの展開に関する可能性調査業務	株式会社ニトリパブリック	4,950,000	R4.12.16	R4.12.16 ~ R5.3.31	本業務は、図書(マンガ)のみならず、図書館運営、博物館・美術館経営、コンテンツビジネスの開発など広範な知識が求められる。 このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(以下「実施要領」という。)第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」に該当すると判断し、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政)政策企画部政策推進課 011-211-2139

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5.1.18	統計調査支援システム電子地図ライセンスの購入	株式会社ゼンリン	1,397,000	R5.1.12	R5.1.12 ~ R5.3.31	「統計調査支援システム」は、株式会社ゼンリンが版權を有しており、この者以外の電子地図には対応していない。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用のうえ、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政)政策企画部政策推進課 011-211-2139
R5.4.19	令和4年度札幌駅南口駅前広場改修の方向性検討業務	日本工営都市空間株式会社	8,096,000	R5.2.9	R5.2.9 ~ R5.3.31	本業務は、札幌都心の現状や社会経済情勢、広範囲にわたる既存の都市計画関連情報や沿道関係者および有識者等による意見を踏まえ、都心のまちづくりの重要な拠点である札幌駅周辺交流拠点の中核を担う、南口駅前広場の今後の改修の方向性を検討するものであり、その遂行には都市開発に関する広範かつ専門的な知識と経験、高度な創造性が必要となる。 上記より本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(以下「実施要領」という。)」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの(別添参照)に該当するものと判断される。そのため、複数の者から、本業務に取り組む上での視点等についての提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	政)政策企画部政策推進課 011-211-2139
R6.1.10	令和4年度地下歩行ネットワークの機能維持・向上に向けた基礎検討業務	株式会社北海道日建設計	6,600,000	R5.2.20	R5.2.20 ~ R5.3.24	本業務は、札幌都心部の地下歩行ネットワークの安全性及び防災性等に関連する規定や他都市における対応事例等の情報収集・整理するとともに、今後想定される課題の把握・整理等を行ったうえで、安全性及び防災性等の維持・向上に向けた今後の対応の方向性を検討するものであり、その遂行には都市計画等に関する広範かつ専門的な技術・経験を有している必要がある。 上記より本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するものと判断される。そのため、複数の者から、本業務に取り組む上での視点等についての提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政)政策企画部政策推進課 011-211-2139
R4.6.1	令和4年度 篠路駅周辺地区まちづくり推進業務	昭和株式会社	8,635,000	R4.5.18	R4.5.18 ~ R5.3.22	篠路駅周辺地区では、地区の特色を活かした活力ある地域交流拠点の形成を図るため、社会基盤の整備を進めるとともに、民間開発等による都市機能の集積や地域主体のまちづくり活動の実現による、にぎわい創出や活性化に資するまちづくりを目指している。本業務は、低未利用地等の利活用や地域主体のまちづくり活動を中心とした、新たなまちづくりの方向性を示すまちづくり計画を策定することを主目的とし、策定にあたって必要な作業、取組(地域協議会及び検討委員会の運営補助、市有地の利活用に係る検討、地域主体のまちづくり活動支援)を行うものである。 こうした取組を進めるにあたっては、社会基盤整備事業や土地利用の進捗に応じて形を変える駅周辺の状況に応じた、柔軟な検討を複雑に組合せることが必要である。また、住宅地と拠点の二面性を合わせ持つ駅周辺地区でのまちづくり活動の内容検討や、札幌市では類似事例の無い新たな運営体制の検討には、エリアマネジメントなどの全国の先進的な事例も踏まえた様々な手法の比較衡量が必要となるなど、高度な技術力、専門的な知識、幅広い経験が必要である。 そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本業務の性質が競争入札に適しないと考えられることから、公募型企画競争による契約候補者の選考を実施した。 昭和株式会社は「令和4年度 篠路駅周辺地区まちづくり推進業務企画競争実施委員会」における審査の結果、入選者として選定されたことから、随意契約(特定)の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政)都市計画部都市計画課 011-211-2506
R4.6.29	解析システム運用保守業務	日本データサービス株式会社	1,474,000	R4.6.15	R4.6.15 ~ R5.3.31	本業務は、都市計画部に設置している都市計画基礎調査解析システム(通称「解析システム」。以下「システム」という。)で使用する主題図データに関し、修正等が必要な箇所について、フォーマット変換、システムへのインストールを行い、運用サポートを実施するものである。 当該システムは日本データサービス株式会社(以下、「同業者」という。)が独自に開発し、複数の自治体に納品、運用しているシステムであり、同業者が著作権を保有している。そのため、GISエンジン等のコアシステムについて、システムソース、ドキュメント等の自社のノウハウを積極的に同業他社に開示するものではない。 したがって、他社が受託した場合、現行システムの構成、処理フロー等をゼロから解析する必要があるとともに、障害が発生した際の原因の切り分け、復旧作業に多大な時間を要するものと考えられ、同業者に比べ委託費が高額になることは明白である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政)都市計画部都市計画課 011-211-2506
R4.10.5	都市計画基礎調査補完調査・データ統合業務	日本データサービス株式会社	3,058,000	R4.9.30	R4.9.30 ~ R5.3.24	本業務は、北海道が業務委託する都市計画基礎調査に並行して行う補完調査及びデータ統合業務であり、本業務を行うために必要なデータについては、道調査の業務完了をもって得られるものである。そのため、北海道の発注する業務を受託している当該業者以外の者が本業務を履行しようとする場合は、本年度末の道調査の業務成果を用いて調査を行う必要があることから、本年度中に本業務で求める仕様を達成することは不可能である。 本市は札幌圏域の他都市と比較しても都市規模が大きく、建築動態の変化も著しいため、都市計画基礎調査を毎年実施していることから、本年度中に本業務で求める仕様を達成する必要がある。そのため、本業務の目的を達成するためには、道調査と本業務の調査を並行して行うことが必須であり、これを唯一実現できる者は、道調査を受託している当該業者のみである。 以上により、本業務の性質が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項に該当することから、当該業者を随意契約(特定)の候補者とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政)都市計画部都市計画課 011-211-2506

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5. 1. 25	令和4年度ミニ大通周辺地区まちづくり推進業務	株式会社石塚計画デザイン事務所	3,337,400	R5. 1. 12	R5. 1. 12 ~ R5. 3. 24	札幌市では、平成28年に策定した「第2次札幌市都市計画マスタープラン」において、住宅市街地における土地利用の基本方針として、住民が主体となった地区計画などのまちづくりルール策定等を支援するなど、良好な居住環境を形成する取組を推進することとしている。また、地域住民等が地域ごとの魅力や課題を踏まえ、まちの将来像を共有し、主体的に地域まちづくりを行うことを支援するため、「札幌市まちの価値を高めるルールづくり推進事業」による取組を実施し、様々な地域まちづくり活動の支援に取り組んできた。 そうした中、ミニ大通周辺地区(中央区北3条西11~17丁目、北4条西11~17丁目)では、周辺の町内会を中心に、町内会組織の活性化や地域資源であるミニ大通のあり方に関する問題意識を発端として、令和3年度より、地域まちづくりの支援を開始したところである。当地区において、地域のまちづくりの機運を一層活性化し、地域の魅力や課題に対応した取組を図るためには、地域が主体的かつ積極的にまちづくりに取り組むための体制の構築や意識の醸成が欠かせない。 本業務は、今後のまちづくり活動推進の土台となる取組として、当地域の現状の把握や地域特性の整理、住民の意向把握や地域意向の共有のための意見交換会等を実施するものであり、当地域の特徴を踏まえ、マンション住民を主体とした地域でのまちづくりや事業者とも連携したまちづくりの多様な経験や、道路空間の活用などの専門的な知識が必要となる。したがって、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項第1号に該当すると判断し、公募型企画競争(プロポーザル方式)による契約候補者の選考を実施した。 左記の者は、「令和4年度ミニ大通周辺地区まちづくり支援業務に係る公募型企画競争実施委員会」における審査の結果、入選者として選定されたことから、随意契約(特定)の相手方の候補者とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 都市計画部都市計画課 011-211-2506
R5. 4. 5	解析システム運用保守業務	日本データサービス株式会社	1,474,000	R5. 3. 23	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本業務は、都市計画部に設置している都市計画基礎調査解析システム(通称「解析システム」。以下「システム」という。)で使用する主題図データに関し、修正等が必要な箇所について、フォーマット変換、システムへのインストールを行い、運用サポートを実施するものである。 当該システムは日本データサービス株式会社(以下、「同業者」という。)が独自に開発し、複数の自治体に納品、運用しているシステムであり、同業者が著作権を保有している。そのため、GISエンジン等のコアシステムについて、システムソース、ドキュメント等の自社のノウハウを同業他社に開示するものではないことを確認している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 都市計画部都市計画課 011-211-2506
R4. 6. 1	令和4年度手稲山口地域協議会運営支援業務	株式会社石塚計画デザイン事務所	4,998,400	R4. 5. 25	R4. 5. 25 ~ R5. 3. 29	2030年度末とされている札幌までの全線開業に向け、著実に市内トンネル工事を進めるためには、当該受入地における確実な対策士の受入が必要である。また、対策士の受入にあたっては周辺住民のご理解、ご協力が不可欠であり、その確保に向け、本業務で実施する協議会は要となる取組である。本業務の確実な履行に当たっては広範かつ専門的な知識・技術・経験や創造性が必要であり、その能力を有する適任者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)。このため、本業務の委託業者の選定に当たっては、公募型企画競争(プロポーザル方式)により契約候補者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R4. 6. 15	令和4年度北海道新幹線啓発活動業務	株式会社電通北海道	5,999,400	R4. 6. 3	R4. 6. 3 ~ R5. 3. 23	本業務は、2030年度末とされている札幌までの全線開業を一日も早く実現するために、建設工事への市民理解促進の取り組み、早期開業に向けた札幌市民の機運醸成や開業効果拡大への取り組みを促進するものである。本業務の実施にあたっては、札幌市市民に市内建設工事の内容がわかりやすく伝わるよう、効果的・効率的に発信するとともに、札幌市民や道民、札幌を訪れる観光客等に向けて、北海道新幹線の北海道への乗り入れに伴う効果や利便性、札幌市や北海道新幹線沿線地域の魅力等の情報を効果的に発信する必要がある。そのためには、様々な情報発信手法・PR手法の活用や複合的な展開、年間を通じての総合的・一体的な情報発信やPR活動の提供など、専門的な手法や知識等を有するとともに、確実な履行能力を有する適任業者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)。このため、本業務の委託業者の選定に当たり、公募型企画競争(プロポーザル方式)により契約候補者を選定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R4. 8. 3	令和4年度路面電車延伸に係る課題解決手法の検討業務	株式会社ドーコン	7,997,000	R4. 7. 29	R4. 7. 29 ~ R5. 3. 24	本業務は、「札幌市路面電車活用計画」に基づき実施している延伸検討において、課題への解決策として、新たな公共交通システムの検討を行うこととしており、公共交通に関する新技術の活用について調査検討を行うものである。 これらの確実な履行に当たっては、広範かつ専門的な知識・経験や高度な分析力・創造性が必要であり、その能力を有する適任業者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札には適さないものと判断される(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)。このため、本業務の委託業者の選定に当たっては、公募型企画競争(プロポーザル方式)により契約候補者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R4. 8. 24	令和4年度五輪通拡幅に係る概略検討業務	中央コンサルタンツ株式会社	1,760,000	R4. 8. 19	R4. 8. 19 ~ R5. 3. 24	本業務は、令和4年5月12日及び13日に開催した五輪通道路拡幅に係る説明会(以下、「説明会」という。)での意見を踏まえた道路線形を検討するものであるが、業務履行業者を選定するにあたり、以下の条件を満たす必要がある。 (1) 地域の状況を熟知していること 道路線形を再検討するには、五輪通沿線の土地利用状況及び交通状況等を熟知している必要がある。 (2) 関係機関と早急に調整する能力があること 本業務を遂行するにあたり、過去の関係行政機関[北海道公安委員会、北海道庁、道路管理者(市・国)、河川管理者(市)、公園管理者(道)、自衛隊]との協議内容を踏まえることが重要となることから、これまでの協議経緯と業務への深い理解を持ったうえで多くの関係行政機関と早急に調整する能力が必要である。 (3) 早期に再検討結果を整理する能力があること 本業務は、説明会での意見を踏まえ道路線形の再検討を行うものであり、早期に再検討結果を整理し拡幅の影響等を沿線地権者に示す必要があることから、これまでの検討経緯等の深い理解を持った上で早急に再検討を行う能力が必要である。 (4) 五輪通拡幅検討に係る過年度発注業務に精通していること 本業務は、過年度に建設局土木部が公募型企画競争入札(プロポーザル方式)により発注した「五輪通道路予備検討業務(平成30年度)」及び特定随意契約により発注した「3・4・9.5五輪通(平岸通~国道453号間)道路予備修正検討業務(令和2年度)」(以下、過年度業務)の検討内容及び調整事項を前提として検討を行うものであることから、過年度業務に精通している必要がある。 過年度業務の受託業者である左記業者は、上記条件を満たす唯一の業者である。 この業者に委託することで、業務を円滑に遂行できるだけでなく、改めての打合せ及び資料収集等が不要であるため、経費の節減も図られる。 以上により、左記業者を選定することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.9.28	令和4年度デマンド交通実証実験業務	トヨタカローラ札幌株式会社	7,678,000	R4.9.21	R4.9.21 ~ R5.3.31	本業務は、需要や地域の特性に合わせた新たな枠組みによる生活交通の導入について検討するため、実証実験を行うものである。 これらの確実な履行に当たっては、広範かつ専門的な知識・経験や高度な分析力・創造性を活かした実現性の高い提案が必要であり、その能力を有する適任者を選定することから、本業務はその性質上、競争入札に適さないものである(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)。 このため、本業務の委託業者の選定に当たっては、公募型企画競争(プロポーザル方式)により契約候補者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 01-211-2492
R4.10.12	令和4年度料来交通体系調査・検討業務	株式会社ドーコン	7,997,000	R4.9.29	R4.9.29 ~ R5.3.24	本業務は、札幌市総合交通計画に位置付けている清田方面公共交通機能向上及び次期P T調査の実施に向けた調査・検討等を行うものである。これらの確実な履行に当たっては高度な創造性や専門的な知識・経験が必要であり、その能力を有する適任者を選定することから、本業務はその性質上、競争入札に適さないものである(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)。このため、本業務の委託業者の選定に当たっては、公募型企画競争(プロポーザル方式)により契約候補者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R4.12.21	令和4年度札幌駅交流拠点基盤整備検討業務	日本工営都市空間株式会社	13,992,000	R4.12.9	R4.12.9 ~ R5.3.24	本業務は、昨年度に実施した「令和4年度札幌駅交流拠点基盤整備検討業務」の成果を踏まえながら、札幌のシンボルとなる南口駅前広場の再整備方針や配置計画を立案するほか、地下街の構造強度を検討する等、専門的な知識を必要とする業務である。 そのためには複数の者から提案を募り、専門的な知識及び経験を有し業務遂行能力の優れた者を選ぶ必要があるため、本業務はその性質上、一般競争入札には適さないものと判断される(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)。 このため、本業務の委託業者の選定は、公募型企画競争(プロポーザル方式)により行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R4.12.21	令和4年度札幌駅周辺交通円滑化検討業務	株式会社ドーコン	8,998,000	R4.12.9	R4.12.9 ~ R5.3.24	本業務は、2019年10月に策定された「札幌駅交流拠点北5西1・西2地区再開基本構想」等で掲げる基盤整備の方針及び目的の実現を目指すほか、その後の都市計画決定の手続き等につながり、交通事業者や関係地権者等との協議・調整を図る基礎となるものであるため、精緻かつ高水準の成果を得なければならない。 そのためには複数の者から提案を募り、専門的な知識及び経験を有し業務遂行能力の優れた者を選ぶ必要があるため、本業務はその性質上、一般競争入札には適さないものと判断される(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)。 このため、本業務の委託業者の選定は、公募型企画競争(プロポーザル方式)により行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R4.12.28	令和4年度札幌市地域公共交通計画策定支援業務	株式会社建設技術研究所	5,984,000	R4.12.14	R4.12.14 ~ R5.3.31	本業務は、持続可能な交通ネットワークを確立するための指針となる計画の策定に向け、本市の公共交通が抱える課題の分析、会議の運営及び計画の骨子検討に係る支援を行うものである。 これらの確実な履行に当たっては、広範かつ専門的な知識・経験や高度な分析力・創造性を活かした実現性の高い提案が必要であり、その能力を有する適任者を選定することから、本業務はその性質上、競争入札に適さないものである(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)。 このため、本業務の委託業者の選定は、公募型企画競争(プロポーザル方式)により行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R4.12.28	令和4年度路線バス需要喚起支援業務	株式会社ノヴェロ	8,999,980	R4.12.16	R4.12.16 ~ R5.3.31	本業務は、路線バスの需要喚起を行うため、企画乗車券の申込受付・発行や事業への動機付けイベントの実施等を行うものである。 これらの確実な履行に当たっては、広範かつ専門的な知識・経験や高度な分析力・創造性を活かした実現性の高い提案が必要であり、その能力を有する適任者を選定することから、本業務はその性質上、競争入札に適さないものである(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)。 このため、本業務の委託業者の選定に当たっては、公募型企画競争(プロポーザル方式)により契約候補者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R5.4.12	大通バスセンターエスカレーター(地下2階)保守業務	株式会社日立ビルシステム	2,019,600	R5.3.9	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、不特定多数の市民が利用する当該昇降機の機能を良好に維持するとともに安全・安心な昇降機の稼働を確保するため、定期的な保守点検を行うとともに、万が一の故障の際の緊急対応を行うものである。 保守にあたっては、当初の設計仕様に基づく点検を行い、昇降機性能を確保するとともに、故障時の原因究明及び部品交換等による迅速かつ確実な機能回復が必要である。 当該昇降機は、株式会社日立製作所が設計・製作および据付を行ったものであり、左記業者でなければ、保守点検に必要な技術情報や専用部品等の提供が円滑に受けられず、故障等の発生時の迅速な復旧に支障をきたすほか、製造者との責任の所在が不明確となる。 以上のとおり、本件業務を確実に履行できるのは当該事業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R5.4.12	大通バスセンターエスカレーター(1階・地下1階)保守業務	三菱電機ビルソリューションズ株式会社	2,613,600	R5.3.9	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、不特定多数の市民が利用する当該昇降機の機能を良好に維持するとともに安全・安心な昇降機の稼働を確保するため、定期的な保守点検を行うとともに、万が一の故障の際の緊急対応を行うものである。 保守にあたっては、当初の設計仕様に基づく点検を行い、昇降機性能を確保するとともに、故障時の原因究明及び部品交換等による迅速かつ確実な機能回復が必要である。 当該昇降機は、三菱電機株式会社が設計・製作および据付を行ったものであり、左記業者でなければ、保守点検に必要な技術情報や専用部品等の提供が円滑に受けられず、故障等の発生時の迅速な復旧に支障をきたすほか、製造者との責任の所在が不明確となる。 以上のとおり、本件業務を確実に履行できるのは当該事業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5. 4. 12	札幌市公共交通情報提供システム(えきバスナビ)運用・保守・改修業務	株式会社メディア・マジック	14,850,000	R5. 3. 17	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本システムは、多様で複雑な札幌市の交通網におけるバスの乗り換えを含んだ経路や乗継料金などの情報を提供するものであり、本業務は、本システムの安定的な稼働を確保すること及び負荷への柔軟な対応や保守性の向上等のためパブリッククラウドを利用した動作環境へ移行することを目的としている。 本業務を実施するうえでは、本システムの全体構成、設計仕様、システム特性に加え、バス事業者のバスロケーションシステムとの関連性や札幌市の交通ネットワークを熟知していることが要件となる。当該業者は、これまで本システムの要件定義、設計、開発、運用、保守、バス事業者側のバスロケーションシステムと連携する機能も構築しており、また、札幌市内バス事業者独自のバス運行情報サービスも運営していることから、札幌市の交通ネットワークにも精通している。 そのため、本業務を履行できる業者は、当該業者の他にない。 以上の事由から、本契約の相手方を当該業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R5. 4. 12	「札幌いま・むかし探検ひろば」等総合管理業務	札幌丘珠空港ビル株式会社	4,015,000	R5. 3. 31	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	1 「札幌いま・むかし探検ひろば」管理業務、利用促進策の実施及び施設内設置物更新・補充業務について 札幌丘珠空港ビル株式会社は、札幌丘珠空港ビルを所有・管理している会社である。空港内は高度なセキュリティの確保が必要な施設であることから、同社は当該ビルの閉館時間内には必ず職員又は警備員を常駐させている。 「札幌いま・むかし探検ひろば」の管理、利用促進策実施及び施設内設置物更新・補充についても、高度なセキュリティの確保のためには、館内施設との一体的な警備の下で行う必要があることから、当該施設の管理業務を行える業者は同社のみである。 2 「札幌丘珠空港運航情報モニター」管理業務について 札幌丘珠空港運航情報モニターに表示する運航情報データは、札幌丘珠空港ビル株式会社各航空会社から提供を受けて作成し、空港内のモニターで表示しているデータを活用するシステムとなっているため、本業務を行うことができるのは同社のみである。また、同社はモニターを設置している柴町駅交通広場の近傍に所在していることから、故障などトラブルが発生した際に迅速に対応が可能である。 以上、1、2のどちらも、業務を適切に実施できる者は、札幌丘珠空港ビル株式会社以外には存在しない。そのため、本契約の相手方は当該業者に特定され、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、特定による随意契約を行うこととしたい(地方自治法施行例第167条の2第1項第2号該当)。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R4. 7. 27	『地方税ポータルシステムASPサービス導入、運用環境構築及び提供業務』に係る追加設定業務	株式会社TKC	2,349,600	R4. 7. 12	R4. 7. 12 ~ R4. 8. 14	地方税ポータルシステムは、地方税に関する総合窓口として地方税に関する様々な手続きを電子的に行うためのシステムである。 これまで本市では、地方税ポータルシステムとデータの送受信を担う審査サーバについて本市の管理区域に設置していたが、ASPサービスを導入し、地方税共同機構が認定した委託事業者の設置するサーバを利用する方式に移行することとした。 ASPサービスの導入のため、令和4年3月30日付けで株式会社TKCと『地方税ポータルシステムASPサービス導入、運用環境構築及び提供業務』を締結し、令和4年8月15日からのASPサービスの提供開始に向けて環境構築を進めている。 原契約では、受託者のサーバと本市の税務基幹システムの間でデータ連携することを定めているが、本市の税務基幹システム独自の仕様により、受託者サーバに追加の設定を行わなければ正常にデータ連携ができないことが判明した。 上記経緯により、受託者のサーバに追加設定を行う本業務の発注が必要となったが、サーバを設置するデータセンターのすべての運用業務は情報セキュリティ面から受託者の正社員しか行うことができないため、本業務を他社が履行することは不可能である。 以上から、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当すると判断し、株式会社TKCと特定随意契約を締結する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財) 税政部税制課 011-211-2282
R5. 3. 8	地方税ポータルシステムASPサービス提供業務(1)	株式会社TKC	11,536,800	R5. 2. 27	R5. 4. 1 ~ R5. 8. 20	地方税ポータルシステム(eLTAX)は、地方税に関する申告・申請・納税などの手続きを電子的に行うためのシステムである。 本市は令和4年3月30日付けで株式会社TKCと『地方税ポータルシステムASPサービス導入、運用環境構築及び提供業務』を締結し、令和5年3月31日までの予定でASPサービスの提供を受けている。 eLTAXのASPサービスを提供可能な者は、システムの運用主体である地方税共同機構が認定した委託先事業者に限られており、地方自治体において委託先を変更できるのは機構が指定した時期(8月、12月)のみである。 機構が公表している令和5年度スケジュールによれば、現契約終了後も令和5年8月21日までは委託先の変更は認められないことから、この間、本市がASPサービスの提供を受けるには、現契約先と契約する以外に選択肢はない。 以上から、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当すると判断し、株式会社TKCと特定随意契約を締結する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財) 税政部税制課 011-211-2282
R5. 4. 5	軽自動車税原動機付自転車申告受付事務(単価契約)	北海道自転車軽自動車商業協同組合	3,316,500	R5. 3. 31	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本業務は、原動機付自転車の取得、譲渡(受)及び廃車それぞれに係る申告書の受理、標識(ナンバープレート)の交付及び返納に係る事務の委託を行うものである。 現在札幌市内において本業務を行っているのは中央市税事務所軽自動車税係のみとなっている。利用者に対して公平なサービスを提供できるよう網羅的に取扱店を設置する必要があるため、そのためには各区少なくとも10か所以上の取扱店を設置することができる者に委託する必要がある。 また、本業務は軽自動車税の課税根拠へ直結するものであり、履行にあたり取扱店には利用者に原動機付自転車の車名・型式・排気量等を正確に申告させることが必要である。 北海道自転車軽自動車商業協同組合(以下「当該組合」という。)は、組合員の事業に関する調査研究、経営及び技術の改善向上等を主たる事業として組織されている組合であり、現在市内における74店舗の自転車及び原動機付自転車販売業者が加盟しており、日頃から販売店として申告を行っている取扱店も加盟している。 当該組合を除いて、上記条件を満たす者がいないことから、本業務は競争入札に適さないものとして、当該組合と特定随意契約を締結する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財) 税政部市民税課 011-211-2272

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5. 1. 11	令和6基準年度土地価格比準表の作成及び仮路線価の計算業務	一般財団法人 日本不動産研究所	12,600,720	R4. 8. 17	R4. 8. 17 ~ R5. 3. 31	<p>(1) 本件役務は、令和3年度に同法人に委託した「令和6基準年度評価替えのための価格形成要因調査等業務(令和3年9月16日契約締結。以下、「前年業務」という。)」の継続業務であり、前年業務で実施した土地価格形成要因調査や用途地区区分の検証等に係る検討の結果について、令和6基準年度評価替えに向けた比準表の作成に適切に反映させる必要がある。</p> <p>(2) 本件役務は、令和3基準年度の評価替え時に同法人に委託した「令和3基準年度土地価格比準表の作成及び仮路線価の計算業務(令和元年8月6日契約締結。以下、「前年業務」という。)」において更新した「札幌市土地価格比準表」を令和6基準年度の評価替えに適合させるため、関係する諸要因についての調査・検討等を行うものであり、前年業務において更新した当該比準表との整合性を図る必要がある。</p> <p>(3) 固定資産税における土地の価格はその性質上、価格調査基準日における地価公示価格や鑑定価格を踏まえた上で、過去の本市における各土地の価格バランスなどを考慮し算定されるものであることから、本件業務において、令和3基準年度以前の評価替えにおいて決定された価格と、極端に価格バランスを損なうことのないよう、前年業務及び過去に実施した当該業務と連続性を保つ必要がある。</p> <p>(4) 本件業務では、過去に行った評価替え業務と同一の観点や考え方に基いて見直しを行わなければ、過去の土地の価格との連続性を保つことができない。</p> <p>(5) 本市では、平成9基準年度の評価替えから前回契約に至るまで、継続して土地価格比準表の作成及び仮路線価の計算業務を同法人へ委託しており、また、前年業務も同法人へ委託していることから、過去に実施した評価替え業務との連続性を保ちつつ、前年業務による調査結果を踏まえ、適切に土地価格比準表を作成することができる事業者は同法人において他にない。</p> <p>(6) 以上から、本件業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、当該事業者と随意契約を締結する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	財) 税政部固定資産税課 011-211-2228
R5. 1. 11	固定資産税地理情報システム改修業務(共有DB提供方式変更に伴うシステム改修)	株式会社日立ソリューションズ東日本	6,413,000	R4. 12. 23	R4. 12. 23 ~ R5. 3. 31	<p>固定資産税地理情報システムは日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社(現株式会社日立ソリューションズ東日本)が開発したGISソフトウェアをベースに同社が本市に合わせてカスタマイズしたものであり、プログラムソース等が非公開であるため、その改修を他者が履行することは不可能である。</p> <p>以上から、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、株式会社日立ソリューションズ東日本と特定随意契約を締結する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	財) 税政部固定資産税課 011-211-2228
R5. 3. 29	令和5年度札幌市固定資産税地理情報システム保守業務	株式会社日立ソリューションズ東日本	93,789,168	R5. 3. 17	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	<p>固定資産税地理情報システム(以下「GIS」という。)は札幌市の統合型地理情報システムにおける基幹システムの一つであり、その開発に当たっては分析調査からシステム構築までの全てを、他基幹システムを手掛けた札幌総合情報センター株式会社に委託していた。</p> <p>その後、システム構築業務については、業務の精度向上等を図るため、日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社(現株式会社日立ソリューションズ東日本)に平成14年度から平成19年度にかけて再委託された。平成20年度以降は当該業者が運用保守業務を直接受託、平成25年度以降はグループ企業の再編成により業務体制を引き継いだ株式会社日立ソリューションズ東日本が運用保守業務を受託している。</p> <p>GISは日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社(現株式会社日立ソリューションズ東日本)が開発したGISソフトウェアをベースに同社が本市に合わせてカスタマイズしたものであり、プログラムソース等が非公開であるため、その保守を他者が履行することは不可能である。</p> <p>以上から、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号を適用し、株式会社日立ソリューションズ東日本北海道ソリューション営業部と特定随意契約を締結する必要がある。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)</p>	財) 税政部固定資産税課 011-211-2228
R5. 3. 29	令和5年度札幌市固定資産税地理情報システムデータ検査・構造化業務	株式会社ティー・ユー・シー	50,710,000	R5. 3. 20	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	<p>本業務は、別事業者が作成する地番データの検査を実施するとともに、検査後の地番データ等を札幌市固定資産税地理情報システム(以下「GIS」という。)に対応するよう加工(=構造化)する業務である。</p> <p>GISにおける土地評価の自動計算は、株式会社ティー・ユー・シーが構築したプログラムにより作成された構造化後の地番データを取り込むことで可能となる仕様となっている。</p> <p>そして、本プログラムについては、プログラムソース等が非公開となっているため、当該業務を他者が履行することは不可能である。</p> <p>以上から、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号を適用し、株式会社ティー・ユー・シーと特定随意契約を締結する必要がある。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)</p>	財) 税政部固定資産税課 011-211-2228
R5. 3. 22	北海道市税事務所清掃業務	北海道メディカルサービス株式会社	6,516,045	R5. 3. 14	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	<p>事務所の利用に当たって貸貸人と締結している賃貸借契約書に館内規則の遵守に係る規定があり、その館内規則によって清掃事業者が指定されている。このため、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、北海道メディカルサービス株式会社と特定随意契約を締結する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	財) 北部市税事務所納税課 011-207-3912
R4. 5. 25	自動車重量税印紙購入	株式会社フリ企画サービス	1,995,000	R4. 4. 12	R4. 4. 12 ~ R4. 4. 21	<p>本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	財) 管財部管財課 011-211-2222
R4. 7. 20	自動車重量税印紙購入	株式会社フリ企画サービス	1,980,000	R4. 5. 18	R4. 5. 18 ~ R4. 5. 31	<p>本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	財) 管財部管財課 011-211-2222
R4. 8. 3	不動産鑑定評価業務(中央区北1条西9丁目外)	北央コンサルティングサービス株式会社	3,911,600	R4. 6. 10	R4. 6. 10 ~ R4. 7. 20	<p>不動産鑑定評価業務は、専門的知識を要する業務であり、不動産鑑定士に依頼することが必要である。また、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準(中央用地対策連絡協議会理事申し合わせ)」により報酬額が定められており、競争性を考慮する必要があるため、契約の性質が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	財) 管財部管財課 011-211-2222
R4. 7. 27	自動車重量税印紙購入	株式会社フリ企画サービス	1,815,000	R4. 6. 28	R4. 6. 28 ~ R4. 7. 15	<p>本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	財) 管財部管財課 011-211-2222
R4. 10. 26	自動車重量税印紙購入	株式会社フリ企画サービス	1,990,000	R4. 8. 1	R4. 8. 1 ~ R4. 8. 10	<p>本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	財) 管財部管財課 011-211-2222
R4. 10. 26	自動車重量税印紙購入	株式会社フリ企画サービス	1,995,000	R4. 9. 8	R4. 9. 8 ~ R4. 9. 22	<p>本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	財) 管財部管財課 011-211-2222
R4. 10. 26	自動車重量税印紙購入	株式会社フリ企画サービス	1,995,000	R4. 10. 12	R4. 10. 12 ~ R4. 10. 28	<p>本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	財) 管財部管財課 011-211-2222
R4. 12. 14	自動車重量税印紙購入	株式会社フリ企画サービス	1,985,000	R4. 11. 29	R4. 11. 29 ~ R4. 12. 16	<p>本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	財) 管財部管財課 011-211-2222
R5. 3. 1	自動車重量税印紙購入	株式会社フリ企画サービス	1,970,000	R5. 2. 14	R5. 2. 14 ~ R5. 2. 24	<p>本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	財) 管財部管財課 011-211-2222
R4. 5. 11	電子入札システムの総合評価落札方式(簡易確認方式)対応業務	富士通 J a p a n 株式会社	9,130,000	R4. 4. 21	R4. 4. 21 ~ R4. 10. 31	<p>本システムは当該事業者が開発したパッケージを同社が本市の仕様に合わせてカスタマイズしたものであり、プログラムソース等が非公開であるため、本業務を他者が履行することは不可能である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	財) 管財部契約管理課 011-211-2152

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5.4.12	電子入札コアシステムプログラム・サポートサービス	一般財団法人 日本建設情報総合センター	2,722,500	R5.3.31	R5.4.1 ~ R6.3.31	電子入札コアシステムは当該事業者が製造したパッケージソフトであり、プログラムソース等が非公開であるため、その技術的サポートを他者が履行することは不可能である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財) 管財部契約管理課 011-211-2152
R5.4.12	札幌市電子入札システム運用サービス提供業務	富士通 J a p a n 株式会社	42,240,000	R5.3.31	R5.4.1 ~ R6.3.31	本システムは当該事業者が開発したパッケージを本社が本市の仕様に合わせてカスタマイズしたものであり、プログラムソース等が非公開であるため、現行の運営サービス提供業務を他者が履行することは不可能である。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	財) 管財部契約管理課 011-211-2152
R5.4.5	土木工事積算システム運用管理業務	東芝デジタルソリューションズ株式会社	37,488,000	R5.3.30	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、本市で利用している「土木工事積算システム」について、通年で行う運用管理作業を委託するために、これを発注するものである。 本業務の対象となる「土木工事積算システム」は、当該事業者がパッケージプログラムの著作権を有しており、これを発注するものである。 したがって、競争入札に適しないものであることから、当該業者と特定随意契約とする。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	財) 工事管理室技術管理課 011-211-2462
R5.3.29	札幌市コミュニティ施設予約システム運用保守・業務	株式会社HBA	5,095,200	R5.3.14	R5.4.1 ~ R6.3.31	本システムは、本市が独自に開発したコミュニティ施設のインターネット予約のためのシステムであり、開発業者である(株)HBAが所有するサーバーセンターに専用サーバーを設置し、インターネットを経由して利用する仕組みである。 本業務の効率的で確かな履行のためには、既調達役務である「札幌市コミュニティ施設予約システム開発業務」及び「札幌市コミュニティ施設予約システム改修業務」の成果を熟知していることが不可欠である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 地域振興部政課 011-211-2252
R4.9.28	令和4年度地域まちづくり人材育成事業	株式会社石塚計画デザイン事務所	5,368,000	R4.9.13	R4.9.13 ~ R5.3.31	当該事業は、まちづくり活動を促進する上で、活動団体の課題解決能力の向上を図る人材を育成することを目的としており、そのために実施する研修等には、専門的な知識や技術、経験等が求められることから、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(平成27年3月25日財政局契約管理担当局長決裁)第3条第1項第1号の規定に基づき、公募型企画競争を行うことができるものと認められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民自治推進課 011-211-2964
R5.4.19	特定非営利活動促進法所轄庁事務補助業務	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	1,892,000	R5.3.31	R5.4.1 ~ R6.3.31	当該業務は、法に基づく所轄庁事務に係る業務であることから、窓口対応に高い専門知識を持つ人材を確保することが求められる。そして、札幌市特定非営利活動促進法施行細則により、縦覧等は市民活動サポートセンターにおいて行うことと規定されており、同センター内に縦覧等を行うためのスペースと縦覧等に供する書類(電磁的記録)の管理体制を確保する必要がある。 本業務における閲覧書類のPDF化については、令和3年6月9日の改正法施行により、所轄庁におけるNPO法人の書類の縦覧等の対象から個人の住所の記載を除外する必要がある。 当該部分の確認及びマスキングを行うため、上記業務と一体的に行う必要がある。 選定事業者は、現在、指定管理者として市民活動サポートセンターの管理業務を行っている。令和5年度も同業務を行うため、法及び市民活動について豊富な知識を有し、縦覧等に供する書類についても対応が可能な唯一の者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民自治推進課 011-211-2964
R4.5.11	札幌市消費者行政専門的支援事業	特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道	1,251,844	R4.4.25	R4.4.25 ~ R5.3.31	本業務に必要な諸条件は、以下のとおり。 1 消費者の権利の尊重及びその自立の支援に資するよう、公正かつ中立に事務を実施するため、相談者や事業者等と直接的な利害関係のない、高い公益性を有していること。 2 事務の円滑かつ効果的な実施に当たっては、本市との連携・協力体制の確保が必要であるため、頻繁に市内での協議や打合せ等が可能であり、研修等の実施場所への派遣、情報管理に関する緊急時の速やかな対応のため、市内に本拠地を有していること。 3 複雑多様化し続ける消費者問題について、消費者被害の未然防止・拡大防止に向けた技術的 助言を得るため、消費者関連法令に精通するとともに、不当取引を行う事業者に対する差止請求や被害回復裁判の知見を有し、同様の活動を行う全国の適格消費者団体等と情報ネットワークも持つ特定適格消費者団体であること。 4 事業者等に対する苦情が含まれる消費生活相談情報の分析を行うため、情報の適切な管理を行うことができる者であり、かつこれらの情報の管理を行った実績を有する団体であること。 上記の条件を満たす者は当該事業者のほかいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部消費生活課 011-728-2111
R5.1.11	若年層向け消費者教育映像を活用する啓発業務	株式会社電通北海道	5,677,980	R4.11.22	R4.11.22 ~ R5.3.31	本業務は、令和3年度に本市が制作した若年層向け啓発動画を活用し、成年年齢引き下げにより消費者トラブルの増加が懸念される若年層及びその家族等に対して、相談先としての消費者センターの認知度向上及び消費者被害の防止を図ることを目的とする。 上記の若年層向け啓発動画については、昨年度YouTubeにおいて2か月間で140万再生の実績があり、当該動画及び動画内のキャラクターについては、利用者の視線を誘因する効果が非常に高く、継続活用することにより消費者教育映像としての啓発効果をより一層期待することができる。 上記の動画については、成年年齢引き下げに係る表現など、その内容の一部に修正が必要であるが、当該動画におけるキャラクターなどの著作人格権については、著作者に帰属しており、内容の一部を修正し、動画を使用するには、著作者の承諾が必要であり、この著作者との調整は、当該動画を制作した株式会社電通北海道を介することで、円滑に履行することができる。 また、当該事業者は、昨年度制作動画を用いて効果的なターゲティングと再生回数の最大化を図る広告運用を行った実績があることから、本業務を効率的かつ速やかに履行することができる。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部消費生活課 011-211-2245
R5.1.11	消費者教育映像制作及び広報啓発業務	株式会社電通北海道	18,999,999	R4.12.27	R4.12.27 ~ R5.3.31	本業務は、令和4年4月の民法改正による成年年齢引き下げに伴う若年層の消費者被害の防止に加え、若年層に限らず札幌市消費者センターに多く寄せられる相談内容について、消費者トラブルの未然防止を図るとともに、相談先としての消費者センター認知度の向上を目的とするものである。本業務の履行に当たっては、映像制作を行うだけではなく、効率・効果的な工夫が必要となることから、価格により比較する競争入札には適さず、公募型企画競争を採用し、随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部消費生活課 011-211-2245

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5.3.29	特定計量器定期検査等業務及び特定計量器定期検査手数料徴収業務	一般社団法人北海道計量協会	24,277,000	R5.3.7	R5.4.1 ~ R6.3.31	特定計量器の定期検査は、計量法第19条第1項の規定により特定市が行う業務となっているが、同法第20条に市長が指定する指定定期検査機関に定期検査を行わせることができると規定されている。一般社団法人北海道計量協会は、検査業務を行う申請をして札幌市長が指定した指定定期検査機関であり、この他に指定定期検査機関はないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部消費生活課 011-846-6681
R4.6.22	アイヌ文化体験講座委託業務(単価契約)	札幌アイヌ協会	1,425,600	R4.4.21	R4.4.21 ~ R5.3.31	本業務は、アイヌ民族の間に古くから伝わるアイヌ文様の刺繍、アイヌ伝統工芸品の木彫り、アイヌ伝統料理の調理などを市民等に体験してもらうことで、その伝統文化に対する理解を促進することを目的とする業務である。実施に当たっては、札幌におけるアイヌ民族の状況を十分に理解し、専門的な知識や技術が求められる。また、業務が長期間にわたるため、実施回数も多く、さらに内容も多岐にわたることから、各伝統文化に精通した相当数の講師を用意できる運営体制である必要がある。さらに、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。これらの条件を満たす団体は、札幌アイヌ協会のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R4.6.22	アイヌ文化体験イベント委託業務(単価契約)	札幌アイヌ協会	1,518,000	R4.4.21	R4.4.21 ~ R4.12.31	本業務は、アイヌ民族の間に古くから伝わる伝統文化を広く市民に伝えるとともに、市民自らが体験してもらうことを目的とする業務である。実施に当たっては、札幌におけるアイヌ民族の状況を十分に理解し、専門的な知識や技術を有し、かつ、実施回数が多いため相当数の従事者を用意できる運営体制である必要がある。さらに、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。これらの条件を満たす団体は札幌アイヌ協会のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R4.7.20	アイヌ文化体験コーナー運営委託業務(単価契約)	札幌アイヌ協会	7,317,200	R4.4.21	R4.4.21 ~ R5.3.31	本業務は、アイヌ文様の刺繍、アイヌ伝統工芸品の木彫りなどを札幌市アイヌ文化交流センター(以下、「センター」という。)に來館した市民等に気軽に体験してもらうことで、その伝統文化に対する理解を促進することを目的とする業務である。実施に当たっては、札幌におけるアイヌ民族の状況を十分に理解し、専門的な知識や技術が求められる。また、本業務はセンター開館日常設となることから、各伝統文化に精通した相当数の講師を用意できる運営体制のほか、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。これらの条件を満たす団体は、札幌アイヌ協会のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R4.9.14	アイヌ文化体験プログラム等提供事業(単価契約)	札幌アイヌ協会	11,389,749	R4.4.21	R4.4.21 ~ R5.3.31	本業務は、アイヌ民族の歴史や伝統的な歌・踊り・民族音楽等を提供するプログラムを通して、児童・生徒等にアイヌ文化を体験・学習してもらい、アイヌ民族の歴史や固有の文化に対する理解を促進することを目的とする事業である。実施に当たっては、札幌におけるアイヌ民族の状況を十分に理解し、専門的な知識や技術を有し、かつ、実施回数が多いため相当数の従事者を用意できる運営体制である必要がある。さらに、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。これらの条件を満たす団体は札幌アイヌ協会のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R4.12.7	アイヌ文化交流センター庭園管理業務	札幌アイヌ協会	2,442,000	R4.4.21	R4.4.21 ~ R4.11.30	本業務は、札幌市アイヌ文化交流センターの庭園(歴史の里・自然の里)及びセンター敷地内の自然景観をアイヌ伝統文化にふさわしいものにし、また、アイヌ民族伝統の生活様式、生活空間を表現するために、アイヌ民族の伝統的手法と知識によって、樹木、芝、野草、薬草、山菜等、庭園全体の維持管理と植栽を一体的に行うものである。実施に当たっては、札幌におけるアイヌ民族の状況を十分に理解し、専門的な知識や技術を有し、かつ、実施回数が多いため相当数の従事者を用意できる運営体制である必要がある。さらに、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。これらの条件を満たす団体は札幌アイヌ協会のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R4.5.11	アイヌの伝統的生活空間の再生事業 自然素材育成業務	札幌アイヌ協会	2,110,295	R4.4.28	R4.4.28 ~ R4.12.31	業務は、アイヌの伝統料理の調理や民具づくりなどの体験講座を通じて、市民のアイヌ文化に対する理解を深めることを目的とするものである。業務の実施に当たっては、幅広い分野にわたる体験講座の企画立案、実施が可能であり、各講座に複数の講師を確保できる組織体制を備えている必要がある。以上のことから、本業務の効果的・効率的な執行を図るためには、札幌市におけるアイヌ民族の状況を理解し、必要なノウハウ及び組織体制を有している札幌アイヌ協会で行うことができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とする。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録業者ではないが、令和3年度も当該業務を受託し、誠実に遂行している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2399
R4.5.11	アイヌの伝統的生活空間の再生事業 体験交流業務	札幌アイヌ協会	1,523,500	R4.4.28	R4.4.28 ~ R5.3.31	本業務は、アイヌの伝統料理の調理や民具づくりなどの体験講座を通じて、市民のアイヌ文化に対する理解を深めることを目的とするものである。業務の実施に当たっては、幅広い分野にわたる体験講座の企画立案、実施が可能であり、各講座に複数の講師を確保できる組織体制を備えている必要がある。以上のことから、本業務の効果的・効率的な執行を図るためには、札幌市におけるアイヌ民族の状況を理解し、必要なノウハウ及び組織体制を有している札幌アイヌ協会で行うことができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とする。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録業者ではないが、令和3年度も当該業務を受託し、誠実に遂行している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2399
R4.7.27	アイヌ文化交流センター屋外展示施設「ボンチセ」建て替え業務	札幌アイヌ協会	5,501,100	R4.6.29	R4.6.29 ~ R4.11.30	本業務は、アイヌ民族伝統の技術及び知識が必要である。実施に当たっては、札幌におけるアイヌ民族の状況を十分に理解し、専門的な知識や技術を有し、かつ、作業工程も業務量が多く、長期間であることから相当数の従事者を用意でき指揮監督運営体制である必要がある。さらに、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。これらの条件を満たす団体は札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格者ではないが、令和元年度において、同種業務を受託し、良好な履行実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R4.9.21	アイヌ工芸品販売委託等業務	株式会社北海道博報堂	18,563,000	R4.7.21	R4.7.21 ~ R5.3.31	当業務においては、多くの市民や観光客がアイヌ文化の魅力に触れるきっかけをつくるとともに、アイヌ伝統文化の継承及びその担い手育成の観点からアイヌ工芸の振興を図るため、これまでの札幌駅前通地下広場に加え札幌市アイヌ文化PRコーナーにおいて販売会を実施し、またそれに併せPRコーナーを改修してアイヌ文化の発信場所として更なる向上を図るとともに、さらなる効果的な販売会場を開拓するほか、これらの取組を効果的にPRしていく必要がある。これらの業務を実施するためには、魅力ある企画やPR等を効果的に実施できる事業者による業務を委託することが適当であり、また事業者には高度な創造性や企画力、専門的な知識・経験が求められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2277

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.9.21	アイヌ伝統文化のブランド化推進プロジェクト映像制作・放映等プロモーション業務	札幌テレビ放送株式会社	18,119,200	R4.8.26	R4.8.26 ~ R5.3.31	本業務の目的を達成するに当たっては、アイヌ伝統文化に関して専門的な知識が求められるとともに、映像制作や情報発信等において事業の効果を最大限に高める工夫が必要となることから、高度な創造性や企画力、専門的な知識・経験が求められる。したがって、価格により比較する競争入札には適さないことから、公募型企画競争を採用し、委託の相手方を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2399
R4.9.14	アイヌ文化交流センターライトコート手すり設置業務	株式会社横山造園	1,540,000	R4.9.1	R4.9.1 ~ R4.11.30	「アイヌ文化交流センターライトコート手すり設置業務」(以下「手すり設置業務」という。)は、アイヌ文化交流センターのライトコート(中庭)において、既存の手すりを撤去の上、新たな手すりを設置する業務である。 中庭においては、「アイヌ文化交流センターライトコート展示制作整備業務」(以下「展示制作整備業務」という。)の施行が進められているところであり、受託者により11月30日までに完了することとなっている。 手すり設置業務については、騒音が発生することから、施設運営に影響しないよう、原則として閉館日(毎週月曜日及び毎月最終火曜日)に作業を行うこととなるが、展示制作整備業務についても閉館日に集中して作業が行われており、施設の地階に相当する位置にある中庭の配置上、複数事業者により並行して作業を進めることが困難である。また、作業に当たっては、展示制作整備業務の日々の進捗に応じて調整していく必要があるため、同時期に履行できる事業者は、展示制作整備業務の受託者に限定される。 また、手すり設置業務については、降雪期前に終了させる必要があることから、展示制作整備業務との履行期間の重複は避けられない。 以上のことから、展示制作整備業務の受託者である株式会社横山造園以外に本業務を履行できる事業者がないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2277
R5.3.1	令和4年度市民参加型アイヌアートモニュメント制作業務	札幌アイヌ協会	1,190,640	R4.12.15	R4.12.15 ~ R5.2.28	当該業務は、市民がアイヌ文化に身近に触れる機会を創出するため、講師と市民がアイヌ文様のタペストリーを共同制作するものである。 当該業務の目的を達成するためには、市内においてアイヌ文化に関する専門的な知識・技術を有する講師を十分に確保することができる組織体制を持ち、タペストリーのデザインや市民との共同制作等の業務を円滑に実施するためのノウハウを有する団体である必要がある。 これらの条件を満たし、当該業務を履行できる者は、札幌アイヌ協会のみであることから、当該団体との随意契約とする。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録業者ではないが、令和元年度、令和3年度において当該業務を受託し、誠実に遂行している。(令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2399
R5.3.22	アイヌ文化を発信する空間メインシアター修繕業務	パナソニックエレクトロニクス株式会社	2,890,360	R5.3.7	R5.3.7 ~ R5.3.31	本業務は、地下鉄さっぽろ駅南北線構内の「アイヌ文化を発信する空間」において、メインシアターとして設置する9面マルチモニターのうち、故障した3台の修繕を行う業務である。 この9面マルチモニターは、パナソニック製55V液晶ディスプレイ(TH-55VF1HJ)を使用しており、その修繕を行うに当たっては、当該製品の内部構造を含めた専門知識を有し、修繕用の専用部品を手配することができる、かつ、部品交換及びシステム診断等の高度な技術を有する事業者である必要がある。 選定事業者は、パナソニックのグループ会社として、パナソニック製品の施工、保守、メンテナンス等を行う事業者であり、当該業務を履行できる唯一の事業者である。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該選定事業者を相手方とする特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2277
R5.4.12	令和5年度アイヌ文化を発信する空間映像系展示等保守業務	ソニーマーケティング株式会社	2,959,000	R5.3.7	R5.4.1 ~ R6.3.31	当該業務は、「アイヌ文化を発信する空間」における映像系展示コンテンツシステム(以下「システム」という。)の定期点検、定期清掃及びシステム障害発生時の対応を行うものである。 当該システムは、メインシアター、テーブルシアター、タッチパネル、柱の演出等、様々な映像系展示物を、多数の機器による複雑なシステム構成により制御・運用しているものである。 そのため、突発的なシステム障害が発生した場合に、設置機器やシステムプログラムの状況の確認、原因の特定、システムの復旧等を迅速かつ適切に対処するためには、システム開発者のノウハウが必須となる。 また、定期点検・定期清掃では、メインシアターバックボード内という狭い空間にて多数の機器を取り扱うため、システムの全体像を理解した上で、ケーブルや端子部に負荷をかけないよう慎重な作業が要求される。さらに、システム機器の構造上、一部の機器については、設置位置を変更して作業等を行わなければならない。作業終了後は、システム運用に支障をきたさないよう設置位置を再調整する必要がある。 以上のことから、当該業務の遂行には、システム全体について熟知していることが必須の要件であり、「アイヌ文化を発信する空間映像系展示等制作業務」の受託者である当該業者は、システム全体を熟知している唯一の業者であるため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2277
R4.6.29	令和4年度メディアアーツ創造都市札幌の若手人材育成業務	株式会社ランドスキップ	10,483,000	R4.6.16	R4.6.16 ~ R5.3.31	本事業は、メディアアーツ分野の専門の人材と連携して若手創造人材にワークショップ等を開催するとともに、参加者作成の成果物をCG映像に取り込み他の事業との連携、相乗効果を図る取組であり、本事業を実施の中で質的評価を行う専門的かつ先進的な取組であり、これに係る最適なサービスの提供方法を定めることが困難であるため、価格による競争入札等には適さない(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 文化庁文化振興課 011-211-2261
R4.8.3	さっぽろアートステージ2022運営業務	さっぽろアートステージ実行委員会	26,110,997	R4.7.22	R4.7.22 ~ R5.3.31	さっぽろアートステージ実行委員会は、民間事業者を中心に、事業の実施主体となり得る法人・団体で組織された実行委員会である。 本実行委員会について、舞台芸術部門は、市内で劇場を運営する法人・団体で組織された「札幌劇場連絡会」、音楽部門は、地元音楽シーンをリードする「(株)エフエム北海道」、学生音楽部門は、本市教育委員会の協力を得ながら、「北海道高等学校文化連盟」及び「札幌市立中学校文化連盟」が担当し、美術部門は、市内の多くの芸術家と繋がりを持ち、アートイベントをプロデュースする「CA1現代芸術研究所」、各会場を管理・運営する「札幌駅前通まちづくり株式会社」及び「札幌市民交流プラザ」の各法人・団体によって組織されている。当該業務は、本市が1月を文化芸術月間と位置づけ、舞台芸術部門、音楽部門、学生音楽部門、美術部門からなる、多彩な文化事業を複合的・総合的に実施するもので、複数のジャンルを統一テーマのもとプランニングし、効果的に事業を実施する必要がある。したがって、本業務の実施に当たっては、各部門(分野)を代表する法人等が、事業の実施主体として携わるとともに、かつ、トータルで運営の管理を行うことで、各事業の連携効果を生み出す必要があるが、各部門(分野)において十分な知識を有し、緊密な連携のもと、総合的・効果的に遂行できる者は、当該実行委員会の他にはない。このため、当該業務委託は、契約の目的が競争入札等に適さないものと認められることから、「さっぽろアートステージ実行委員会」を相手方として特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 文化庁文化振興課 011-211-2261

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.7.13	札幌芸術の森美術館空調自動制御設備修繕業務	ジョンソンコントロールズ株式会社	2,200,000	R4.6.24	R4.6.24 ~ R5.3.17	本業務は、札幌芸術の森美術館空調自動制御設備のダンパ操作器、バルブモータ等の交換を行うものである。 札幌芸術の森美術館の空調自動制御設備は、ジョンソンコントロールズ株式会社製であり、部品の規格がメーカー独自であり、当該規格で作られたものでしか適合しない。 また、ジョンソンコントロールズ株式会社は、当該設備の設置に携わっており、かつこれまで当該設備の保守点検業務等の一切を受託し、当該設備を熟知している唯一の会社である。 このことから、本業務を遂行できる者はジョンソンコントロールズ株式会社の他にはいないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、当該業者を選定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市)文化財課 011-211-2312
R5.2.22	札幌コンサートホール大ホール客席椅子修繕業務	K S S株式会社	10,965,020	R4.9.14	R4.9.14 ~ R5.3.31	本業務は、札幌コンサートホール大ホールに設置されている、客席椅子の修繕を行うものである。 札幌コンサートホール大ホールの客席椅子は、コトブキシーティング製であり、開館から約25年間、コトブキシーティングのグループ会社であるK S S株式会社がメンテナンスを行ってきた。 背パッド、座、座起立装置等の修繕の際には、構造を熟知した専門的な知識が必要不可欠である。 また、本業務は、大ホール客席椅子を部分的に修繕するものであり、意匠性及び音響性能へ影響を与えずに修繕する必要があるため、既存椅子と同じ材料を使用する必要がある。 このことから、当該椅子を取り扱った実績があり、かつ当該椅子の構造を熟知し、意匠性及び音響性能に影響を与えずに本業務を遂行できる者は、他にはいないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、当該業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市)文化財課 011-211-2312
R5.2.22	札幌市教育文化会館改修工事音響監修等業務	株式会社永田音響設計	4,488,000	R4.10.11	R4.10.11 ~ R6.9.30	本業務は、札幌市教育文化会館改修工事等に伴い、音響環境に著しい変化を及ぼすことがないよう、音響に係る監修を行うものである。 工事を行う施工者等には音響に関する専門知識がない中で、確実にホール等の音響環境を維持するためには、教育文化会館の音響環境に精通し、改修工事に伴う内部設備等の変化による音響への影響の有無等について、確認や助言を行える事業者の協力を得ることが必要不可欠である。 株式会社永田音響設計は、札幌市教育文化会館の新築時からホールの音響監修に携わってきた唯一の業者であり、平成30年度に行った天井改修工事実施設計及びR3年度に行った改修工事実施設計時も音響監修を行っている。また、全国各地のホールの音響を多く監修しており、その実績は豊富である。 以上のことから、本業務を確実に履行できるのは当該業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、特定随意契約とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市)文化財課 011-211-2312
R4.4.20	麻生球場スコアボード設備保守点検業務	パナソニックL Sエンジニアリング株式会社	1,210,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	本業務は、麻生球場に設置されているスコアボード設備において、年2回の定期保守点検及びオンサイト保守サービス(24時間体制)により、設備の機能を常に最良に保つことを目的とするものである。 当該設備については、他社製品との互換性がなく、その保守点検業務についても、保守技術の熟練度、経験及び障害発生時の速やかな対応、保守機材の確保などが必要であり、製造・設置会社以外では業務の履行ができない。 以上のことから、本業務を確実に履行できるのは、パナソニックL Sエンジニアリング株式会社北海道・東北支店のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス)スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R4.4.20	令和4年度カーリング普及促進業務	一般社団法人札幌カーリング協会	4,686,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	当該業務の実施には、利用者として施設設備の安全管理及び利用者の競技力向上のため、競技及び施設に関する専門知識を有する指導員の確保が必要である。 一般社団法人札幌カーリング協会は、日本スポーツ協会公認カーリングコーチが多数所属するなど、本業務を遂行するために必要な指導者レベルや人員数を有している唯一の団体である。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス)スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R4.4.20	藤野野外スポーツ交流施設グレンデ整備車	大和リース株式会社	3,960,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	当該賃貸借は、藤野野外スポーツ交流施設のグレンデ整備用に整備車両を配備するものである。 平成26年12月1日から平成33年(令和3年)3月31日までの期間で長期継続契約を締結していたが、「札幌市長期継続契約を締結することができる条約を定める条例」の規定により再リースができなかったため、令和3年度からは単年度の賃貸借契約に変更した経緯がある。 令和4年4月以降、引き続き当該整備車両を配備し、賃貸借を履行できるのは左記業者しかいないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス)スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R4.4.27	令和4年度運動部活動アスリート派遣業務(単備契約)	一般社団法人A-bank北海道	12,018,595	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	本業務は、中学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校の運動部活動に専門的な知識技能を有するアスリートを派遣し、顧問教諭の指導知識や指導力の向上、部員の意欲及び競技力の向上を図るものである。 一般社団法人A-bank北海道は、オリンピックやトップチーム等で活躍した道内居住のアスリートを小中学校等の授業・部活動・講演会等に派遣を行い、また、子ども向けのスポーツ教室やイベントを実施している法人である。中学校等の運動部活動に対して年間を通して複数のアスリートを派遣した実績のある団体は同法人が道内において唯一であり、24部活動9競技種目に対して競技実績の高いアスリートを派遣することができるのは同法人の他に無い。 さらに同法人は、市内に事務所を設置していることから学校との連絡調整や緊急時の即時対応が可能である。加えて、所属アスリートのほとんどが札幌市に居住しており、当業務実施において経費面及び業務遂行の確実性を鑑みても適する団体は同法人の他に無い。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス)スポーツ部企画事業課 011-211-3044

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.4.27	市民運動広場設計・調査・解析業務	パシフィックコンサルタンツ株式会社	21,780,000	R4.4.12	R4.4.12 ~ R5.3.24	<p>市民運動広場用地は、かつてごみ・し尿埋立地として利用されていた経緯から、広場造成に当たっては、汚染物質の拡散予防が求められる。</p> <p>このことから、令和元年度に業務委託により、敷地の一部に試験的な盛土を行い、それによる地下水への影響を観測した上で、令和2年度業務において、広場造成による将来的な汚染拡散状況を予測し、最適な汚染対策計画を策定した。また、令和3年度業務では、地下水観測を継続的に実施し、令和2年度の汚染拡散状況の将来予測の妥当性を評価したところ。</p> <p>本業務は、広場の造成着手に向け、これまでの調査・予測結果に基づき、令和元年度に作成した基本設計の修正設計を行うとともに、地下水観測を実施し、令和2年度の汚染拡散状況の将来予測の妥当性を評価するものである。</p> <p>また、地下水観測・評価の結果、新たな汚染対策の必要性が生じた場合は、汚染拡散状況に応じた最適な対策手法を立案し、速やかに修正設計へ反映することから、観測・評価と修正設計は不可分の業務であるとともに、本業務の履行には、当該地の土地利用の経緯や特性、令和2年度業務の解析条件等を正確かつ詳細に把握することが求められる。</p> <p>加えて、広場造成は令和5年度の着工を予定していることから、令和4年度中に設計を完了させるため、修正設計の主な作業を6月末までに終え、実施設計への円滑な引継ぎを行う必要がある。</p> <p>そのためには、本業務の着手後は遅滞なく修正設計を開始しなければならず、与条件の整理等の期間を設けることができないため、本業務を履行できる事業者は、令和元年度、令和2年度及び令和3年度業務の履行者であり、これまでの経緯等を熟知しているパシフィックコンサルタンツ(株)北海道支社以外にない。</p> <p>なお、当法人は札幌市競争入札参加停止等措置要領別表第2第3号(2)に該当するため、令和4年2月14日から同年6月13日まで、原則として随意契約の相手方となることができないこととなっているが、上記のとおり、本業務を履行できる事業者は当法人以外にないことから、同要領第6条に掲げる「やむを得ない事由があるとき」に該当すると判断する。</p> <p>以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者との特定随意契約により調達することとする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R4.6.15	平岸プール可変床保全業務	三菱重工機械システム株式会社	9,163,000	R4.5.9	R4.5.9 ~ R5.2.28	<p>本業務は平岸プールに設置されている可変床の昇降するシンジターを取外し、消耗部品の交換を行う業務である。可変床についてはメーカー独自の部品や機構が使用されているため、メーカー以外の部品代替及び交換作業の実施が不可能であり、同可変床のメーカーである左記業者以外にこの業務を実施できるものが他にない。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者との特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R4.6.15	札幌ドームホヴァリングステージ保全業務	川崎重工工業株式会社	43,780,000	R4.5.9	R4.5.9 ~ R5.3.20	<p>札幌ドームのホヴァリングステージ等可動設備の一括更新を行うことは、予算面及び工期の面から不可能であり、ドーム施設を稼働営業させながらの段階的かつ部分的な更新が必要となる。また、同設備には、メーカー独自の部品や技術が使用されている。</p> <p>本業務は、札幌ドームの可動設備の主要部品更新業務であり、上記のとおり、施設を稼働させながらの更新かつ、既設使用部品との互換性を確保するには、設計・製造メーカーの技術が必要となり、製造メーカー部品以外での代替が不可能である。</p> <p>以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者との特定随意契約により調達することとする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R4.6.15	豊平区体育館移動式バスケット装置修繕業務	セノー株式会社	2,346,300	R4.5.12	R4.5.12 ~ R4.9.30	<p>本業務は移動式バスケット装置の構成部品であるアーム用チェーン、アーム用モーター等の交換を含む、不具合の分解修繕業務である。上記部品を含む構成部品についてはメーカー独自の部品や技術が使用されており、メーカー以外の部品での代替が不可能であることから、移動式バスケット装置のメーカーである左記業者以外にこの業務を実施できる者が他にない。</p> <p>以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者との特定随意契約により調達することとする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R4.6.15	藤野野外スポーツ交流施設第2ロマンスリフト保全業務	東京索道株式会社	12,100,000	R4.5.12	R4.5.12 ~ R4.11.30	<p>本業務は第2ロマンスリフトの構成機器である支えい索及び主電動機の保全業務である。上記機器を含む索道設備についてはメーカー独自の部品や技術が使用されており、メーカー以外の部品での代替が不可能であることから、同リフトのメーカーである左記業者以外にこの業務を実施できる者が他にない。</p> <p>以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者との特定随意契約により調達することとする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R4.7.6	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処分業務	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	1,324,400	R4.6.16	R4.6.16 ~ R5.3.31	<p>中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、国の「ポリ塩化ビフェニル処理基本計画」において、国内唯一の高濃度PCB廃棄物の処分業者とされていることから、当該業務が履行可能な唯一の処分業者である。</p> <p>以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者との特定随意契約により調達することとする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R4.7.6	ラグビー親子体験教室in summer運営業務	一般財団法人 札幌市スポーツ協会	1,100,000	R4.6.24	R4.6.24 ~ R4.9.30	<p>札幌市では、ラグビーワールドカップ2019開催後も、継続的な応援者の拡大と競技人口の増加を目指し、裾野拡大を図っているところである。</p> <p>本体験教室は約240人の参加者が見込まれ、子どもにはラグビーの楽しさを体感してもらい、親には競技への理解を深めてもらうことで、競技を始めるきっかけを作り、競技の裾野を拡大することを目的としている。</p> <p>そうしたなか、一般財団法人札幌市スポーツ協会(以下「スポーツ協会」という。)は、競技に興味を持った子どもたちの育成及び上達を目的とした有料のラグビー教室(以下「自主事業」という。)を行っている。スポーツ協会のノウハウを活用して本体験教室を実施することにより、より一層裾野を拡大し、自主事業への参加につなげることで継続的なラグビー普及振興を図ることができ、そのためには本体験教室と自主事業が一体となって運営されることが必要である。</p> <p>また、本体験教室と自主事業を一体的に運営するうえで、事業内容等の棲み分け及び調整が必要となるが、スポーツ協会は加盟団体である北海道ラグビーフットボール協会と連携を図り、子どもの指導経験が豊富な指導者を確保できるとともに、事業内容等の調整を円滑に行うことができるため、より効果的な指導内容で実施することができる。</p> <p>以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約といたしたい。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044

令和4年度特定随意契約一覧

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.7.13	モエレ沼公園デザイン監修業務	一般社団法人モエレ支援機構	1,320,000	R4.6.24	R4.6.24 ~ R5.3.24	本業務は、モエレ沼公園の野球場大規模改修の設計にあたり、財団の同意を得る必要があるデザインに影響を及ぼす変更について、イサム・ノグチの芸術的遺産として維持していくために、監修を受けるものである。 モエレ沼公園の造成時に札幌市と米国のイサム・ノグチ財団(以下「財団」という)の間で締結した契約に基づき、施設的位置、素材、色、形状などデザインに影響を及ぼす変更に関して財団から文書による同意を得ることとなっているが、当該団体は、財団からこの同意の権限について委任されており、本業務に必要な条件を満たす唯一の者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R4.7.20	障がい者スポーツセンターにおける振興施策及び運営体制に係る調査考察並びに設置に係る方針策定業務	株式会社ドーコン	4,290,000	R4.6.29	R4.6.29 ~ R4.11.30	本業務の実施にあたっては、多岐にわたる調査を実施することに加え、同時並行で方針策定を行わなければならないことから、その調査手法や取りまとめ、方針策定において専門的な知識や経験が求められるため、金額のみによる競争入札ではなく、公募型企画競争を実施。 左記業者は、令和4年6月8日に開催した「障がい者スポーツセンターにおける振興施策及び運営体制に係る調査考察並びに設置に係る方針策定業務に係る企画競争実施委員会」において企画提案の審査を実施した結果、最も高い評価を得たため、上記業務の内容に最も適した委託候補業者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R4.8.3	月寒体育館冷却設備保全業務	株式会社前川製作所	3,223,000	R4.7.22	R4.7.22 ~ R5.3.24	本業務は冷却設備の構成機器である冷却水ポンプ及び動力制御装置機器のの保全業務です。上記機器を含む冷却設備についてはメーカー独自の部品や技術が使用されており、メーカー以外の部品での代替が不可能です。そのため、同設備のメーカーである左記業者以外にこの業務を実施できる者が他にないことから、左記業者に特定随契約したい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R4.9.14	平岸プール照明制御装置保全業務	パナソニック E.W.エンジニアリング株式会社	2,200,000	R4.8.22	R4.8.22 ~ R5.3.22	本業務を行うにあたっては、耐久性や信頼性を含めた性能保持の面で製造業者の技術力が必要である。また、システムの一部として、他の装置と密接不可分の関係があり、試験調整等も勘案すると、製造業者以外では修理が困難なことから製造元の左記業者に特定随契約することと致したい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R4.9.7	大倉山ジャンプ競技場屋外エスカレーター保全業務	三菱電機ビルソリューションズ株式会社	4,455,000	R4.8.29	R4.8.29 ~ R4.12.23	大倉山ジャンプ競技場に設置されている屋外エスカレーターにおいて、エスカレーターのステップ及び移動手摺を駆動させる重要部品に、経年による摩耗が進行している。竣工から一度も更新されず20年以上経過している部品であり、動作不良を起こし緊急停止した場合、利用者の転倒事故につながる恐れが非常に高い。 当該エスカレーターはメーカー独自の部品や技術が使用されており、部品交換を行う本業務において、既存設備との互換性を確保するには、メーカー以外の部品では代替が不可能であること、更新作業に設計・製造メーカーの技術が必要となることから、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者に特定随契約したい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R4.9.7	スポーツ交流施設屋外倉庫電動シャッター保全業務	文化シャッターサービス株式会社	1,572,101	R4.8.31	R4.8.31 ~ R4.12.27	本業務は、経年劣化でシャッターの開閉に不具合が生じている部分の部品更新業務であり、既存設備との互換性を確保するには製造メーカー以外の部品での代替が不可能であること、更新作業に独自の技術が必要となることから左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者との特定随契約といたしたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R4.9.21	第22回全国障害者スポーツ大会札幌市選手団派遣業務	一般社団法人札幌市障害者スポーツセンター	10,340,000	R4.9.2	R4.9.2 ~ R4.12.23	本事業の実施にあたっては、選手である障がい者の容態に合わせた安全の確保や介助、競技用具の選択、技能指導等を適切に行い、各関係団体と連携を図る必要がある。 当該協会は、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第3条に規定する参加資格者ではないが、専ら選手団派遣、選手・指導員の育成等の障がい者スポーツに係る普及活動を事業としており、障がい者スポーツに関する知識と経験の面において強い専門性を持つ。また、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の登録団体であり、各関係団体との緊密な協力関係を有する市内唯一の団体である。 市内において、当該法人以外に本事業で求められる運営体制を確保できる法人がないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約(特定)とすることといたしたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R4.9.21	大倉山ジャンプ競技場ほか2施設圧雪車整備業務	スノーシステムズ株式会社	6,374,500	R4.9.6	R4.9.6 ~ R5.1.24	当該車両の製造者はケースローラー社であり、その構造や各設計規定値の技術・知識を有した唯一のメーカーである。本業務を行うにあたっては、耐久性や信頼性を含めた性能保持の面で製造業者の技術力が必要であり、他業者では業務を実施することが出来ない。 ケースローラー社製圧雪車の国内での唯一の代理店は、スノーシステムズ(株)であり、他に取扱業者がないことから、同社に特定随契約することと致したい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R4.10.19	新美香保体育館整備基本計画策定支援業務	株式会社日本総合研究所	10,780,000	R4.9.12	R4.9.12 ~ R5.3.31	本業務の実施にあたっては、施設計画及び事業手法の検討に必要となる分析力や技術的スキル等、広範かつ高度な専門的知識と豊富な経験が必要とされ、価格による競争入札等になじまないものであることから、公募型企画競争を実施。 左記業者は、令和4年8月3日に開催した「新美香保体育館整備基本計画策定支援業務に係る企画競争実施委員会」において企画提案の審査を実施した結果、応募者が1社であり、かつ採点が最低基準点である各委員の持ち点を合算した値の6割を超えたため、上記業務の内容に最も適した委託候補業者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R4.12.7	令和4年度朝里川温泉スキー場札幌市スキー学習支援業務(単備契約)	株式会社Sasson	1,720,000	R4.10.28	R4.10.28 ~ R5.3.31	市内の15校から朝里川温泉スキー場におけるスキー学習へのインストラクター派遣依頼があった。 派遣インストラクターは天候や雪質、障害物や他のスキーヤー等、スキー場に内在する危険を回避し、何よりも安全を確保する状況判断能力が求められる。 朝里川温泉スキー場直轄のスキー学校は、スキー場のコースを熟知した指導資格を有するインストラクターが在籍しており、年齢や技術レベルに合わせた安全な指導法や救急法についての講習を実施してスキー学習の受け入れに備えている。また、緊急事態が発生した際に備えてインストラクター、パトロー、救護、索道関係者と連携した訓練が実施されている。インストラクターの派遣にあたっては、スキー場直轄のスキー学校に所属するインストラクターを派遣することが安全で最も合理的である。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、上記スキー場を運営する株式会社Sassonとの特定随契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044

※(単備契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.12.7	令和4年度サッポロテニススキー場札幌市スキー学習支援業務(単価契約)	加森観光株式会社ティネ事業部	1,730,000	R4.10.31	R4.10.31 ~ R5.3.31	サッポロテニススキー場を利用する市内32校からスキー学習へのインストラクター派遣依頼があった。 派遣インストラクターは天候や雪質、障害物や他のスキーヤー等、スキー場に内在する危険を回避し、何よりも安全を確保する状況判断能力が求められる。 サッポロテニススキー場直轄のスキー学校は、スキー場のコースを熟知した指導資格を有するインストラクターが在籍しており、年齢や技術レベルに合わせた安全な指導法や救急法についての講習を実施してスキー学習の受け入れに備えている。また、緊急事態が発生した際に備えてインストラクター、パトロール、救護、索道関係者と連携した訓練が実施されている。インストラクターの派遣にあたっては、スキー場直轄のスキー学校に所属するインストラクターを派遣することが安全で最も合理的である。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、上記スキー場を運営する加森観光株式会社ティネ事業部との特定随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R4.12.7	令和4年度札幌国際スキー場・Fu's snow area 札幌市スキー学習支援業務(単価契約)	株式会社札幌リゾート開発公社	2,610,000	R4.11.1	R4.11.1 ~ R5.3.31	札幌国際スキー場を利用する市内23校、Fu's snow areaを利用する市内26校からスキー学習へのインストラクター派遣依頼があった。 派遣インストラクターは天候や雪質、障害物や他のスキーヤー等、スキー場に内在する危険を回避し、何よりも安全を確保する状況判断能力が求められる。 札幌国際スキー場並びにFu's snow area直轄のスキー学校は、スキー場のコースを熟知した指導資格を有するインストラクターが在籍しており、年齢や技術レベルに合わせた安全な指導法や救急法についての講習を実施してスキー学習の受け入れに備えている。また、緊急事態が発生した際に備えてインストラクター、パトロール、救護、索道関係者と連携した訓練が実施されている。インストラクターの派遣にあたっては、スキー場直轄のスキー学校に所属するインストラクターを派遣することが安全で最も合理的である。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、上記スキー場を運営する株式会社札幌リゾート開発公社との特定随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R4.12.7	藻岩山スキー場運営体制構築検討業務	有限責任監査法人トーマツ	5,500,000	R4.11.15	R4.11.15 ~ R5.3.31	当該事業者は、経済観光局観光・MICE推進部が進めるスノーリゾート推進事業の一環として、スノーリゾートシティSAPPORO推進協議会(事務局:観光・MICE推進部)が今年度に発注している「市内民間スキー場魅力アップ構想策定支援業務」(以下「当該業務」という。)を受注する事業者である。当該業務は、藻岩山スキー場における現在までの経緯や現状の運営体制、市内スキー場における位置付け、弱み、強みを調査した上で、藻岩山を含めた市内スキー場の魅力向上のための取組について調査・研究をしていることを確認している。 本業務が目指す藻岩山スキー場の持続可能な運営体制の構築にあたっては、当該業務で検討している魅力向上の取組を踏まえた運営体制であることが必要であり、本業務と当該業務を同時並行で、一体的に調査・研究していかねばならない。これができる事業者は、当該業務を受注する当該事業者において他にいないため、左記業者との特定随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R4.12.7	ウィンタースポーツ塾運営業務	一般財団法人 札幌市スポーツ協会	7,762,700	R4.11.21	R4.11.21 ~ R5.2.27	ウィンタースポーツ塾はウィンタースポーツの裾野拡大を目的とした小学生対象の冬季競技6種目の体験会であり、この6種目をまとめて企画・広報・募集し、必要に応じて種目間で応募者の振り分けを調整するなど、6種目を一体的に運営することが必要である。よって、当該事業の実施には、6種目すべてについて、専門知識を有する指導者・スタッフの円滑かつ確実な手配や、各実施会場の状況を踏まえた適切な安全確保が求められる。 一般財団法人札幌市スポーツ協会(以下「スポーツ協会」という。)は、6種目の競技団体がすべて加盟団体となっており、各競技団体との独自のネットワークに基づく密接な連携が可能である。 各競技団体とのネットワークや安全管理ノウハウを生かし、6種目すべての体験会を一体的かつ円滑・安全に実施することができる団体はスポーツ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、スポーツ協会との特定随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R4.12.7	ラグビー親子体験教室	一般財団法人 札幌市スポーツ協会	1,100,000	R4.11.22	R4.11.22 ~ R5.3.31	札幌市では、ラグビーワールドカップ2019開催後も、継続的な応援者の拡大と競技人口の増加を目指し、裾野拡大を図っているところである。 本体験教室は約480人の参加者が見込まれ、子どもにはラグビーの楽しさを体感してもらい、親には競技への理解を深めてもらうことで、競技を始めるきっかけを作り、競技の裾野を拡大することを目的としている。 そうしたなか、一般財団法人札幌市スポーツ協会(以下「スポーツ協会」という。)は、競技に興味を持った子どもたちの育成及び上達を目的とした有料のラグビー教室(以下「自主事業」という。)を行っている。スポーツ協会のノウハウを活用して本体験教室を実施することにより、より一層裾野を拡大し、自主事業への参加につなげることで継続的なラグビー普及振興を図ることができ、そのためには本体験教室と自主事業が一体となって運営されることが必要である。 また、本体験教室と自主事業を一体的に運営するうえで、事業内容等の棲み分け及び調整が必要となるが、スポーツ協会は加盟団体である北海道ラグビーフットボール協会と連携を図り、子どもの指導経験が豊富な指導者を確保できるとともに、事業内容等の調整を円滑に行うことができるため、より効果的な指導内容で実施することができる。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記協会との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R4.12.7	札幌ドーム遮光幕設備保全業務	太陽工業(株)東北支店	4,510,000	R4.11.25	R4.11.25 ~ R5.3.31	本業務は、札幌ドームの遮光幕設備の各種部品交換を実施するものである。 本業務の対象となる遮光幕設備については、製造メーカー以外の部品への代替が不可能であり、部品供給が左記業者以外には行われない。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5.1.11	歩くスキーコース管理運営業務	一般財団法人 札幌市スポーツ協会	6,641,800	R4.12.14	R4.12.14 ~ R5.3.31	札幌市スポーツ協会は ・中島公園、白旗山競技場の歩くスキー常設コースに必要な案内標識やスノーフェンスを所有している。 ・中島公園で貸出を行っている歩くスキーを所有している。 ・指定管理者となっている白旗山競技場が常設コースの発着場となっていることから、コース全体を一体として整備することができる。 ・指定管理者となっている中島体育センターや白旗山競技場を拠点として、コースの安全管理や随時コースの巡回ができる。 以上のことから、中島体育センター及び白旗山競技場の指定管理者である一般財団法人札幌市スポーツ協会は本業務を履行できる唯一の業者である。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R5.1.11	「スポーツのチカラ×まちのミライ」公開討論会企画運営業務	株式会社コンサドーレ	4,268,000	R4.12.19	R4.12.19 ~ R5.3.31	本事業については、心身の健康増進や共生社会の実現、地域・経済の活性化などの意義や効果について、市民にとって身近で親しみやすい「スポーツ」を通じて市民へ幅広く周知・共有するとともに、市民のスポーツ参画機運を高めることを目的に実施するものである。 現在、本市総務局広報部では、「スポーツによるまちづくりプロジェクト(以下「プロジェクト」という。)」を実施しており、(株)コンサドーレが受託者となり、「スポーツ」が持つ「青少年の健全育成」「地域コミュニティの醸成」「経済発展への寄与」「国際友好・親善への貢献」といった多様な意義や効果を、札幌を拠点とするスポーツチームやマスメディアが連携し、様々な角度から断続的に発信し、幅広く市民に波及する広報事業を展開している。 本事業はプロジェクトの目的や趣旨、内容を踏まえ、企画運営や広報などをプロジェクトと一体として実施するものであり、限られた時間の中で効果的に、市民に対して「スポーツによるまちづくり」の意義と効果を周知・共有するという事業目的を達成可能な団体は、プロジェクトを受託している(株)コンサドーレのみである。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R5.2.22	障がい者スポーツイベント企画運営業務	株式会社朝日サービス	2,970,000	R5.1.13	R5.1.13 ~ R5.3.28	本業務の実施に当たっては、イベント開催のノウハウに加え、運営者には障がい対応を含めた運営能力や企画能力等が求められることから、金額のみによる競争入札ではなく、公募型企画競争を実施。 左記業者は、令和4年12月22日に開催した「障がい者スポーツイベント企画運営業務に係る企画競争実施委員会」において企画提案の審査を実施した結果、最も高い評価を得たため、上記業務の内容に最も適した委託候補業者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R5.2.22	冬季パラスポーツ体験会運営業務	一般財団法人 札幌市スポーツ協会	1,269,767	R5.1.27	R5.1.27 ~ R5.3.24	本業務は、「月寒屋外競技場」、「月寒体育館」、「どうぎんカーリングスタジアム」にて、一般財団法人札幌市スポーツ協会(以下「協会」という。)が主催する「わくわくウィンターフェスタ(以下「フェスタ」という。)」と一体となり、同会場にて冬季パラスポーツ3種目(シットスキー、パラアイスホッケー、重いすカーリング)を体験するものである。 よって、広報や会場確保・設営、競技団体との調整やスタッフ・用具の手配、当日の会場運営などを効果的・効率的に実施するためには、フェスタと一体的に運営する必要がある。 以上の理由から、本業務を受託可能な団体はフェスタの主催者である協会のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、協会との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R5.2.22	厚別温水プールろ過設備保全業務	東テク北海道株式会社	1,452,000	R5.2.6	R5.2.6 ~ R5.3.31	本業務は、厚別温水プールのろ過設備の一部であるヘアキャッチャーの交換業務です。当該設備については、メーカー独自の機器や技術が使用されており、ろ過設備の一部であるヘアキャッチャーの交換を行う本業務において、既存設備との互換性を確保するには、メーカーである東西化学産業(株)の機器や技術が必要となります。 以上のことから、メーカーである東西化学産業(株)の代理店である東テク北海道(株)以外に履行できる業者がないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R5.4.12	札幌ドームガス絶縁閉装置保全業務	株式会社アサヒファシリティズ	9,900,000	R5.2.21	R5.2.21 ~ R6.3.20	本業務は、札幌ドームの特高変電設備に使用されている重要な設備に関する業務である。 本業務を行うためには施設を停電させる必要があり、年に1回設定される全停電日に作業を実施することになり、敷地も広大で設備点数も多いことから、停電前の設備養生や復電後の設備復旧も大掛かりなものとなる。 また、全停電日は停電時しか実施出来ない他の修繕工事や点検作業も行われ、1,00名を超える作業者が各所で同時に電気作業を実施する大規模な停電作業となる。加えて、確実に全停電日に事故無く作業を完了させ、次のイベント開催に備えなくてはならない。 それらの各種作業は当該設備の保守や維持管理を行っている(株)アサヒファシリティズ北海道支店が作業全体を統括し、限られた時間内で完了するよう全体工程や手順を検討した上で、全体の指揮をとっている。 そのため、本業務を実施するにあたっては電気主任技術者として施設を熟知している(株)アサヒファシリティズ北海道支店による業務実施が必須であり、他の事業者では業務を実施することが出来ない。よって同社に特定随契約することと致したい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R5.4.19	札幌市スポーツ施設公衆無線LAN運用業務	東日本電信電話株式会社	14,058,000	R5.2.21	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、国際競技大会等が開催可能な札幌市スポーツ施設において、国内外からの観光客等に対し、公衆無線LANによるインターネット接続サービスを提供することを目的とするものである。 本市では、市営地下鉄駅・コンベンションセンター・大通公園などの公共施設等に、利用者の利便性向上の観点から統一の認証方法による公衆無線LANサービス『Sapporo_City_Wi-Fi』を提供しており、本業務は札幌市スポーツ施設においても、同一のサービス提供を求めているものである。 『Sapporo_City_Wi-Fi』は、平成27年度に公募型企画競争により選定された当該事業者が専用システムを構築してサービス提供しているものであり、他の運用エリアと連携した同一サービスを提供できる唯一の事業者である。 以上のとおり、本件業務を確実に履行できるのは左記事業者のみであることから、特命随契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R5.5.10	令和5年度スポーツ局清掃業務	オリックス・ファシリティーズ株式会社	5,379,000	R5.3.31	R5.4.1 ~ R6.3.31	スポーツ局の事務室があるORE札幌ビルの貸主であるオリックス・アセットマネジメント株式会社から、貸室内清掃について管理会社が行うと指定があることから(管理規則「D. 衛生・清掃」記載)、本業務は同ビルの管理会社である左記業者のみが実施可能である。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5. 5. 17	令和5年度札幌市学校施設開放事業管理運営業務	一般財団法人 札幌市スポーツ協会	363, 198, 000	R5. 3. 31	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本市の学校体育施設開放事業は、昭和49年に「学校開放管理センター」を設立して、本市が直営で一元的な集中管理をしていた。その後、利用者の増加に伴う事務量の増加を受け、昭和59年に財団法人札幌市スポーツ振興事業団(現：一般財団法人札幌市スポーツ協会)が設立されたことから、同センターの運営、事業の実施について同事業団に委託し実施してきた。以降、同事業団は、各区体育館に事務局機能の一部を持たせることによって、地域での学校開放利用者へ、機動的かつきめ細かな体制を確立しながら円滑に本業務を遂行しており、本業務に精通している。 また、本市では「札幌市公共施設予約情報システム(以下「システム」という。)」の業務端末を区体育館等窓口を設置していることから、区体育館等の指定管理者となっている協会は、利用者の利便性の向上や経費削減を図りながら、同システムを活用してセンター管理枝の利用申込や利用調整を行うことができる唯一の事業者である。 さらに協会は、自らが指定管理者となっている区体育館等を活用ことができ、各区体育館等に事務局機能の一部を持たせ、そこを拠点とした11の区域を設定して事業体制を数多くことで、市内280校以上の学校開放校や利用者へのきめ細やかな対応を行うことができる唯一の事業者である。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R4. 5. 25	札幌駅前通地下街出入口上屋広告掲出業務	札幌大通まちづくり株式会社	1, 221, 000	R4. 4. 22	R4. 4. 22 ~ R4. 6. 2	当該広告掲載は、札幌大通まちづくり株式会社が保有している広告枠で行うものであることから、左記業者以外に本業務を実施できる者がいない。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) 招致推進部調整課 011-211-3042
R4. 6. 15	冬季オリンピック・パラリンピック競技大会開催概要計画等検討・作成業務	株式会社ドーコン	177, 870, 000	R4. 5. 23	R4. 5. 23 ~ R5. 3. 31	開催概要計画の更新支援や、開催概要計画を基に将来開催地質問状に対する回答及び表、技術的添付資料の作成、関係機関からの保証書の取得については、オリンピック・パラリンピック等の大規模イベントに係る専門知識や、スポーツ施設の建設に係る技術的見地、財務やマーケティングに関する専門的見地が必要となることから、公募型企画競争により委託候補業者を選定することが適当であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) 招致推進部調整課 011-211-3042
R5. 7. 4	2030北海道・札幌オリンピック・パラリンピック冬季競技大会招致に係る法務事項相談等業務	TMI総合法律事務所	22, 717, 200	R4. 8. 1	R4. 8. 1 ~ R5. 3. 31	本市が目指している2030年冬季オリンピック・パラリンピック招致においては、今後、IOCなどの関係団体に提出又は当該団体等と締結することとなる関係書類が多数存在し、これらについては、法務的な視点から内容や表現を精査する必要があることから、これらの法務的な要件を確保することを目的として本業務を委託するものである。 TMI総合法律事務所は、1998年長野オリンピック・パラリンピック大会及び2020年東京オリンピック・パラリンピック大会において、組織委員会に所属弁護士等を多数派遣するなど、国内で開催したオリンピック及びパラリンピックを、法務的観点から支援した実績がある国内唯一の法律事務所である。 当該法務事項相談等業務は、オリンピック及びパラリンピックについて法務的観点で助言できる者によってのみ遂行できる業務であり、また、国際的な大規模イベント等の法慣習に精通している必要があることから、TMI総合法律事務所以外に本業務を実施できる者がいない。したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) 招致推進部調整課 011-211-3042
R4. 10. 5	札幌駅前通地下街出入口上屋広告掲出業務	札幌大通まちづくり株式会社	1, 540, 000	R4. 8. 10	R4. 8. 10 ~ R4. 10. 7	当該広告掲載は、札幌大通まちづくり株式会社が保有している広告枠で行うものであることから、左記業者以外に本業務を実施できる者がいない。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) 招致推進部調整課 011-211-3042
R5. 4. 5	令和5年度札幌市成年後見推進センター運営業務	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	11, 165, 000	R5. 3. 27	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本事業は、本市の権利擁護支援・成年後見制度の利用推進に向け、成年後見制度に関わる専門職団体、高齢者、障がい者に関わる保健福祉の関係機関、医療・行政・司法、地域の関係団体と連携を図る地域連携ネットワークのコーディネート等を行い、さらに、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護支援に関する広報・啓発活動や制度利用等に関する相談対応に取り組む機関の運営を行うものであることから、高い専門性や公平性が求められる。 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会(以下「市社協」)は、全国の都道府県及び政令市の社会福祉協議会のみが実施することができる「日常生活自立支援事業」を行い、日常生活を送るうえで支障がある認知症高齢者等を対象に、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行っている。当該事業の利用者の中には、認知機能の低下により成年後見制度への移行を要するなど、当該事業と成年後見制度は密接な関係を有しており、成年後見制度と日常生活自立支援事業との連携が求められている。 また、市社協は日常生活自立支援事業に加え、一般の市民がボランティアとして後見活動を行う市民後見人の育成やその活動支援を行う「市民後見推進事業」や市長申立て手続き等を行う「成年後見制度利用支援事業」を行っているほか、法人後見の実施団体であるため、権利擁護支援に関する高い専門性を有しており、成年後見制度に関連する事業を一体的に実施することが効果的であると考えられる。 したがって、本委託事業を円滑かつ適正に遂行することができる唯一の団体は市社協であると認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本業務は特定随意契約により実施し、委託先として市社協を選定したい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 総務部総務課 011-211-2932
R5. 4. 5	令和5年度市民後見推進事業	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	8, 204, 900	R5. 3. 27	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本事業は、成年後見制度における市民後見人の育成や活動支援を行うため、認知症高齢者や精神障がい者等の権利擁護支援に関する高い専門性が求められる。 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会(以下「市社協」)は、全国の都道府県及び指定都市の社会福祉協議会のみが実施することができる「日常生活自立支援事業」を行い、日常生活を送るうえで支障がある認知症高齢者等を対象に、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行っている。当該事業の利用者の中には、認知機能の低下により成年後見制度への移行を要するなど、当該事業と成年後見制度は密接な関係を有しており、さらに、成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)においては、成年後見制度と日常生活自立支援事業は連携が強化されるべきことが明示されている。 また、市社協は日常生活自立支援事業に加え、現状、市長申立て手続等を行う「成年後見制度利用支援事業」を行っているほか、法人後見の実施団体でもあるため、権利擁護支援に関する高い専門性を有しており、成年後見制度に関連する事業は、市民後見の推進を含めて一体的に実施することが効果的であると認められる。 したがって、本委託事業を円滑かつ適正に遂行することができる唯一の団体は市社協であると認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本業務は特定随意契約により実施し、委託先として市社協を選定したい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 総務部総務課 011-211-2932

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5. 4. 5	令和5年度情報センター運営業務	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	17,435,000	R5. 3. 27	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	<p>本業務は、社会福祉総合センター3階の情報センターにおいて、福祉に関する図書等の貸出や管理等を行うとともに、地域福祉活動やボランティア活動などの福祉情報を市民へ提供するものである。</p> <p>情報センターは、蔵書の約4割が福祉に関するものであるという特徴をもち、その管理に当たっては、地域福祉のみならず、高齢や障がい、子どもなど幅広く福祉に精通し、専門的知識や経験を活かして各分野で必要とされる福祉情報を収集・提供することが求められる。</p> <p>社会福祉法人札幌市社会福祉協議会(以下「市社協」)は、地域福祉の推進を図ることを目的に、社会福祉法上に位置づけられた民間の福祉団体である。市社協は、総合センター内に事務所を置き、様々な福祉関係団体の事務局を担うとともに、各種福祉団体やボランティア団体等が行う福祉活動の連絡・調整や、社会福祉事業についての総合的企画・調整など福祉活動の中心的役割を果たしており、他に同等の機能を果たしている団体はない。</p> <p>また、市社協は、地域福祉に関する専門的な知識を有し、各区社会福祉協議会を通じて地域福祉活動に関する情報やボランティアの要請、活動希望を随時把握する体制を構築し、日々、市民等からの相談を受けて対応を行うなど、その経験に基づき、効果的な福祉情報の収集・提供が期待できる。</p> <p>上記のことから、当該選定事業者は本委託事業を円滑かつ適正に遂行することができる唯一の団体であると判断される。</p> <p>なお、市社協は本市の入札等参加資格を有する事業者ではないが、上記の理由のとおり、同会以外には事業実施を望まないため、申出書を確認の上選定したものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)総務部総務課 011-211-2932
R5. 4. 5	令和5年度地域福祉推進支援業務	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	3,047,000	R5. 3. 27	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	<p>本業務は、地区社会福祉協議会の事業実施部門である福祉のまち推進センターの活性化を目的としており、事業の実施に当たっては、地域福祉活動に関する高い専門性やノウハウを持ち、地域の実情を把握している必要がある。</p> <p>社会福祉法人札幌市社会福祉協議会(以下「市社協」という。))は、本市における地域福祉推進の役割を担う団体として、社会福祉法上に位置づけられた民間の福祉団体であり、区社会福祉協議会、地区社会福祉協議会を統括している。</p> <p>また、平成7年度の福祉のまち推進事業の立ち上げから現在に至るまでの活動支援に関わっており、福祉のまち推進センターにおける活動の実態を把握し、地域福祉活動のノウハウを蓄積している。</p> <p>上記のことから、市社協は、本委託業務を円滑かつ適正に遂行しうる唯一の団体であると判断される。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)総務部総務課 011-211-2932
R5. 4. 12	令和5年度札幌市中国帰国者生活相談室管理運営業務	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	8,686,370	R5. 3. 24	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	<p>本業務は、中国残留邦人等からの生活相談に対する情報提供や助言等を行うとともに、通院の同行や生活実態把握のための家庭訪問を行うものであるため、中国残留邦人等の言語や境遇を理解し、継続的に関わることが求められる。</p> <p>社会福祉法人札幌市社会福祉協議会(以下「市社協」という。))は、当該事業委託当初の平成12年度から当相談室の管理運営業務を実施し、中国残留邦人等に対する知識や相談経験が豊富な専任職員による支援を長期かつ継続的に行ってきた実績を有するほか、高齢者等を対象とする相談支援事業を幅広く行っている。</p> <p>対象者の生活、健康状況や扶養義務者との交流状況等を細やかに把握し、中国残留邦人等の支援のためのノウハウを蓄積している市社協は、高齢化が進み地域で孤立しやすい中国残留邦人等に対して包括的な支援を行うことが可能であり、本業務を円滑かつ適正に遂行しうる唯一の団体である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)地域福祉・生活支援課 011-211-2932
R4. 11. 2	令和4年度札幌市生活保護電算文書サーバ及び生活保護関連文書検索システム移行業務	株式会社アイネス	2,332,000	R4. 10. 13	R4. 10. 13 ~ R5. 3. 31	<p>本業務は、サーバの再構築のみならず、生活保護関連文書検索システムの移行及び現在の文書サーバの機能である、生活保護電算事務システム及び生活保護版レシート管理システムとの間のデータ授受機能の移行をあわせて行うものであり、履行に際しては、各システム全体を総合的に理解していることが必須要件である。当該事業者は、現行の各システムの構築に係る業務及び運用保守業務を受託していることから、本業務を履行できる唯一の業者と判断できるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
R5. 1. 11	札幌市生活保護電算事務システム改修業務(医療扶助オンライン資格確認への対応に向けた要件定義)	株式会社アイネス	3,608,000	R4. 12. 23	R4. 12. 23 ~ R5. 2. 28	<p>札幌市生活保護電算事務システム(以下「本システム」という。))は、選定事業者が著作権を有するパッケージシステムにカスタマイズを施す形で開発を行っており、本システムの改修に当たっては、システムパッケージ部分と密接に関連したプログラム変更が含まれる。要件定義についても、システムパッケージ部分の情報が必須となることから、根幹を把握しており、かつ著作権を保有している選定事業者の他に改修を行うことができないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
R5. 4. 5	生活保護受給者及び支援給付受給者で札幌市介護保険被保険者以外の者の要介護・要支援認定調査業務(単備契約)	社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会	4,835,116	R5. 3. 28	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	<p>生活保護受給者及び支援給付受給者で札幌市介護保険被保険者以外の者(40歳以上65歳未満の者で特定16疾病に該当し、かつ介護保険に未加入の者をいう。))に係る要介護(要支援)認定新規申請に関する認定調査(以下「認定調査」という。))は、「生活保護法」による介護扶助の運営要領に関する疑義について(平成13年3月29日付け社援保第22号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)第7問により、介護保険被保険者との統一を図るため、介護保険と同様の取扱いとすることが適当とされている。</p> <p>そして、介護保険においては、認定調査は、市町村職員又は指定市町村事務委託法人のみが実施できることとされており、札幌市で指定市町村事務委託法人の事務受託の指定を受けている事業者は、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」)のみであり、本市介護保険課においても、8割以上の認定調査を社会福祉協議会に委託して実施している。</p> <p>以上のとおり、生活保護受給者及び支援給付受給者で札幌市介護保険被保険者以外の者における認定調査業務について、公平・中立かつ円滑に執行できる体制が整っている事業者は社会福祉協議会のみであることから、随意契約(特定)を行うこととした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
R5. 4. 5	令和5年度生活保護電算事務システム等運用保守業務	株式会社アイネス	25,762,000	R5. 3. 28	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	<p>札幌市生活保護電算事務システム(以下「本システム」という。))は、選定事業者が著作権を有するパッケージシステムにカスタマイズを施す形で開発を行っており、運用保守にあたっては、システムパッケージ部分と密接に関連したプログラム変更が含まれることから、根幹を把握しており、かつ著作権を保有している選定事業者の他に保守を行えないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
R5. 4. 5	令和4年度生活保護世帯及び支援給付世帯の健康診査業務(単備契約)	一般社団法人 札幌市医師会	6,905,613	R5. 3. 29	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	<p>健康診査事業については、健診を受けようとする受診対象者が身近な地域で気軽に受診できる環境を整備することが必要であることから、市内全域にわたって十分な数の医療機関から本事業に参加することの同意を得ることが可能な団体でなければならず、かつ、健診準備や受診内容、健診方法を統一しなければならないことから、各医療機関を統括する窓口となりうるものを相手方として委託する必要があるが、この条件を満たす者としては、本市においては、一般社団法人札幌市医師会のみである。</p> <p>また、同会は、平成20年3月まで札幌市が実施してきた「すこやか健診事業」において、健診のノウハウと実績を有しているとともに、平成20年度以降、生活保護世帯及び支援給付世帯の健康診査業務において、良好な実績をあげたことから、確実な契約の履行を期待できる。</p> <p>なお、札幌市国民健康保険も、特定健康診査の実施医療機関として、毎年度、同会と委託契約を行っており、被保険者との健診内容等の整合性、均衡等を維持しながら、的確な業務処理が期待できる。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)総務部保護自立支援課 011-211-2992

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.4.13	全国健康福祉祭参加選手派遣等業務	一般社団法人札幌市老人クラブ連合会	2,519,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	当該業務を遂行するにあたっては、市内の高齢者の健康増進や社会参加の促進という事業目的を十分に理解したうえで、各種競技団体と十分な連絡調整を行う体制が必要である。 当該法人は、老人クラブの育成を通して、高齢者の健康増進や社会参加の促進に重要な役割を果たしており、事業目的を十分に理解している。 また、参加選手の選考基準を協議する「全国健康福祉祭札幌市推進協議会」の事務局を長年担ってきた実績から、当該推進協議会の委員である競技団体との連絡調整等を円滑に進めることが可能である。 さらに、当該団体は「札幌シニア大学運営業務」等の受託団体として誠実に業務を遂行するなど、本市の委託業務に実績があり、過去の全国健康福祉祭への選手派遣にかかわる業務をすべて受託し、適正に遂行している。 以上の理由から、当該業務を確実に実施することができる者は、当該法人において他にいないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 高齢福祉課 011-211-2976
R4.4.13	札幌市介護サポートポイント事業運営業務	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	8,000,300	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	本事業は、介護サポーター及び受入施設への研修や登録受付、連絡調整等を行うものであり、ボランティア活動及びボランティアの派遣に関する知識や経験のほか、多数の介護サポーター及び受入施設の情報適切に管理することが求められる。 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会は、従前からボランティア活動センターを運営しており、ボランティア活動希望者からの相談や登録、受入施設とのコーディネート、多くの登録者・受入施設の情報管理など、実績は十分であり、ボランティア活動及びボランティアの派遣業務に精通している。 また、施設内に研修室を有しており、必要な研修を行う体制が整っているほか、研修を視察したところ、その内容も十分なものとなっていた。 求める条件を満たし、年間を通じて、安定的に事業を遂行できる団体は、当該法人において他にいないと思われ、また、事業開始以来、良好に運営されていることから、当該法人との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 高齢福祉課 011-211-2976
R4.4.27	令和4年度敬老ICカード及び福祉乗車証等の利用に伴うICカード共通利用センターシステム運用保守業務	札幌総合情報センター株式会社	22,583,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	敬老優待乗車証制度、障がい者交通費助成制度(以下「両制度」という。)では、SAPICA共通利用センター内のICカード利用に関わるシステムを経由し、両制度のICカードに関する情報連携及び管理等を行っている。 本業務では、両制度のICカードに係るサービス並びに記名SAPICAの利用に係るサービスを提供するため、SAPICA共通利用センター内に設置された札幌総合情報センター所有のシステム並びに本市所有のICカード情報の連携及び管理等に係るシステムの安定稼働に向けた運用保守を行い、各種情報管理業務及び精算業務等を行うものである。 上記のシステムを所有し、SAPICA共通利用センターの運用保守を行っている選定事業者が本件業務を行える唯一の業者であり、事業開始以来、良好に運営されている。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、札幌総合情報センター株式会社と随意契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 高齢福祉課 011-211-2976
R4.4.27	令和4年度IC製敬老チャージ端末及び保守サポートセンター運用保守業務	トッパン・フォームズ株式会社	43,032,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	本市の敬老優待乗車証制度専用で開発した「札幌市敬老優待乗車証チャージ端末」(以下、「チャージ端末」という。)のハード及びシステムに関する各種障害対応、運用管理等を行う業務であり、これらのシステムを熟知している必要がある。 令和4年2月から新しいチャージ端末設置していくが、その開発及びチャージ端末のシステムネットワーク環境を所有・管理しているのは、トッパン・フォームズ株式会社である。 よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するためトッパン・フォームズ株式会社との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	保) 高齢福祉課 011-211-2976
R4.5.11	敬老優待乗車証チャージ等事務(単価契約)	日本郵便株式会社北海道支社	40,480,329	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	札幌市敬老優待乗車証交付事業は、平成17年度の制度改正以降、利用者から負担金を徴収しており、札幌市敬老優待乗車証チャージ等事務(役務)により、負担金に応じて敬老ICカードへチャージ手続きを行っている。本業務を行うためには、負担金を適切に収受・管理することができる体制、チャージ手続きの利便性を考慮し、市内全域を網羅できる体制が必要である。 市内に227か所ある郵便局には、本人確認や公金の管理等を含め事務に必要な体制が整っていること、市内全域を網羅する形で場所を確保できることといった理由から、平成17年度から利用者負担金に関わる事務を選定事業者へ委託している。 良好な運営が継続され実績は充分であることから、現在委託している日本郵便株式会社との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	保) 高齢福祉課 011-211-2976
R4.9.21	札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業運営業務(月額契約)	安全センター株式会社	242,740,000	R4.9.6	R4.10.1 ~ R7.9.30	利用者との関係構築、緊急通報を受信した際の適切な対応、お元気コールや相談を通じた利用者一人ひとりの状況に合わせた的確な助言など、業務に求めるサービス水準は高く、金額に着目した競争入札では低価格で落札したものの、その分サービスの質が落ちるといった事態を懸念され、事業目的に沿った安定的な役務の提供が十分に担保されない恐れがあり、本業務を効果的に実施するには、専門的な知識や経験を生かした創意工夫が求められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 高齢福祉課 011-211-2976
R4.4.13	「さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業」実施業務	医療法人 トルチェ、医療法人社団 五稜会病院、社会福祉法人 楡の会、特定医療法人 さっぽろ悠心の里	13,699,996	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	本業務の実施に当たっては、子どもの心や発達障がい等の診療への高度な知見、地域における医療や保健福祉のネットワークを有する必要がある。その性質又は目的が競争入札に適しないものと認められる。 また、継続的な相談支援を始めとした市民の利便性確保の観点からも、豊富な実績及び実務経験を有する現事業者を引き続き選定することが適当である。 なお、選定の際(平成27年8月、平成28年6月)には、契約条件等を広く一般に示し、市内の小児科、精神科等を標榜する医療機関から実施希望者を公募した。 また、選定事業者は、札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録された者ではないが、提出された申出書により参加資格がある旨を確認している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4.4.13	札幌市医療的ケア児等支援機関サポート医師配置業務	医療法人 稲生会	5,117,200	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	本業務の実施に当たっては、医療的ケア児等の疾病や障がい等に関する医学的専門知識のほか、障がい福祉分野における支援経験や専門知識も必要である。その点、選定事業者の医療法人稲生会は、法人設立以降、家族とともに生活する医療的ケア児や地域での自立生活を営む障がい者に対象を特化し、支援を展開してきた経験と実績を有している。また、事業開始(令和2年10月)に当たっては、公募型企画競争を実施し、意向申出者が現選定事業者1者のみであったとともに、提案内容が評価されたことから現事業者を選定したという経緯がある。 以上より、当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人は当該法人以外にはないと認められるため、随意契約(特定)が適当と判断する。 なお、選定事業者は、札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録された者ではないが、提出された申出書により参加資格がある旨を確認している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4. 4. 13	札幌市障がい者あんしん相談運営事業実施業務	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	4,884,000	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	当該法人は、地域における社会福祉の増進を図ることを目的とする団体であり、社会福祉事業に関する総合企画・連絡調整、調査・研究、普及宣伝及び関係行政機関等との連携・協力等を業務としており、「札幌市障がい者あんしん相談運営事業実施業務」を平成11年度の開始当初から受託し、誠実に業務を履行してきた実績がある。当該業務は、障がいのある方の権利擁護に関する相談という事業の性質上、実施にあたっては、専門知識と経験及び弁護士等の専門職との効率的な連携が必要とされているが、当該法人の他に権利擁護に特化した支援の実績及び必要な体制のある法人がなく、当該業務を受託できる法人は、当該法人のみと認められる。 したがって、当該業務については、当該法人以外に本事業を実施可能な団体が存在しないことから、同法人に対して委託することが最も適当であると判断する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4. 4. 13	地域活動支援センター等運営強化推進業務	特定非営利活動法人さっされん	6,600,000	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	当該法人は、障がいの種別や本市からの補助金等の交付の有無を問わず80箇所の福祉事業所が加入し、各事業所等との連絡調整、指導員研修、市民に対する啓発活動を行う法人であることから、当該業務を行うための専門知識を有していると判断される。また、当該業務においては、当該法人が平成16年度からの業務継続によって構築した各事業所との信頼関係を活用することにより、大きな事業効果が得られるものと判断される。 したがって、当該法人の他に長期に渡る多数の事業所への運営指導等の実績及び専門知識を有する法人がなく、当該業務を受託できる法人は、当該法人のみと認められる。 以上の理由から、当該法人以外に本事業を実施可能な法人がおらず、契約の性質又は目的が、競争入札に適さないと認められるため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4. 4. 13	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(ピアサポーター配置業務を含む)	福)あむ	26,605,000	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4. 4. 13	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(ピアサポーター配置業務・地域支援員配置業務を含む)	福)はるにれの里	30,759,000	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4. 4. 13	札幌市障がい者相談支援事業実施業務	特非)たねっと	17,397,000	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4. 4. 13	札幌市障がい者相談支援事業実施業務	医療法人重仁会	22,837,000	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4. 4. 13	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(地域支援員配置業務を含む)	福)表の子会	31,622,200	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4. 4. 13	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(ピアサポーター配置業務を含む)	福)さっぽろひかり福祉会	28,573,000	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4. 4. 13	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(地域支援員配置業務を含む)	福)北翔会	30,143,000	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4. 4. 13	元気ジョブアウトソーシングセンター運営事業	特定非営利活動法人札幌障害者活動支援センターライフ	24,948,000	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	当該事業は、市内900か所以上の障がい福祉サービス事業所等の状況等をきめ細かく把握し、企業・官公庁等からの業務の共同受注・受注調整等を専門的に行うものである。 企業・官公庁等が障害福祉サービス事業所等へ優先発注する際、それまで発注していた一般の業者からの障害福祉サービス事業所等への変更やさらなる受注拡大を目指すためには、長期的な視点かつ強い意欲を持って営業活動に取り組む必要がある。 当該法人は、平成21年度に企画競争において、外部委員参加の選定委員会で選定された業者であるが、これまで適正に事業運営を行い、受注拡大・新規市場開拓に向け継続的に取り組んでいることが直近の事業実施報告からも確認できる。また、障害福祉サービス事業所等で提供可能な役割サービスの情報、企業等のニーズを十分に把握し、企業等や障害福祉サービス事業所等との受発注調整実績も年々拡大させている。 当該法人以外に、本業務を確実に遂行し、かつ、実績を伸ばすことができる法人はおらず、随意契約(特定)が適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4. 4. 13	札幌市障がい者相談支援事業実施業務	医療法人社団五風会	23,725,000	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4. 4. 13	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(地域支援員配置業務を含む)	社福)えぼつく	30,439,000	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4. 4. 13	札幌市障がい者相談支援事業実施業務	福)楡の会	23,429,000	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4. 4. 13	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(地域支援員配置業務を含む)	福)みなみ会	26,439,000	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.4.13	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(ピアサポーター配置業務・地域支援員配置業務を含む)	福) 札幌療育会	35,344,600	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4.4.13	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(地域相談員配置業務を含む)	福) 歳若この実会	27,583,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4.4.13	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(ピアサポーター配置業務・地域支援員配置業務を含む)	福) アンビシャス	35,055,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4.4.13	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(地域相談員配置業務を含む)	福) 溪仁会	26,735,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4.4.13	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(基幹相談支援センター運営業務)	福) あむ	24,971,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4.4.27	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(南区)	福) 北海道ハピニス	17,693,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4.5.11	札幌市障がい児地域支援マネジメント事業実施業務(厚別区・清田区)	福) 輪の会	3,850,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	本業務は、障害児通所支援事業所への療育の専門的支援、関係機関の支援調整等を行い、障がい児・保護者が地域で安心して生活できるよう支援機能の向上を図ることを業務としている。そのため、業務の実施にあたっては、障がい児の療育、障がい児相談、関係機関調整に関する経験を有している必要がある。本業務を実施する当該法人の児童発達支援センターは、民間の児童発達支援センターとして最も実績が長く、療育について熟知している。あわせて、当該法人は札幌市障がい児等療育支援事業、相談支援事業所の支援業務、さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業を受託し、誠実に履行しており、本業務についても平成28年度の事業開始当初から受託している。以上のことから、当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人と認められ、随意契約(特定)が適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4.5.11	発達障がいに関する家族支援事業実施業務	特定非営利活動法人北海道学習障害児・者親の会クローバー	1,254,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	本業務を受託するためには、発達障がい児(者)の子育て経験があり、その分野における専門的な知識・技術や相談経験を有することが必要である。 当該法人は、発達障がい児(者)を持つ親が企画・運営している法人であり、昭和62年の設立時より多数の発達障がい児(者)を持つ家族の支援に当たってきており、本業務を遂行する専門的な知識及び技術を有している。 また、平成23年度より本業務を受託し、確実に履行しており、今後も履行することが見込まれている。 以上のことから、当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人は当該法人以外にはないと認められることから、随意契約(特定)が適当である。	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4.5.11	発達障害者支援モデル事業実施業務	社会福祉法人はるにれの里	2,057,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	本事業は、行動障害や二次障害のある発達障害児・者に対する支援手法、医療、保健、福祉、教育、司法等の各分野間での連携による切れ目のない支援手法の開発を目的とする。 当該法人は、発達障がい者支援では市内における他の相談事業所から相談及び助言を求められる指導的立場にある。あわせて、当該法人は、札幌市自閉症者自立支援センターおよび札幌市自閉症・発達障がい支援センターの指定管理者として、発達障害者支援法が平成17年に施行された当時から相談支援の経験を持ち、他の相談事業所にはない専門的な知識・技術を有している。 以上のことから、当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人は当該法人以外にはないと認められることから、随意契約(特定)が適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4.5.11	発達障害者支援センター地域支援機能強化事業実施業務	福) はるにれの里	10,450,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	本事業は、二次障がいを併発している、行動障がい等があるなど、障害福祉サービス事業所等だけでは対応が困難な事例について、発達障がい者支援に関する専門的助言、指導を行うことにより、発達障がいに対する支援機能の向上を図ることを目的としている。 本業務を行う札幌市自閉症・発達障がい支援センターは、当該法人が指定管理者として、発達障害者支援法が平成17年に施行された当時から相談支援の経験を持ち、他の相談事業所にはない専門的な知識・技術を有している。 あわせて、当該法人は、重度自閉症者等の地域での自立生活を旨とし、入所施設、共同生活援助等の障害福祉サービス事業所を運営するほか、北海道強度行動障がい支援養成研修の実施の受託を受けるなど、対応困難事例への支援実績があり、本業務についても確実に履行することが見込まれる。 当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人は当該法人以外にはないと認められることから、随意契約(特定)が適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4.5.11	札幌市障がい児地域支援マネジメント事業実施業務(南区・西区(一部))	特定医療法人 さっぽろ悠心の郷	3,850,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	本業務は、障害児通所支援事業所への療育の専門的支援、関係機関の支援調整等を行い、障がい児・保護者が地域で安心して生活できるよう支援機能の向上を図ることを業務としている。そのため、業務の実施にあたっては、障がい児の療育、障がい児相談、関係機関調整に関する経験を有している必要がある。本業務を実施する当該法人の児童発達支援センターは、民間の児童発達支援センターとして最も実績が長く、療育について熟知している。あわせて、当該法人はさっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業を受託し誠実に履行しており、本業務についても確実に履行することが見込まれる。また、市内の児童発達支援センターにおいて、担当エリアを定め、障害児通所支援事業所等を対象とした研修を実施しており、南区については当該法人の児童発達支援センターが担当している。以上のことから、当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人と認められることから、随意契約(特定)が適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4. 5. 11	札幌市障がい児地域支援マネジメント事業実施業務(豊平区)	特定医療法人 さっぽろ悠心の郷	3,850,000	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	本業務は、障害児通所支援事業所への療育の専門的支援、関係機関の支援調整等を行い、障がい児・保護者が地域で安心して生活できるよう支援機能の向上を図ることを業務としている。そのため、業務の実施にあたっては、障がい児の療育、障がい児相談、関係機関調整に関する経験を有している必要がある。本業務を実施する当該法人の児童発達支援センターは、民間の児童発達支援センターとして実績が長く、療育について熟知している。あわせて、当該法人はさっぽろ子どもたちのコンシェルジュ事業を受託し誠実に履行しており、本業務についても確実に履行することが見込まれる。また、市内の児童発達支援センターにおいて、担当エリアを定め、障害児通所支援事業所等を対象とした研修を実施しており、南区については当該法人の児童発達支援センターが担当している。以上のことから、当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人と認められることから、随意契約(特定)が適当である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4. 5. 11	札幌市障がい児地域支援マネジメント事業実施業務(西区・手稲区)	社会福祉法人 はるにれの里	3,806,000	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	本業務は、障害児通所支援事業所への療育の専門的支援、関係機関の支援調整等を行い、障がい児・保護者が地域で安心して生活できるよう支援機能の向上を図ることを業務としている。そのため、業務の実施にあたっては、障がい児の療育、障がい児相談、関係機関調整に関する経験を有している必要がある。本業務を実施する当該法人の児童発達支援センターは、民間の児童発達支援センターとして実績が長く、療育について熟知している。あわせて、当該法人は札幌市障がい児等療育支援事業、相談支援事業所の支援業務を受託し誠実に履行しており、本業務についても確実に履行することが見込まれる。また、市内の児童発達支援センターにおいて、担当エリアを定め、障害児通所支援事業所等を対象とした研修を実施しており、西区・手稲区については当該法人の児童発達支援センターが担当している。以上のことから、当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人と認められることから、随意契約(特定)が適当である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4. 5. 11	札幌市障がい児地域支援マネジメント事業実施業務(中央区)	福)妻の子会	3,850,000	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	本業務は、障害児通所支援事業所への療育の専門的支援、関係機関の支援調整等を行い、障がい児・保護者が地域で安心して生活できるよう支援機能の向上を図ることを業務としている。そのため、業務の実施にあたっては、障がい児の療育、障がい児相談、関係機関調整に関する経験を有している必要がある。本業務を実施する当該法人の児童発達支援センターは、民間の児童発達支援センターとして実績が長く、療育について熟知している。あわせて、当該法人は本業務の東区エリアについて受託している他、札幌市障がい児等療育支援事業、相談支援事業所の支援業務を受託し誠実に履行しており、本業務についても確実に履行することが見込まれる。以上のことから、当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人と認められることから、随意契約(特定)が適当である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4. 5. 11	札幌市障がい児地域支援マネジメント事業実施業務(東区)	福)妻の子会	3,850,000	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	本業務は、障害児通所支援事業所への療育の専門的支援、関係機関の支援調整等を行い、障がい児・保護者が地域で安心して生活できるよう支援機能の向上を図ることを業務としている。そのため、業務の実施にあたっては、障がい児の療育、障がい児相談、関係機関調整に関する経験を有している必要がある。本業務を実施する当該法人の児童発達支援センターは、民間の児童発達支援センターとして実績が長く、療育について熟知している。あわせて、当該法人は札幌市障がい児等療育支援事業、相談支援事業所の支援業務を受託し誠実に履行しており、本業務についても確実に履行することが見込まれる。また、市内の児童発達支援センターにおいて、担当エリアを定め、障害児通所支援事業所等を対象とした研修を実施しており、東区については当該法人の児童発達支援センターが担当している。以上のことから、当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人と認められ、随意契約(特定)が適当である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4. 5. 11	札幌市障がい児地域支援マネジメント事業実施業務(白石区)	福)楡の会	3,850,000	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	本業務は、障害児通所支援事業所への療育の専門的支援、関係機関の支援調整等を行い、障がい児・保護者が地域で安心して生活できるよう支援機能の向上を図ることを業務としている。そのため、業務の実施にあたっては、障がい児の療育、障がい児相談、関係機関調整に関する経験を有している必要がある。本業務を実施する当該法人の児童発達支援センターは、民間の児童発達支援センターとして最も実績が長く、療育について熟知している。合わせて、当該法人は本業務の厚別区・清田区エリアについて受託している他、札幌市障がい児等療育支援事業、相談支援事業所の支援業務、さっぽろ子どもたちのコンシェルジュ事業を受託し、誠実に履行しており、本業務についても確実に履行することが見込まれる。以上のことから、当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人と認められ、随意契約(特定)が適当である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4. 5. 11	札幌市障がい児地域支援マネジメント事業実施業務(北区)	社会福祉法人 札幌協働福祉会	3,805,186	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	本業務は、障害児通所支援事業所への療育の専門的支援、関係機関の支援調整等を行い、障がい児・保護者が地域で安心して生活できるよう支援機能の向上を図ることを業務としている。そのため、業務の実施にあたっては、障がい児の療育、障がい児相談、関係機関調整に関する経験を有している必要がある。本業務を実施する当該法人の児童発達支援センターは、民間の児童発達支援センターとして実績が長く、療育について熟知している。また、市内の児童発達支援センターにおいて、担当エリアを定め、障害児通所支援事業所等を対象とした研修を実施しており、北区については当該法人の児童発達支援センターが担当している。以上のことから、当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人と認められることから、随意契約(特定)が適当である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4. 6. 1	札幌市障がい者ICTサポートセンター運営業務	特定非営利活動法人札幌チャレンジド	4,664,000	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	本事業の業務内容は、障がい者のICTに関する利用相談、情報提供及びパソコン講習の開催、パソコンボランティアの養成・派遣等であり、障がい者のICTに関する専門的知識と経験を有する障がい者福祉団体等である必要がある。当該法人は、厚生労働大臣が登録する北海道で唯一の在宅就業支援団体であり、障がい者に対して、パソコンを利用した各種ソフトウェア及びハードウェアなどの技術習得の援助、障がい者の社会参加や就労などに関する各種情報提供を行うとともに、企業や行政などと連携し、障がい者の社会参加の機会や就労の機会の拡大を図ることを目的として活動している。その活動を通じて、障がい者のICTに関する幅広い知識と経験を有しており、当該法人の他に障がい者の他に障がい者に関する利用相談等に特化した支援の実績及び必要な体制のある法人がなく、当該業務を受託できる法人は、当該法人のみと認められる。特にソフト面、ハード面どちらにも特別な配慮を必要とする視覚障がい者、聴覚障がい者、重度身体障がい者への支援には専門的な知識や経験が必要であり、経験実績から当該法人以外には対応困難であると考えられる。以上の理由から、当該法人以外に本事業を実施可能な団体がおらず、競争入札に適さないと認められることから、随意契約(特定)とする。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4. 8. 31	札幌市障がい者緊急入所受入先調整窓口業務	社会福祉法人 はるにれの里	8,137,299	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	<p>本業務は、夜間休日に緊急対応が必要となった場合に相談支援や緊急受入先の調整等を行うものである。相談支援に当たっては、障がい者やその家族からの相談を受け、障がいの特性や緊急度に応じた対応が必要となるため、相談支援に関する専門的知識が不可欠であり、委託相談支援事業所を運営している必要がある。また、緊急入所受入先の調整等に当たっては、受け入れを依頼する事業者との協力関係が不可欠であり、直ちに受入先が見つからない場合に自法人で受け入れざるを得ない事態となることも想定されるため、施設入所支援または短期入所事業所を運営している必要がある。</p> <p>令和3年度の業務実施に当たっては、外部委員を含む選定委員会の設置による総合点数方式による選定を行い、その結果、障がい福祉に関する事業の実施状況や実施体制、各障がい関係団体等との協力関係を鑑み、左記法人を選定したものである。</p> <p>左記法人は、本業務に必要な緊急受入ネットワークにおいて中核的な役割を果たしており、左記法人が扱けると同ネットワークは機能しない。また、令和3年度における本業務の実施に当たっては、50件以上の相談に対応し、緊急入所が必要な案件についてはいずれも翌日までに受入先の調整を行っており、業務実施に必要な経験やノウハウが蓄積されている。最後に、業務の性質上、実施する法人が変更されることで安定した業務の実施に支障をきたすおそれがある。</p> <p>以上により、本業務を実施することが可能な法人は左記法人の1社に限定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、随意契約により委託を行う。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2938
R4. 9. 7	障害福祉サービス事業所等キャリアパス制度導入支援事業委託業務(単価契約)	公益財団法人介護労働安定センター北海道支部	1,450,306	R4. 5. 16	R4. 5. 16 ~ R5. 3. 31	<p>本事業は障害福祉サービス事業所等にキャリアパス制度(経験や資格に応じた昇給・手当制度など)の導入を支援し、福祉人材の職場定着の促進を目指す事業であるが、事業所の運営態勢は多様であり、その抱える課題も様々なものがあるため、その実施にあたっては、人事労務知識だけに限らず、障害福祉業界に関する幅広い知見が必要となる。</p> <p>当該法人は「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成4年法律第63号)」に則り、福祉労働に関する総合的支援機関として、平成4年4月1日に厚生労働省所管の公益法人として設置されて以来、障害福祉・介護事業所における雇用の安定などを主な事業に掲げ、各事業所の様々なニーズに沿った取り組みを約30年に渡って実施している法人である。また、同事業を通して障害福祉分野に精通する社会保険労務士等との密接な連携体制を確保しており、本事業に適した相談員を安定的に確保することができる法人である。</p> <p>障害福祉・介護事業所における雇用管理の改善支援を行う法人として同法にて設置されている法人は他に無く、多種多様な運営態勢の事業所が抱える様々な人事労務課題への深い理解や、本事業に適した専門知識を有する人材の安定的な供給力など、本事業を効果的に行う上で必要な要件を兼ね備えている唯一の法人であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とすることとし、当該法人のみを参加者として選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2938
R4. 6. 15	さっぽろ子どものこころの連携チーム事業	国立大学法人北海道大学	2,300,000	R4. 5. 25	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	<p>本事業は、市内の医療機関を含む関係機関のネットワークの全体管理、人材育成、普及啓発、医学的支援等を行うものであり、その実施に当たっては、児童精神科医療に関し、高度な医学的知識等が必要である。</p> <p>さらに、人材育成、普及啓発等を効果的に行う観点から、専門医等の人材育成を既に行っている大学等研究機関に委託することが適当である。</p> <p>上記から、本事業の目的を達成するためには、契約の相手方が、国立大学法人北海道大学に限定されるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものと認められる。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4. 6. 8	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(手組区)	医)重仁会	15,020,834	R4. 5. 30	R4. 6. 1 ~ R5. 3. 31	<p>札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4. 6. 8	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(西区)	福)はるにれの里	15,944,168	R4. 5. 30	R4. 6. 1 ~ R5. 3. 31	<p>札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R4. 8. 17	令和4年度(2022年度)札幌市障害福祉サービス事業所管理者等研修企画運営業務	キャリアバンク株式会社	4,397,030	R4. 7. 25	R4. 7. 25 ~ R5. 3. 24	<p>本事業は、障害福祉サービス事業者等が安定的に人材を確保するとともに、それら人材を定着させるための手法を取得してもらうことにある。</p> <p>当該目的をより高い水準で達成するためには、人材確保等の手法に精通し、高度な企画力と専門的知識を持つ事業者による効果の高い研修内容であることが求められる。</p> <p>そのため、本研修事業者の選定に当たっては、価格による競争入札等には適しないものと判断されることから、複数の相手方から企画案を募り、当該企画案を評価して、最も優秀・適当と思われる研修事業者を選定する公募型企画競争とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2938
R5. 4. 12	札幌市自閉症者自立支援センター厨房用GHPエアコン室外機修繕業務	東テック北海道株式会社	4,026,000	R5. 2. 3	R5. 2. 3 ~ R5. 3. 31	<p>本業務は、札幌市自閉症者自立支援センターの厨房用GHPエアコンの室外機の故障に伴い、当該機器についての修繕を行う業務である。</p> <p>厨房用GHPエアコンは、当該事業者が設置したものであり、保守・修理等を行っている。</p> <p>室内機と室外機の保守点検は設置した事業者が一体的に行わなければならない。十分に点検することが難しく、仮に室外機の設置を異なる事業者が行った場合、故障等の際、原因の特定や修理に支障が生じる。従って、本件室外機の設置者(既設の室内機の設置及び保守事業者と同一)である必要がある。</p> <p>以上のことから、当該事業者が本業務を適格に実施できる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約により調達を実施する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2938
R5. 3. 29	札幌市特別児童扶養手当事務システム運用保守業務	株式会社H B A	10,428,000	R5. 3. 17	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	<p>当該業務は、平成26年度に開発した「札幌市特別児童扶養手当事務システム」(以下「特児システム」という。)の運用スケジュール管理、システム定期保守及び各種障害対応等を行う業務である。当該業務の実施にあたっては、特児システムの機器構成、ネットワーク環境やプログラム構成等に関する総合的かつ専門的知識が必要となるが、特児システムを開発した選定事業者以外ではシステム全体の機能保全を確保することが出来ない。以上のことから、他の業者においては業務の執行ができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当すると判断されるため、選定事業者と随意契約を締結する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5.4.19	札幌市障がい者緊急入所受入先調整窓口業務	社会福祉法人 はるにれの里	8,137,299	R5.3.30	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、夜間休日に緊急対応が必要となった場合に相談支援や緊急受入先の調整等を行うものである。 令和3年度の事業開始に当たっては、外部委員を含む選定委員会の設置による総合点数方式による選定を行い、その結果、障がい福祉に関する事業の実施状況や実施体制、各障がい関係団体等との協力関係等を鑑み、左記法人を選定したものである。 左記法人は、本業務に必要な緊急受入ネットワークにおいて中核的な役割を果たしており、左記法人が扱げると同ネットワークは機能しない。また、令和4年度における本業務の実施に当たっては、年間150件以上の相談に対応し、緊急入所が必要な案件についてはいずれも翌日までに受入先の調整を行っており、業務実施に必要な経験やノウハウが蓄積されている。更に、業務の性質上、実施する法人が変更されることで安定した業務の実施に支障をきたすおそれがある。 以上により、本業務を実施することが可能な法人は左記法人の1者に限定され、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、随意契約により委託を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2938
R4.4.13	点字即時情報ネットワーク事業	公益社団法人 札幌市視覚障害者福祉協会	1,410,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	当事業は、点字によらなければ必要な情報を得られない視覚障がい者の方に対して、新聞等の最新情報を点訳して提供し、社会参加の促進及び福祉の向上を図るものである。 当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、 1 情報の点字データ化及び点字印刷を行うための機材が備わっていること 2 校正・編集・発送に関わる者が、視覚障がい者が容易に理解できるような配慮、能力を有していること 3 発行された点字情報の問い合わせ等について迅速な対応が可能であること があげられる。 当事業者は、障害者総合支援法第5条の同行援護等の障害福祉サービスも行う、視覚障がい者自らが主体的に運営する市内唯一の公益社団法人である。 また、当事業の実施に係る豊富な知識と経験及び必要な機材、専門的技術を持ち、市内の個々の視覚障がい者や障がい者団体とのネットワークを有している。 以上から、当事業を実施するにあたり必要とされる上記条件1～3を満たす事業所は当該事業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約といたしたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい者更生相談所 011-631-6747
R4.4.20	札幌市中途失明者社会適応訓練事業	公益社団法人 札幌市視覚障害者福祉協会	7,620,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	当事業は中途失明者が抱えている不安の解消と今後の生活の方途を自身で見出すため、必要な助言・指導及び自立生活に必要な基礎的訓練を早期に行うことで中途失明者の社会適応を図ることを目的として行うものである。 当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、 1 視覚障がい者が安心して訓練するための安全配慮や指導、説明ができる豊富な知識と経験を有していること 2 訓練を受ける視覚障がい者が容易に理解できるような配慮や工夫能力を持っていること があげられる。 当事業者は、障害者総合支援法第5条の同行援護等の障害福祉サービスも行う、視覚障がい者自らが主体的に運営する市内唯一の公益社団法人である。 また、当事業の実施に係る、訓練を行う視覚障害者生活訓練専門職として、国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科視覚障害者生活訓練専門職員養成課程を修了した職員を有し、これまでも豊富な知識と経験、専門的技術を活かし、中途失明者が安心して訓練できるように、個々の障がいに合わせて安全配慮や工夫をした業務の履行実績がある。 以上から、当事業を実施するにあたり必要とされる上記条件1、2を満たす事業所は当該事業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該事業者との特定随意契約といたしたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい者更生相談所 011-631-6747
R4.4.20	札幌市聴能言語訓練事業	公益社団法人 札幌聴覚障害者協会	1,320,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	当事業は、聴覚障がい者が隔りやすいコミュニケーション手段の不足を補い、自立更生、社会への適応を高めることを目的として、残存聴力の活用や手話等の聴覚以外のことばの習得訓練等を行うものである。 本事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、 1 聴覚障がい者と対話できる人材の確保ができること 2 聴覚障がい者が安心して訓練ができるように障がい特性に合わせた安全配慮や手話による指導・案内等が可能であること 3 障がい者の訓練による習得状況が判断できること があげられる。 当該事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内唯一の公益社団法人であり、個々の聴覚障がい者や障がい団体とのネットワークにより、聴覚障がい者の状況を把握しているとともに、本事業実施に係る豊富な知識と経験を有する人材が従事していることから、聴覚障がいを持った方の程度に応じた配慮や工夫ができています。 また当事業は昭和62年度から当該事業者が業務を実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と経験を活かして、これまでも適正かつ誠実に業務を履行してきた実績がある。 当該事業者のほか上記1～3の条件を満たす法人はなく、受託できる法人は当該事業者のみと認められる。以上から、当事業は契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により本事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい者更生相談所 011-631-6747

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.4.20	札幌市聴覚障がい者社会生活教室開催事業	公益社団法人 札幌聴覚障害者協会	1,320,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	<p>当事業は、本市の聴覚障がい者への地域生活支援(生活訓練等)として、育児やコミュニケーションなど生活上に必要なことを学び、聴覚障がい者の自立更生、社会参加、福祉の向上を図ることを目的として実施されるものである。</p> <p>当事業を実施するにあたり委託する者に必要とされる条件として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 聴覚障がい者とコミュニケーション可能な人材を有していること 2 聴覚障がい者が安心して訓練ができるように障がい特性に合わせた安全配慮や手話による指導・案内等ができること 3 聴覚障がい者が地域で生活するために必要としている情報・技術について把握し、聴覚障がい者の立場から事業のテーマを企画・立案できること <p>があげられる。</p> <p>当事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、個々の聴覚障がい者や障がい団体とのネットワークにより、聴覚障がい者の状況を把握しているとともに、手話通訳者を養成する技術や、当事業実施に係る豊富な知識と経験を有する人材が従事していることから、聴覚障がいを持った方の程度に応じた配慮や工夫ができています。</p> <p>また当事業は昭和48年度から当事業者が業務を実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と経験を活かして、これまでも適正かつ誠実に業務を履行してきた実績があり、事業開催にあたっては、聴覚障がい者のニーズを的確に把握したテーマ設定ができています。</p> <p>当事業者のほかに上記1～3の条件を満たす法人はなく、受託できる法人は当事業者のみと認められる。以上から、当事業は、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、当事業履行の必要条件を満たしている当事業者との特定随意契約とする。(地方自治法施行令167条の2第1項第2号)</p>	保) 障がい者更生相談所 011-631-6747
R4.4.20	聴覚障がい者向け映像資料制作事業	公益社団法人 札幌聴覚障害者協会	7,950,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	<p>当事業は、本市が目指す障がい者の社会参加と自立生活の促進を目的に、本市の聴覚障害者情報提供施設において提供する市政情報や地域に根ざした情報、聴覚障がい者の活動等に字幕、手話を付加した映像資料を制作するものである。</p> <p>当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 聴覚障がい者にとって容易に理解できる配慮や工夫能力をもっていること 2 映像資料に適切な字幕、手話動画を付加する技術があること 3 ニーズを的確に把握した内容の映像資料を企画・制作できること <p>があげられる。</p> <p>当事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、手話通訳者等の円滑なコミュニケーションに必要な人材が従事し、個々の聴覚障がい者、障がい者団体とのネットワークにより、聴覚障がい者の状況を把握し、個々の障がいに応じた配慮や工夫ができています。</p> <p>また、当事業は平成17年度から当事業者が実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と手話等の専門技術や経験、これまで蓄積した資料制作のノウハウを活かした業務の履行実績がある。</p> <p>当事業者のほかに上記1～3の条件を満たす法人はなく、受託できる法人は当事業者のみと認められる。以上から、当事業は、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、本事業履行の必要条件を満たしている当事業者との特定随意契約とする。(地方自治法施行令167条の2第1項第2号)</p>	保) 障がい者更生相談所 011-631-6747
R4.4.20	聴覚障がい者向け映像資料等貸出事業	公益社団法人 札幌聴覚障害者協会	3,820,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	<p>当事業は、本市が目指す障がい者の社会参加と自立生活の促進を目的に、本市の聴覚障害者情報提供施設において、社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与する字幕・手話を付加した映像資料の貸出、情報機器紹介及びパソコンの操作方法等の指導等の業務を行うものである。</p> <p>当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 聴覚障がい者と円滑なコミュニケーションがとれる人材の確保ができること 2 安心して相談ができるように障がい特性に合わせた安全配慮や手話による指導・案内等が可能であること 3 障がい者の就労に必要な情報について適切な選択、提供が可能であること <p>があげられる。</p> <p>当事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、手話通訳者等の円滑なコミュニケーションに必要な人材が従事し、個々の聴覚障がい者や障がい者団体とのネットワークにより聴覚障がい者の状況を把握し、個々の障がいに応じた配慮や工夫ができています。</p> <p>また、当事業について、ビデオ貸出は昭和62年度から、その他は平成17年度から当事業者が業務を実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と経験を活かして、これまで適正かつ誠実に履行されている実績がある。</p> <p>当事業者のほかに上記1～3の条件を満たす法人はなく、受託できる法人は当事業者のみと認められる。以上から、当事業は、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、事業履行の必要条件を満たしている当事業者との特定随意契約とする。(地方自治法施行令167条の2第1項第2号)</p>	保) 障がい者更生相談所 011-631-6747
R5.4.12	聴覚障がい者情報センター1階清掃業務	社会福祉法人 朝風	5,775,000	R5.2.21	R5.4.1 ~ R6.3.31	<ol style="list-style-type: none"> 1 当事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業及び同条第14項に規定する就労継続支援を行う所在地が札幌市内の事業者である。 2 当事業者は、施設利用者の障がい特性(視覚障がい・聴覚障がい)に応じて対応することで安全を確保して業務を履行することができる。 3 当事業者は、知的障がい者への職能訓練及び清掃業務全般について技術と知識・経験を有し業務を誠実に履行することができる。 <p>(地方自治法施行令167条の2第1項第3号)</p>	保) 障がい者更生相談所 011-631-6747
R5.4.12	聴覚障がい者情報センター2階及び別館清掃業務	特定非営利活動法人 ポトス会	6,623,760	R5.2.21	R5.4.1 ~ R6.3.31	<ol style="list-style-type: none"> 1 当事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業及び同条第14項に規定する就労継続支援を行う所在地が札幌市内の事業者である。 2 当事業者は、施設利用者の障がい特性(視覚障がい・聴覚障がい)に応じて対応することで安全を確保して業務を履行することができる。 3 当事業者は、精神障がい者への職能訓練及び清掃業務全般について技術と知識・経験を有し業務を誠実に履行することができる。 <p>(地方自治法施行令167条の2第1項第3号)</p>	保) 障がい者更生相談所 011-631-6747

令和4年度特定随意契約一覧

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5. 7. 12	令和5年度札幌市子ども発達支援総合センターB棟昇降機保守点検業務	フジテック株式会社	1,359,600	R5. 3. 15	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	左記業者は、当該昇降機のメーカー及び保守点検業者である。 不特定多数の来客者の安全を守るため、左記業者が開発した遠隔監視システムを活用することで、運行状態の記録収集・精密診断・故障箇所の予知及び特定を日常的に実施し、普段から事故防止に万全を期する必要がある。 また、フルメンテナンス契約とし、故障時の対応や部品供給も含め左記業者でなければ実施できないため、フジテック(株)北海道支店に特命としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 発達支援セ. 地域支援課 011-821-0070
R5. 7. 12	令和5年度札幌市子ども発達支援総合センター自動制御設備保守点検業務	ジョンソンコントロールズ株式会社	4,565,000	R5. 3. 15	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	左記業者は、当該昇降機のメーカー及び保守点検業者である。 不特定多数の来客者の安全を守るため、左記業者が開発した遠隔監視システムを活用することで、運行状態の記録収集・精密診断・故障箇所の予知及び特定を日常的に実施し、普段から事故防止に万全を期する必要がある。 また、フルメンテナンス契約とし、故障時の対応や部品供給も含め左記業者でなければ実施できないため、フジテック(株)北海道支店に特命としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 発達支援セ. 地域支援課 011-821-0070
R5. 7. 12	令和5年度札幌市子ども発達支援総合センターひまわり種他昇降機保守点検業務	中央エレベーター工業株式会社	1,135,200	R5. 3. 17	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	左記業者は、当該昇降機のメーカー及び保守点検業者である。 不特定多数の来客者の安全を守るため、左記業者が開発した遠隔監視システムを活用することで、運行状態の記録収集・精密診断・故障箇所の予知及び特定を日常的に実施し、普段から事故防止に万全を期する必要がある。 また、フルメンテナンス契約とし、故障時の対応や部品供給も含め左記業者でなければ円滑に実施できないため、中央エレベーター工業(株)札幌支店に特命としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 発達支援セ. 地域支援課 011-821-0070
R5. 7. 12	令和5年度子ども発達支援総合センター一般廃棄物収集運搬業務	一般財団法人 札幌市環境事業公社	1,686,080	R5. 3. 17	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	札幌市における事業系一般廃棄物の収集・運搬に係る許可業者は、当該業者のみのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当すると判断されるため、選定事業者と随意契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 発達支援セ. 地域支援課 011-821-0070
R4. 4. 20	ペイジー口座振替受付サービスに係る情報処理業務(単備契約)	セイコーソリューションズ株式会社	1,236,312	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	本業務委託は、キャッシュカードを専用端末機に通すことで口座振替を申し込むことができるペイジー口座振替受付サービスを利用するにあたり、金融機関への口座情報の伝達に必要な業務を行うものである。 本業務に使用する専用端末機「CREPICO AT-2300」に接続可能な情報処理センターはクレピコセンターのみであり、本市の登録事業者であるセイコーソリューションズ株式会社が提供している。 そのため、本役務の調達は、契約の相手方が特定のものに限定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものと認められることから、特定随意契約が適用である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 保険医療部保険企画課 011-211-2944
R4. 4. 20	札幌市国民健康保険特定健康審査業務(集団方式)、札幌市後期高齢者健康診査業務(集団方式)(単備契約)	公益財団法人 北海道結核予防会	150,792,930	R4. 4. 14	R4. 4. 14 ~ R5. 3. 31	住民集団健康診査は、昭和33年の結核住民検診の開始以降、市民の利便性や総合的な健康診査体制の構築を図るため、肺がん検診及びすこやか健診(平成20年度から特定健康診査)、肝炎ウイルス検査を内容とし、一体的に実施してきたところである。 住民集団健康診査において実施する肺がん検診等については、保健所が特定随意契約により、公益財団法人北海道結核予防会(以下「結核予防会」という。)を相手方として指名することが決定しており、健診会場での健診・検査の流れを考慮すると、札幌市国民健康保険特定健康診査及び札幌市後期高齢者健康診査を効率的かつ確実に実施できるのは結核予防会以外にはなく、契約の性質または目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 保険医療部保険企画課 011-211-2944
R4. 6. 1	滞納整理補助システム運用保守業務	株式会社アイティフォー	1,408,000	R4. 5. 19	R4. 6. 1 ~ R5. 3. 31	滞納整理補助システムは、区収納係職員が抽出データをもとに滞納世帯の分析を行うなど、滞納整理業務をより効果的に推進していくことを目的とし、令和2年度より導入している。 本業務は、滞納整理補助システムについて、安定的な稼働を確保するために行う保守業務である。 滞納整理補助システムを構成するCARSシステムの著作権は当該事業者が有していることから、他社がCARSシステムのプログラムソースを把握し、本業務を実施することはできないことから、競争入札には不適である。 よって当該事業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 保険医療部保険企画課 011-211-2944
R5. 4. 5	滞納整理補助システム運用保守業務	株式会社アイティフォー	1,689,600	R5. 3. 28	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	滞納整理補助システムは、区収納係職員が抽出データをもとに滞納世帯の分析を行うなど、滞納整理業務をより効果的に推進していくことを目的とし、令和2年度より導入している。 本業務は、滞納整理補助システムについて、安定的な稼働を確保するために行う保守業務である。 滞納整理補助システムを構成するCARSシステムの著作権は当該事業者が有しているため、他社がCARSシステムのプログラムソースを把握し、本業務を実施することはできないことから、競争入札には不適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 保険医療部保険企画課 011-211-2944
R5. 4. 5	ペイジー口座振替受付サービスに係る情報処理業務(単備契約)	セイコーソリューションズ株式会社	1,281,456	R5. 3. 30	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本業務委託は、キャッシュカードを専用端末機に通すことで口座振替を申し込むことができるペイジー口座振替受付サービスを利用するにあたり、金融機関への口座情報の伝達に必要な業務を行うものである。 本業務に使用する専用端末機「CREPICO AT-2300」に接続可能な情報処理センターはクレピコセンターのみであり、本市の登録事業者であるセイコーソリューションズ株式会社が提供している。 そのため、本役務の調達は、契約の相手方が特定のものに限定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものと認められることから、特定随意契約が適用である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 保険医療部保険企画課 011-211-2944
R5. 4. 5	札幌市国民健康保険特定健康診査業務(個別医療機関方式)(単備契約)	一般社団法人 札幌市医師会	471,170,037	R5. 3. 31	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	特定健診及び特定保健指導の実施は、できる限り多くの対象者に確実に実施できる体制を構築する必要がある。 契約にあたり、市内全域にわたって、多くの医療機関から本事業に参加することの同意を得ることが可能な団体は、札幌市内において一般社団法人札幌市医師会しか存在せず、競争入札に適さないため特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 保険医療部保険企画課 011-211-2944
R5. 4. 5	札幌市後期高齢者健康診査業務(個別医療機関方式)(単備契約)	一般社団法人 札幌市医師会	309,469,680	R5. 3. 31	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	特定健診及び特定保健指導の実施は、できる限り多くの対象者に確実に実施できる体制を構築する必要がある。 契約にあたり、市内全域にわたって、多くの医療機関から本事業に参加することの同意を得ることが可能な団体は、札幌市内において一般社団法人札幌市医師会しか存在せず、競争入札に適さないため特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 保険医療部保険企画課 011-211-2944

※(単備契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.4.13	札幌市肺がん検診等業務(単価契約)	公益財団法人 北海道結核予防会	19,396,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	住民集団健康診査は、昭和33年から実施してきた結核住民検診に、市民の健康増進を図ることを目的として、昭和53年から健康相談事業(平成21年度をもって廃止)、平成4年度からすこやか健診(平成20年度から特定健康診査に変更)、平成9年度から肺がん検診、平成14年度から肝炎ウイルス検査を一体的に実施することにより内容の充実を図ってきた経緯がある。 国の実施要領において肺がん検診は、原則として結核住民検診で撮影又はこれに準じて撮影した画像を活用して読影を実施することとし、併せて経年変化を観察すべし旨が定められており、令和2年度の結核住民検診は、公益財団法人北海道結核予防会(以下「結核予防会」という。)に委託している。 以上の理由により、令和3年度の肺がん検診及び住民集団健康診査事業については、業務の性質上、競争入札には適さないため、結核予防会と特定随意契約を結ぶものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)保健所健康企画課 011-622-5151
R4.4.13	札幌市がん検診(集団方式、一括方式及び個別方式)(単価契約)	公益財団法人北海道対がん協会	297,879,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	公益財団法人北海道対がん協会(以下「対がん協会」という。)は、がん検診の専門機関であることから、集団検診に必要な検診車や医療スタッフが十分に整備されている。 本市のような大都市において集団検診を実施する場合は、市内の地区会館等を隈なく巡回して、年間を通して万単位の検診に対応できる体制を整備する必要がある。 企業の職場検診など限定された区域・人に対する健康診査の集団検診を実施している民間の検診機関は他にもあるが、札幌市のような広大な面積を有し、200万人近い人口を擁する地域の「がん検診」の集団検診を一手に引き受けることが可能な機関は、対がん協会において存在せず、また、対がん協会は、札幌市を含めた自治体の集団及び一括検診を円滑で安価に実施することを目的の一つとして設立された団体でもある。 また、対がん協会は、これまでも検診業務のほか、区保健センターとの日程、会場の調整、各種統計資料の作成等検診以外の事務事業も誠実かつ円滑に履行している。 以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)保健所健康企画課 011-622-5151
R4.4.13	札幌市がん検診(個別方式)(単価契約)	一般社団法人 札幌市医師会	790,920,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	札幌市がん検診等の実施にあたり、市民が身近な医療機関で受診ができる利便性の高い環境を整備する必要があるため、市内全域に渡って十分な数の医療機関が検診・検査機関として参加してもらうことが求められるものである。 札幌市は市内に1,000を超える医療機関を抱えていることから、市と各医療機関が個別に委託契約を締結する形態は極めて非効率であり、また、市においては、医学的知見に基づき、検診・検査実施機関としての適格性を審査することも極めて困難であるため、市内の大多数の医療機関を統括し、代表する立場にあり、医学の専門家である医師による団体である当該医師会を窓口とし、一括して特定随意契約を結ぶことが適当であるものと判断される。 また、医師会は、これまでも、当該業務を誠実かつ円滑に履行しており、受託先としての適格性を有しているものと認められる。 以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)保健所健康企画課 011-622-5151
R4.4.13	令和4年度乳がん・子宮がん・胃がん検診等普及啓発業務	一般社団法人 札幌市医師会	6,501,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	(1) 当該団体は、開業医、勤務医を会員とする医師の団体であり、本件事業の実施に協力が必要となる医療機関及び医師と十分な連絡調整を図りながら、本件事業を確実かつ効率的に実施できる。 (2) がん検診や特定健康診査など、本市からの受託業務を適正に履行している。 (3) 本件事業は、乳がん・子宮がん・胃がん検診など医学的専門知識を有する人材(講師)を必要とするが、当該団体ではこれらの人材を十分に確保することができる。 (4) これまでも各種事業において本市と十分連携を図ってきており、本件事業を遂行するにあっても、本市との連携・調整が確実に行うことができる。 以上の理由により、本件事業の実施主体として当該団体が最も適任であり、当該団体以外の団体が実施することは困難であるものと認められることから、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)保健所健康企画課 011-622-5151
R4.4.13	令和4年度幼児健康診査における歯科健診業務(単価契約)	一般社団法人 札幌歯科医師会	18,111,610	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	幼児健康診査における歯科健診業務は、疾病を早期に発見し早期治療に結びつけ、育児不安への対応や虐待予防などの育児支援を行い、保護者を含めた健康づくりに関する情報提供を行うこと等を目的に各区保健福祉部で実施している。 本業務は、上記の目的を理解し歯科健診および歯科保健指導を行うこと、また地域の歯科口腔保健の状況を把握し、医療・福祉の専門知識を備えた歯科医師が従事することが必要不可欠である。 一般社団法人札幌歯科医師会は、本業務に必要な条件を満たす多数の歯科医師を擁し、健診内容や精度の統一を図ること、また、全ての業務に歯科医師を従事させることが可能な唯一の団体である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)保健所健康企画課 011-622-5151
R4.4.13	令和4年度札幌市高齢者口腔ケア研修事業	一般社団法人札幌歯科医師会	3,542,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	一般社団法人札幌歯科医師会は、本業務の履行に必要な専門的知識を有し、かつ介護職員等への指導経験が豊富な歯科医師・歯科衛生士を多数確保しており、市内全域において各種の研修・実習等を適切に実施できる唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)保健所健康企画課 011-622-5151
R4.4.13	令和4年度札幌市歯周疾患検診業務(単価契約)	一般社団法人札幌歯科医師会	17,758,860	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	・本事業の対象者は約10万人であり、市民が身近な地域で受診できる環境を整備することが必要である。 ・本検診業務は「健康増進法」、「歯周病検診マニュアル2015」(厚生労働省)に沿って実施しており、検査内容等について統一されている。 ・一般社団法人札幌歯科医師会は市内約800以上の会員歯科医療機関を擁し、各歯科医療機関を取りまとめ、本検診業務への協力を多くの歯科医療機関から得ることができる唯一の団体である。 ・過去における本検診業務を確実に履行していることから、今年度においても着実な履行が見込まれる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)保健所健康企画課 011-622-5151
R4.4.13	令和4年度札幌市後期高齢者歯科健診(単価契約)	一般社団法人札幌歯科医師会	14,492,160	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	本健診事業の対象者は約20万人であり、対象者の年齢が75歳以上であることから市民が身近な地域で受診できる環境を整備することが必要である。 本検診業務は「北海道後期高齢者歯科健診実施要綱」、「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」に沿って実施するため健診内容等について統一されている必要がある。 一般社団法人札幌歯科医師会は市内約800件以上の会員歯科医療機関を擁し、各歯科医療機関を取りまとめ、本検診業務への協力を多くの歯科医療機関から得ることが可能であり、市内全域で実施できる唯一の団体である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)保健所健康企画課 011-622-5151

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.4.13	働く世代のがん患者への支援事業	独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	2,500,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	本事業は札幌市に在住の、新規就労を希望するがん患者に対し、市内のがん診療連携拠点病院及び北海道がん診療連携指定病院に設置する相談支援センター(以下「相談支援センター」という)を窓口とし、ハローワークと連携した就労支援を行うものである。 本事業の実施に当たっては、がん治療に関する専門的な知識や就労支援に関する専門的な知識を有すること、市内の各相談支援センター及びハローワークと連携できる体制が必要である。 当該業者は、北海道においてがん治療の中心的な役割を担う病院であることから、がん治療に関する専門的な知識を持つことに加え、就労支援に関する専門的な知識、他の相談支援センター及びハローワークとの連携体制を持つ唯一の病院である。 このことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の業者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適用しないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 保健所健康企画課 011-622-5151
R4.6.1	母子保健情報システム 妊婦健診及び新生児聴覚検査の履歴登録に係る改修業務	日本コンピューター株式会社	1,981,375	R4.5.10	R4.5.10 ~ R4.8.31	母子保健情報システムは、日本コンピューター株式会社が開発したパッケージソフト「we1-mother」を基礎として構築されており、パッケージの固有機能に対する著作権は、同社が保有している。このため同社が著作権を有するプログラムについては、そのプログラムのソースコード等は他社に公開することができない。 よって本システムの改修業務を実施できるのは、同社以外にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 保健所健康企画課 011-622-5151
R5.1.11	札幌市妊娠・出産寄り添い給付金事業に係る給付業務	株式会社恵和ビジネス	223,088,910	R4.12.26	R4.12.26 ~ R6.3.31	本件の給付金は、国において、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」として、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題であることを踏まえて創設された「出産・子育て応援交付金」の対象となるもので、できるだけ早期に支援を対象者に届けることが求められているため、本件の契約の目的は、できるだけ早期かつ確実に給付金を対象者に支給することである。 本件の契約を一般競争入札によった場合、政府調達(WTO)案件に該当し、契約手続に2か月程度を要し、早期に支援を対象者に届けることができず、時期を失い契約の目的を達することができない。 以上のことから、本件の契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要により競争入札に付することができない)に該当するため、随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	保) 保健所健康企画課 011-622-5151
R4.7.13	新型コロナウイルス感染症陽性者相談窓口運営業務	一般社団法人 札幌市医師会	534,600,000	R4.4.25	R4.4.25 ~ R4.10.15	当該団体は、開業医、勤務医を会員とする札幌市内唯一の医師の職能団体であり、これまでも各種事業において本市と十分に連携を図ってきたところである。本件業務を遂行するにあたって、協力を必要とする施設と十分な連絡調整を図れる唯一の団体である。当該団体以外では、本件業務を実施できないと判断し、当該団体を特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 保健所医療政策課 011-622-5162
R4.11.2	新型コロナウイルス感染症陽性者相談窓口運営業務(その2)	一般社団法人 札幌市医師会	6,000,000	R4.6.15	R4.6.15 ~ R4.10.15	当該団体は、開業医、勤務医を会員とする札幌市内唯一の医師の職能団体であり、これまでも各種事業において本市と十分に連携を図ってきたところである。本件業務を遂行するにあたって、協力を必要とする施設と十分な連絡調整を図れる唯一の団体である。当該団体以外では、本件業務を実施できないと判断し、当該団体を特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 保健所医療政策課 011-622-5162
R4.11.23	新型コロナウイルス感染症陽性者相談窓口運営業務(その3)	一般社団法人 札幌市医師会	4,500,001	R4.7.15	R4.7.15 ~ R4.10.15	当該団体は、開業医、勤務医を会員とする札幌市内唯一の医師の職能団体であり、これまでも各種事業において本市と十分に連携を図ってきたところである。本件業務を遂行するにあたって、協力を必要とする施設と十分な連絡調整を図れる唯一の団体である。当該団体以外では、本件業務を実施できないと判断し、当該団体を特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 保健所医療政策課 011-622-5162
R4.11.23	新型コロナウイルス感染症陽性者相談窓口運営業務(その4)	一般社団法人 札幌市医師会	3,600,000	R4.8.15	R4.8.15 ~ R4.10.15	当該団体は、開業医、勤務医を会員とする札幌市内唯一の医師の職能団体であり、これまでも各種事業において本市と十分に連携を図ってきたところである。 本件業務を遂行するにあたって、協力を必要とする施設と十分な連絡調整を図れる唯一の団体である。当該団体以外では、本件業務を実施できないと判断し、当該団体を特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 保健所医療政策課 011-622-5162
R4.11.23	新型コロナウイルス感染症相談窓口運営業務(その5)	一般社団法人 札幌市医師会	1,200,001	R4.9.15	R4.9.15 ~ R4.10.15	当該団体は、開業医、勤務医を会員とする札幌市内唯一の医師の職能団体であり、これまでも各種事業において本市と十分に連携を図ってきたところである。 本件業務を遂行するにあたって、協力を必要とする施設と十分な連絡調整を図れる唯一の団体である。当該団体以外では、本件業務を実施できないと判断し、当該団体を特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 保健所医療政策課 011-622-5162
R4.10.26	救急医療相談業務	オフィスポケット株式会社	195,847,225	R4.9.30	R4.10.1 ~ R5.10.1	本業務における「救急安心センターさっぽろ相談運営業務」は、119番要請を迷う方を適切に医療へ繋げるという役割がある一方、軽症の方には緊急受診を控えてもらうといった救急車の適正利用を促進しており、「産婦人科救急情報オペレーター業務」は、夜間に発症した妊婦等の症状から緊急受診の必要性を判断し、受診可能な医療機関と調整を行っている。これらはそれぞれ専門性が高く、人命に直結する非常に重要な業務である。 また、患者の症状を聞き取った上で、対応方法を判定することを基本とするが、国の通知等により適宜対応方法が変わる新型コロナウイルス感染症に関するものや、クレーム対応、本市消防局や他消防本部、医療機関との調整等、臨機応変な対応が求められるものであることから、配置する人員には、同種業務の経験が求められるとともに、受託会社による業務管理や労務管理、適した人材の採用や養成、相談現場への支援といった、専門的な知識や高度な技術力が必要となる。 本業務は、これまで価格競争により実施してきたが、価格面での工夫の余地が少ないため、同様の方法を繰り返すことで、必要な人件費が捻出できず経験豊富な看護師等が採用できなくなる等、業務管理が行き届かなくなり、不適切な対応が増え、相談業務の質が低下し、市民の安心安全を確保できなくなることを懸念される。 そのため、より良質なサービスを提供するためには、同種業務の経験を有する管理者や看護師等が確保できる環境を整えた上で、このような困難な業務の実施方法について、運営に係る提案を求め、各事業者の業務遂行能力を評価し、受託事業者を選定する必要がある。 以上のことから、当該業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される価格による競争入札等には適さない業務と考えられることから、公募型企画競争により受託者を選定することとした。 この度、当該事業者の企画提案が「救急医療相談業務」企画競争実施委員会において選定されたことから、当該事業者を相手方とする特定随意契約の見積参加者とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 保健所医療政策課 011-622-5162
R4.4.13	令和4年度札幌市結核接触者健康診断事業(単価契約)	一般社団法人 札幌市医師会	19,372,396	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	一般社団法人札幌市医師会は、市内全域に会員(医療機関)を多数有しており、本市でこのような体制を有する組織は他にない。市民が多数の医療機関を利用できるという点で利便性が高く、集団的な健診を実施することができる会員を有している。 また、一般社団法人札幌市医師会は、過去の委託業務遂行状況についても非常に良好である。 以上の理由から、当該業務の適正な履行のため、特定で指名することが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 保健所感染症総合対策課 011-622-5199

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.4.13	結核住民健診業務(胸部X線デジタル撮影)(単価契約)	公益財団法人 北海道結核予防会	16,169,230	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	公益財団法人北海道結核予防会(以下、「結核予防会」という。)= 結核予防及び結核対策の普及・啓発を通じて、住民の健康保持・増進に貢献することを目的として、昭和15年に設立された非営利の団体である。結核予防会は、本市の特定健診、肺がん検診を実施している医療機関であり、65歳以上の受診者については、肺がん検診と一体的に結核住民健診を受診することができることから、結核予防会を指名する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 保健所感染症総合対策課 011-622-5199
R4.4.13	結核住民健診業務(単価契約)	公益財団法人北海道対がん協会	11,448,030	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	公益財団法人北海道対がん協会(以下、「対がん協会」という。)= がんの原因・早期診断及び治療の研究を行うことを目的として、昭和4年に創立された非営利の団体であり、胸部X線撮影の精度管理や二重造影、比較読影体制を整えて、昭和4年に設立された非営利の団体である。対がん協会は、本市の肺がん検診を実施している医療機関であり、65歳以上の受診者については、肺がん検診と一体的に結核住民健診を受診することができることから、対がん協会を指名する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 保健所感染症総合対策課 011-622-5199
R4.4.13	札幌市結核患者訪問服薬確認事業(単価契約)	一般社団法人 北海道総合在宅ケア事業団	1,135,314	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団(以下「事業団」とする)は、在宅ケアの推進を目的として設立された団体であり、介護保険、医療保険の指定事業者として訪問看護を行っている。事業団は、市内全区に訪問看護ステーションを有している唯一の法人であり、効率的な訪問が可能である。また、訪問看護に関する知識と経験が豊富であり、結核医療に関する理解も深い。過去の委託業務遂行状況についても良好であり、信頼性・効率性などの観点から、事業団が指名見積の業者として唯一の団体であると判断する。以上の理由から、当該業務の適正な履行のため、特定で指名することが適当である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 保健所感染症総合対策課 011-622-5199
R4.4.13	令和4年度HIV検査・相談事業運営業務	社会福祉法人 はばたき福祉事業団	9,476,500	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	社会福祉法人はばたき福祉事業団は、国の事業のもとで、平成19年に札幌市がHIV検査施設として設置した「サークルさっぽろ」について、運営当初から本業務を受託し、確実に履行している実績があり、業務に精通した医師、看護師、カウンセラー等の人員を確保している。また、当該法人は薬害エイズ被害者対策のため設立された団体であり、HIV/エイズに精通し、HIV陽性者及びエイズ患者への対応についての十分な経験やノウハウがあり、結核医療に関する理解も深い。北海道大学病院とも協力体制を構築しており、検査で判明した陽性者について、医療との円滑な連携を図ることができる。以上の理由から、当該業務の適正な履行のため、特定で指名することが適当である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 保健所感染症総合対策課 011-622-5199
R4.12.28	しろくま忍者の手あらいソングのアニメーション動画等の制作業務	クリプトン・フューチャー・メディア株式会社	1,500,620	R4.12.13	R4.12.13 ~ R5.3.31	同社は、本市に本社をおく世界的に絶大な人気を誇る札幌発のバーチャル・シンガー初音ミクを開発した音楽系ICT企業であり、同社が保有する初音ミクの3DCGを利用したアニメーションの制作を委託できる唯一の事業者である。同社は本業務を確実に履行するための十分な実績やノウハウがあり、初音ミクに特化した本業務に精通している。また、アニメーション動画の制作に当たっては同社の規則を遵守する必要があり、制作されたアニメーション動画の利用に際しては、同社とキャラクター利用に関するライセンス契約の締結が必要である。さらに、同社は本市と平成22年にシニアプロモート分野の連携に関する協定を締結し、自治体とも連携した事業を展開している実績も踏まえ、当該業務の適正で確実な履行のため、特定で指名することが適当である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 保健所食の安全推進課 011-622-5170
R5.3.29	令和5年度生活衛生情報管理システム保守管理業務	株式会社ネクシス	2,860,440	R5.3.23	R5.4.1 ~ R6.3.31	生活衛生情報管理システムは、左記事業者が開発及びカスタマイズしたものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。仮に他の事業者が委託した場合、同システムは総合システムであることから、システム分析に時間を要するほか、システムのカスタマイズ及び不具合対応における正常稼働が保証されず、その際の責任の所在も不明確となる。このことから、本業務を適切に実施できる事業者は、当該事業者以外になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号のその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 保健所食の安全推進課 011-622-5170
R4.4.27	里塚、平岸及び手稲平和公園一般廃棄物処理業務(単価契約)	一般財団法人 札幌市環境事業公社	2,584,000	R4.4.21	R4.4.21 ~ R4.12.28	本市は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(平成4年12月)により定められた「一般廃棄物処理実施計画」に基づき、事業系一般廃棄物の減量とリサイクル促進の体制を整備することを目的に、平成6年4月より事業系一般廃棄物の収集運搬体制を当法人に一元化しているため、指名できる他の業者はなく、当法人一社を選考したものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 保健所生活環境課 011-616-2855
R4.7.13	山口畜場における譲渡前検査等調査業務及びPFIアドバイザー業務	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	45,100,000	R4.6.22	R4.6.22 ~ R7.3.19	山口畜場については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)」(以下「PFI法」という。))に基づき、施設の設計・建設及び維持管理業務並びに運営業務についても民間事業者一括して委約する方式(BOT方式)にて整備した施設で、運営期間が令和7年度までの契約となっている。令和8年度以降については、令和2年度に実施した山口畜場の次期運営手法の調査結果及び札幌市PPP/PFI活用委員会での審議を経て、令和4年3月に策定した火葬場の運営計画に従い、PFI法に基づき民間事業者一括して長期的かつ包括的に委託することを予定している。また、山口畜場は、現在民間事業者が所有権を有する施設となっているが、現在の運営期間終了時に建物、設備、備品等の全てを札幌市に譲渡することが契約条項として決まっており、当該譲渡に向け、令和8年度以降の業務を継続して行っていくことに支障のない状態であることを事前に確認する必要がある。さらに、次期PFI事業の範囲や事業費用のほか、次期運営期間以降に行うべき修繕内容についての精査も併せて必要となる状況である。以上から、本業務の遂行に当たっては、金融、法務、技術等の多岐に渡る分野に関して、山口畜場の運営手法及び整備手法における諸問題の抽出やその評価を行う高度な専門性が必要となる。また、PPP/PFIの性格や仕組みに精通するとともに、民間の同種事業の経営、資金調達等に関する高度かつ専門的な知見を有すること並びにそれに基づく優れた企画内容及び業務遂行を担保しうる一定程度の実績が求められる。したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される価格による競争入札等には適さない業務と考えられることから、公整型企画競争により受託者を決定することとした。この度、当該事業者の企画提案が山口畜場における譲渡前検査等調査業務及びPFIアドバイザー業務企画競争実施委員会において選定されたことから、当該事業者を相手方とする特定随意契約の見積参加者とする。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 保健所生活環境課 011-622-5182
R4.6.1	里塚畜場耐火台車収集運搬処理業務(単価契約)	株式会社東部清掃	1,386,000	R4.5.16	R4.5.16 ~ R4.12.28	令和4~令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿の「産業廃棄物処理業」に登録されており、かつ札幌市産業廃棄物処分業許可業者名簿において、中間処理品目に金属くず、陶磁器の破砕が含まれる3社(株)イーアンドエム、(株)東部清掃、北海道アオキ化学(株)に耐火台車の処理が可能であるか確認したところ、(株)東部清掃以外は対応できない旨回答があったため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 保健所施設課 011-883-1561
R4.6.1	札幌市里塚畜場火葬炉修繕業務	富士建設工業株式会社	69,300,000	R4.5.16	R4.5.16 ~ R5.3.29	本施設の火葬炉設備は、当該業者が独自に開発したものであり、設備機器の部品交換及び分解整備を行うには、当該設備に関する専門的な知識や技術が必要とするため。(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	(保) 保健所施設課 011-883-1561
R4.10.12	里塚畜場で使用する電力(単価契約)	北海道電力ネットワーク株式会社	58,743,110	R4.9.28	R4.10.1 ~ R5.9.30	電力最終保障契約につき、契約相手方が北海道電力ネットワーク株式会社に限られるため。(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	(保) 保健所施設課 011-883-1561

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5. 3. 29	札幌市里塚畜場火葬炉設備補修業務(単備契約)	富士建設工業株式会社	48,488,000	R5. 3. 9	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	里塚畜場火葬炉設備は左記業者が独自に開発したものであり、設備開発者の専門的知識と技術が本業務の履行に必要不可欠であるため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	保) 保健所施設課 011-883-1561
R5. 3. 29	札幌市里塚畜場火葬炉設備及び建築付帯設備保守点検業務	富士建設工業株式会社	27,500,000	R5. 3. 9	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	(1) 里塚畜場火葬炉設備は左記業者が独自に開発したものであり、設備開発者の専門的知識と技術が本業務の履行に必要不可欠であるため。 (2) 本業務は、火葬炉設備の日常及び定期保守点検業務が主体であるが、建築付帯設備についても様々な場合が発生しており、会費者を受け入れるにはこれらの設備も健全な状態にしておく必要があるため、迅速な応急対応が求められる。そのためには、施設に常駐する当該業者でなければ対応が困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 保健所施設課 011-883-1561
R5. 8. 16	犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票交付並びに手数料収納事務	公益社団法人北海道獣医師会	20,785,600	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	犬の鑑札、狂犬病予防注射済票交付及び各々の手数料徴収事務については、特定の市民に対する受益者負担に基づく事務手数料であり、開業獣医師で実施することは、市民の利便性が高く、滞納や遅延防止のためにも、交付と同時に手数料を徴収することが合理的である。 また、狂犬病予防注射を実施している動物病院は市内に複数あるが、個々の動物病院に対し、委託契約を結ぶことは合理的ではない。 以上のことから、当該業務が実施可能で、委託契約事務を行う組織体制を持った獣医師団体が左記事業者以外には存在しないことから、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 動物管理センター 011-736-6134
R5. 8. 23	犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票交付並びに手数料収納事務	公益社団法人北海道獣医師会	20,389,600	R5. 3. 28	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	犬の鑑札、狂犬病予防注射済票交付及び各々の手数料徴収事務については、特定の市民に対する受益者負担に基づく事務手数料であり、開業獣医師で実施することは、市民の利便性が高く、滞納や遅延防止のためにも、交付と同時に手数料を徴収することが合理的である。 また、狂犬病予防注射を実施している動物病院は市内に複数あるが、個々の動物病院に対し、委託契約を結ぶことは合理的ではない。 以上のことから、当該業務が実施可能で、委託契約事務を行う組織体制を持った獣医師団体が左記事業者以外には存在しないことから、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 動物管理センター 011-736-6134
R4. 4. 20	感染症対策のプロジェクト支援業務(その7)	株式会社アフォーダンス	18,478,812	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R4. 11. 30	本業務は、当該業者と既に契約している「感染症対策のプロジェクト支援業務(その6)」(契約期間: 令和3年4月1日~令和4年3月31日)(以下「既存業務」という)において実現している医療対策室内の情報一元化を令和4年4月以降も継続するものである。 現在、情報の一元化は、既存業務の中で当該業者が作成したツールにより、情報の管理及び関係者における情報の共有を実現している。本業務には、当該ツールのメンテナンス作業や改修作業を含むことから、業務の履行にあたっては、当該ツールに関する知識や技術が必要不可欠である。 このような状況下において、当該業者以外では本業務を迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することができなくなるとともに、品質の低下を招くことで本市業務に重大な影響を及ぼす恐れがある。よって、当該業者以外にこれを履行する業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 医療対策室管理課 000-000-0000
R4. 4. 20	委託業者向け専用クラウド環境及び仮想デスクトップ環境の維持・管理業務(単備契約)	株式会社アフォーダンス	3,476,000	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R4. 11. 30	本業務は、感染症対策業務を外部に委託する際に使用する専用クラウド環境、仮想デスクトップ環境及び情報共有ツールの維持・管理を行うものであるが、これらの環境及びツールは、当該業者と既に契約している「感染症対策のプロジェクト支援業務(その6)」において整備したものである。 本業務を履行する上では、当該環境及びツールに関する知識、技術及び設定情報が必要不可欠であり、当該業者以外では本業務を迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することができなくなるとともに、品質の低下を招くことで本市業務に重大な影響を及ぼす恐れがある。よって、当該業者以外にこれを履行する業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 医療対策室管理課 000-000-0000
R4. 4. 20	医療対策室事務室(北海道ビル)用備品類の借受け	大丸株式会社	13,872,469	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R4. 11. 30	現在、医療対策室(北海道ビル)で使用している各種機器及び備品類は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和3年度から左記選定業者よりレンタルしているものである。 現在のところ感染収束の目途が立たないため、現行の医療対策室体制を維持する必要がある。令和4年度についても年度当初から円滑に業務を遂行する必要があるが、現状、感染者数の減少が見込めないため、応援職員や派遣職員等も含めた動員職員が、朝早くから夜遅くまで勤務している体制であること、その体制が土日祝日も含め休みなく稼働している状態であることを考慮すると、使用機器及び備品類の入替作業等を行う時間や場所を確保することは困難である。 また、限られた時間や場所の中で備品類の入替作業を行う場合であっても、その作業に遅延が発生した場合や他の現行機器等に不具合等を及ぼした際には、医療対策室業務に多大な支障をきたす恐れがある。 以上のことから、適切な業務を遂行できる体制を維持・継続するためには、現行の機器及び備品類を切れ目なく継続して使用することが必要不可欠であり、本件業務を履行できる業者は、現在使用している各種機器及び備品類に係るレンタル契約を締結している左記選定業者に限られる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 医療対策室管理課 011-788-3562
R4. 9. 21	医療対策室事務室(北海道ビル)用備品類の撤去業務	大丸株式会社	1,358,500	R4. 8. 19	R4. 8. 22 ~ R4. 8. 31	現在、医療対策室(北海道ビル)で使用している各種機器及び備品類は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和3年度から左記選定業者よりレンタルしているものである。 本件は、事務室の移転に伴い、これらのレンタル物品を現行事務室から搬出及び撤去する業務であるが、標記業者以外が履行し、レンタル物品返還後に破損・紛失等が見つかった場合、それが撤去作業前からのものであるか、撤去作業中に発生したものであるか、その責任の所在が不明確となる恐れがある。 また、本件は、事務室移転後から北海道ビルの賃貸借契約満了の間(令和4年8月22日~8月31日)で行う必要があり、短時間での撤去作業が求められるところであるが、標記業者は北海道ビルの事務室内原状回復も担うことから、期限内での効率的遂行が見込まれる。 以上のことから、本件を履行可能である業者は、備品類のレンタル契約業者であり、かつ現行事務室の原状回復作業を担う標記業者に限られる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 医療対策室管理課 011-788-3562
R4. 11. 23	健康観察アプリが動作する基盤サービスの技術支援業務	E S R I ジャパン株式会社	2,200,000	R4. 11. 14	R4. 11. 14 ~ R5. 3. 31	現在、療養者等の健康観察は、札幌医科大学の公衆衛生学講座 小山 雅之助教等の学識経験者等が開発した健康観察アプリ「こびまる」を利用している。 「こびまる」は、GISソフトウェア「ArcGIS Online」上で動作するものであり、健康観察検討委員会で健康観察の更なる高度化に向けて、調査・解析等を実施するにあたっては、一般的なサポートだけではなく、調査・解析等の目的に特化した技術的支援を必要とする。 この技術的支援を提供できるのは、米國ESRI製品の総販売代理店である当該団体のみであることから、本件業務を実施できる唯一の団体であると判断し、当該団体を特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 医療対策室管理課 011-676-4009

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4. 12. 7	感染症対策のプロジェクト支援業務(その8)	株式会社アフォーダンス	12,945,856	R4. 11. 30	R4. 12. 1 ~ R5. 3. 31	<p>本業務は、当該業者と既に契約している「感染症対策のプロジェクト支援業務(その7)」(契約期間:令和4年4月1日~令和4年11月30日)(以下「既存業務」という)において実現している医療対策室内の情報の一元化を令和4年12月以降も継続し、その後閉鎖する作業を実施するものである。</p> <p>現在、情報の一元化は、既存業務の中で当該業者が作成したツールにより、情報の管理及び関係者における情報の共有を実現しており、本業務には、当該ツールのメンテナンス作業や改修作業を含むこと、また、当該ツールの閉鎖を実施することから、業務の履行にあたっては、当該ツールに関する知識や技術が必要不可欠である。</p> <p>このような状況を前提においた場合、当該業者以外では本業務を迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することができなくなるとともに、品質の低下を招くことで本市業務に重大な影響を及ぼす恐れがある。よって、当該業者以外にこれを履行する業者はない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 医療対策室管理課 011-676-4009
R5. 5. 10	医療対策室 ノートパソコン(45台)	大丸株式会社	2,079,000	R5. 3. 29	R5. 4. 1 ~ R5. 6. 30	<p>現在、医療対策室全体で使用しているノートパソコンは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による職員の増員に伴い、令和2年度から左記選定業者よりレンタルしているものである。</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日より感染症法上の位置づけを5類に移行する方針が国から示されており、市としては引き続き感染症対策に万全を期すため、一部体制の見直しを行いつつ、令和5年度も医療対策室体制を維持する方針である。</p> <p>現状、医療対策室では派遣職員を含めた職員が、土日祝日も稼働している状態であり、日中は通常業務にパソコンを使用していることから、新たな機器のインターネット利用やプリンター利用に係る設定、業務に必要なシステムの構築及び動作確認等を、4月1日にレンタル開始した後、業務開始前までの限られた時間内に行くことは現実的に不可能である。また、万が一作業に遅延が発生した場合他の使用機器に不具合等を及ぼした場合は、業務に多大な支障を来す恐れがある。なお、現在使用しているノートパソコンを返却にあたっては、全てのデータ消去を行う必要が生じるため、3月31日までの使用終了後、作業に要する一定期間のレンタル契約の延長が必要となる。</p> <p>以上のことから、現行の業務執行体制を維持・継続するためには、現在使用している機器を継続することが必要不可欠であり、本件業務を履行できる業者は、現在使用しているパソコンに係るレンタル契約を締結している左記選定業者に限られる。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 医療対策室管理課 011-788-3562
R5. 5. 10	医療対策室 ノートパソコン(33台)	山王スペース&レンタル株式会社	1,524,600	R5. 3. 29	R5. 4. 1 ~ R5. 6. 30	<p>現在、医療対策室全体で使用しているノートパソコンは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による職員の増員に伴い、令和2年度から左記選定業者よりレンタルしているものである。</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日より感染症法上の位置づけを5類に移行する方針が国から示されており、市としては引き続き感染症対策に万全を期すため、一部体制の見直しを行いつつ、令和5年度も医療対策室体制を維持する方針である。</p> <p>現状、医療対策室では派遣職員を含めた職員が、土日祝日も稼働している状態であり、日中は通常業務にパソコンを使用していることから、新たな機器のインターネット利用やプリンター利用に係る設定、業務に必要なシステムの構築及び動作確認等を、4月1日にレンタル開始した後、業務開始前までの限られた時間内に行くことは現実的に不可能である。また、万が一作業に遅延が発生した場合他の使用機器に不具合等を及ぼした場合は、業務に多大な支障を来す恐れがある。なお、現在使用しているノートパソコンを返却にあたっては、全てのデータ消去を行う必要が生じるため、3月31日までの使用終了後、作業に要する一定期間のレンタル契約の延長が必要となる。</p> <p>以上のことから、現行の業務執行体制を維持・継続するためには、現在使用している機器を継続することが必要不可欠であり、本件業務を履行できる業者は、現在使用しているパソコンに係るレンタル契約を締結している左記選定業者に限られる。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 医療対策室管理課 011-788-3562
R5. 5. 10	医療対策室分室(中央卸売市場青果棟)用備品類の借受け	大丸株式会社	2,545,686	R5. 3. 29	R5. 4. 1 ~ R5. 5. 31	<p>現在、医療対策室分室(中央卸売市場青果棟)で使用している備品類については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事務室の増設に伴い、令和3年度から左記選定業者よりレンタルしているものである。</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日より感染症法上の位置づけを5類に移行する方針が国から示されており、中央卸売市場青果棟に設置している医療対策室分室も、5月末を以て体制縮小のうえ、移転を予定しているところである。</p> <p>しかしながら、5類化へ移行するまでは、派遣職員を含めた職員が、土日祝日も稼働しており、日中は通常業務に備品類を使用していることから、4/1にレンタル開始した後、業務開始前までの限られた時間内に、備品類の入れ替え作業を行うことは現実的に不可能であり、入れ替え作業を行う場所の確保も困難である。</p> <p>また、現在使用している備品類を継続することで、レンタル開始時の設置・運搬作業に係る経費や時間の縮減も見込まれる。</p> <p>以上のことから、現行の業務執行体制を維持・継続するためには、現在使用している備品類を継続することが必要不可欠であり、本件業務を履行できる業者は、現在使用しているパソコンに係るレンタル契約を締結している左記選定業者に限られる。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 医療対策室管理課 011-788-3562
R5. 5. 10	医療対策室 カラー複合機保守業務	富士フイルムビジネスインベージョンジャパン株式会社	21,971,400	R5. 3. 30	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	<p>令和5年度に医療対策室全体で使用するカラー複合機(17台)は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和3年度から左記選定業者(製造者)よりレンタルしているものである。</p> <p>本件は、その保守を行うものであるが、常時正常な状態で稼働できるように、保守点検・消耗品供給等を円滑に行うこと及び故障等の不具合が発生した際に迅速に技術員の派遣を行い速やかに修理等の対応を行うことが必要となることから、製造者独自のプログラム知識、構造に関する知識等専門的かつ高度な技術が不可欠である。</p> <p>また、製造者以外の者が本業務を履行し、当該機器に不具合や事故が発生したとき、その原因が機器本体の欠陥によるものか、保守の不備によるものであるのか、その責任の所在が不明確となる恐れがある。</p> <p>以上のことから、本件を履行可能である業者は製造者であり、複合機の保守業務を行っている標記業者に限られる。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 医療対策室管理課 011-788-3562

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4. 4. 6	令和4年度札幌市新型コロナウイルスワクチン集団接種業務(札幌市医師会館)	一般財団法人 札幌市医師会	29,942,000	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R4. 5. 31	<p>本業務は、札幌市が令和3年度に開設していた札幌市医師会館での集団接種について、令和4年度も市民向けの接種を継続するにあたり、医師や看護師の確保・従事調整及び会場運営業務を担うもの。</p> <p>札幌市医師会館は、医療機関が一般的に休診している平日夜間や土日に集団接種を行うことで、個別接種を補完している会場であり、本業務の事業者には、市内医療機関から休診日等に医療従事者を派遣してもらい、接種体制を構築できるよう、市内医療機関との協力体制や幅広いネットワークが不可欠である。</p> <p>また、地下鉄駅に近接しており、利便性の高さから札幌市医師会館を会場として使用するが、民間施設である当該会館は関係者以外立入禁止の区域もあり、使用にあたってはセキュリティ等に配慮した業務運営が必要である。</p> <p>以上のことから、本業務を担える事業者は、札幌市内で最大の医師登録数を有し、市内医療機関との円滑な連絡調整が可能であり、かつ医師会館を所有・管理している、札幌市医師会のみである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 医療対策室業務調整課 011-211-8189
R4. 4. 13	札幌市新型コロナウイルス感染症療養判定サイト構築及び運用保守業務	凸版印刷株式会社	14,058,000	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R4. 11. 30	<p>本業務は、新型コロナウイルス感染症の陽性者に関して療養判定を行うための「札幌市新型コロナウイルス感染症療養判定サイト」の構築及び運用保守作業である。内容は上記ウェブサイトについて、陽性者を速やかに必要な医療をつなげるため、必要な項目やページ構成などのホームページ作成、今後増加が予想される陽性者数に対応するためのサイトの構築と運用保守が主な目的である。</p> <p>したがって、業務の円滑かつ確実な遂行には、一般市民向けに幅広い年代や様々な属性を持つ市民に対応でき、セキュリティが安全なサイトを構築でき、それを維持管理できることや、新型コロナウイルス感染症についても、他企業と比べ知識を有していること、札幌市が運用するほかのシステム(「COVID-19 対策事務支援ツール」等)との連携、陽性者数増加に対応できる履行体制が求められる。</p> <p>左記業者は、公的機関が運営する新型コロナウイルスワクチン接種会場の円滑な運営のためのサービスとして、多言語対応音声翻訳サービス「VoiceBiz」を無償で提供しており、多様な属性や背景を持つ市民に向けた取組を行っている。さらに、防災情報を住民と共有するための「自治体向け住民見守りサービス『あんしんライト』」、公的個人認証サービスにおける主務大臣認定事業者となり、マイナンバーカードを活用した公的個人認証による本人確認アプリをリリースしているなど、強固なセキュリティ技術や迅速な体制を有しているといえる。</p> <p>札幌市とは、平成26年度に「健康さっぽる21の推進に関する包括的連携協定」を締結し、左記業者が運用している電子チャットサービスを活用し市民の健康づくり活動に係る積極的な広報活動を行っている。</p> <p>また、「さっぽるPASS-CODE事業」を札幌市と協働で試行実施しており、札幌市の感染症対策や健康への啓発、さらに経済活動等の一連の施策に十分な理解を有しているといえる。</p> <p>以上のことから、札幌市も的確な連携を取ることができるとともに、新型コロナウイルス感染症に関する知識も高く、業務遂行のための効率的で円滑かつ確実な実施が可能な唯一の業者であるといえる。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 医療対策室業務調整課 011-788-8332
R4. 4. 13	札幌市新型コロナウイルス感染症療養判定サイトの間合せ対応・入力支援業務	凸版印刷株式会社	114,476,560	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R4. 11. 30	<p>本業務は、新型コロナウイルス感染症の陽性者の療養判定を行う「札幌市新型コロナウイルス感染症療養判定サイト」(以下、「療養判定サイト」という。)に関する問合せへの対応や代行入力等を行う。業務では陽性者の症状等を聞き取り療養判定サイトの操作をする必要があるため、電話対応やコールセンター等業務のノウハウがあり、本サイトの入力操作やシステムに関して精通していることが望ましい。また陽性者等の情報を適切に管理する必要がある。</p> <p>左記業者は、療養判定サイトの構築及び運用保守業務の受託業者であることからシステムを熟知しており、自社でコンタクトセンターの機能を有しているため入力操作や問合せ対応等も最も効率的に遂行できる。また、情報セキュリティの観点からも、複数の業者が関与する状態は好ましくないため、療養判定サイトの運用保守業務を行う当該業者が本業務も行うことが最適であるといえる。</p> <p>以上のことから、左記業者の特命をいただきたい。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 医療対策室業務調整課 011-788-8332
R4. 4. 27	令和4年度新型コロナウイルス感染症検査業務1(遺伝子検査)(単備契約)	株式会社ジェネティクラボ	1,581,788,560	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R4. 11. 30	<p>札幌市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、早期に感染者を認知のうえ速やかに各種対策を講じるため、濃厚接触者やクラスター施設の関係者など、多くの必要な方に対して日々円滑に検査を実施しており、令和4年4月以降においても市民の安全を守るために当該事業を確実かつ適切に継続していく必要がある。</p> <p>現に契約履行中の左記事業者に業務を実施させることは、以下2点の理由から、競争入札に付すよりも有利と認められるため、本業務の特定随意契約の事業者として選定する。</p> <p>○理由1</p> <p>左記事業者は、臨床検査技師等に関する法律に基づく衛生検査所としての登録があるなど診療の用に供する検査が可能であり、市内において早くから検査体制を確保していた検査実施機関である。</p> <p>検査実施可能数が非常に多く十分な実績があることに加え、検体搬送に要する時間も含めて柔軟かつ円滑な結果提出が可能であることから、現在まで検査実施可能数の増加を伴いながら継続的に本市から多くの検査を受託しているため、左記事業者に引き続き業務を実施させることで、予期し得ない事情の変化等が起こり得る状況下においても、確実性、迅速性及び検査件数の観点から履行品質を高いレベルで確保できる可能性が極めて高く、競争入札に付すよりも有利と認められる。</p> <p>○理由2</p> <p>前述のとおり本市では日々非常に多くの検査を円滑に実施する必要があり、札幌市衛生研究所のほか1者のみでは、現在の検査ニーズに対する本市検査体制の維持は明らかに不可能であるため、複数の事業者柔軟に検査を依頼することで検体体制を確保・維持し、感染拡大防止に努めている。</p> <p>市民の安全を守る観点から現在の検査体制を維持することは必須であるが、1者に対して現在の検査能力を過剰に超えた要求をした場合、人的及び物的資源の確保など新たな体制整備が必須となり、価格の騰貴を招くこと、また、検査の即時対応ができず対応の遅れにつながるものが想定されることから、競争入札に付すことは不利である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 医療対策室業務調整課 011-633-0723

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4. 4. 27	令和4年度新型コロナウイルス感染症検査業務2(遺伝子検査)(単価契約)	株式会社第一岸本臨床検査センター	524,722,000	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R4. 11. 30	<p>札幌市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、早期に感染者を探知のうえ速やかに各種対策を講じるため、濃厚接触者やクラスター施設の関係者など、多くの必要な方に対して日々円滑に検査を実施しており、令和4年4月以降においても市民の安全を守るために当該事業を確実に実施し、継続していく必要がある。</p> <p>現に契約履行中の左記事業者による業務を実施させることは、以下2点の理由から、競争入札に付すよりも有利と認められるため、本業務の特定随意契約の事業者として選定する。</p> <p>○理由1 左記事業者は、臨床検査技師等に関する法律に基づく衛生検査所としての登録があるなど診療の用に供する検査が可能であり、市内において早くから検査体制を確保していた検査実施機関である。 検査実施可能数が非常に多く十分な実績があることに加えて、検体搬送に要する時間も含めて柔軟かつ円滑な結果提出が可能であることから、現在まで検査実施可能数の増加を伴いながら継続的に本市から多くの検査を受託しているため、左記事業者に引き続き業務を実施させることで、予期し得ない事情の変化等が起こり得る状況下においても、確実性、迅速性及び検査件数の観点から履行品質を高いレベルで確保できる可能性が極めて高く、競争入札に付すよりも有利と認められる。</p> <p>○理由2 前述のとおり本市では日々非常に多くの検査を円滑に実施する必要があり、札幌市衛生研究所のほか1者のみでは、現在の検査ニーズに対する本市検査体制の維持は明らかに不可能であるため、複数の事業者に柔軟に検査を依頼することで検体体制を確保・維持し、感染拡大防止に努めている。 市民の安全を守る観点から現在の検査体制を維持することは必須であるが、1者に対して現在の検査能力を過剰に超えた要求をした場合、人的及び物的資源の確保など新たな体制整備が必須となり、価格の騰貴を招くこと、また、検査の即時対応ができず対応の遅れにつながる事が想定されることから、競争入札に付すことは不利である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 医療対策室業務調整課 011-633-0723
R4. 4. 27	令和4年度新型コロナウイルス感染症検査業務3(抗原定量検査等)(単価契約)	北海道公立法大学札幌医科大学	63,879,200	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R4. 11. 30	<p>札幌市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、早期に感染者を探知のうえ速やかに各種対策を講じるため、濃厚接触者やクラスター施設の関係者など、多くの必要な方に対して日々円滑に検査を実施しており、令和4年4月以降においても市民の安全を守るために当該事業を確実に実施し、継続していく必要がある。</p> <p>現に契約履行中の左記事業者による業務を実施させることは、以下2点の理由から、競争入札に付すよりも有利と認められるため、本業務の特定随意契約の事業者として選定する。</p> <p>○理由1 左記事業者は医療機関のため、診療の用に供する検査を実施しているとともに、柔軟かつ円滑な検査が可能であることから、現在までに本市から多くの検査を受託してきた実績があり、左記事業者に引き続き業務を実施させることで、履行品質を確保できる可能性が極めて高い。 また、速やかに各種対策を講じるためには、検査開始から結果判明までの時間も重要な要素であるが、抗原定性検査よりも感度が高く、症状の有無に問わず確定診断に用いることが可能であり、PCR検査よりも判定時間の短い抗原定量検査を活用することで、より一層円滑な対策が可能となる。 左記事業者に引き続き業務を実施させることで、予期し得ない事情の変化等が起こり得る状況下においても、確実性、迅速性及び検査件数の観点から履行品質を高いレベルで確保できる可能性が極めて高く、競争入札に付すよりも有利と認められる。</p> <p>○理由2 前述のとおり本市では日々非常に多くの検査を円滑に実施する必要があり、1者のみでは、現在の検査ニーズに対する本市検査体制の維持は明らかに不可能であるため、複数の事業者に柔軟に検査を依頼することで検体体制を確保・維持し、感染拡大防止に努めている。 市民の安全を守る観点から現在の検査体制を維持することは必須であるが、1者に対して現在の検査能力を過剰に超えた要求をした場合、人的及び物的資源の確保など新たな体制整備が必須となり、価格の騰貴を招くこと、また、検査の即時対応ができず対応の遅れにつながる事が想定されることから、競争入札に付すことは不利である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 医療対策室業務調整課 011-633-0723
R4. 4. 27	令和4年度新型コロナウイルス感染症検査業務4(抗原定量検査及び遺伝子検査)(単価契約)	株式会社エスアールエル	64,550,200	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R4. 11. 30	<p>札幌市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、早期に感染者を探知のうえ速やかに各種対策を講じるため、濃厚接触者やクラスター施設の関係者など、多くの必要な方に対して日々円滑に検査を実施しており、令和3年度においても市民の安全を守るために当該事業を確実に実施し、継続していく必要がある。</p> <p>現に契約履行中の左記事業者による業務を実施させることは、以下2点の理由から、競争入札に付すよりも有利と認められるため、本業務の特定随意契約の事業者として選定する。</p> <p>○理由1 左記事業者は、臨床検査技師等に関する法律に基づく衛生検査所としての登録があるなど診療の用に供する検査が可能であり、市内において早くから検査体制を確保していた検査実施機関である。 検査実施可能数が非常に多く十分な実績があることに加えて、検体搬送に要する時間も含めて柔軟かつ円滑な結果提出が可能であることから、現在まで検査実施可能数の増加を伴いながら継続的に本市から多くの検査を受託しているため、左記事業者に引き続き業務を実施させることで、予期し得ない事情の変化等が起こり得る状況下においても、確実性、迅速性及び検査件数の観点から履行品質を高いレベルで確保できる可能性が極めて高く、競争入札に付すよりも有利と認められる。 また、左記事業者は市内の登録衛生検査所として、唯一抗原定量検査の実施が可能であり、PCR検査よりも安価で迅速に実施できることから、繁華街の従業員などリスクがあり定期的な検査が必要な場合に、対応が可能である。</p> <p>○理由2 前述のとおり本市では日々非常に多くの検査を円滑に実施する必要があり、札幌市衛生研究所のほか1者のみでは、現在の検査ニーズに対する本市検査体制の維持は明らかに不可能であるため、複数の事業者に柔軟に検査を依頼することで検体体制を確保・維持し、感染拡大防止に努めている。 市民の安全を守る観点から現在の検査体制を維持することは必須であるが、1者に対して現在の検査能力を過剰に超えた要求をした場合、人的及び物的資源の確保など新たな体制整備が必須となり、価格の騰貴を招くこと、また、検査の即時対応ができず対応の遅れにつながる事が想定されることから、競争入札に付すことは不利である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 医療対策室業務調整課 011-633-0723

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4. 7. 13	ノートPC、高性能PC等什器・備品一式借受	大丸株式会社	3,926,340	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R4. 6. 30	<p>現在、当課中央卸売市場青果棟分室等で使用している各種機器及び備品類は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和3年度から左記選定業者よりレンタルしているものである。</p> <p>新型コロナウイルスの対応業務は、感染状況や国の方針により業務量が流動的であることから、長期を見据えることができず、柔軟に対応するためには、各種機器及び備品類の調達を購入ではなくレンタルで行うことが適している。一方、現在のところ感染収束の目途が立っておらず、医療対策室として次の感染拡大を見据えて準備を進めている状況であることから、現状では体制を維持する必要がある。令和4年度についても年度当初から円滑に業務を遂行する必要があるが、応援職員や派遣職員等も含めた動員職員が、朝早くから夜遅くまで勤務している体制であること、その体制が土日祝日も含め休みなく稼働している状態であることを考慮すると、各種機器及び備品類の入替作業等を行う時間や場所を確保することは困難である。</p> <p>また、限られた時間や場所の中で備品類の入替作業を行う場合であっても、その作業に遅延が発生した場合や他の現行機器等に不具合等を及ぼした際には、医療対策室業務に多大な支障をきたす恐れがある。</p> <p>以上のことから、適切に業務を遂行できる体制を維持・継続するためには、現行の機器及び備品類を切れ目なく継続して使用することが必要不可欠であり、本件業務を履行できる業者は、現在使用している各種機器及び備品類に係るレンタル契約を締結している左記選定業者に限られる。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 医療対策室業務調整課 011-624-7218
R4. 7. 20	令和4年度新型コロナウイルス感染症検査業務5(遺伝子検査)(単備契約)	株式会社L S I メディエンス	74,078,400	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R4. 11. 30	<p>札幌市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、早期に感染者を探知のうえ速やかに各種対策を講じるため、濃厚接触者やクラスター施設の関係者など、多くの必要な方に対して日々円滑に検査を実施しており、令和4年度においても市民の安全を守るために当該事業を確実に実施して継続していく必要がある。</p> <p>現に契約履行中の左記事業者に業務を実施させることは、以下2点の理由から、競争入札に付すよりも有利と認められるため、本業務の特定随意契約の事業者として選定する。</p> <p>○理由1 左記事業者は、臨床検査技師等に関する法律に基づく衛生検査所としての登録があるなど診療の用に供する検査が可能であり、市内において早くから検査体制を確保していた検査実施機関である。</p> <p>0検査実施可能数が非常に多く十分な実績があることに加えて、検体搬送に要する時間も極めて柔軟かつ円滑な結果提出が可能であることから、現在まで検査実施可能数の増加を伴いながら継続的に本市から多くの検査を受託しているため、左記事業者に引き続き業務を実施させることで、予期し得ない事情の変化等が起こり得る状況下においても、確実性、迅速性及び検査件数の観点から履行品質を高いレベルで確保できる可能性が極めて高く、競争入札に付すよりも有利と認められる。</p> <p>○理由2 前述のとおり本市では日々非常に多くの検査を円滑に実施する必要があり、札幌市衛生研究所のほか1者のみでは、現在の検査ニーズに対する本市検査体制の維持は明らかに不可能であるため、複数の事業者による検査を依頼することで検体体制を確保・維持し、感染拡大防止に努めている。</p> <p>市民の安全を守る観点から現在の検査体制を維持することは必須であるが、1者に対して現在の検査能力を過剰に超えた要求をした場合、人的及び物的資源の確保など新たな体制整備が必須となり、価格の騰貴を招くこと、また、検査の即時対応ができず対応の遅れにつながることを想定されることから、競争入札に付すことは不利である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 医療対策室業務調整課 011-633-0723
R4. 7. 20	令和4年度新型コロナウイルス感染症唾液検査キットの作成及び配達業務(単備契約)	佐川急便株式会社	29,409,974	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R4. 11. 30	<p>当該業務は、札幌市から送付する電子データをもとに検体ラベル等を作成・貼付のうえ、必要物資を封詰めし、17時までにデータを渡したものは当日発送、翌日配達、正午以降にデータを渡したものは翌日発送、翌々日配達するものであり、厳重な個人情報の保護及び発送の迅速性が求められる業務である。</p> <p>このため、大分類「一般サービス業」、中分類「運輸・通信業」に登録を有し、個人情報の取り扱いに関して、JISQ15001規格に基づくプライバシーマーク又は、情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC27001(JISQ27001)の認証を取得しており、当該業務を行うことが可能な業者を調査した結果、左記業者及びヤマト運輸株式会社北海道法人営業支店の二者が該当したが、このうちヤマト運輸株式会社については、社の方針として当該業務の受託は困難である旨、申し出があったところ。</p> <p>以上により、左記業者は当該業務を履行することが可能である唯一の業者であり、また、令和2年度及び令和3年度の当該業務を受託し確実に履行していることから、令和4年度においても着実な履行が見込まれると判断し、左記業者を相手方とした随意契約を行う。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 医療対策室業務調整課 011-633-0723
R4. 7. 20	令和4年度新型コロナウイルス感染症検体回収及び整理に係る労働者派遣業務(単備契約)	株式会社メディカル・コンシエージュ	9,768,000	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R4. 11. 30	<p>当該業務は、検査検体を適切かつ安全に取り扱うための一定程度の知識や経験が必要であり、そのような専門的知識を持つ者を派遣できることが求められる。</p> <p>このため、大分類「一般サービス業」、中分類「医療業、保健衛生サービス業」及び「その他サービス業」に登録を有し、個人情報の取り扱いに関して、JISQ15001規格に基づくプライバシーマーク又は、情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC27001(JISQ27001)の認証を取得しており、当該業務を行うことが可能な業者を調査した結果、左記業者が該当したところ。</p> <p>これらの条件を満たす業者は他にも存在するが、迅速・効率的に当該業務を行い、安定的に唾液検体による検査体制を構築する観点からは、令和2年度から当該業務を受託し確実に履行しており、当該業務のノウハウを有する左記業者への委託が必要である。</p> <p>以上により、左記業者を相手方とした随意契約を行う。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 医療対策室業務調整課 011-676-3382

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.7.27	令和4年度新型コロナウイルス感染症検体回収業務(単備契約)	株式会社ウイング	6,710,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R4.11.30	新型コロナウイルス感染症を疑う者の検査について、無症状及び軽症の者に対しては、検査対象者の自宅に唾液検査の採取セットを送付し、対象者が自宅で検体を採取し、保健所に持ち込む等の方法で検体を回収し、検査を実施する体制を構築している。 しかしながら、高齢者や身体が不自由な者、体調等を理由に外出が困難である者など、自ら保健所に持ち込むことができない者が一定数存在する。 当該業務は、札幌市からの依頼(原則前日まで)に応じ、個人宅を訪問し検体を回収するものであり、集荷の迅速性及び検体を適切な状態で保管し移動することが求められる業務である。 このため、大分類「一般サービス業」、中分類「運輸・通信業」に登録を有し、過去3年の間に、本市または他自治体において同規模かつ類似する検体回収業務を受託した実績のある業者を調査した結果、令和2年度及び3年度の当該業務を受託し確実に履行している左記業者が該当したところ。 迅速・効率的に当該業務を行い、安定的に唾液検体による検査体制を構築する観点からは、令和2年度及び3年度の当該業務を受託し確実に履行しており、当該業務のノウハウを有する左記業者への委託が必要である。 以上により、左記業者を相手方とした随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)医療対策室業務調整課 011-633-0723
R4.9.28	療養証明書発行業務の電話対応に係る労働者派遣業務(単備契約)	株式会社オープンループパートナーズ	12,567,555	R4.4.7	R4.4.8 ~ R4.6.30	本業務は、現に遅れが生じている宿泊療養及び自宅療養の証明書発行を早急に行うための業務である。よって、本市の新型コロナウイルスの宿泊療養及び自宅療養の対応に熟知している業者と契約を締結する必要がある。また、業務の指揮命令を行う必要があることから、派遣の契約形態を取るため派遣事業の許可を受けている業者であることが必須となる。契約予定者は、宿泊療養施設の運営業務を通じて療養証明書に精通しており、派遣事業の許可を受けている業者であり、本市との契約を誠実に履行している実績がある。 派遣職員に業務内容を的確に説明することができ、適切な人選を行うことで円滑に業務を遂行できる業者であり、契約手続きを数日で締結することについて承諾を得ることができたのは同社のみとなる。 よって、履行可能な者が本業者以外にいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	保)医療対策室業務調整課 011-624-7218
R4.7.20	新型コロナウイルス感染症陽性者登録センター事業に係る陽性者登録システム(通称「こくちまるプラス」)構築及び保守並びに陽性者登録センター運営業務	凸版印刷株式会社	75,614,110	R4.4.22	R4.4.22 ~ R4.10.31	本業務は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、外来医療の負担軽減及び迅速な陽性判定・告知等ができる体制を構築するため、抗原検査キットで陽性反応が出た軽症者を対象に陽性判定・告知等を行う「新型コロナウイルス感染症陽性者登録センター」を開設・運営するものである。 現在、年度末・年度初めで人の移動が活発化する時期であり、本市内においても、より感染力が強いとされているオミクロン株の亜種BA.2が確認され、早ければ4月の中旬～下旬にかけて、感染の再拡大が懸念されており、これに間に合わせるため、本センターは極めて短い期間で運営体制の構築を進める必要がある。 本センターにおいては、迅速な陽性判定・告知等のため、陽性者自らがweb上で必要事項の入力および本人確認のための画像アップロードを行う仕組みを導入する必要があるが、この仕組みは、本市(総)デジタル企画課が左記事業者に開発・運営を委託して実施している「さっぽろPASS-CODE」事業をモデルとしている。 「さっぽろPASS-CODE」事業は、IT技術を活用したワクチン接種履歴提示の有用性検証を目的とした、現在執行段階の先進的な取組であるため、本業務を左記事業者に実施させることで、試行で得られたノウハウ等の活用による、履行品質の確保が見込まれる。また、本業務においてはさっぽろPASS-CODEと類似のweb入力システムを使用するため、システム開発に係る期間の大幅な短縮が可能となる。 以上のことから、本件が地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に定める「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当すると判断されるため、本業務の特定随意契約の事業者として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	保)医療対策室業務調整課 011-676-3382
R4.5.18	切手の購入	株式会社フリ企画サービス	1,910,000	R4.4.25	R4.4.25 ~ R4.4.28	定価販売品であり、その性質から競争入札に適さないため。また、選定事業者は、本市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回締結し、その全てを誠実に履行していることから、確実に履行が期待できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)医療対策室業務調整課 011-624-7218
R4.5.25	切手の購入	株式会社フリ企画サービス	1,867,600	R4.5.2	R4.5.2 ~ R4.5.20	定価販売品であり、その性質から競争入札に適さないため。また、選定事業者は、本市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回締結し、その全てを誠実に履行していることから、確実に履行が期待できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)医療対策室業務調整課 011-624-7218
R4.6.22	薬局における抗原検査キット配付事業(単備契約)	一般社団法人 札幌薬剤師会	604,324,000	R4.5.20	R4.5.20 ~ R4.9.30	当該団体は、薬剤師を会員とする札幌市内唯一の職能団体であり、本件業務の実施に協力が必要となる薬局及び関係団体等と十分な連絡調整を図りながら、本件業務を確実に実施する。 また、当該団体はこれまでも各種事業において本市と十分に連携を図っており、本件業務を遂行にあっても、本市との連絡・調整を確実に進めることができる。 以上の理由により、当該団体は本件業務を実施できる唯一の団体であると判断し、当該団体を特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)医療対策室業務調整課 011-633-0723
R4.6.15	切手の購入	株式会社フリ企画サービス	1,760,000	R4.5.26	R4.5.26 ~ R4.6.2	定価販売品であり、その性質から競争入札に適さないため。また、選定事業者は、本市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回締結し、その全てを誠実に履行していることから、確実に履行が期待できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)医療対策室業務調整課 011-624-7218
R4.7.6	SMS送信ライセンスの調達	株式会社アフォーダンス	7,706,600	R4.5.31	R4.5.31 ~ R4.5.31	多数の自宅療養者に対して効率的にショートメールを送信するため、「Covid-19対策支援ツール」に付随する「支援ツールEX」を利用していますが、「支援ツールEX」を使ってショートメールを送信するにはそのためのライセンスを別途購入する必要があります。このライセンスを提供できるのは、「Covid-19対策事務支援ツール」及び「支援ツールEX」を提供する当該業者のみであることから、本件業務を実施できる唯一の業者であると判断し、当該団体を特定し契約を締結しました。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)医療対策室業務調整課 011-624-7218
R4.7.13	自宅療養者の健康観察に係るSMS送信ライセンス	株式会社アフォーダンス	7,706,600	R4.5.31	R4.5.31 ~ R4.5.31	多数の自宅療養者に対して効率的にショートメールを送信するため、「Covid-19対策支援ツール」に付随する「支援ツールEX」を利用していますが、「支援ツールEX」を使ってショートメールを送信するにはそのためのライセンスを別途購入する必要があります。このライセンスを提供できるのは、「Covid-19対策事務支援ツール」及び「支援ツールEX」を提供する当該業者のみであることから、本件業務を実施できる唯一の業者であると判断し、当該団体を特定し契約を締結しました。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)医療対策室業務調整課 011-624-7218
R4.6.15	切手・レターパックの購入	株式会社フリ企画サービス	1,910,000	R4.6.2	R4.6.2 ~ R4.6.13	定価販売品であり、その性質から競争入札に適さないため。また、選定事業者は、本市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回締結し、その全てを誠実に履行していることから、確実に履行が期待できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)医療対策室業務調整課 011-624-7218

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.6.22	新型コロナウイルスワクチン接種に係る広告掲載業務	株式会社北海道新聞社 営業局	1,457,500	R4.6.2	R4.6.2 ~ R5.3.31	<p>本業務は、新型コロナウイルスワクチンの接種について、必要な手続き等を札幌市民へ周知することを目的とした新聞広告を作成・掲載を行うものである。</p> <p>新型コロナウイルスワクチンの4回目接種の対象者については、60歳以上の者及び18歳以上60歳未満の者のうち、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者(以下、「基礎疾患を有する者」という。)となった。</p> <p>このうち、基礎疾患を有する者に対して接種券を送付する際は、事前に基礎疾患登録を行っていただく必要があるため、市民に対して手続き方法を広く周知する必要がある。</p> <p>そのため、札幌公式HPやSNSによる周知に加え、より効果的な方法で、広報を行う必要があると考える。周知方法として、新聞広告があげられるが、中でも北海道新聞は道内シェア約7割を占めていることから、北海道新聞において広告を行うことは、効果的かつ確実に札幌市民に対し周知することができるものと思考できる。</p> <p>以上を踏まえ、相手方は北海道新聞社において他にないため特定随意契約を行う。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 医療対策室業務調整課 011-211-8189
R4.7.6	ノートPC、高性能PC等什器・備品一式借受	大丸株式会社	8,003,930	R4.6.30	R4.7.1 ~ R4.11.30	<p>現在、当課中央卸売市場青果棟事務室で使用している各種機器及び備品類は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和3年度から左記選定業者よりレンタルしているものである。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の対応業務は、感染状況や国の方針により業務量が流動的であることから、長期を見据えることができず、柔軟に対応するためには、各種機器及び備品類の調達を購入ではなくレンタルで行うことが適している。</p> <p>当課では、北海道公立大学法人札幌医科大学の公衆衛生学講座 小山雅之助教が開発した健康観察アプリ「こびまる」(以下、こびまるという。)を利用して、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者への健康観察を行っている。</p> <p>左記選定業者以外から新たにパソコンを借受した場合、入替に伴うパソコンの設定を行う必要が生じ、本市職員による作業に加え再度開発者に依頼のうえ1台1台のパソコンにこびまるの設定を行わなくてはならず、多大な労力を要する。</p> <p>また、当課では、在籍職員が土日祝を含め、朝早くから夜遅くまで勤務している体制であることを考慮すると、各種機器及び備品類の入替作業を行う時間や場所を確保することは困難であり、限られた時間や場所の中で備品類の入替作業を行う場合であっても、その作業に遅延が発生した場合や他の現行機器等に不具合等を及ぼした際には、医療対策室業務に多大な支障をきたし、市民の命に係る事態になる恐れがあることから、競争入札を行う場合は現行の借受契約と一定の重複期間を設けて借受を行う必要があり、余分な経費が生じる。</p> <p>以上のことから、適切に業務を遂行できる体制を維持・継続するためには、現行の機器及び備品類を切れ目なく継続して使用することが必要不可欠であり、入替に伴う負担及び経費を考慮すると、競争入札に付することが不利と認められることから、現在使用している各種機器及び備品類に係るレンタル契約を締結している左記選定業者を相手方として契約を締結する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 医療対策室業務調整課 011-624-7218
R4.7.6	療養証明発行業務の電話対応に係る労働者派遣業務(単備契約)	株式会社オープンループパートナーズ	25,434,338	R4.6.30	R4.7.1 ~ R4.11.30	<p>当課で担当する宿泊・自宅療養証明書の発行については、膨大な量の申請を処理する必要があり、それに伴う問い合わせ対応や保健所の体制見直しに伴う新しい取り扱いに対する対応等、事務処理を進めつつ専門知識と経験を身に着ける必要のある業務である。当課の業務は、専任職員が不足する中、本市内部の応援職員の協力により成り立っているところだが、応援職員は元職場からの短期間の応援であり、状況に動きがある本業務について市民サービスの低下を招かないために業務に習熟した職員を確保するには、派遣職員に長期で業務に従事してもらうことが必須である。</p> <p>左記業者は、令和4年4月1日から同年6月30日まで同業務を受託しており、極めて良好な履行実績を有している。</p> <p>これまでの業務経験に基づくノウハウが蓄積され、継続して高い経験を有する派遣スタッフの配置が可能で、選定事業者においてほかないことから、当該事業者と特定随意契約を行うこととする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 医療対策室業務調整課 011-624-7218
R4.7.6	携帯電話借受	GSM Rentafone Pty Ltd	2,227,500	R4.6.30	R4.7.1 ~ R4.11.30	<p>現在、当課中央卸売市場青果棟分室等で使用している携帯電話は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和3年度から左記選定業者よりレンタルしているものである。</p> <p>新型コロナウイルスの対応業務は、感染状況や国の方針により業務量が流動的であることから、長期を見据えることができず、柔軟に対応するためには、備品類の調達を購入ではなくレンタルで行うことが適している。</p> <p>一方、現在のところ、新規感染者数は減少しているものの、いつ感染者が急増するか不透明な状況であることから、一定の体制を維持する必要がある。</p> <p>借り受けた携帯電話については、自宅療養者への架電に使用しており、仮に新たな携帯電話と入れ替えることになった場合は、現在使用している携帯電話の番号に対し自宅療養者が折り返し連絡した際に不通となってしまう、自宅療養者に混乱を生じさせてしまうことや、苦情に繋がる恐れがあることから、業務体制を維持し適切な市民サービスを行うには継続して同じ携帯電話を使用することが必須となる。</p> <p>以上のことから、本件業務を履行できる業者は、現在使用している携帯電話のレンタル契約を締結している左記選定業者に限られる。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 医療対策室業務調整課 011-624-7218

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.7.20	令和4年度抗原定性検査キット配布事業2(単備契約)	日本通運株式会社	59,290,000	R4.6.30	R4.7.1 ~ R4.11.30	<p>新型コロナウイルス感染症に係る当該業務は、本市が購入した100,000個の抗原定性検査キット(以下、「検査キット」という。)を受託者の倉庫等に保管したうえで、検査対象者に対し、本市から送付する電子データを基にあって先を記したラベルを作成・貼付して検査キットを当日または翌日に配達を行うものであり、原契約が令和4年6月30日で終了するが検査体制の維持のためには引き続き事業を継続する必要がある。また、検査キットは本市が必要と判断した者に配布することとしており、検査対象者となった市民等に検査キットを直ちに配布する必要があるなど嚴重な個人情報保護及び検査キット送達の迅速性が求められる業務である。</p> <p>このため、原契約開始時に当該業務を行うことが可能な業者を調査した結果、日本通運株式会社、佐川急便株式会社及びヤマト運輸株式会社の三者が該当したが、ヤマト運輸株式会社については辞退する旨の申し出があったため上記2者から見積書を徴収し、指名競争入札を行ったところ、日本通運株式会社が落札した。</p> <p>受託者は、自社倉庫に検査キットを保管し1日に2回配達を行い、加えて、受託者の発案による独自の取組として、配達時に検査対象者宅の郵便受けに検査キットが投入不可となった場合等は、玄関先等に検査キットの配達を行った旨をお知らせする自社製メッセージカードを郵便受けに投入しており、翌日に再配達となることがないため迅速な検査へと繋がっている。同社の取組みは、当該事業が社会的重要性を帯びていることを重視して検査対象者に対し一刻も早く検査キットを届けることを主眼としているものであり、本市の医療提供体制が逼迫しないよう対策を講じている本市の方針とも合致する。また、検査キットは6月22日時点で約98,000以上の在庫があるため、受託者が変わり検査キットの保管場所を移転するには相当の日数及び人員の確保が必要となるため、当該事業を切れ目なく継続した検査体制を維持するためには、受託者の取組に加え原契約に基づく体制を維持することが不可欠である。</p> <p>以上により、左記業者は当該業務を履行することが可能である唯一の業者であり、また、契約締結日から現在まで当該業務を確実に履行していることから、令和4年7月1日以降においても着実な履行が見込まれると判断し、左記業者を相手方とした随意契約を行う。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)医療対策室業務調整課 011-633-0723
R4.8.10	新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者への食料品等提供業務追加調達(単備契約)	株式会社ラルズ	453,926,000	R4.7.26	R4.7.26 ~ R4.11.30	<p>本市では、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者は療養期間外出ができないことから、療養に専念してもらうための生活支援の物資として、希望者に自宅療養セットを提供している。本業務は、急激な新型コロナウイルス感染症患者の増加に備え、既事業者に加え新規事業者と契約することにより、迅速かつ確実な自宅療養セットの配送体制構築を目的としている。</p> <p>この業務の調達については、令和4年7月19日に一般競争入札の告示をし、8月8日入札執行予定だったが、新型コロナウイルス感染症の患者数は急増により、7月22日既事業者に依頼分の自宅療養セットから、大幅な遅れが生じることが7月24日分かった。</p> <p>既事業者が遅れの原因を確認したところ、増加の兆しが見えない状況からの急激な増加により事前の準備ができず、物資の調達が間に合わないことが理由であった。感染者数がどこまで増加するか不透明なか、予定していた入札執行の日程では遅れがさらに広がる可能性があり、早急に本業務を調達し配送体制の強化を図る必要がある。</p> <p>競争入札によった場合その時期を失い契約の目的を達することができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当する。</p> <p>また、本業務は、先に入札による調達を予定していたが、この入札について問い合わせがあった事業者は3者であった。この3者にどれくらいの期間でどの程度の自宅療養セットの提供体制を構築可能かヒアリングを行ったところ、現に遅れが生じている自宅療養セットの提供を早急に迅速化できるのは、選定事業者のみであった。よって、当該契約の目的である迅速かつ確実な配送体制の構築を時期を失せず履行できる事業者は、選定事業者以外にいないことから、選定事業者と随意契約を締結した。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)</p>	保)医療対策室業務調整課 011-624-7218
R4.8.17	切手の購入	株式会社フクリ企画サービス	1,760,000	R4.7.26	R4.7.26 ~ R4.8.12	<p>定価販売品であり、その性質から競争入札に適さないため。また、選定事業者は、本市と種類及び規模をほぼ同じとする契約を複数回締結し、その全てを誠実に履行していることから、確実な履行が期待できるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)医療対策室業務調整課 011-624-7218
R4.8.17	切手の購入	株式会社フクリ企画サービス	1,760,000	R4.8.1	R4.8.1 ~ R4.8.12	<p>定価販売品であり、その性質から競争入札に適さないため。また、選定事業者は、本市と種類及び規模をほぼ同じとする契約を複数回締結し、その全てを誠実に履行していることから、確実な履行が期待できるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)医療対策室業務調整課 011-624-7218
R4.9.28	SMS送信ライセンスの調達	株式会社アフォードランス	2,156,110	R4.9.14	R4.9.15 ~ R4.9.15	<p>多数の自宅療養者に対して効率的にショートメールを送信するためには、新型コロナウイルス感染症の陽性患者のデータを持つ「Covid-19対策支援ツール」に付随する「支援ツールEX」を利用する必要がありますが、「支援ツールEX」を使ってショートメールを送信するにはそのためのライセンスを別途購入する必要があります。このライセンスを提供できるのは、「Covid-19対策事務支援ツール」及び「支援ツールEX」を提供する当該業者のみであることから、本件業務を実施できる唯一の業者であると判断し、当該団体を特定し契約を締結します。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)医療対策室業務調整課 011-624-7218
R4.11.2	札幌市新型コロナウイルスワクチン集団接種会場設置・運営・接種業務(札幌時計台ビル会場)	恵和・JTB・ベネフィットワン特定共同企業体	163,771,393	R4.10.14	R4.10.14 ~ R4.11.30	<p>オミクロン株対応ワクチンの接種については、厚生労働者から、年内に接種対象者が接種を受けられるよう、会場等の準備を進めることとされており、接種を希望する市民に対して、1日も早い接種の実現につなげるためには、用途の付いた会場から順次開設していく必要がある。</p> <p>このため、競争に付す時間的余裕がないことから、随意契約とした。</p> <p>また、本業務は、本市が札幌時計台ビルに新たに開設する集団接種会場において、会場設営や運営業務、ワクチン管理、接種業務を一体で行うものである。</p> <p>効率的に集団接種会場を運営するためには、各業務間で連携が取れるよう、可能な限り業務を一括して委託することが適当であるが、業務内容が多岐にわたるうえ、各業務の専門性が必要とされるため、現時点で、限られた期間内に確実に迅速に本業務を実施することができるのは、本市において当該業務の受託実績が唯一ある当該事業者のみである。</p> <p>以上のことから、受託可能な唯一の相手方である当該事業者と契約することとしたい。</p> <p>なお、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業」に係る契約締結については、厚生労働省から「緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するものとして随意契約を締結することができるもの」と通知されていることを申し添えます。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)</p>	保)医療対策室業務調整課 011-211-8189

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.11.2	札幌市新型コロナウイルスワクチン集団接種会場受付等業務(札幌時計台ビル会場)	株式会社恵和ビジネス	32,086,725	R4.10.14	R4.10.14 ~ R4.11.30	本業務は、新型コロナウイルスワクチン接種を行うため、本市が札幌時計台ビルに新たに集団接種会場を開設するにあたり、会場において受付業務及び退出管理業務を担うものである。 受付業務及び退出管理業務については、ウェブ・コールセンターにて予約を受けた接種券番号や接種記録などの情報を活用することが必要となつたため、円滑な接種を支えるため、業務ノウハウを活用することが不可欠である。 こうした個人情報を含む重要な情報を適切に管理しながら業務遂行できるのは、「札幌市新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業追加業務」を受託している株式会社恵和ビジネスのみであることから、本業務を特定随意契約とし、相手先として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 医療対策室業務調整課 011-211-8189
R4.11.2	札幌市新型コロナウイルスワクチン集団接種会場設置・運営・接種業務(札幌駅前北口会場(TKP札幌駅カンファレンスセンター))	恵和・JTB・ベネフィットワン特定共同企業体	202,998,067	R4.10.19	R4.10.19 ~ R4.12.1	オミクロン株対応ワクチンの接種については、厚生労働省から、年内に接種対象者が接種を受けられるよう、会場等の準備を進めることとされており、接種を希望する市民に対して、1日も早い接種の実現につなげるためには、目的の付いた会場から順次開設していく必要がある。 このため、競争に付す時間的余裕がないことから、随意契約としたい。 また、本業務は、本市がTKP札幌駅カンファレンスセンターに新たに開設する集団接種会場において、会場設置や運営業務、ワクチン管理、接種業務を一体で行うものである。 効率的に集団接種会場を運営するためには、各業務間で連携が取れるよう、可能な限り業務を一括して委託することが適当であるが、業務内容が多岐にわたるうえ、各業務の専門性が必要とされるため、現時点で、限られた期間内に確実に迅速に本業務を実施することができるのは、本市において当該業務の受託実績が唯一ある当該事業者のみである。 以上のことから、受託可能な唯一の相手方である当該事業者と契約することとしたい。 なお、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業」に係る契約締結については、厚生労働省から「緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するものとして随意契約を締結することができるもの」と通知されていることを申し添えます。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	保) 医療対策室業務調整課 011-211-8189
R4.11.2	札幌市新型コロナウイルスワクチン集団接種会場受付等業務(札幌駅前北口会場(TKP札幌駅カンファレンスセンター))	株式会社恵和ビジネス	41,709,580	R4.10.19	R4.10.19 ~ R4.11.30	本業務は、新型コロナウイルスワクチン接種を行うため、本市がTKP札幌駅カンファレンスセンターに新たに集団接種会場を開設するにあたり、会場において受付業務及び退出管理業務を担うものである。 受付業務及び退出管理業務については、ウェブ・コールセンターにて予約を受けた接種券番号や接種記録などの情報を活用することが必要となつたため、円滑な接種を支えるため、業務ノウハウを活用することが不可欠である。 こうした個人情報を含む重要な情報を適切に管理しながら業務遂行できるのは、「札幌市新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業追加業務」を受託している株式会社恵和ビジネスのみであることから、本業務を特定随意契約とし、相手先として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 医療対策室業務調整課 011-211-8189
R5.1.11	札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口運営業務(令和4年12月～令和5年3月)	株式会社カスタマーレーション テレマーケティング	101,955,040	R4.10.25	R4.12.1 ~ R5.3.31	本業務は新型コロナウイルス感染症の流行における体調への不安や、一般的な疑問を抱えた市民(相談者)からの相談に、国の対応や、本市医療対策室の業務内容にあわせて、適切かつ迅速に回答することを目的に、札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口(以下、「一般相談窓口」という。)の令和4年12月以降の運営を委託する業務である。本業務の対象となる一般相談窓口は新型コロナウイルス感染症に関する一般的な不安などの相談を受けるため、令和2年度より設置しているが、現在においても多くの相談が寄せられており、現行契約の履行期間後の令和4年12月以降も継続して設置することが必要である。 一般にコールセンターの新規立上げには相当の準備期間(人材確保、履行場所確保等)、人材育成期間を要するほか、実稼働後も対応の習熟化には一定期間を要するものであり、それに加えて、一般相談窓口運営業務は、新型コロナウイルス感染症に関する市民(相談者)からの一般的な相談に、頻回に変更になる国の対応や、医療対策室の最新の業務内容にあわせて、これまでの同感染症への対応の経過をも踏まえながら、適切に回答する必要がある。単に申請受付等を行う一般のコールセンター以上の応答困難性を有し、事前準備、稼働後の習熟期間を特に必要とするものである。 また、一般相談窓口は、陽性者サポートセンターの対象となる陽性者及び同居の濃厚接触者のみならず、陽性者サポートセンターの対象とならない方も、陽性者との接触時の対応や、体調不良時の対応方法等について、その時宜に応じた案内をしており、市民(相談者)の疑問への回答や不安の解消等、重要な役割を果たしている窓口である。現行契約の履行期間に引き続いて行われる本業務は、履行期間が令和4年12月1日から令和5年3月31日までの4か月間の短期となっており、新規事業者による受託となった場合、事前準備期間や稼働後の習熟期間を経て、安定稼働が期待される期間が、履行期間に比べて非常に短くなり、相談窓口を利用する市民(相談者)の利便性を損なう(通話時間長大化、繋がりにくい状況の発生等)ことが予想される。加えて、履行期間にあたる12月から3月までの期間は冬期のため、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザウイルス感染症の同時流行も予測され、多くの受電が想定されるため、特に効率的かつ高い応答品質を確保する必要がある。 そのため、高い応答品質を維持したうえで、一般相談窓口の受電体制を継続するという、本業務の目的を達成するには、最新の国の対応や、医療対策室の業務情報に精通し、相談者の質問・相談に迅速かつ適切に回答できる者を契約の相手方とする必要がある。 本業務の契約の相手方である株式会社カスタマーレーションテレマーケティングは、令和4年4月より「札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口運営業務」を受託し、良好に履行しており、前述の最新の国の対応に応じた札幌市の対応や、医療対策室の最新の業務情報に精通し、一般相談窓口に寄せられる最新の相談内容も把握しており、対応品質を確保した上での受電体制の継続確保を目的とする本業務について、優れたノウハウを有する唯一の事業者である。	保) 医療対策室業務調整課 011-788-8752

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.12.7	札幌市新型コロナウイルス感染症陽性者サポートセンター運営業務	東武トップツアーズ株式会社	201,151,236	R4.11.25	R4.12.1 ~ R5.3.31	陽性者サポートセンターは、陽性者からの健康相談やその他問い合わせを受けるために令和4年5月から設置された相談窓口であるが、設置当初から現在においても多くの健康相談やその他問い合わせが寄せられていることから、現契約の履行期間後の令和4年12月以降においても継続して当該相談窓口を設置する必要がある。コールセンター事業の新規立上げは、一般的に相当の準備期間(履行場所の確保、人材の確保及び育成等)を要するほか、実稼働後においても業務の習熟度を高めるには一定期間を要するものである。本事業においては、国の感染症の方針変更や、保健所医療対策室内の最新の業務内容に適合させる等、これまでの同感染症への対応の経過をも踏まえながら、適切に陽性者に回答する必要がある。そのため、申請受付等を行う一般のコールセンター事業とは異なり、臨機応変に対応できる柔軟性を有する必要があることから、事前準備及び稼働後の習熟期間を特に必要とするものである。したがって、業務の円滑かつ確実な遂行には、電話対応を行う従事者等において一定程度の知識や経験を活かしながら、上記目的に対応できる履行体制が求められる。新規事業者が受託者となった場合において、本業務の履行期間は令和4年12月1日から令和5年3月31日までの4か月間の短期的な業務であることを踏まえ、事前準備期間や稼働後の習熟期間を経て得られる安定的な稼働が期待される期間は、履行期間に比して非常に短くなるため、通話時間の増、応答率の減少、誤回答の発生等、サボセンを利用する陽性者の利便性を大きく損なうことが予想される。よって、健康相談やその他問い合わせに対する高い応答品質を維持したうえで、サボセンの受電体制を継続するためには、国の感染症の方針変更による対応や、保健所医療対策室の業務内容に精通し、迅速かつ適切に回答できる者を契約の相手方とする必要がある。本業務の契約の相手方である東武トップツアーズ株式会社は、令和4年5月から「札幌市新型コロナウイルス陽性者サポートセンター運営業務」を現に履行している者であり、本事業を良好に履行しており、前述した国の感染症の方針変更による対応や、保健所医療対策室の最新の業務内容に精通し、健康相談やその他問い合わせを行うことができることから、対応品質を確保した上での本事業の優れたノウハウを有する唯一の者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 医療対策室業務調整課 011-788-8332
R4.12.21	令和4年度新型コロナウイルス感染症検査業務1(濃伝子検査)2(単備契約)	株式会社ジェネティクラボ	511,104,000	R4.11.30	R4.12.1 ~ R5.3.31	札幌市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、早期に感染者を探知のうえ速やかに各種対策を講じるため、濃厚接触者やクラスター施設の関係者など、多くの必要な方に対して日々円滑に検査を実施しており、令和4年4月以降においても市民の安全を守るために当該事業を確実かつ適切に継続していく必要がある。 現に契約履行中の左記事業者に業務を実施させることは、以下2点の理由から、競争入札に付すよりも有利と認められるため、本業務の特定随意契約の事業者として選定する。 ○理由1 左記事業者は、臨床検査技師等に関する法律に基づく衛生検査所としての登録があるなど診療の用に供する検査が可能であり、市内において早くから検査体制を確保していた検査実施機関である。 検査実施可能数が非常に多く十分な実績があることに加えて、検体搬送に要する時間も含めて柔軟かつ円滑な結果提出が可能であることから、現在まで検査実施可能数の増加を伴いながら継続的に本市から多くの検査を受託しているため、左記事業者に引き続き業務を実施させることで、予期し得ない事情の変化等が起こり得る状況下においても、確実性、迅速性及び検査件数の観点から履行品質を高いレベルで確保できる可能性が極めて高く、競争入札に付すよりも有利と認められる。 ○理由2 前述のとおり本市では日々非常に多くの検査を円滑に実施する必要があるが、札幌市衛生研究所のほか1者のみでは、現在の検査ニーズに対する本市検査体制の維持は明らかに不可能であるため、複数の事業者柔軟に検査を依頼することで検体体制を確保・維持し、感染拡大防止に努めている。 市民の安全を守る観点から現在の検査体制を維持することは必須であるが、1者に対して現在の検査能力を過剰に超えた要求をした場合、人的及び物的資源の確保など新たな体制整備が必須となり、価格の騰貴を招くこと、また、検査の即時対応ができず対応の遅れにつながる事が想定されることから、競争入札に付すことは不利である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 医療対策室業務調整課 011-633-0723
R4.12.21	令和4年度新型コロナウイルス感染症検査業務2(濃伝子検査)2(単備契約)	株式会社第一岸本臨床検査センター	135,762,000	R4.11.30	R4.12.1 ~ R5.3.31	札幌市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、早期に感染者を探知のうえ速やかに各種対策を講じるため、濃厚接触者やクラスター施設の関係者など、多くの必要な方に対して日々円滑に検査を実施しており、令和4年4月以降においても市民の安全を守るために当該事業を確実かつ適切に継続していく必要がある。 現に契約履行中の左記事業者に業務を実施させることは、以下2点の理由から、競争入札に付すよりも有利と認められるため、本業務の特定随意契約の事業者として選定する。 ○理由1 左記事業者は、臨床検査技師等に関する法律に基づく衛生検査所としての登録があるなど診療の用に供する検査が可能であり、市内において早くから検査体制を確保していた検査実施機関である。 検査実施可能数が非常に多く十分な実績があることに加えて、検体搬送に要する時間も含めて柔軟かつ円滑な結果提出が可能であることから、現在まで検査実施可能数の増加を伴いながら継続的に本市から多くの検査を受託しているため、左記事業者に引き続き業務を実施させることで、予期し得ない事情の変化等が起こり得る状況下においても、確実性、迅速性及び検査件数の観点から履行品質を高いレベルで確保できる可能性が極めて高く、競争入札に付すよりも有利と認められる。 ○理由2 前述のとおり本市では日々非常に多くの検査を円滑に実施する必要があるが、札幌市衛生研究所のほか1者のみでは、現在の検査ニーズに対する本市検査体制の維持は明らかに不可能であるため、複数の事業者柔軟に検査を依頼することで検体体制を確保・維持し、感染拡大防止に努めている。 市民の安全を守る観点から現在の検査体制を維持することは必須であるが、1者に対して現在の検査能力を過剰に超えた要求をした場合、人的及び物的資源の確保など新たな体制整備が必須となり、価格の騰貴を招くこと、また、検査の即時対応ができず対応の遅れにつながる事が想定されることから、競争入札に付すことは不利である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 医療対策室業務調整課 011-633-0723

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.12.21	令和4年度新型コロナウイルス感染症検査業務4(抗原定量検査及び遺伝子検査)2(単価契約)	株式会社エスアールエル	2,662,000	R4.11.30	R4.12.1 ~ R5.3.31	<p>札幌市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、早期に感染者を探知のうえ速やかに各種対策を講じるため、濃厚接触者やクラスター施設の関係者など、多くの必要な方に対して日々円滑に検査を実施しており、令和4年度においても市民の安全を守るために当該事業を確実に実施し継続していく必要がある。</p> <p>現に契約履行中の左記事業者に業務を実施させることは、以下2点の理由から、競争入札に付すよりも有利と認められるため、本業務の特定随意契約の事業者として選定する。</p> <p>○理由1</p> <p>左記事業者は、臨床検査技師等に関する法律に基づく衛生検査所としての登録があるなど診療の用に供する検査が可能であり、市内において早くから検査体制を確保していた検査実施機関である。</p> <p>検査実施可能数が多岐にわたる十分な実績があることに加えて、検体搬送に要する時間も含めて柔軟かつ円滑な結果提出が可能であることから、現在まで検査実施可能数の増加を伴いながら継続的に本市から多くの検査を受託しているため、左記事業者に引き続き業務を実施させることで、予期し得ない事情の変化等が起こり得る状況下においても、確実性、迅速性及び検査件数の観点から履行品質を高いレベルで確保できる可能性が極めて高く、競争入札に付すよりも有利と認められる。</p> <p>また、左記事業者は市内の登録衛生検査所として、唯一抗原定量検査の実施が可能であり、PCR検査よりも安価で迅速に実施できることから、繁華街の従業員などリスクがあり定期的な検査が必要な場合に、対応が可能である。</p> <p>○理由2</p> <p>前述のとおり本市では日々非常に多くの検査を円滑に実施する必要があり、札幌市衛生研究所のほか1者のみでは、現在の検査ニーズに対する本市検査体制の維持は明らかに不可能であるため、複数の事業者柔軟に検査を依頼することで検体体制を確保・維持し、感染拡大防止に努めている。</p> <p>市民の安全を守る観点から現在の検査体制を維持することは必須であるが、1者に対して現在の検査能力を過剰に超えた要求をした場合、人的及び物的資源の確保など新たな体制整備が必須となり、価格の騰貴を招くこと、また、検査の即時対応ができず対応の遅れにつながる事が想定されることから、競争入札に付すことは不利である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 医療対策室業務調整課 011-633-0723
R4.12.21	令和4年度抗原定性検査キット配布事業3(単価契約)	日本通運株式会社	53,411,600	R4.11.30	R4.12.1 ~ R5.3.31	<p>新型コロナウイルス感染症に係る当該業務は、抗原定性検査キット(以下、「検査キット」という。)を受託者の倉庫等に保管し、検査対象者に対し、本市から送付する電子データを基に合符を記したラベルを作成及び貼付して検査キットを当日または翌日に配達を行うものである。現契約は令和4年11月30日で終了するが検査体制の維持のためには引き続き事業を継続する必要がある。また、検査キットは本市が必要と判断した者に配布することとしており、検査対象者となった市民等に検査キットを直ちに配布する必要があるなど嚴重な個人情報の保護及び検査キット発送の迅速性が求められる業務である。</p> <p>現在の契約では、日本通運株式会社(以下、「受託者」という)が受託しており、受託者は、自社倉庫に検査キットを保管し1日に2回配達を行い、加えて、受託者の発案による独自の取組として、配達時に検査対象者宅の郵便受けに検査キットが投函不可となった場合等は、玄関先等に検査キットの配達を行った旨をお知らせする自社製メッセージカードを郵便受けに投函しており、翌日に再配達となることがないため迅速な検査へと繋がっている。同社の取組は、当該事業が社会的な重要性を帯びていることを重視して検査対象者に対し一刻も早く検査キットを届けることを主眼としているものであり、本市の医療提供体制が逼迫しないよう対策を講じている本市の方針とも合致する。また、検査キット(鼻咽喉タイプ)は令和4年10月25日時点で約84,000以上の在庫がある。本年11月末には唾液タイプのもを本市で購入予定となっており、受託者が変わり検査キットの保管場所を移転するには相当の日数及び人員の確保が必要となるため、当該事業を切れ目なく継続した検査体制を維持するためには、受託者の取組に加え、現在の契約に基づく体制を維持することが不可欠である。なお、抗原検査キットは摂氏2度から30度にて温度管理を適切に行う必要があるが、冬期間に冷蔵保存が可能で、必要な容量を確実に確保できる市内の業者は限られている。</p> <p>以上より、左記業者は当該業務を履行することが可能である唯一の業者であり、また、契約締結日から現在まで当該業務を確実に履行していることから、令和4年12月1日以降においても着実に履行が見込まれると判断し、左記業者を相手方とした随意契約を行う。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 医療対策室業務調整課 011-633-0723
R4.12.17	令和4年度札幌市新型コロナウイルスワクチン集団接種会場設置・運営・接種業務(SCC会場)	恵和・JTB・ベネフィットワン特定共同企業体	241,392,519	R4.12.1	R4.12.1 ~ R4.12.28	<p>オミクロン株対応ワクチンの接種については、令和4年10月21日付の予防接種法実施規則の一部改正により、接種間隔が前回接種日から3ヵ月から短縮されたところである。</p> <p>この改正により、年内に新たに接種可能となる対象者が大幅に増えることとなるが、現在運営している集団接種会場のうち、1つの会場が11月末で運営を終了となる。このため、集団接種会場を急速追加開設し、より一層の接種体制の確保が必要となったことから、12月から札幌コンベンションセンターに接種会場を設置することとした。</p> <p>本業務は、札幌コンベンションセンターにて集団接種を実施すべく、会場の設計・設置・運営・接種を一体で行うことで、効率的かつ安定した接種を実施することを目的としているが、業務内容が多岐にわたるうえ医療行為を含む高い専門性が求められること、開設までの短期間に、各業務内容に精通し、確実かつ迅速に履行できる事業者は他会場での業務の受注実績がある当該事業者のみである。</p> <p>このため、これら業務を開設までの限られた時間内で競争に付す時間的余裕がないことから、受託可能な唯一の相手方である当該事業者と随意契約することとした。</p> <p>なお、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業」に係る契約締結については、厚生労働省から「緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するものとして随意契約を締結することができるもの」と通知されていることを申し添えます。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)</p>	保) 医療対策室業務調整課 011-211-8189
R4.12.17	令和4年度札幌市新型コロナウイルスワクチン集団接種会場受付等業務(SCC会場)	株式会社恵和ビジネス	38,941,127	R4.12.1	R4.12.1 ~ R4.12.28	<p>オミクロン株対応ワクチンの接種については、令和4年10月21日付の予防接種法実施規則の一部改正により、接種間隔が前回接種日の5ヵ月から3ヵ月に短縮されたところである。</p> <p>この改正により、年内に新たに接種可能となる対象者が大幅に増えることとなるが、現在運営している集団接種会場のうち、1つの会場が11月末で運営を終了となる。このため、集団接種会場を急速追加開設し、より一層の接種体制の確保が必要となったことから、12月から札幌コンベンションセンターに接種会場を設置することとした。</p> <p>本業務は、円滑な会場運営を支えるため、札幌コンベンションセンターにて接種券番号・生年月日による本人確認を行うとともに、予約の有無や接種履歴等の個人情報の確認、接種券の再発行など、「札幌市新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業追加業務」により構築した各種システムや接種情報を活用することが不可欠となる。</p> <p>このため、こうした個人情報を含む重要な情報を適切に管理しながら同会場での受付業務を遂行できるのは、上記業務の受託者である「株式会社恵和ビジネス」のみであることから、受託可能な唯一の相手方である当該事業者と随意契約することとした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 医療対策室業務調整課 011-211-8189

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.12.28	集団接種会場受付等業務（各区会場）	株式会社恵和ビジネス	73,451,840	R4.12.19	R4.12.19 ～ R5.1.29	本業務は、新型コロナウイルスワクチン接種を行うため、本市が各区民センター（中央区・北区を除く）に新たに集団接種会場を開設するにあたり、会場において受付業務及び退出管理業務を担うものである。 受付業務及び退出管理業務については、ウェブ・コールセンターにて予約を受けた接種券番号や接種記録などの情報を活用することが必要であり、円滑な接種を支えるため、業務ノウハウを活用することが不可欠である。 こうした個人情報を含む重要な情報を適切に管理しながら業務遂行できるのは、「札幌市新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業追加業務」を委託している株式会社恵和ビジネスのみであることから、本業務を特定随意契約とし、相手先として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 医療対策室業務調整課 011-211-8189
R4.12.28	集団接種会場設置・運営・接種業務（各区会場）	恵和・JTB・ベネフィットワン特定共同企業体	514,022,230	R4.12.19	R4.12.19 ～ R5.1.31	本業務は、新型コロナウイルスワクチン接種を行うため、本市が各区民センター（中央区・北区を除く）に新たに開設する集団接種会場において、会場設営や運営業務、ワクチン管理、接種業務を一体で行うものである。 効率的に集団接種会場を運営するためには、各業務間で連携が取れるよう、可能な限り業務を一括して委託することが適当であるが、業務内容が多岐にわたるうえ、各業務の専門性が必要とされる。 さらに、本業務は複数の会場を同時に運営するため、調整の相手方が多く、開設までの準備に時間がかかるうえ、一般市民も多く来場する区役所と近接した会場であり、これまでのノウハウがなければ混乱を来す恐れがあることから、限られた期間内に確実にかつ迅速に本業務を実施することができるのは、本市において当該業務の受託実績が唯一ある当事業者のみである。 以上のことから、本業務を特定随意契約とし、受託可能な唯一の相手方である当事業者を相手先として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 医療対策室業務調整課 011-211-8189
R5.3.1	札幌市新型コロナウイルスワクチン集団接種会場受付等業務（大通南1会場）	株式会社恵和ビジネス	23,600,093	R5.2.21	R5.2.21 ～ R5.3.31	新型コロナウイルスワクチン接種については、令和5年1月27日と2月8日に開催された「予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会」にて4月以降も公費接種の継続が示唆されたことにより、3月に接種ニーズが増加する可能性は低いものの、3月以降も一定の接種ニーズが見込まれることから、2月と同程度の接種規模を維持することとして、札幌市内中心部に位置するTKPガーデンシティPREMIUM札幌大通（以下「大通南1会場」という）に集団接種会場を新規に立ち上げることとした。 本業務は、円滑な会場運営を支えるため、大通南1会場にて接種券番号・生年月日による本人確認を行うとともに、予約の有無や接種履歴等の個人情報確認、接種券の再発行など、「札幌市新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業追加業務」により構築した各種システムや接種情報を活用することが不可欠となる。 このため、こうした個人情報を含む重要な情報を適切に管理しながら同会場での受付業務を遂行できるのは、上記業務の受託者である「株式会社恵和ビジネス」のみであることから、受託可能な唯一の相手方である当事業者と随意契約することとしたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 医療対策室業務調整課 011-211-8189
R5.3.1	札幌市新型コロナウイルスワクチン集団接種会場設置・運営・接種業務（大通南1会場）	恵和・JTB・ベネフィットワン特定共同企業体	84,483,954	R5.2.21	R5.2.21 ～ R5.3.31	本業務は令和5年3月1日から接種を実施する札幌市集団接種会場（大通南1会場）にて、効率的かつ安定した接種を実施することを目的として、会場の設計・設営・運営・接種業務を一体で委託するものである。 新型コロナウイルスワクチンの接種については、接種対象者や接種ニーズなどを踏まえ会場数や規模を検討してきたところであり、公費接種の最終月である3月は、公費接種終了前の接種ニーズの急増が見込まれるかどうかなどが大きく影響することから、国の議論を注視してきたところである。 このたび、令和5年1月27日と2月8日に開催された「予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会」にて4月以降も公費接種の継続が示唆されたことにより、3月に接種ニーズが増加する可能性は低いものの、3月以降も一定の接種ニーズが見込まれることから、2月と同程度の接種規模を維持することとして、本会場を新規に立ち上げることとした。 新規に集団接種会場を実施するにあたっては、受託者は会場設計や各種マニュアルの整備、多くの医療従事者の確保・雇用、従事スタッフの教育・接遇訓練など、相当な準備期間を要するのが一般的であり、接種開始までの短期間で本市が求める業務水準に達する事業者を新たに募集することは事実上不可能である。 このため、本業務は令和4年2月以降に本市が実施した集団接種会場の設営・運営・接種業務を良好に履行した経験を有し、現在も札幌サンプラザ・札幌時計台ビル会場にて業務を履行していることにより、業務内容に精通し、かつ必要な知識、経験のある人材を有する当事業者が、本事業を迅速かつ安定して履行できる唯一の事業者である。 このため、これら業務を開設までの限られた時間内で競争に付す時間的余裕がないことから、受託可能な唯一の相手方である当事業者と随意契約することとしたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 医療対策室業務調整課 011-211-8189

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	任意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5. 3. 22	札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口運営業務(令和5年4月～令和5年5月)	株式会社カスタマーリレーション テレマーケティング	31,592,148	R5. 3. 1	R5. 4. 1 ～ R5. 5. 7	<p>本業務は新型コロナウイルス感染症に関する不安や、一般的な疑問を抱えた市民(相談者)からの相談に、国の対応や、本市医療対策室の業務内容にあわせて、適切かつ迅速に回答することを目的に、札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口(以下、「一般相談窓口」という。)の令和5年4月以降の運営を委託する業務である。</p> <p>本業務の対象となる一般相談窓口は新型コロナウイルス感染症に関する一般的な疑問や不安などの相談を受けるため、令和2年度より設置しているが、現在においても様々な相談が寄せられており、現行契約の履行期間後の令和5年4月以降も継続して設置することが必要である。今般の政府方針では、本感染症について令和5年5月8日より感染症法上の位置づけを5類へと変更することが示されている。また、変更後の相談機能を含めた患者等への対応については、今後政府による検討の後、3月上旬を目途に示されることとなっている。</p> <p>しかしながら、一般にコールセンターの新規立上げには相当の準備期間(人材確保、履行場所確保等)、人材育成期間を要するほか、実稼働後も対応の習熟化には一定期間を要するものである。それに加えて、一般相談窓口運営業務は、新型コロナウイルス感染症に関する市民(相談者)からの一般的な相談に、頻回に変更になる国の対応や、医療対策室の最新の業務内容にあわせて、これまでの同感染症への対応の経過をも踏まえながら、適切に回答する必要があり、事前準備、稼働後の習熟期間を特に必要とするものであるため、令和5年4月以降の実施にあたっては、早期の契約締結が必要なものである。他方、本業務の履行期間は、現行の感染症法上の位置づけが維持される令和5年4月1日から令和5年5月7日までとしており、非常に短期間の業務であるため、新規事業者による受託となった場合、事前準備期間や稼働後の習熟期間を経て、安定稼働が期待される期間が、履行期間に比して非常に短くなり、相談窓口を利用する市民(相談者)の利便性を損なう(通話時間長大化、繋がりにくい状況の発生等)ことが予想される。</p> <p>そのため、高い応答品質・技術を維持したうえで、一般相談窓口の受電体制を継続するという、本業務の目的を達成するには、最新の国の対応や、医療対策室の業務情報に精通し、相談者の質問・相談に迅速かつ適切に回答できる者を契約の相手方とする必要がある。</p> <p>本業務の契約の相手方である株式会社カスタマーリレーションテレマーケティングは、令和4年4月より「札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口運営業務」を受託かつ良好に履行しており、前述の最新の国の対応に応じた札幌市の対応や、医療対策室の最新の業務情報に精通し、一般相談窓口に寄せられる最新の相談内容も把握しているため、対応品質を確保した上で受電体制の継続確保を目的とする本業務についての優れたノウハウを有する唯一の者である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 医療対策室業務調整課 011-788-8752
R5. 3. 15	新型コロナウイルスワクチン接種に係る広告掲載業務	株式会社北海道新聞社 営業局	4,097,500	R5. 3. 2	R5. 3. 2 ～ R5. 3. 31	<p>本業務は、新型コロナウイルスワクチンの接種について、必要な情報を札幌市民へ周知することを目的とした新聞広告の作成・掲載を行うものである。</p> <p>令和5年3月31日で終了すると周知しているワクチン接種について、新たに令和5年4月以降も継続する方針が示されていることから、継続する旨を札幌市民に広く周知する必要がある。周知方法については、ホームページ(さっぽろワクチンNAV)やSNS(Line、Twitter)等を通じた広報を予定しているが、ホームページ等を活用できない方のために、道内シェア約7割を占める北海道新聞において広告を行うことにより、さらに効果的かつ確実に札幌市民に対し周知できるものと見込まれる。</p> <p>以上を踏まえ、相手方は北海道新聞社において他にないため、特定任意契約を行う。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 医療対策室業務調整課 011-211-8189
R5. 4. 5	新型コロナウイルス感染症に係る集約的検査(スクリーニング検査)等実施に係る抗原検査キット保管及び配達業務(単備契約)	日本通運株式会社	2,311,705	R5. 3. 22	R5. 4. 1 ～ R5. 6. 30	<p>当該業務は、抗原検査キット(以下「キット」という。)を受託者の倉庫にて適切な方法により保管し、新型コロナウイルスの感染拡大期等に、高齢者施設等へ必要なキットを配達するものである。</p> <p>令和4年度はキットの調達、保管及び配達の業務を和光純業株式会社へ委託し、再委託先である左記業者が所有する市内倉庫で198,300テスト分(441カートン・縦38cm×横60cm×高さ42cm)の保管、配達業務を担っている。</p> <p>同契約は、今年度末で満了するが、現時点で追加の調達を行う予定はないため、令和5年度は、保管・配達業務のみ委託する必要がある。</p> <p>当該事業を競争入札にした場合、落札した業者が現在保管しているキットを自社倉庫へ搬送する必要があるが、倉庫間の横持ち費用がかかるほか、相当の日数及び人員が必要になる。一方、左記業者の場合、費用はかかるが経費の削減ができ、受託後切れ目なく業務の履行が可能である。</p> <p>また、契約期間も短く、感染拡大等がなかった場合、施設へキットを配達しないことも想定されるところであり、倉庫間の移動が無駄になる可能性もある。</p> <p>以上を考慮すると、競争入札に付するには不利であるといえる。</p> <p>令和5年4月1日以降の契約において、迅速なスクリーニング検査に繋げることが可能な業者は左記業者が唯一であり、また、契約締結日から現在まで当該業務を確実に履行していることから、今後より著実な履行が見込まれると判断し、左記業者を相手方とした任意契約を行う。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)</p>	保) 医療対策室業務調整課 011-633-0723
R5. 4. 5	令和5年度抗原定性検査キット及びPCR検査キット配付事業(単備契約)	日本通運株式会社	1,387,705	R5. 3. 22	R5. 4. 1 ～ R5. 5. 7	<p>抗原定性検査キット(以下「抗原キット」という。)配付事業(以下「事業1」という。)は、受託者の倉庫等に抗原キットを適切な方法で保管したうえで、検査対象者に対し、翌日までに配達するものである。また、PCR検査キット配付事業(以下「事業2」という。)も、検査対象者に対し、翌日までに配達するものであり、両事業とも、検査キット発送の迅速性が求められる業務である。</p> <p>現在の契約では、事業1を日本通運株式会社(以下「受託者」という。)が、事業2をヤマト運輸株式会社を受託している。検査の迅速性から現在は抗原キットを使用して検査し、陽性の判定が場合、陽性者登録センターに登録するフローが主流となっており、PCR検査でしか対応できない事情がある場合も、個人宅を訪問し検体を回収する出張PCR事業を継続することから、感染拡大期を除き事業2は需要は小さく、事業1の契約と統合することで業務の効率化を図ることが出来る。</p> <p>事業1の契約に関して、受託者は現在、自社倉庫に抗原キットを保管し翌日までに配達を行い、加えて、受託者の発案による独自の取組として、配達時に検査対象者宅の郵便受けに抗原キットが投函不可となった場合等は、空閑先等に抗原キットの配達を行った旨をお知らせする自社製メッセージカードを郵便受けに投函しており、翌日に再配達となることがないため迅速な検査へと繋がっている。また、抗原キットは鼻腔ぬぐい用、唾液用併せて令和5年2月21日時点で約82,000以上の在庫があるが、受託者が変わらぬ抗原キットの保管場所を移転するには相当の日数及び人員の確保が必要となるため、当該事業を切れ目なく継続した検査体制を維持するためには、受託者の取組に加え、現在の契約に基づく体制を維持することが不可欠である。加えて、新型コロナウイルス感染症が5類になる令和5年5月7日で本事業は終了となる方針であるため契約期間が短く、他業者が当該期間で一から安定した抗原キット発送体制を整えることは困難である。</p> <p>以上により、切れ目なく継続した検査体制を維持し、迅速な検査に繋げることが可能な業者は左記業者が唯一であり、また、契約締結日から現在まで当該業務を確実に履行していることから、令和5年4月1日以降においても著実な履行が見込まれると判断し、左記業者を相手方とした任意契約を行う。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 医療対策室業務調整課 011-633-0723

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5. 4. 5	令和5年度札幌市新型コロナウイルスワクチン接種体制確保業務	株式会社恵和ビジネス	2,443,768,800	R5. 3. 24	R5. 4. 1 ~ R5. 7. 31	本市においては、現在、当該事業者により「札幌市新型コロナウイルスワクチン接種体制確保業務追加業務」(以下「現行業務」という。)を委託し、接種券印刷・送付、問い合わせ対応、集団接種会場予約受付、接種記録管理などを一括で実施することで、市民に対して円滑な新型コロナウイルスワクチン接種体制を提供しているところである。 現行業務については、令和5年3月31日をもって契約期間を終えるところであるが、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正(令和5年3月8日付厚生労働省発健0308第14号厚生労働大臣通知)により公費接種期間が延長されたことに伴い、引き続き令和5年4月1日以降も円滑な新型コロナウイルスワクチン接種体制を提供する必要がある。 市民や関係医療機関の混乱を招くことなく、切れ目ない円滑な新型コロナウイルスワクチン接種体制を継続するためには、現行業務において実施されている接種券の発行状況や申請状況、問合せ状況、接種記録状況等の情報や事務処理ノウハウを踏まえたうえで本業務が履行されることが求められるものであり、それらの情報やノウハウ及び管理体制をすでに有しており遅滞なく令和5年4月1日から現行と同様の体制を提供可能な事業者は、現行業務を履行している当該事業者以外にない。 以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者との特定随意契約により調達することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 医療対策室業務調整課 011-211-8189
R5. 4. 19	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業事務補助業務に係る労働者派遣	リンケージサービス株式会社	3,785,100	R5. 3. 28	R5. 4. 1 ~ R5. 7. 31	このたび、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正(令和5年3月8日付厚生労働省発健0308第14号)により、令和6年3月31日まで公費による新型コロナウイルスワクチン接種を継続する旨が通知されたことから、新型コロナウイルスワクチン接種事業を行う体制について令和5年4月1日以降も引き続き維持して必要があり、このことに伴い、新型コロナウイルスワクチン接種に対する電話問合せ対応業務を行う労働者(オペレーター)についても、同様の体制を継続して維持する必要がある。 オペレーターは市民や医療機関からの様々な内容の問い合わせに対して対応を求められますが、こうした問い合わせに対して円滑な対応を行うためには、ワクチン接種業務が2年以上継続する中で複雑化したワクチン接種業務に関する膨大かつ幅広い知識が必要不可欠であり、知識が不足している者がオペレーター業務を行った場合、問い合わせに対して円滑な対応ができず、市民に不利益を与えることが想定されます。 リンケージサービス株式会社はワクチン接種担当部署当初からオペレーター派遣業務を担っているため、部内業務やワクチン接種業務について十分熟知しており、これまでの業務で蓄積した多岐にわたる知識や情報を用いた対応を行うことが可能であり、引き続き円滑な業務が遂行できるものであります。また、仮に新たな業者と派遣契約を結んだ場合、ワクチン接種業務に関する知識を習得したうえで市民対応を行う必要がありますが、令和5年度のワクチン接種事業について、国の通知が新年度直前の令和5年3月8日付に出されたため、新たな業者においてはワクチン接種業務に係る必要な知識等を習得するための十分な準備期間を確保することが出来な状況となったことから、本業務を遂行することができる唯一の業者である当該選定業者を、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特定随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 医療対策室業務調整課 011-211-8189
R5. 5. 24	札幌市新型コロナウイルスワクチン訪問接種運営業務(令和5年度)	シミックヘルスケア・インスティテュート株式会社	167,386,560	R5. 3. 29	R5. 4. 1 ~ R5. 7. 31	「札幌市新型コロナウイルスワクチン訪問接種運営業務」は、高齢者施設等の入所者等、身体が不自由である等の理由により、かかりつけの医療機関または集団接種会場まで向かい接種を受けることが困難である方への接種体制を確保すべく、医療従事者(医師及び看護師)、事務員、運転手等で構成される接種チームが、申請者の居住する施設等まで赴いてワクチンの訪問接種を行うものである。 訪問接種の実施においては、予診を行う医師の雇用が不可欠であるが、派遣法により医師の人材派遣については制限が有ることから、医師を直接雇用できる医療法人と提携を行っており、併せて接種業務を行う医療従事者、事務員等を人材として一括で集める事ができる業者との契約が必須となる。 また、新型コロナウイルスワクチン接種に関する手続きの詳細(接種券再発行や接種費用の請求手順等)については自治体ごとに異なる取り扱いとなることから、業務の管理運営や高齢者施設等との接種調整を円滑に行うべく、本市の接種体制に併せた業務フローの構築が必須となる。 当該業務については、国が定める特別臨時接種期間に併せて、令和5年3月末までの継続事業として実施していたが、令和5年3月7日に行われた厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、令和6年3月末まで特別臨時接種期間が延長される方針が示されたことにより、急速、令和5年度当初からの業務開始が必要となった状況にある。 このような条件下において、複数の医療法人等との提携により、必要人員の安定した従事が可能であり、万一が欠員が発生した際の代替人員の速やかな配置が行える他、訪問接種について、過去の契約における業務の履行にて十分な実績を有しており、かつ、短時間で訪問接種体制を構築し、遅滞なく業務を履行できる事業者は「シミックヘルスケア・インスティテュート株式会社」のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該業者と随意契約を締結することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 医療対策室業務調整課 011-211-8189
R5. 4. 19	新型コロナウイルス感染症自宅療養者等健康観察等業務	凸版印刷株式会社	50,380,000	R5. 3. 30	R5. 4. 1 ~ R5. 5. 7	本件業務は、新型コロナ感染症による自宅療養者に対する電話掛けによる健康観察業務、新型コロナ感染者等情報把握・管理支援システム(HERESYS)への聞き取った症状等の入力・自宅療養者自らが当該システムに入力した症状等の内容のチェック、自宅療養者への処方薬の発送、本市が医療機関に対して新型コロナ感染症の陽性者への配布を依頼しているリーフレット(健康状態悪化時には陽性者サポートセンターへ連絡してもらうこと等を記載したもの)の医療機関への発送等、健康観察に関連する多様なものである。 したがって、業務の円滑かつ確実な遂行には、新型コロナ感染症に係る業務について他企業と比べ知識を有し、自宅療養者の病歴その他の取扱いに厳重な注意を要する情報を取り扱う上でセキュリティ体制を維持することができ、札幌市が運用するほかのシステムとの連携、陽性者数増加に対応できる履行体制が求められる。 左記業者は、令和5年1月11日に実施した一般競争入札の結果、本業務に係る落札者となり、同年2月1日から3月31日まで本業務を受託しており、これまで極めて良好な履行実績を有している。 また、左記業者は、公的個人認証サービスにおける主務大臣認定事業者となり、マイナンバーカードを活用した公的個人認証による本人確認アプリをリリースしているなど、強固なセキュリティ技術や迅速な体制を有しているといえるほか、「さつぽろPASS-CODE事業」を札幌市と協働で試行実施しており、札幌市の感染症対策や健康への啓発、さらに経済活動等の一連の施策に十分な理解を有しているといえる。 さらに、令和4年4月から同年11月まで、新型コロナ感染症療養判定サイト構築及び運用保守業務及び新型コロナ感染症療養判定サイトの問合せ対応及び入力支援業務を受託しており、これらの業務においても極めて良好な履行実績を有している。 以上から、札幌市ともの確実な連携を取ることができるとともに、新型コロナウイルス感染症に関する知識も高く、業務遂行のための効率で円滑かつ確実な実施が可能な唯一の業者であるといえる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 医療対策室業務調整課 011-624-7863

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5.4.12	新型コロナウイルス感染症陽性者登録センター事業に係る陽性者登録システム運用・保守及び陽性者登録センター運営業務	凸版印刷株式会社	17,041,134	R5.3.31	R5.4.1 ~ R5.5.31	<p>本業務は、外来医療の負担軽減及び迅速な陽性判定・告知等が実施できる体制を構築・維持するため、システムの円滑な運用・保守及びこれに伴う登録センター事務局の運営に係る業務である。現行システムの受託者である凸版印刷株式会社東日本事業本部北海道事業部以外と契約した場合は新たなシステム開発が必要となるが、登録を受け付ける期間が約1か月と短期間であることから現行システムの継続使用と比べて費用対効果が著しく低下することは明白である。また、センター事務局の新規立上げには相当の準備期間(履行場所、人材の確保及び育成等)を要し、実際働後においても業務の習熟度を高めるためには一定期間を要するものであることから、履行期間と比べて非常に短くなるため、新規事業者が受託者となった場合は、陽性の結果通知の遅延等、利用者の利便性を大きく損なうことが予想される。よって、同社との契約により、センターの円滑な運営、履行品質及び経費削減の確保ができると考えられる。</p> <p>以上のことから、本件が地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に定める「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当すると判断し、同社を本業務の特定随意契約の事業者として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)</p>	(保) 医療対策室業務調整課 011-788-6186
R5.4.19	新型コロナウイルス陽性者へのパルスオキシメーター貸与業務	佐川急便株式会社	5,179,889	R5.3.31	R5.4.1 ~ R5.5.7	<p>本業務は、新型コロナウイルス感染症の陽性者が適切な健康観察を行えるようにすることを目的とし、血中酸素飽和度を簡易に測定できるパルスオキシメーターを自宅療養者に貸与する体制を構築する業務である。</p> <p>本業務は業務の性質上市民の生命に関わることから貸与の遅れは許されないと、令和4年度実績において1か月当たりの貸与数は最小1,599件から最大28,405件まで変動があることから、柔軟に人員を調整し迅速に貸与できる体制を維持することが求められる。また、貸与するまでには、単に配送を行うだけではなく、パルスオキシメーター等必要な備品の在庫管理、清拭作業、梱包作業が必要であり、業務の円滑な履行にはノウハウが必要である。令和5年度の本業務の履行期間は1か月弱の短期間であり、契約の相手方が変更となる場合、短期の業務未習熟の人員で対応することとなり、感染拡大に伴う貸与数の増加局面となった際は貸与に遅れが生じる危険性が高くなる。さらに、一般競争入札による調達により受託者が変更となった場合、大量の備品を現受託者から回収し新たな受託者に渡す必要が生じることから、業務の効率性と費用面からも契約の相手方が変更となることは、現受託者と契約を締結するよりも不利となる。</p> <p>以上より、現に契約履行中である佐川急便株式会社に実施させることは、履行品質の確保、経費の節減が確保できることから、競争に付するよりも有利であると判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当するため、特定随意契約にて佐川急便株式会社より本業務を調達することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)</p>	(保) 医療対策室業務調整課 011-624-7218
R5.4.19	新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者への食料品等提供業務A	株式会社セイコーマート	92,022,700	R5.3.31	R5.4.1 ~ R5.5.7	<p>本業務は、外出制限のある新型コロナウイルス感染症に罹患し自宅療養を行っている者が療養に専念するために必要な食料品及び日用品を、提供する業務である。実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて自宅療養セットを確保するとともに、市内全域への配送ルートの確保が求められる。国のマニュアルである「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項(第5版)」(以下、「留意事項」という。)においては、生活支援として配送による食事の提供等を行う配食事業者等との契約に関しては、随意契約を締結することとして差し支えないことが示されている。また、具体的な選定方法の例として、都道府県等との委託契約等に基づき何らかの配食事業を実施している既存事業者と本件配食サービスについても実施を契約する方式が挙げられている。株式会社セイコーマートについては令和2年度から、株式会社ラルズについては令和4年度から本市と契約しており、履行実績を有する登録業者である。本業務の主目的は安定した提供体制の確保にあり、1月当たりの提供数が最小68件から最大62,425件(令和2年11月から令和5年2月までの実績による)まで変動することから、急激な件数の増減に対応できる提供能力が必須となる。また、自宅療養者数が大幅に変動する時期においては、提供件数の目安を本市から事前に示すことが非常に困難であることから、受託者は遅滞が生じないよう自らの判断において、感染者数の増加時には人員拡充及び大量の物資の手配を行い、感染者数の減少時には人員削減及び食料品の廃棄を削減するための物資手配の調整を行う必要があり、ノウハウが必要な業務である。提供数の変動にノウハウがない事業者が競争入札により落札した場合、これに対応するのは極めて困難であり、安定した提供体制を構築することができない。本事業者は、実際に最大の提供件数となった時期を2者体制により乗り切っており、これまでの変動の範囲内であれば提供体制を維持することができる。</p> <p>次に、本事業者との契約単価は、留意事項における事業の上限額である配送費及び飲料費を除いた1日3食あたり4,500円の範囲内であり、配送費等を含む総額で考えてもこの上限額を下回っていることから、妥当な単価と判断することができる。</p> <p>さらに、新たな事業者と契約した場合、既存事業者及び新規事業者の業務終了時に二重で抱えた在庫の処分が必要となり、在庫量によっては本市にも責任が生じる恐れがあるが、同一の事業者と契約することにより在庫リスクの軽減を図ることができる。</p> <p>以上のことから、本事業者は、本業務に必要な条件を満たしており、履行品質の確保や経費の削減の観点より競争入札に付することが不利と認められることから、本事業者と特定随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)</p>	(保) 医療対策室業務調整課 011-624-7218

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5.4.19	新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者への食料品等提供業務B	株式会社ラルズ	92,507,030	R5.3.31	R5.4.1 ~ R5.5.7	<p>本業務は、外出制限のある新型コロナウイルス感染症に罹患し自宅療養を行っている者が療養に専念するために必要な食料品及び日用品を、提供する業務である。実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて自宅療養セットを確保するとともに、市内全域への配送ルートの確保が求められる。国のマニュアルである「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項(第5版)」(以下、「留意事項」という。)においては、生活支援として配送による食事の提供等を行う配食事業者等との契約に関しては、随意契約を締結することとして差し支えないことが示されている。また、具体的に選定方法の例として、都道府県等との委託契約等に基づき何らかの配食事業を実施している既存事業者と本件配食サービスについても実施を契約する方式が挙げられている。株式会社セイコーマートについては令和2年度から、株式会社ラルズについては令和4年度から本市と契約しており、履行実績を有する登録業者である。本業務の主目的は安定した提供体制の確保にあり、1月当たりの提供数が最小68件から最大62,425件(令和2年11月から令和5年2月までの実績による)まで変動することから、急激な件数の増減に対応できる提供能力が必須となる。また、自宅療養者数が大幅に変動する時期においては、提供件数の目安を本市から事前に示すことが非常に困難であることから、受託者は遅滞が生じないよう自らの判断において、感染者数の増加時には人員拡充及び大量の物資の手配を行い、感染者数の減少時には人員削減及び食料品の廃棄を削減するための物資手配の調整を行う必要があり、ノウハウが必要な業務である。提供数の変動にノウハウがない事業者が競争入札により落札した場合、これに対応するのは極めて困難であり、安定した提供体制を構築することができない。本事業者は、実際に最大の提供件数となった時期を2者体制により乗り切っており、これまでの変動の範囲内であれば提供体制を維持することができる。</p> <p>次に、本事業者との契約単価は、留意事項における事業の上限額である配送費及び飲料費を除いた1日3食あたり4,500円の範囲内であり、配送費等を含み総額で考えてもこの上限額を下回っていることから、妥当な単価と判断することができる。</p> <p>さらに、新たな事業者と契約した場合、既存事業者及び新規事業者の業務終了時に二重で抱えた在庫の処分が必要となり、在庫量によっては本市にも責任が生じる恐れがあるが、同一の事業者と契約することにより在庫リスクの軽減を図ることができる。</p> <p>以上のことから、本事業者は、本業務に必要な条件を満たしており、履行品質の確保や経費の削減の観点より競争入札に付することが不利と認められることから、本事業者と特定随意契約を行う。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)</p>	保) 医療対策室業務調整課 011-624-7218
R5.4.19	宿泊・自宅療養に係る労働者派遣業務	株式会社オープンループパートナーズ	23,793,965	R5.3.31	R5.4.1 ~ R5.5.31	<p>当課は専任職員が少なく業務遂行には派遣スタッフの協力が必要であるため、上記相手方と労働者派遣契約を結び業務に習熟した人材を確保することとしている。</p> <p>令和5年1月27日に新型コロナウイルス感染症対策本部より「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針」が示され、本感染症を、5月8日から感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることが通知された。このことから、本業務は残務処理に要する期間も考慮し上記のとおり2か月の契約期間となるが、短期間とはいえ確実な業務履行の必要がある。</p> <p>本業務は継続しているため、各業務の内容及びこれまでの制度の変更点等について把握している人材の配置が必要不可欠であるところ、上記相手方は令和4年度から各業務に携わっていた経緯から、在籍スタッフは幅広い知見を有し、新型コロナウイルス感染症の対応方針が変化していく中、柔軟性をもって適切且迅速に対応している。上記相手方以外と契約した場合、短期間で知識の習得を行う必要があるが、その間は市民からの問い合わせ等に対して円滑な対応ができず、市民サービスの維持が困難となることが想定される。また、契約期間が短いことから業務習熟前に契約期間が終了することも考えられる。その点上記相手方は各業務に精通したスタッフの配置が引き続き可能かつ上記契約期間で対応可能であることの確認も取れている。</p> <p>以上のことから、本業務を安定的に行っていくにはこれまでの実績があり、短期間で確実な履行が可能となし上記相手方と契約を行う必要があるため、随意契約を締結することとした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 医療対策室業務調整課 011-624-7218
R4.10.19	令和4年度若者出会い創出業務	株式会社北海道新聞H o t m e d i a	3,170,000	R4.10.11	R4.10.11 ~ R5.3.31	<p>当業務は、単に金額の多寡により事業者を選定すべきものではなく、目標の達成に効果的な業務の実施を求めものであることから、競争入札には適さない。</p> <p>また、業務の実施に当たっては、高い創造性、技術力、専門性を要することから、公募の企画競争により事業者を選定する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	子) 子ども育、子ども企画課 011-211-2982
R5.4.12	令和5年度札幌市困難を抱える若年女性支援業務	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	17,877,200	R5.3.24	R5.4.1 ~ R6.3.31	<p>本業務は、地域や行政とのつながりがなく、様々な課題・困難・不安を抱える10代から20代の若年女性を対象に、SNS等を用いたアウトリーチ型の相談支援、一時的な安全・安心な居場所の確保、自立支援を実施するとともに、行政機関、民間支援団体などの関係機関が連携して対象者を支える仕組みづくりを行うことを目的としている。</p> <p>業務の実施に当たっては、地域の中で、対象となる若年女性と接点を持ち、対象者と信頼関係を築き、寄り添い型の相談支援等を実施することが必要であることから、受託団体には若年女性からの相談支援に関する豊富な経験や知識、ノウハウが不可欠であり、さらにその対象者を必要な窓口にスムーズにつなげるため、関係する民間団体や各支援機関とのネットワーク構築も必要である。</p> <p>今回契約候補者とする公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会は、札幌市男女共同参画センター及び札幌市若者支援総合センターの指定管理者であり、両センターの運営等を通して、地域に密着した女性支援及び若者支援等の豊富な経験、知識を有しており、広く女性支援と若者支援を実施する市内唯一の団体である。</p> <p>また、LINEによる若年女性向けの相談窓口「ガールズ相談」、カフェスタイルの対面相談会「girls talk room」を定期的に実施しており、若年女性支援のノウハウも持ち合わせている。さらに、令和2年度から、市内の女性支援、若者支援、困窮者支援等の団体、機関によるさっぽろ若年女性支援ネットワークCloudyを構築し、新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活が困難な女性に食料品や生理用品を配布する取組等を継続して実施しており、本業務に求められる関係機関との連携に関しても十分な実績を持っていると認められる。また、令和3年度の事業開始から当該業務を受託し、NPO法人等と連携しながら、業務を履行してきた実績がある。さらには、対象者との信頼関係構築がすぐさまできるものではないこと、事業内容の検証の点からも、本事業者による事業継続が必要であると考えられるところ。</p> <p>以上より、当該業務を確実かつ良好に履行できるのは、公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本契約の相手方が当該法人に特定されるものと判断し、当法人を契約候補者とした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	子) 子ども育、子ども企画課 011-211-2982

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.4.13	子どものくらし支援コーディネート事業	公益財団法人さっぽろ青少年女性協会	27,060,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	「子どものくらし支援コーディネート事業」は、困難を抱えている子どもや家庭に働きかけを行いながら、様々な支援機関等につなげていくコーディネーターを配置することにより、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげる体制の推進を図ることを目的としている。事業の実施にあたっては、地域において子どもと関わる関係機関を積極的に巡回することで困難を抱えている子どもや家庭を発見し、支援につなげる仕組みとしており、児童会館をはじめNPOなどの支援団体、主任児童委員など地域における様々な関係機関との連携が極めて重要となることから、専門性を有する機関が中核となって進めていくことが適切である。公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会(以下「当該法人」という。)は、札幌市児童会館の指定管理者であることから、児童会館との連携を図る上で不可欠な団体であるとともに、困難を抱える子ども・若者を支援する「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」の指定支援機関として、様々な支援機関のネットワークにおける主導的な役割を果たしている。また、当該法人に対しては、平成30年8月から令和4年3月までの間、当該業務を委託しているところであり、これまでの実績から、当該法人が若者支援業務などを通じて築いた様々な支援機関や民間資源とのネットワーク、支援のノウハウ等を有効的に活用した事例も確認されているところである。これらのことから、本業務の目的を達成する上で、他に同等の能力、経験等を有する団体は存在せず、当該法人が唯一の相手と認められることから、契約の相手方として特定する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子) 子どもの権利推進課 011-211-2947
R4.4.13	令和4年度札幌市ジュニアリーダー養成研修企画・実施業務	公益社団法人札幌市子ども会育成連合会	103,950,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	本業務は、子どもの権利条例の制定目的の一つである、「子どもが自立した社会性のある大人に育つ」ための支援の一つとして、地域の子どもの体験活動や住民組織による子ども関連行事などの充実を目的に、それら活動の中心となって活躍する「ジュニアリーダー」を養成する研修を実施するとともに、地域の大人、子どもが互いに顔が見える関係を形成するものであることから、本業務を受託する団体には以下のような条件が求められる。 1 ジュニアリーダーの養成にあたっては、基礎的な知識及び技術の習得を目的とする基本研修を実施することとしており、子どもの体験活動に関する専門的な知識、技術及び豊富な経験を有し、地域において必要とされるジュニアリーダーの資質を熟知した上で、その理想像に向けての研修を企画・運営できること。 2 当該事業には、地域の大人と子どもがともに活動し、互いに顔が見える関係を形成する内容を含むことから、地域の子どもの活動等の実状を熟知するとともに、町内会等の地域団体、地域の教育機関及び企業等と良好な信頼関係とともに、連携協力体制を構築できること。 3 青少年キャンプ場の事業用地は、主に基本研修の場として利用することとしており、研修の実施と事業用地の管理を一体的に行い、効果的かつ効率的に運用できること。 4 事業は市内各地で年間延べ210回以上行うこととしており、加えて事業用地の管理は年間を通じて恒常的に行うこととしており、全業務の品質等について、十分な信用とその能力があること。 当該団体は、長年にわたる本市の子ども会活動の維持・発展のために必要なジュニアリーダーやボランティアの育成など様々な事業を継続的に実施してきたこと、また、全区において、さまざまな地域団体(子ども会、町内会、教育機関や地域企業等)及びボランティア(育成者、リーダー養成研修卒業生等)との長年にわたる協力関係、連携協力関係が構築されていることから、これらの条件をすべて満たす唯一の団体である。 当該団体以外に上記の条件を満たす団体は存在しないことから本契約の相手方は当該団体に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、特定者を相手方とする随意契約とした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子) 子どもの権利推進課 011-211-2942
R4.4.13	令和4年度プレーパーク普及啓発・活動支援業務	公益財団法人札幌市公園緑化協会	4,298,800	R4.4.5	R4.4.5 ~ R5.3.31	本業務は、プレーパークの普及啓発及び市民等で構成するプレーパーク実施団体への活動支援を行うものであるが、以下4つの条件が求められる。 1 プレーパークに関する専門的な知識及び当該業務に関する豊富な経験やノウハウを有し、地域住民等がプレーパークを開催する際に活動の支援ができること。 2 本市におけるプレーパークは、主に公園で実施されていることから、公園利用の手続や公園の管理運営状況を熟知していること。 3 本業務の受託者は、担い手発掘から育成までを総合的に企画・運営でき、効果的に業務目的を達成できる者であること。 4 プレーパーク実施団体に寄り添った相談対応やきめ細かい活動支援ができること。 (公財)札幌市公園緑化協会は、大学や公共施設等からプレーパークに関する講演依頼を多数受ける等、プレーパークに関する深い専門知識を有している。 また、札幌市内で指定管理制度が導入されている公園や緑地の約6割の施設で指定管理者として運営管理を行っていることから、公園の管理運営や利用状況を熟知している。 さらに、管理する公園では、近隣住民で構成されるボランティア団体を立ち上げるなど、新たな担い手となりうる人材との人脈づくりを行っているほか、自主事業でプレーパーク実施団体向けの講座を主催するなど、プレーパーク実施団体との信頼関係も強固である。 当該団体以外に本業務の要件を全て満たす団体は存在しないことから、本契約の相手方は当該団体に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約(特定)とする。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子) 子どもの権利推進課 011-211-2942
R4.9.28	ヤングケアラー交流サロン運営業務	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	997,700	R4.9.20	R4.9.20 ~ R5.3.31	ヤングケアラーは、その子どもの実態も様々でありかつ家庭内のデリケートな問題であることから、個々に寄り添った支援が求められている。また、業務の実施に当たっては、厚生労働省の国庫補助金の活用を見込んでおり、「ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱」によると、交流サロンの運営にはSNSやICT機器等を活用した相談等の知識及び経験を有し、当該事業の趣旨を理解する者が望ましいとされており、単に金額の多寡により事業者を選定するべきものではなく、目的の達成に効果的な業務の実施を求めるものであることから、公募の企画競争により事業者を選定することとした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子) 子どもの権利推進課 011-211-2942

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.6.22	令和4年度札幌市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係るコールセンター業務、申請受付業務および通知書等発送業務	キャリアバンク株式会社	98,450,000	R4.6.6	R4.6.6 ~ R5.3.31	当該給付金は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対して、生活の支援のための給付金を支給するものである。真に生活に困っている方々への支援であることから、国からは申請不要のひとり親世帯に対しては可能な限り6月までに支給すること、またその他の世帯についても、可能な限り速やかに支給することを指示されており、本市としても可能な限り速やかな支給を実現する必要があると考えている。 しかし、当該給付金に係る業務委託について入札等を経て契約をする場合、契約締結までには相当な期間(最低でも1か月)を要することが見込まれ、速やかな支給の支障となる。 また、契約後早急かつ確実に履行できる業者でなければ、本市の子育て世帯に多大な影響を及ぼすことになるため、信用の確実な業者であり、かつ、類似の業務で良好な履行実績のある事業者を選定する随意契約とすべきである。 事業者については、履行中に細やかな連携を行い、市民から送付される書類等についても即時に納品を行うことが必要となるため、札幌市内に本拠地を構えることが可能であり、かつ業務に適した人材や設備等を速やかに手配でき、確実な履行が可能である者を選定する必要がある。 選定事業者は、本市が求める仕様を満たすことが可能であり、かつ本市において、本業務と類似した業務である「保険料減免等コールセンター運営管理業務」の受託実績もあり、受付事務に係るシステム並びに業務設計が整っており、準備や構築に時間とコストを要さないことから、至急立ち上げが必要であるコールセンターの準備期間も短縮できるため、速やかな支給につなげることが可能と考えられる。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により、緊急の要により競争入札に付することができないものとして、「キャリアバンク株式会社」から見積書を徴して随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-2988
R4.8.24	札幌市ひとり親家庭・子育て支援AIチャットボット導入運用業務(月額契約)	株式会社ピースボーク	10,322,290	R4.8.1	R4.8.1 ~ R5.3.31	業務の性質上、最適なサービスの提供方法又は仕様を定めることが困難であり、また専門的な知識やノウハウを企画提案により競わせることが効果的かつ効率的な業務執行につながると考えられるため、公募型企画競争を実施し、企画競争実施委員会において契約候補者として選定された本事業者との随意契約を締結したものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-2988
R4.8.17	令和4年度札幌市子育て世帯への臨時特別給付金に係るコールセンター業務及び事務センター業務	キャリアバンク株式会社	396,000,000	R4.8.2	R4.8.2 ~ R5.3.31	当該給付金は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯に対して、生活の支援のための給付金を支給するものであることから、可能な限り速やかな支給を実現する必要があると考えている。 しかし、当該給付金に係る業務委託について一般競争入札を経て契約をする場合、積算額が3千万円以上であることから政府調達案件に分類され、契約締結までには最低でも1か月を要することが見込まれ、速やかな支給の支障となる。 また、契約後早急かつ確実に履行できる業者でなければ、本市の子育て世帯に多大な影響を及ぼすことになるため、信用の確実な業者であり、かつ、類似の業務で良好な履行実績のある事業者を選定する随意契約とすべきである。 事業者については、履行中に細やかな連携を行い、市民から送付される書類等についても即時に納品を行うことが必要となるため、札幌市内に本拠地を構えることが可能であり、かつ業務に適した人材や設備等を速やかに手配でき、確実な履行が可能である者を選定する必要がある。 選定事業者は、本市が求める仕様を満たすことが可能であり、かつ、現在実施中の「令和4年度札幌市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」業務を担っているため、立ち上げが必要であるコールセンターの準備期間も短縮でき、速やかな支給が可能と考えられる。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく随意契約が妥当と考える。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-3944
R5.4.12	令和5年度札幌市ひとり親家庭学習支援ボランティア事業運営業務	公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会	6,891,500	R5.3.27	R5.4.1 ~ R6.3.31	事業の性質上、ひとり親に対する支援事業への実績と理解がある企業・団体であることが必要であり、専門的な知識やノウハウを企画提案により競わせることが効果的かつ効率的な事業運営につながると考えられるため、公募型企画競争を実施し、企画競争実施委員会において、契約候補者として選定された事業者との随意契約を締結したものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-2988
R4.9.21	令和4年度札幌市保育人材イメージアップ事業	株式会社北海道博報堂	9,623,900	R4.9.6	R4.9.6 ~ R5.3.31	事業方針として「過去の事業内容等と重複しない、事業の目玉となるような独自性を持たせること」や「話題性も重視し、SNSの拡散や、マスコミ各社の目にも留まるような工夫をすること」などを掲げるほか、「TikTok広告」や「YouTube広告」などを積極活用することなどを求めており、より高度な創造性、技術力、専門的な知識や経験等を必要としており、事業の性質、目的は競争入札に適さないため、公募型企画競争入札を採用し、特定随意契約とした。 令和4年度札幌市保育人材イメージアップ事業 企画競争実施委員会において、企画提案者の企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等をもとに、同委員会委員が審査・採点した結果、「企画提案審査票集計表」のとおり、株式会社北海道博報堂が475点(最高700点、最低基準点420点)となり、最低基準点以上かつ契約候補者としてふさわしいと判断し、契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子) 子育て支援部保育推進課 011-211-2346
R5.8.9	札幌市保育人材支援センター運営業務(令和5~7年度)	パーソルテンプスタッフ株式会社	121,022,000	R5.2.15	R5.4.1 ~ R7.3.31	令和3年度以降の機能強化・利便性向上等により、登録求職者数・保育事業者数ともに、従前を上回っており、効果が出つつある一方で、本業務が最も重視すべき、最終的な保育人材の採用数には課題が残っている。このため、令和5年度以降は、これまで以上に「保育人材の確保」という事業効果を第一に考え、事業を推進することとし、事業者の選定にあたっては、人材確保の分野の専門的な知識、経験を必要とすることから、事業の性質、目的は競争入札に適さないため公募型企画競争(プロポーザル方式)を採用し、特定随意契約とした。 札幌市保育人材支援センター運営業務(令和5~7年度) 企画競争実施委員会において、企画提案者の企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等をもとに、同委員会委員が審査・採点した結果、「企画提案審査票集計表」のとおり、パーソルテンプスタッフ株式会社BPO札幌オフィスが498点となり、最低基準点以上かつ契約候補者としてふさわしいと判断し、契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子) 子育て支援部保育推進課 011-211-2346

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5. 4. 5	令和5年度札幌市保育センター運営業務	札幌市私立保育連盟	5,632,000	R5. 2. 15	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	<p>本業務は、保育士の専門性と質の高い人材確保の観点から、保育の質の向上を図ることを目的としている。</p> <p>現状、保育所等の運営はその多くを社会福祉法人等が担っているが、保育の実施責任は市にあることから、研修等の基本方針は市が策定し、委託により実施している。</p> <p>研修事業の実施にあたっては、本市の基本方針を踏まえるとともに、保育所等の現状を踏まえた今日的な問題や保育関係者の間で関心の高いテーマを、保育所活動の実情等を知悉している事業者が自ら選択し、企画立案することが研修効果を高める上では不可欠である。そのような研修を行うことが可能なのは、保育所活動の振興及び社会福祉向上を目的として設立され、市内の大部分の認可保育所等で組織された(一社)札幌市私立保育連盟(以下「本事業者」という。)のみである。</p> <p>なお、本事業者は、保育現場におけるリーダーの職員の育成や、教育・保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修の実施主体として北海道または本市から認定を受け、数多くの研修を企画している実績があるため、研修事業に係るノウハウを十分に有している。それとともに、日頃から保育所等と連絡を取り合っていることから、研修の実施に関する連絡調整をスムーズに行うことも可能であり、それらの点からも本事業者の効果的な運用が期待できる。</p> <p>調査研究室の管理運営については、研究室が本事業者の本部事務室と隣接しており、本部の事務職員が利用者への対応を含めた調査研究室の管理運営を兼務することができることから、専属の管理者を置く必要がなく、他の事業者と比較して低廉な費用で管理運営を担うことが可能である。</p> <p>以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該事業者以外にはないと判断されるため、地方自治法第234条第2項の規定及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本事業者から見積書を徴して随意契約することが妥当である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	子) 子育て支援部施設運営課 011-211-2986
R5. 3. 22	私立幼稚園等補助事業に係る連絡調整業務	札幌市私立幼稚園連合会	1,253,505	R5. 3. 6	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	<p>本業務は、幼児期における子どもの健やかな発達を促進するために対象となる私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園(以下「幼稚園等」という。)に必要な補助を実施するための連絡調整業務を行うことを目的としている。現状、二種類の補助金の申請等取りまとめ業務及び特別支援教育事業に係る研修運営に関する一部業務を委託により実施している。</p> <p>当該事業の対象となる幼稚園等には、札幌市が主に所管する新制度移行園に加え、札幌市が所管していない私学助成園も対象に含んでいるが、特に補助金の申請等とりまとめ業務においては、短期間に調整を行う必要があり、私学助成園も迅速な連絡調整が可能であることが必須の条件となる。この点について、(一社)札幌市私立幼稚園連合会(以下「本団体」という。)のみが市内の私立幼稚園等を統括し、さらに私学助成園との連絡体制も有していることから、唯一履行可能な者であると判断できる。</p> <p>また、特別支援教育事業の補助制度は、対象となる教員に対し、研修受講等の要件を課しており、これらの研修運営も必要となる。講師依頼等は幼児教育センター(以下「センター」という。)が行うが、研修の企画等運用においては、前提となる幼児教育等にかかる基礎知識を有しているほか、センターとの綿密な連携を図ることができる必要がある。この点において本団体は、幼児教育の振興と保育者の資質向上を図り、幼児教育のさらなる充実をめざすことを目的として設立され、当該分野に深い知見を有し、また、センターと同一建物内に事業所を有していることから緊密な連携を図ることができ、研修の企画運用においても唯一条件を満たす者と判断できる。</p> <p>以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは本団体以外にはないと判断されるため、地方自治法第234条第2項の規定及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本団体から見積書を徴して随意契約することが妥当である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	子) 子育て支援部施設運営課 011-211-2986
R5. 4. 12	令和5年度札幌市病後児デイサービス事業業務その1	独立行政法人地域医療機能推進機構	6,180,000	R5. 3. 17	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	<p>当業務の受託にあたって、「札幌市病後児デイサービス事業実施要綱(平成18年9月29日子ども未来局長決裁)」及び「札幌市病後児デイサービス事業事務取扱要領(平成18年9月29日子育て支援部長決裁)」に規定する施設整備や実施場所等の要件を満たす必要がある。本要件の適合は、事業実施前に提出を求めている事前協議書により審査を行っているほか、厚生労働省「病児保育事業実施要綱」の留意事項に基づき、地方医師会(札幌市医師会)との意見交換を行ったうえでその適合を判断している。</p> <p>令和5年度当初においては、これまでの事前協議において受託が可能と判断されている施設は、別表に記す7施設に限られる。</p> <p>以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該7施設の事業者以外にはないと判断されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該事業者から見積書を徴して随意契約をすることが妥当である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	子) 子育て支援部施設運営課 011-211-2986
R5. 4. 12	令和5年度札幌市病後児デイサービス事業業務その2	医療法人 湊仁会	6,900,000	R5. 3. 17	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	<p>当業務の受託にあたって、「札幌市病後児デイサービス事業実施要綱(平成18年9月29日子ども未来局長決裁)」及び「札幌市病後児デイサービス事業事務取扱要領(平成18年9月29日子育て支援部長決裁)」に規定する施設整備や実施場所等の要件を満たす必要がある。本要件の適合は、事業実施前に提出を求めている事前協議書により審査を行っているほか、厚生労働省「病児保育事業実施要綱」の留意事項に基づき、地方医師会(札幌市医師会)との意見交換を行ったうえでその適合を判断している。</p> <p>令和5年度当初においては、これまでの事前協議において受託が可能と判断されている施設は、別表に記す7施設に限られる。</p> <p>以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該7施設の事業者以外にはないと判断されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該事業者から見積書を徴して随意契約をすることが妥当である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	子) 子育て支援部施設運営課 011-211-2986
R5. 4. 12	令和5年度札幌市病後児デイサービス事業業務その3	公益社団法人北海道労働者医療協会	6,600,000	R5. 3. 17	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	<p>当業務の受託にあたって、「札幌市病後児デイサービス事業実施要綱(平成18年9月29日子ども未来局長決裁)」及び「札幌市病後児デイサービス事業事務取扱要領(平成18年9月29日子育て支援部長決裁)」に規定する施設整備や実施場所等の要件を満たす必要がある。本要件の適合は、事業実施前に提出を求めている事前協議書により審査を行っているほか、厚生労働省「病児保育事業実施要綱」の留意事項に基づき、地方医師会(札幌市医師会)との意見交換を行ったうえでその適合を判断している。</p> <p>令和5年度当初においては、これまでの事前協議において受託が可能と判断されている施設は、別表に記す7施設に限られる。</p> <p>以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該7施設の事業者以外にはないと判断されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該事業者から見積書を徴して随意契約をすることが妥当である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	子) 子育て支援部施設運営課 011-211-2986

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5. 4. 12	令和5年度札幌市病後児デイサービス事業業務その4	社会福祉法人楡の会	7,260,000	R5. 3. 17	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	当業務の受託にあたって、「札幌市病後児デイサービス事業実施要綱(平成18年9月29日子ども未来局長決裁)」及び「札幌市病後児デイサービス事業事務取扱要領(平成18年9月29日子育て支援部長決裁)」に規定する施設整備や実施場所等の要件を満たす必要がある。本要件の適合は、事業実施前に提出を求めている事前協議書により審査を行っているほか、厚生労働省「病児保育事業実施要綱」の留意事項に基づき、地方医師会(札幌市医師会)との意見交換を行ったうえでその適合を判断している。 令和5年度当初においては、これまでの事前協議において受託が可能と判断されている施設は、別表に記す7施設に限られる。 以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該7施設の事業者以外にはないと判断されるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により、当該事業者から見積書を徴して随意契約をすることが妥当である。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	子) 子育て支援部施設運営課 011-211-2986
R5. 4. 12	令和5年度札幌市病後児デイサービス事業業務その5	社会医療法人母恋	6,600,000	R5. 3. 17	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	当業務の受託にあたって、「札幌市病後児デイサービス事業実施要綱(平成18年9月29日子ども未来局長決裁)」及び「札幌市病後児デイサービス事業事務取扱要領(平成18年9月29日子育て支援部長決裁)」に規定する施設整備や実施場所等の要件を満たす必要がある。本要件の適合は、事業実施前に提出を求めている事前協議書により審査を行っているほか、厚生労働省「病児保育事業実施要綱」の留意事項に基づき、地方医師会(札幌市医師会)との意見交換を行ったうえでその適合を判断している。 令和5年度当初においては、これまでの事前協議において受託が可能と判断されている施設は、別表に記す7施設に限られる。 以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該7施設の事業者以外にはないと判断されるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により、当該事業者から見積書を徴して随意契約をすることが妥当である。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	子) 子育て支援部施設運営課 011-211-2986
R5. 4. 12	令和5年度札幌市病後児デイサービス事業業務その6	医療法人社団豊生会	7,150,000	R5. 3. 17	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	当業務の受託にあたって、「札幌市病後児デイサービス事業実施要綱(平成18年9月29日子ども未来局長決裁)」及び「札幌市病後児デイサービス事業事務取扱要領(平成18年9月29日子育て支援部長決裁)」に規定する施設整備や実施場所等の要件を満たす必要がある。本要件の適合は、事業実施前に提出を求めている事前協議書により審査を行っているほか、厚生労働省「病児保育事業実施要綱」の留意事項に基づき、地方医師会(札幌市医師会)との意見交換を行ったうえでその適合を判断している。 令和5年度当初においては、これまでの事前協議において受託が可能と判断されている施設は、別表に記す7施設に限られる。 以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該7施設の事業者以外にはないと判断されるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により、当該事業者から見積書を徴して随意契約をすることが妥当である。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	子) 子育て支援部施設運営課 011-211-2986
R5. 4. 12	令和5年度札幌市病後児デイサービス事業業務その7	防衛省共済組合真駒内支部	7,400,000	R5. 3. 17	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	当業務の受託にあたって、「札幌市病後児デイサービス事業実施要綱(平成18年9月29日子ども未来局長決裁)」及び「札幌市病後児デイサービス事業事務取扱要領(平成18年9月29日子育て支援部長決裁)」に規定する施設整備や実施場所等の要件を満たす必要がある。本要件の適合は、事業実施前に提出を求めている事前協議書により審査を行っているほか、厚生労働省「病児保育事業実施要綱」の留意事項に基づき、地方医師会(札幌市医師会)との意見交換を行ったうえでその適合を判断している。 令和5年度当初においては、これまでの事前協議において受託が可能と判断されている施設は、別表に記す7施設に限られる。 以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該7施設の事業者以外にはないと判断されるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により、当該事業者から見積書を徴して随意契約をすることが妥当である。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	子) 子育て支援部施設運営課 011-211-2986
R4. 4. 13	令和4年度夜間・休日の児童虐待通告等に関する初期調査業務(月額契約)	社会福祉法人 常徳会	4,593,600	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	1 契約の相手方とする事業者(業種)について 「児童家庭支援センター」(児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第44条の2第1項)は、原則として児童養護施設等に附置されており、地域の児童の福祉に関する各般の問題について、専門的な知識及び技術を要する相談に応じることを通じて児童やその家庭の福祉に関する高い見識と実践を蓄積していることから、単に児童福祉施設を営む事業者と比べ、相談に応じる機能が本来的な業務として付加されており、児童虐待通告等に関する介入的対応においても一定の対応力を発揮できると考えられる。 加えて、本業務の遂行に当たっては、介入後に一時保護等の対応が必要になる場合があり、その点においても、児童家庭支援センターは、児童養護施設等に附置されていることから円滑な連携が期待されるため、児童家庭支援センターを運営する法人を契約の相手方とすることが適当である。 2 相手方を1者に特定した理由について 本業務は、札幌市内に居住する児童を対象とするものであることから、選定する児童家庭支援センターについては、札幌市内にその本拠を置いていることが適当であり、条件を満たす児童家庭支援センターは5か所(5法人)あるが、選定しようとする事業者を除く4者からは、本業務について受託しない意思が示されている。 選定しようとする1者については、現在、夜間・休日の児童虐待通告等に関する初期調査業務を受託しているが、業務の履行状況が良好である。 以上から、契約の相手方が特定の者に限定され、競争性を考慮する必要がないと認められるため、見積参加者として決定することが適当と判断に至った。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	子) 児童相談所地域連携課 011-622-8630
R4. 8. 31	市内経済牽引企業の創出に向けた基礎調査・研究業務	有限責任監査法人トーマツ	11,000,000	R4. 8. 4	R4. 8. 4 ~ R5. 1. 31	本事業は、市内経済牽引企業の創出する企画立案を行うものであり、加えて、市内企業の実情を把握し、市内経済への貢献度合いや成長性の分析を行うなど、高度かつ専門的な業務である。 よって、本業務は、その性質又は目的が価格競争に適しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項により、公募型企画競争で業者を選定の上、随意契約を行った。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	経) 産業振興部経済企画課 011-211-2352
R4. 12. 14	第73回さっぽろ雪まつりにおける札幌スタイルブース出店企画・運営業務	株式会社北海道百科	2,904,627	R4. 11. 22	R4. 11. 22 ~ R5. 3. 31	出品商品の選定やPR方法等により事業効果が大きく変わることから、受託業者には、価格の安さだけではなく、高度な企画力や専門的な知識、経験を求めるため。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	経) 地域産業振興課 011-211-2392
R4. 6. 15	令和4年度札幌市飲食店の未来応援事業運営業務	株式会社JTB北海道事業部	39,600,000	R4. 6. 1	R4. 6. 1 ~ R5. 3. 31	本業務の実施にあたっては、「購入型クラウドファンディング」を活用して、多くの市内飲食店の参加と、市民から幅広い支援を募るために、クラウドファンディングのノウハウに加え、市内飲食店とのネットワーク及び店舗集客や広報等に係る優れた企画力が求められる。よって当該業務は、その性質又は目的が価格競争に適しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項により公募型企画競争で業者を選定の上、随意契約を行った。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	経) 商業・経営支援課 011-211-2372

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5. 1. 11	令和4年度みんなの商店街人材育成事業に係る研修指導業務	日本航空株式会社北海道支社	2,562,450	R4. 12. 27	R4. 12. 27 ~ R5. 3. 22	本事業は、的確なファンリレーションにより、商店主の議論を活性化させながら、限られた期間の中で、商店街が共有できる販売戦略や情報発信戦略を立案する必要がある。また、モデル店舗における実地指導などを行い、設定した戦略に基づく個店における具体的な取組の創出を支援し、その成果を商店街全体へ波及させることが求められる。 これらを一連の業務として実施していくためには、他都市の先進的な商店街の事例や地域・企業経営に関する知見や類似業務に係る豊富な経験が求められる。 よって、当該業務は、その性質又は目的が価格競争に適しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項により公募型企画競争で業者を選定の上、随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 商業・経営支援課 011-211-2372
R5. 5. 17	令和5年度札幌中小企業支援センター運営業務	一般財団法人さっぽろ産業振興財団	66,162,800	R5. 3. 30	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本業務は、札幌市内の中小企業者や小規模事業者、個人事業者(以下、「中小企業者等」)や創業者希望者に対する経営、融資、創業等の各種相談のほか、札幌市中小企業融資制度における融資あっせん、専門アドバイザーの派遣等を行うことで、経営基盤の強化や経営革新、創業の促進を図ることを目的とする事業であり、その実施にあたっては、経営や融資等に関する高い専門性、支援企業に関する中立性を要するものである。現在、中小企業支援センター(以下、「支援センター」)では、新型コロナウイルス感染症の流行により、経営等に影響を受けている中小企業者等への相談等に対応するために、令和2年4月20日から融資や経営相談の他、雇用調整助成金や人材確保、感染予防相談等の窓口を集約した事業者向けワンストップの経営支援センターを開設し、経営相談の窓口を拡大し、経営相談の窓口を原簿・原材料価格の高騰などの影響に係る経営相談窓口を開設している。両窓口では、市融資制度である「新型コロナ対応サポート資金」や令和4年8月2日に創設した「景気対策支援資金(原油・原材料高騰等対策特別枠)」の対象に該当することの認定や、中小企業信用保険法第2条第5項等(セーフティネット保証)の認定受付も担っており、令和4年度は令和5年2月28日までで、合計3,819件の相談に対応している。 また、平成26年度以降は、支援センター内に産業競争力強化法に基づく「札幌市創業支援等事業計画」における創業総合相談窓口「さっぽろ創業支援プラザ」を開設し、市内における創業支援ネットワークの中核を担っている。令和4年度は延べ約2,000回の相談に応じると、約200人に対して特定創業支援を実施しているほか、相談内容に応じて適切な支援策、支援機関の紹介などを行っている。 さらに、令和5年度からは新たにSDGs経営やデジタルサービスの導入、BCP(事業継続計画)の策定などに係る相談等に対応する。随時、社会課題に対応した機能拡張を行っていく必要がある。このような状況の中、相談窓口を円滑に運営し続けることは必須であり、運営にあたっては、市融資制度やセーフティネット保証等の認定受付業務のノウハウ及び充実した中小企業診断士や社会保険労務士等の相談体制と幅広い企業支援の経験を有していることが必要不可欠である。一般財団法人さっぽろ産業振興財団(以下、「財団」という。)は、平成14年度より、中小企業支援法第7条第1項に基づく「指定法人」として札幌市が主体的に設立した機関であり、20年以上にわたり支援センターを運営し、中小企業者等の様々な相談者に対応し、経営・融資相談を行っている。 また、長年にわたり札幌市の産業振興に係る事業に取り組んでおり、経営、融資、創業等以外にも幅広い分野の専門スタッフを抱えていることに加え、外部専門家、支援機関とのネットワークをもち、特定の利害関係にとらわれることなく、本市の産業振興の方向性に沿った運営を行うことができる。以上のことから、財団は、本業務を実施することのできる唯一の団体である。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務は特定随意契約により実施することとし、委託先として財団を選定する。	経) 商業・経営支援課 011-211-2372
R4. 4. 6	ワークトライアル事業運営業務Aコース	株式会社東京リーガルマインド	42,707,880	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	本業務は、新卒者及びおおむね50歳以下で求職中の方又は非正規社員等を対象に、さっぽろ圏内企業へ正社員又は正社員への転換が可能な就職を支援することから、実施にあたって、人材育成や求人企業開拓に係るノウハウ、関係団体とのネットワーク等を豊富に持っていることが必要である。そのため、事業者の選定にあたっては、これらの要件を総合的に評価する公募型企画競争を実施したところであり、当該企画競争の結果、左記事業者の企画案を採用することとなり、契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 雇用労働課 011-211-2278
R4. 4. 6	ワークトライアル事業運営業務Bコース	キャリアバンク株式会社	42,707,880	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	本業務は、新卒者及びおおむね50歳以下で求職中の方又は非正規社員等を対象に、さっぽろ圏内企業へ正社員又は正社員への転換が可能な就職を支援することから、実施にあたって、人材育成や求人企業開拓に係るノウハウ、関係団体とのネットワーク等を豊富に持っていることが必要である。そのため、事業者の選定にあたっては、これらの要件を総合的に評価する公募型企画競争を実施したところであり、当該企画競争の結果、左記事業者の企画案を採用することとなり、契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 雇用労働課 011-211-2278
R4. 4. 20	さっぽろ給付金付き再就職支援事業運営業務	キャリアバンク株式会社	104,382,000	R4. 4. 11	R4. 4. 11 ~ R5. 3. 31	本業務は、新型コロナウイルス感染症の影響により、離職を余儀なくされた求職者等を対象に、給付金を支給しながら、座学研修及び職場実習を通じて市内企業への就職を支援することから、実施にあたって、人材育成や求人企業開拓に係るノウハウ、関係団体とのネットワーク等を豊富に持っていることが必要である。そのため、事業者の選定にあたっては、これらの要件を総合的に評価する公募型企画競争を実施したところであり、当該企画競争の結果、左記事業者の企画案を採用することとなり、契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 雇用労働課 011-211-2278
R5. 3. 29	シニアワーキングさっぽろ2022開催業務	株式会社北海道アルバイト情報社	12,980,000	R4. 6. 8	R4. 6. 8 ~ R5. 3. 24	本事業は、人事・採用担当者向けセミナー及び体験付き仕事説明会を行うものであり、高度かつ専門的な業務であることから、受託業者の選定にあたっては、実施体制や運営、周知広報等について総合的な実施案を提出させ、最も効果的かつ効率的な進行が期待できる企画案を提示した業者を選定の上、契約事務を進める企画提案方式を採用。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 雇用労働課 011-211-2278
R5. 3. 22	ローカルマッチプロジェクト事業運営業務	株式会社北海道アルバイト情報社	11,979,000	R5. 3. 1	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	ローカルマッチプロジェクト事業は、市内の学生が利用する就職支援サイトに、これまで経費上の問題などから掲載をしていなかった市内企業の情報を掲載することで学生の市内での就職を促進することを目的としている。 事業実施にあたっては、学生の就職活動や企業の採用活動に係るノウハウ等を豊富に持つ民間事業者等への委託により実施することが事業効果の最大化には適当である。 業者選定にあたっては、学生のニーズを理解し、企業の採用力を高めるための工夫等について民間事業者が持つ経験やノウハウ等に基づく提案により競い合うことが効果的であると、公正・公平を期すため、公募型企画競争により受託者を選定することとした。 この度、「ローカルマッチプロジェクト事業運営業務」企画競争実施委員会において当該事業者の企画提案が選定されたため契約候補者とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 雇用労働課 011-211-2278
R5. 3. 29	令和5年度 女性の多様な働き方支援窓口運営事業ニシェルジュSAPPORO運営業務	株式会社パソナ	51,961,800	R5. 3. 3	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	民間事業者が持つノウハウを最大限に活用し、本事業を実施するにあたり、十分な企画力や実績などを持つ事業者を選定する必要があることから、予算の上限額を示した公募型企画競争にて受託者を選定。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 雇用労働課 011-211-2278

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5. 3. 22	令和5年度札幌市就業サポートセンター等運営事業	株式会社東京リーガルマインド	142,835,000	R5. 3. 13	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本事業は、求職者の就職支援のために、カウンセリング・セミナー・スキルアップ講座・職場体験・求人開拓・合同企業説明会に加え、各あいワークの運営も行うなど、多岐にわたる事業である。実施にあたっては、求職者への適切な助言や求人紹介、多様な業種・職種の求人開拓を行うことから、有料職業紹介事業の実施許可を受けており、かつ、同種の事業実績を有する民間事業者等への委託により実施することが最も適切である。 事業者の選定にあたっては、雇用情勢を的確に捉える能力や職業紹介・企業開拓に係るノウハウ、関係団体とのネットワーク及び関連情報を高い水準で有する事業者を選定することが、事業効果を高めることにつながるため、公募型企画競争により提案を募ったうえで、特に優秀な提案を行った者を契約候補者として選定することとしたものである。 この度、「令和5年度札幌市就業サポートセンター等運営事業」企画競争実施委員会において、当該事業者の企画提案が最も優れているとして選定されたため、当該事業者を特定随意契約の見積参加者とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 雇用労働課 011-211-2278
R5. 3. 29	令和5年度札幌市働き方改革サポートセンター運営業務	株式会社パソナ	72,547,200	R5. 3. 15	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本事業は、働き方改革に向けた相談対応を行うほか、テレワーク導入補助金の申請案内や補助金活用の状況確認・報告書提出のサポート、各種セミナーや出前講座・コンサルティング支援の実施、テレワーク導入等による働き方改革の好事例周知のほか、札幌中小企業支援センターとの連携によるワンストップ支援により、性別問わず誰もが働きやすい職場環境づくりを推進していくものである。 事業の実施にあたっては、適切な相談対応及び効果的な事業運営が必須であり、同種の事業実績を有する民間事業者等への委託により実施することが事業効果を高めることにつながるから、公募型企画競争により提案を募ったうえで、特に優秀な提案を行った者を契約候補者として選定することとしたものである。 この度、「令和5年度札幌市働き方改革サポートセンター運営業務」企画競争実施委員会において、当該事業者の企画提案が最も優れているとして選定されたため、当該事業者を特定随意契約の見積参加者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 雇用労働課 011-211-2278
R5. 4. 26	就業サポートセンター求人情報システム等保守管理関連業務	株式会社H B A	3,270,300	R5. 3. 16	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	選定事業者は、就業サポートセンターにおける「求人情報システム」及び「お仕事なうシステム」の開発事業者であるが、当該システムは選定事業者の独自プログラムにより開発され、自社のインターネットデータセンター内にあるサーバにおいて、厳重かつ独自セキュリティシステムにより管理されている。 当該システムに障害が生じた場合やサーバに不具合等が発生した場合は、復旧に向けた即時対応が求められるが、復旧作業に係る対応は、システムを構築した選定事業者以外には不可能である。 また、専用ホームページについても、上記インターネットデータセンター内のサーバにて管理されており、サイバーセキュリティリスクの観点から、ソフトウェアのバージョンアップに随時対応する必要があることともに、システムと連動した柔軟性・拡張性を保てる運用体制を維持する必要がある。 以上のことから、システム、サーバ及び専用ホームページの一体的運用・保守管理が不可欠であるが、選定事業者は必要十分な専門知識と体制を備えており、安定的かつ円滑な運用・保守及び迅速な対応が可能で唯一の事業者であることから、当該事業者を特定随意契約の見積参加者とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 雇用労働課 011-211-2278
R5. 4. 26	労働問題・社会保険等に関する相談業務	北海道社会保険労務士会	3,707,000	R5. 3. 16	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本業務は、新型コロナウイルス感染症に起因する解雇や労働条件などに関する相談や、離職等に伴う健康保険や年金、雇用保険等の相談を行うものであるが、労働・社会保険に関する申請書等の作成及び届出等の業務を行うことができるのは、法により社会保険労務士のみ定められているため、本業務の実施に当たり適切な助言をするためには、社会保険労務士を相談員として配置することが最適である。 そのため、業者選定にあたっては、相談場所となる就業サポートセンター及びあいワーク東・清田・南・西において、社会保険労務士を安定的に派遣できることが条件となる。 左記団体は、社会保険労務士として業務を行う際に入会が必須条件の団体であるとともに、必要な研修を随時行っており、研修を重ねた社会保険労務士を週5日安定的かつ円滑に派遣することが可能な唯一の団体である。 そのため、参加資格者名簿登録者ではないが、左記団体を指名見積合せの参加者として選考する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 雇用労働課 011-211-2278
R5. 4. 5	UIJターン就職移住支援事業運営業務	株式会社パソナ	60,200,000	R5. 3. 28	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	UIJターン就職移住支援事業運営業務は、東京都内に大学生等と札幌市を含む近隣12市町村(以下「さっぽろ圏域」という。)企業等のマッチングを図る常設の拠点を設置するなどして、道外からのUIJターン就職を促進する事業である。 事業実施にあたっては、さっぽろ圏域へのUIJターン意識を醸成し、さっぽろ圏域企業とUIJターン希望者のマッチングをすることが必須であることから求職者への就職支援とUIJターン就職支援に関する専門的な知識や経験を持つ民間企業のノウハウ等を豊富に持つ民間事業者等への委託により実施することが事業効果の最大化には適当である。 業者選定にあたっては、刻々と変化する雇用情勢を的確に捉える能力、UIJターン希望者及び移住者の増加に向けての工夫等について民間事業者が持つ経験やノウハウ等に基づく提案により競い合わせることで効果的である。さらに、公正・公平を期すことが必要であるために、公募型企画競争により受託者を選定することとした。 この度、当該事業者の企画提案が、UIJターン就職移住支援事業運営業務企画競争実施委員会において選定されたため、当該事業者を相手方とする特定随意契約の見積参加者とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 雇用労働課 011-211-2278
R4. 6. 8	札幌市海外展開支援専門家によるコンサルティング業務(単備契約)	株式会社Resorz	8,800,000	R4. 5. 31	R4. 5. 31 ~ R5. 3. 24	本事業は、市内企業の様々な海外展開ニーズに広く対応するため、海外ビジネス経験の豊富な専門家を多数選任できる広範なネットワークと、海外ビジネスに関する高度かつ専門的な知識が求められる。よって、当業務は、性質・目的が価格競争に適しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項に基づき、公募型企画競争による受託者の選任を行い、特定随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 産業立地・戦略推進課 011-211-2362
R4. 6. 8	札幌市海外展開支援拠点設置運営業務(単備契約)	株式会社Resorz	25,894,000	R4. 5. 31	R4. 5. 31 ~ R5. 3. 24	本事業は、市内企業の様々な海外展開ニーズに広く対応するため、海外展開支援業務を実施している適切な企業等と提携して業務に対応できる広範なネットワークと、海外ビジネスに関する高度かつ専門的な知識が求められる。よって、当業務は、性質・目的が価格競争に適しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項に基づき、公募型企画競争による受託者の選定を行い、特定随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 産業立地・戦略推進課 011-211-2362
R4. 7. 13	(仮称)新展示場PFIアドバイザー業務	株式会社日本総合研究所	55,990,000	R4. 6. 15	R4. 6. 15 ~ R6. 3. 29	新展示場については、PFI方式を採用して整備する方針であり、民間事業者の公募に向けて、PFI実施方針及び要求水準書の内容について検討する必要がある。 PFI方式による施設整備においては、PFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)に則った手続きにより、民間事業者の選定及び事業契約の締結等を行う必要があることから、PFIに係る高度な知見や経験を有する民間事業者の支援を受けながら進める必要がある。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される価格による競争入札等には適さない業務であることから、「公募型企画競争」により事業者を選定し、特定随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 産業立地・戦略推進課 011-211-2481

令和4年度特定随意契約一覧

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.6.29	札幌市中心部の再開発と連動した企業誘致広報業務	株式会社ジェイアール東日本企画	6,985,000	R4.6.17	R4.6.17 ~ R5.3.31	本業務は、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項第1号に挙げられる、「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」に該当する。そのため、公募により企画案を提出させ、提案能力の優れた者を選ぶ方式(プロポーザル方式)により業者を選定し随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(経)産業立地・戦略推進課 011-211-2362
R4.7.6	海外からの投資誘致施策に関する調査業務	株式会社パソナ	9,988,000	R4.7.1	R4.7.1 ~ R5.3.31	本業務は、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項第1号に挙げられる、「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」に該当する。そのため、公募により企画案を提出させ、提案能力の優れた者を選ぶ方式(プロポーザル方式)により業者を選定し随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(経)産業立地・戦略推進課 011-211-2362
R4.7.13	国際ビジネス人材支援事業実施業務	キャリアバンク株式会社	4,799,874	R4.7.4	R4.7.4 ~ R5.3.31	本業務は、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項第1号に挙げられる、「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」に該当する。そのため、公募により企画案を提出させ、提案能力の優れた者を選ぶ方式(プロポーザル方式)により業者を選定し随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(経)産業立地・戦略推進課 011-211-2362
R5.8.9	ヘルスケア分野における対日直接投資マッチング運営業務	公益財団法人北海道科学技術総合振興センター	1,568,600	R4.7.15	R4.7.15 ~ R5.3.24	本業務はヘルスケア分野における外資企業と市内の企業、研究機関及び医療機関などのマッチングを行うものであり、より確度の高いマッチングを実現するためには、ヘルスケアに関する専門知識はもとより、市内のバイオヘルス系企業や北海道大学をはじめとした研究開発機関及び最新の医療機器や医薬品を扱う医療機関などとの強固なネットワークを有するとともに、マッチング後の的確かつ迅速なフォローアップが求められる。また、地元企業の選定にあたっては、公的機関の主催事業である観点からも公平かつ中立な判断が求められる。 公益財団法人 北海道科学技術総合振興センター(ノーステック財団)は「研究開発から事業化まで一貫した支援」を活動理念としている道内ヘルスケア分野での唯一の産業支援機関であり、産学官連携による産業創出基盤の構築、研究成果の実用化・事業化支援などの活動を行っている。 本業務のヘルスケア分野に関しても幅広い専門知識を有しており、国や道、市が提供する公的な支援制度を迅速に提案することができるだけでなく、ノーステック財団独自の支援メニューも備えている。また、道内で最も多くの研究者が在籍する大学である北海道大学の敷地内の立地を生かし、北大をはじめ様々な研究機関とも強固なネットワークを構築している市内唯一の公的団体で、公正公平な視点で企業の選定を行うことができる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(経)産業立地・戦略推進課 011-211-2362
R5.3.8	日本経済新聞全国版朝刊紙面への企業誘致記事広告掲載業務	株式会社日本経済社	5,940,000	R5.2.28	R5.2.28 ~ R5.3.31	本業務については、日本経済新聞社と事前調整を行っていたところ、同社系列の広告代理店である日本経済社より日本経済新聞社・札幌支社60周年とのタイアップ企画広告及び特別料金の提案があったもの。提案価格について、同じ条件下(日本経済新聞全国版朝刊、モノクロ、全7段サイズ)の「日本経済新聞の標準的な広告掲載料金」や「市内広告代理店の参考見積」と比較したところ、日本経済社が一番低い価格であり、次に低い価格と比べても約240万円安い結果となった。 また、3月下旬に設定している広告掲載期限を踏まえると、掲載までの調整期間が限られており、業務の履行確保に向けては日本経済新聞社との円滑な調整が求められるところであるが、この観点からも、日本経済社の方が他社よりも優位であると考える。 以上を踏まえて、本件は、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に規定される「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当するものと判断し、特定随意契約の委託先として、日本経済社・札幌支社を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(経)産業立地・戦略推進課 011-211-2362
R4.6.22	令和4年度 ジュニア・プログラミング・ワールド等実施業務	一般財団法人さっぽろ産業振興財団	12,851,300	R4.6.8	R4.6.8 ~ R5.3.24	本事業は、市内の小中学生を対象としたプログラミング体験イベント及び市政100周年記念したコンテスト等の企画・運営を実施する。そのため、IT教育・IT技術に関する専門的な知識や実績・ノウハウが求められることから、受託事業者の選定にあたっては、公募により、具体的な事業実施の方法についての企画案を提出させ、最も効果的かつ効率的な遂行が期待できる企画案を提示した事業者を選定のうえ契約事務を進める「公募型企画競争」により実施することとしたため (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(経)イノベーション推進課 011-211-2379
R4.6.29	令和4年度 高度エンジニア登壇・育成等実施業務	株式会社シーラクス	6,996,000	R4.6.22	R4.6.22 ~ R5.3.17	本事業は、若年層のプログラミング未経験者にデジタル技術の習得を支援するだけではなく、才能のあるエンジニアを発掘し、メンタリングやスキルを高めるサポートをするなど、デジタル技術のみならず、一定数の経験があり、人材育成やビジネスに関する助言が行える専門知識やノウハウが求められる。このため、受託事業者の選定にあたっては、公募により、具体的な事業実施の方法についての企画案を提出させ、最も効果的かつ効率的な遂行が期待できる企画案を提示した事業者を選定のうえ契約事務を進める「公募型企画競争」により実施することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(経)イノベーション推進課 011-211-2379
R4.7.27	令和4年度 高度ITエンジニア確保支援補助金活用促進実施業務	リージョンズ株式会社	1,814,943	R4.7.7	R4.7.7 ~ R5.3.17	本事業は、今年度から新たに開始する「高度ITエンジニア確保支援補助金」の活用促進と、市内企業への周知等を行うため、市内企業を対象とした企画を実施したことのある経験や連携がとれる体制、雇用等に関する専門的な知識、ノウハウが求められることから、受託事業者の選定にあたっては、公募により、具体的な事業実施の方法についての企画案を提出させ、最も効果的かつ効率的な遂行が期待できる企画案を提示した事業者を選定のうえ契約事務を進める「公募型企画競争」により実施することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(経)イノベーション推進課 011-211-2379
R4.9.14	札幌におけるウェットラボ環境及びイノベーション創出拠点構築に係る	株式会社北海道二十一世紀総合研究所	16,940,000	R4.9.2	R4.9.2 ~ R5.3.15	本事業は、バイオ産業分野の施設運営及びスタートアップ企業の活動に関する専門的なテーマを取り扱い、広範かつ高度な知識や経験が必要とする業務であることから、受託事業者の選定にあたっては、公募により、具体的な調査方法についての企画案を提出させ、最も効果的かつ効率的な遂行が期待できる企画案を提示した事業者を選定のうえ契約事務を進める「公募型企画競争方式」により実施することとしたため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(経)イノベーション推進課 011-211-2379
R4.12.14	健康医療バイオ分野における経営人材招聘ワークショップ事業運営業務	upto4株式会社	2,998,028	R4.12.5	R4.12.5 ~ R5.3.31	本業務は健康医療バイオ分野の研究者、企業と経営人材のマッチングを行うものであり、同分野特有の専門知識や、人材ネットワークを有することが求められる。 upto4株式会社はディープテックと人材や資本のマッチングを促進するコミュニティサイトを運営しており、創業前人材と経営希望者のマッチングサービスをオンライン、オフラインで提供している。 同社の代表者である棟兼彰一氏は、大手人材会社にて事業企画責任者、ベンチャー投資、M&Aなどを担当した実績を持つ他、iPS細胞を扱うバイオベンチャー企業や遺伝子解析技術を利用した事業を行うバイオベンチャー企業にも在籍した経験があり、バイオベンチャー企業が抱える経営課題の解決手法や経営人材のマッチングニーズを捉えて、2018年にupto4株式会社を設立している。このことから、同社の特色として、創業・医療機器、機械学習などの分野における事業会社の経営や研究の第一線にいる人材をメインユーザーとしており、また、ユーザーの50%以上が修士・博士号を有する。 北海道大学が実施する、大学教授と経営人材のマッチング事業をはじめイベント運営の豊富な実績も有しており、日常的に健康医療バイオ分野の企業や経営者と接触、支援していると共に、そのネットワークを生かしたイベント運営ができる稀有な企業であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠法令として、同社を契約の相手方と特定したい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(経)イノベーション推進課 011-211-2379

※(単備契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

令和4年度特定随意契約一覧

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5. 3. 29	令和5年度 北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等支援業務	一般財団法人さっぽろ産業振興財団	5,799,200	R5. 3. 23	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本業務は、北大ビジネス・スプリングに常勤のインキュベーションマネージャー(以下、「IM」という。)を配置して、北海道や中小機構と連携のうえ、それぞれの支援策やネットワークを効果的に活用しながら、入居企業等の支援を行うものであり、令和2年度は一般財団法人さっぽろ産業振興財団が受託のうえ、円滑に業務を遂行している。入居企業等は、基礎研究から応用研究・実用化研究・製品化を通じて事業化に至るまで、相当程度の期間を要することから、その支援にあたっては、長期的な視点とともに、企業に対する日常的な情報把握と信頼構築や、高度な専門知識や豊富な経験に基づく分析・判断、発展段階に合わせた密着型支援が必要となる。 このため、北海道及び札幌市がそれぞれ常勤のIMを配置するとともに、中小機構を含む各機関が協働して、平成35年度までの15年間、入居企業等の支援を行うよう覚書が締結されている。札幌市においてプロポーザルを実施したところ、一般財団法人さっぽろ産業振興財団から応募があり、企画競争実施委員会における審査の結果、契約候補者として選定された。以上より、地方自治法第234条第2項、同施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約(特定)の見積参加者として、一般財団法人さっぽろ産業振興財団を指名する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(経)イノベーション推進課 011-211-2379
R5. 4. 5	「サッポロ・ヘルスケアビジネス・サポートプログラム2023」運営業務	株式会社北海道二十一世紀総合研究所	5,940,000	R5. 3. 29	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 8	本事業は、ヘルスケアビジネスの創出・成長を促すことを目的に、ハンズオン(伴走型)支援、専門家相談支援、市場ニーズ獲得支援等を行う事業であるが、その実施に際しては、対象となる支援対象者の掘り起こしや、各種専門家の紹介及び事業構築のアドバイス等、広範な知識とノウハウ、ネットワークおよび企画力を要することから、受託者の選定は、企画提案方式(プロポーザル方式)により、事業の効果的・効率的遂行が最も期待できる企画案を提示した業者を選定し、随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(経)イノベーション推進課 011-211-2379
R5. 4. 19	令和5年度 スタートアップ集積促進及び成長支援事業委託業務	株式会社D2 Garage	18,986,000	R5. 3. 31	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本事業は、「スタートアップ」という先進的かつ専門的な分野を取り扱うため、広範かつ高度な知識と豊かな経験及びネットワークを必要とする業務であることから、札幌市役務契約に係る公募型企画競争実施要綱第3条第1項により企画競争を実施し、選定した契約候補者を相手方とする特定随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(経)イノベーション推進課 011-211-2679
R4. 7. 6	次期札幌MICE総合戦略策定支援業務	日本コンベンションサービス株式会社	9,999,440	R4. 6. 16	R4. 6. 16 ~ R5. 3. 17	本業務は、新型コロナウイルス感染症収束後におけるMICEの在り方を見据え、国外及び国内の動向や、本市のMICEを取り巻く環境の変化等を整理・分析したうえで、それらを踏まえた誘致推進体制の構築や、効果的な誘致・開催支援施策等を盛り込んだ次期札幌MICE総合戦略の策定に向けた支援を行うものである。 そのため、当該業務を実施するにあたっては、通常得られないMICE関係事業者等の情報を把握する情報収集能力と高い分析能力、効果的な施策を提案する想像力や発想力等が必要となる。 また、限られた期間の中で業務目的を達成するには、海外も含めたMICEの動向等に関する専門的な知識を有していることに加え、実績と経験に基づく確かな業務遂行能力が求められる。 以上のことから、価格による競争入札等に馴染まない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(経)観光・MICE推進課 011-211-2376
R4. 7. 6	観光人材育成プログラム実施業務	株式会社Global Design	23,980,000	R4. 6. 16	R4. 6. 16 ~ R5. 3. 24	人材育成などに向けた、企画立案、基調講演、意見交換会などを相互に効果的に組み合わせることが必要であり、さらに宿泊業を含めた観光業界全般についての知識も必要など幅広い専門性が求められることから、価格による競争入札等に馴染まない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(経)観光・MICE推進課 011-211-2376
R4. 7. 13	次期札幌MICE総合戦略策定支援業務	日本コンベンションサービス株式会社	9,999,440	R4. 6. 16	R4. 6. 16 ~ R5. 3. 17	本業務は、新型コロナウイルス感染症収束後におけるMICEの在り方を見据え、国外及び国内の動向や、本市のMICEを取り巻く環境の変化等を整理・分析したうえで、それらを踏まえた誘致推進体制の構築や、効果的な誘致・開催支援施策等を盛り込んだ次期札幌MICE総合戦略の策定に向けた支援を行うものである。 そのため、当該業務を実施するにあたっては、通常得られないMICE関係事業者等の情報を把握する情報収集能力と高い分析能力、効果的な施策を提案する想像力や発想力等が必要となる。 また、限られた期間の中で業務目的を達成するには、海外も含めたMICEの動向等に関する専門的な知識を有していることに加え、実績と経験に基づく確かな業務遂行能力が求められる。 以上のことから、価格による競争入札等に馴染まない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(経)観光・MICE推進課 011-211-2376
R4. 7. 13	観光人材育成プログラム実施業務	株式会社Global Design	23,980,000	R4. 6. 16	R4. 6. 16 ~ R5. 3. 24	人材育成などに向けた、企画立案、基調講演、意見交換会などを相互に効果的に組み合わせることが必要であり、さらに宿泊業を含めた観光業界全般についての知識も必要など幅広い専門性が求められることから、価格による競争入札等に馴染まない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(経)観光・MICE推進課 011-211-2376
R4. 8. 31	令和4年度札幌版ワーケーション発信業務	東武トップツアーズ株式会社	5,000,000	R4. 8. 10	R4. 8. 10 ~ R4. 11. 30	本業務は、「新たな旅のスタイル」による「観光客誘致」を目的とし、「札幌の特徴」を活かしたワーケーションやプレミアム等のイメージを訴求するものである。 これらの確実な履行に当たっては、観光振興やワーケーションに関する専門的な知識に加え、各種媒体を活用して効果的に訴求する高度な創造性や技術力、専門的な経験が求められることから、価格による競争入札等に馴染まない。このため、本業務の委託業者の選定に当たっては、公募型企画競争(プロポーザル方式)により契約候補者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(経)観光・MICE推進課 011-211-2376
R5. 4. 19	令和5年度Sapporo City Wi-Fi運用業務	東日本電信電話株式会社	13,464,000	R5. 3. 31	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	Sapporo City Wi-Fiは平成27年度に実施した公募型企画競争により選定された当該事業者が専用システムを構築して提供しているものであり、当該システムを運用することができる事業者は当該事業者のみである。 当該事業者以外の者が、Sapporo City Wi-Fiを提供しようとする場合、新たなアクセスポイントやサーバ等の機器調達、運用システムの開発など、改めて整備コストを要することとともに、ユーザーに対する継続的かつ安定的なサービスの提供に支障をきたすおそれがある。 以上により、本業務の委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び札幌市契約規則第21条第1項ただし書きによる随意契約(特定)とすることが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(経)観光・MICE推進課 011-211-2376
R5. 4. 19	令和5年度北海道さっぽろ「食と観光」情報管理運営業務	北海道さっぽろ観光案内所運営協議会	47,300,000	R5. 3. 31	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	「北海道さっぽろ観光案内所運営協議会」は、札幌市競争入札参加資格者には登録されていないが、北海道及び札幌市における観光関係団体を会員に持つ、(公社)北海道観光振興機構及び(一社)札幌観光協会の2団体を構成員とする団体である。 当該施設の運営にあたっては、以下の点を満たしたうえで、特定の観光事業者等に偏ることなく公平な観光案内が求められる。 ア 発信する情報の公平性を担保することができる。 イ 市と道と緊密に連携し、各市町村等の観光情報の提供が可能であり、観光キャンペーン等の支援を円滑に行うことができる。 ウ 観光案内実績が豊富で知識等の蓄積がある。 上記をすべて満たし、本業務を適切に遂行できるのは当該団体のみであると判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(経)観光・MICE推進課 011-211-2376

※(単備契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5. 4. 12	札幌市農業支援センター警備業務	株式会社ベルックス	1,771,000	R5. 3. 24	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	警備業務は、本来競争入札に付すべき案件であるが、札幌市農業支援センターの警備業務は、同一敷地内にある指定管理施設「さとらんど」の警備システムと一体となっており、一元的に管理を行う必要があるため、指定管理者が機械警備・巡回警備を委託している株式会社ベルックス以外の事業者が業務を行うことはできない。また、これまでの実績から履行品質上問題もなく、令和5年度においても株式会社ベルックスを随意契約の相手方と決定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 農業支援センター 011-787-2220
R5. 4. 19	ガラスびん及びプラスチック製容器包装の再商品化業務	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	28,169,140	R4. 4. 1	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	左記選定業者は、容器包装リサイクル法に基づき、ガラスびんやプラスチック製容器包装等の再商品化業務を適切かつ確実に行うことができると認められた唯一の指定法人である。本市では、再商品化の大部分を占める「特定事業者負担分(容器や包装の利用製造等事業者が再商品化義務を負う分)」を左記選定業者に引き渡しており、市町村負担分(再商品化義務の適用除外となる小規模事業者分として市町村が再商品化義務を負う分)についても、特定事業者負担分と合わせて引渡しを行うことで、安定的かつ確実な再商品化を効率的に実施することが可能となる。以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 循環型社会推進課 011-211-2928
R5. 4. 19	びん・缶・ペットボトル等選別業務	一般財団法人 札幌市環境事業公社	869,000,000	R5. 2. 24	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本市では、平成8年の容器包装リサイクル法(以下「法」という。)の制定に伴い、家庭系一般廃棄物の処理責任を負う本市と、事業系一般廃棄物の収集処理を担う左記選定業者が、相互に協調して法の求めに応じた取組を進めることが不可欠であると判断し、協定を締結している。当該協定においては、容器包装廃棄物(本件のびん・缶・ペットボトルを含む)の品別の選別業務を、家庭系・事業系一括して左記選定業者が行うこととを定めている。左記選定業者は、当該協定に基づき、選別施設を建設の上、安定的かつ良好な運営体制を構築しており、今後も法の趣旨に従い、適切な選別等を効率的・効率的に実施するためには、協定に基づく事業の実施が不可欠である。以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 循環型社会推進課 011-211-2928
R5. 4. 19	使用済み蛍光管等運搬業務	日本通運株式会社	11,508,200	R5. 2. 24	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	使用済み蛍光管、廃乾電池、体温計、鏡及び血圧計については、旧厚生省の諮問機関である「生活環境審議会適正処理専門委員会」の答申に基づき、公益社団法人全国都市清掃会議が、昭和61年に適正処理困難物の広域的な適正処理を図るための体制を確立し、リサイクル処理を行っており、本市も当体制により処理している。当体制において、運搬業務の委託先として、左記選定業者が指定されている。以上により、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 循環型社会推進課 011-211-2928
R5. 4. 19	使用済み蛍光管等処理・処分業務	野村興産株式会社	33,806,300	R5. 2. 24	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	使用済み蛍光管、廃乾電池、体温計、鏡及び血圧計については、旧厚生省の諮問機関である「生活環境審議会適正処理専門委員会」の答申に基づき、公益社団法人全国都市清掃会議が、昭和61年に適正処理困難物の広域的な適正処理を図るための体制を確立し、リサイクル処理を行っており、本市も当体制により処理している。当体制において、処理・処分業務の委託先として、左記選定業者が有する野村興産(株)トムカ鉱業所が指定されている。以上により、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 循環型社会推進課 011-211-2928
R5. 5. 31	雑がみ再資源化業務	札幌市製紙原料事業協同組合	208,271,250	R5. 3. 24	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本業務は、本市が収集する雑がみを民間古紙選別施設で再資源化し製紙工場に販売するものであるが、以下の理由により、選別処理・販売事務を左記選定業者(以下、「札幌協」という。)に一括して委託するものである。 1 選別処理により再資源化し製紙工場に納入する雑がみは、製紙工場の要求に応える品質水準等を満たさなければならないが、各選別施設における品質の統一及び維持向上を行うことができるのは、紙類の選別ノウハウを有し、製紙工場及び各選別施設との調整が可能な札幌協のみである。 2 製紙工場への雑がみの直納権は札幌協に集約されていることから、製紙工場へ雑がみを販売できるものは札幌協のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 循環型社会推進課 011-211-2928
R5. 5. 31	庄山溪地域「枝・葉・草」堆肥化処理等業務	株式会社ばんけいリサイクルセンター	35,200,000	R5. 3. 31	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	1. 株式会社ばんけいリサイクルセンターは札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)登録人(廃棄物処理業) 2. 本業務は「札幌市庄山溪地域バイオマスタウン構想」に基づき、同地域内において、「草木類(枝・葉・草)」の循環利用を行うものであり、同地域内でこの堆肥化ができる施設は、選定業者が有する「庄山溪衛生舎」のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 循環型社会推進課 011-211-2928
R4. 7. 27	道路破砕工場回転破砕機供給フイダほか修繕業務	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社	4,950,000	R4. 5. 24	R4. 5. 24 ~ R4. 6. 24	廃棄物処理施設に付帯する当該処理の用に供する設備の非常緊急修繕業務として札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第93条の2第1項別表3の2の4(5)に該当し緊急に調達する必要があるため (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R4. 7. 27	白石清掃工場1号炉ごみ投入ホップ緊急修繕業務	株式会社工成舎	7,570,200	R4. 7. 6	R4. 7. 6 ~ R4. 8. 19	廃棄物処理施設に付帯する当該処理の用に供する設備の非常緊急修繕業務として札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第93条の2第1項別表3の2の4(5)に該当し緊急に調達する必要があるため (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R4. 8. 17	白石清掃工場汚水用苛性ソーダタンク緊急修繕業務	高栄バルブ株式会社	2,695,000	R4. 7. 7	R4. 7. 7 ~ R4. 8. 31	廃棄物処理施設に付帯する当該処理の用に供する設備の非常緊急修繕業務として札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第93条の2第1項別表3の2の4(5)に該当し緊急に調達する必要があるため (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R4. 8. 3	白石清掃工場吸収冷凍機点検整備業務	川重冷熱工業株式会社	1,243,000	R4. 7. 8	R4. 7. 8 ~ R4. 11. 30	当該吸収冷凍機は川重冷熱工業株式会社製であり、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されていることから、その点検、整備、調整等に当たっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠であり、選定業者でなければ業務の履行は困難である。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R4. 8. 10	白石清掃工場ガスタービン設備整備業務	敷島機器株式会社	7,134,380	R4. 7. 8	R4. 7. 8 ~ R4. 11. 24	当該設備は高速で回転する精密機器であり、その性質上、点検・整備の実施当たっては、設備全体の性能を熟知しているほか、各部品に関するノウハウが必要不可欠である。 また、安定した運転を維持するためには、メーカーの技術基準に沿って整備を行う必要があり、特に専門性の高い技術力が求められる。選定業者は、製造メーカーである三菱重工(株)製自家発電設備の道内唯一の代理店であり、道内において当該業務を履行できるのは、メーカーの技術指導、専門指導を受けた技術員による作業が可能である選定業者のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4. 8. 17	減温塔下ロータリーバルブ整備用部品	株式会社タクマテクノス北海道	1,221,000	R4. 7. 29	R4. 7. 29 ~ R4. 10. 31	減温塔ロータリーバルブはタクマ製であり、当該部品はその減温塔ロータリーバルブに使用されるものであり、タクマ製の部品以外では形状、規格、強度が異なるため、性能を発揮することは不可能である。また、タクマから提出された見解書では、自社製品以外の部品を使用したことにより発生する不具合については保証の対象外である旨記載されている。加えて、北海道内におけるタクマ製の販売はタクマテクノス北海道のみである。以上より契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R4. 9. 7	白石清掃工場1・2号焼却設備定期整備業務(その2)	協立設備株式会社	7,260,000	R4. 8. 5	R4. 8. 5 ~ R4. 11. 30	当該業務は、白石清掃工場1号炉及び2号炉の焼却炉ケーシングに損傷を確認したことから、追加で補修を行うものである。 また、選定業者が現在履行中である白石清掃工場1・2号焼却設備定期整備業務と輻輳するため、同足場内での複数の受託者による作業は、施工箇所や作業者数の調整が常時必要となり、焼却炉休止期間内での作業完了にあたって支障となるだけでなく、施工・品質の確保も困難となる。 なお、選定業者に委託することにより、現場事務所や保護具等が共用可能となり、経費を節減できる。 以上より、競争入札に付することが不利と認められるため、選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R5. 2. 1	白石清掃工場3号炉バグフィルタ修繕(緊急修繕)	協立設備株式会社	1,320,000	R4. 11. 14	R4. 11. 14 ~ R4. 11. 18	廃棄物処理施設に付帯する当該処理の用に供する設備の非常緊急修繕業務として札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第93条の2第1項別表3の2の4(5)に該当し緊急に調達する必要があるため (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R5. 3. 8	ごみビット発火監視装置修繕業務(緊急修繕)	株式会社エルムデータ	2,530,000	R4. 12. 28	R4. 12. 28 ~ R5. 2. 24	廃棄物処理施設に付帯する当該処理の用に供する設備の非常緊急修繕業務として札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第93条の2第1項別表3の2の4(5)に該当し緊急に調達する必要があるため (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R5. 3. 15	白石清掃工場1号脱気器流入配管緊急修繕	協立設備株式会社	2,937,000	R5. 1. 13	R5. 1. 13 ~ R5. 1. 27	廃棄物処理施設に付帯する当該処理の用に供する設備の非常緊急修繕業務として札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第93条の2第1項別表3の2の4(5)に該当し緊急に調達する必要があるため (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R5. 3. 8	白石清掃工場1号炉焼却ストーク火格子緊急修繕	協立設備株式会社	2,695,000	R5. 1. 23	R5. 1. 23 ~ R5. 2. 7	廃棄物処理施設に付帯する当該処理の用に供する設備の非常緊急修繕業務として札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第93条の2第1項別表3の2の4(5)に該当し緊急に調達する必要があるため (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R5. 3. 15	白石清掃工場塩化水素・ばいじん濃度計保守業務	札幌施設管理株式会社	4,609,000	R5. 3. 3	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	当該濃度計は、京都電子工業(株)製の精密機器であり、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されている。また、その保守にあたっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠であり、これらを有しない者が修理等を行った場合には、計測値の精度の保証が得られなくなる。 したがって、本業務を履行できるのは、当該濃度計の製造者である京都電子工業(株)の道内唯一の代理店であり、製造者の技術指導及び専門指導を受けた技術員による作業が可能である選定業者のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、選定業者に特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R5. 3. 15	白石清掃工場排ガス4分析計保守業務	株式会社島津アクセス	3,575,000	R5. 3. 3	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	当該分析計は(株)島津製作所製の精密機器であり、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されている。また、その保守にあたっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠であり、これらを有しない者が修理等を行った場合には、計測値の精度の保証が得られなくなる。 したがって、本業務を履行できるのは、当該分析計の製造者である(株)島津製作所の系列会社として同社製品の保守管理部門を担い、設計上の詳細情報や構造等を熟知している選定業者のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、選定業者に特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R5. 3. 29	白石清掃工場3号2次過熱器水管緊急修繕	株式会社タクマ	6,380,000	R5. 3. 9	R5. 3. 9 ~ R5. 3. 31	廃棄物処理施設に付帯する当該処理の用に供する設備の非常緊急修繕業務として札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第93条の2第1項別表3の2の4(5)に該当し緊急に調達する必要があるため (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R5. 3. 29	ごみ資源化工場ほか施設管理業務	一般財団法人 札幌市環境事業公社	85,140,000	R5. 3. 17	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本業務は、ごみ資源化工場及び線路破砕工場を円滑かつ適正に管理するため、別途発注するごみ資源化工場の「施設運転業務」及び「固形燃料運転業務」、線路破砕工場の「施設運転業務」、「可燃物等運搬業務」、「分岐棟等運転業務」及び「計量及び徴収業務」の受託者を総括調整して行うものであり、当該施設の意味・役割を十分に理解し、公平・公正な立場で履行する必要がある。したがって、本業務を適正・円滑に履行するためには、本市の廃棄物行政に精通し、かつ、これを補完する立場である選定業者を受託者とする必要がある。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R5. 4. 5	白石清掃工場計装システム保守業務	アズビル株式会社	55,550,000	R5. 3. 17	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	当該システムは、アズビル株式会社製の精密機器であり、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されていることから、その保守にあたっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠である。 選定業者は、アズビル株式会社の系列会社として同社製品の保守管理部門を担っており、当該業務を履行できるのは、システム設計上の詳細情報や構造等を熟知している選定業者のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、選定業者に特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R4. 5. 25	山口処理場周辺有害鳥獣駆除業務	札幌市農業協同組合	2,691,150	R4. 5. 6	R4. 5. 12 ~ R4. 9. 30	当該業務は、山口処理場周辺農家の私有地内で行うものであり、業務遂行のためには山口処理場周辺農家の理解と協力を得ることが不可欠であるが、当該要件を満たすのは地元農家により構成される同組合のみである。 また、同組合は農業団体であることから、農業の状況に応じた駆除業務を実施できるほか、地元農家と密接な関係にあり、被害への対応を円滑に行うことができる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 処理場管理事務所 011-783-5314
R4. 6. 1	山本処理場周辺道路清掃業務	札幌市厚別区山本町内会	1,485,000	R4. 5. 6	R4. 5. 12 ~ R4. 10. 31	埋立地である山本処理場は、本市清掃事業に欠かせない重要な施設であり、その円滑な維持運営にあたっては、周辺地域住民の本市清掃事業に対する理解と積極的な協力が不可欠である。 本業務については、地域事情に精通した地域の町内会に委託することにより、周辺地域住民の本市清掃事業に対するより一層の理解と協力が得られるほか、効率的かつ円滑な履行が図られる。 以上により、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 処理場管理事務所 011-783-5314

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5.6.7	L尿酸集運搬業務その2(単価契約)	豊平公益株式会社	74,745,000	R5.3.31	R5.4.1 ~ R6.3.31	・上記2業者は前年度の委託契約の締結者であり、履行成績は「良」であることから、来年度も安定的かつ確実に業務を遂行することが見込まれる。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」には、当該業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、実施に関しても相当な経験を有する者という基準が挙げられており、2業者の他に、本業務と同程度の規模の契約を締結した実績等を有し、札幌市内で業務を遂行できるものはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 処理場管理事務所 011-783-5314
R5.6.7	L尿酸集運搬業務その1(単価契約)	株式会社公清企業	99,716,322	R5.3.31	R5.4.1 ~ R6.3.31	・上記2業者は前年度の委託契約の締結者であり、履行成績は「良」であることから、来年度も安定的かつ確実に業務を遂行することが見込まれる。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」には、当該業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、実施に関しても相当な経験を有する者という基準が挙げられており、当該2業者の他に、本業務と同程度の規模の契約を締結した実績等を有し、札幌市内で業務を遂行できるものはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 処理場管理事務所 011-783-5314
R4.12.21	排却設備定期整備部品	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社	1,760,000	R4.10.3	R4.10.3 ~ R4.11.25	当該排却設備に使用される本件調達部品は、プラントメーカーが独自のノウハウに基づき製造したものであるため、汎用品が存在せず、仮に他社が製造した部品を用いて不具合が生じた場合には、保証対象外となる。 したがって、本件調達部品は、プラント製造メーカーである三菱重工(株)から設備の設計、部品供給等にかかる全ての業務の委託を受けた唯一の業者である左記調達業者のみ調達が可能である。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、左記調達業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境事業部発寒清掃工場 011-667-5311
R4.7.13	令和4年度 ソウ専門家による飼育技術等指導業務(第1回)	エレファント・トーク	2,293,500	R4.6.15	R4.6.15 ~ R4.9.30	業務内容は、ゾウの準備接産を実施するため、職員に対しトレーニング理論の講習、飼育方法の指導及び職員の安全管理について指導を行うものであり、業務の履行には、次の4項目の要件を満たす必要がある。 1 専門知識に基づいた調査能力・分析能力・動物に対する豊富な経験に基づく判断能力を有すること。 2 ゾウの飼育管理について、豊富な経験を有すること。 3 ゾウについて国内外の施設とのつながり、情報を持っていること。 4 海外のゾウ専門家とのつながりを有しており、技術指導を行う専門家の選定及び手配を行えること。 選定事業者であるエレファント・トークは、登録外業者ではあるが、過去にも発注実績があり、先の要件を満たす業者は当該業者以外にはない。このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、左記業者に特命したい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 円山動物園経営管理課 011-615-8097
R4.7.13	円山動物園(仮称)オランウータン館展示サイン等実施設計	株式会社大建設計	3,465,000	R4.7.1	R4.7.1 ~ R5.2.28	当該業務は、現在建設中の(仮称)オランウータン館において、展示サインの内容や展示手法等を検討するものである。 現代において、動物園の獣舎は単に動物を飼養するための施設ではなく、来園者に対し、飼育動物を通して地球環境問題や種の保全など、環境教育の場として様々な情報発信を行う機能を併せ持つ必要がある。当該業務においても、獣舎内の案内誘導、飼育動物の基本的情報、野生生態情報、生息環境情報など、多種多様な情報をバランスよく、幅広い年齢層に向け、当園の理念や飼育動物を通して何を伝えたいかをわかりやすく情報発信する必要がある。 また、展示サインの掲示位置は、そこから観察することができる飼育動物の行動、それを引き出すための設計の狙い等と密接な関わりを持ち、当該施設の基本設計、実施設計及び設計意図を十分理解していないければ、獣舎と展示サインの品質のバランスと取ることができない。 以上のことから、当該業務を履行しうる条件として、 1. 他の動物園、水族館において同様の業務の履行実績を有すること。 2. 動物園は、博物館機能も有することから、博物館及び美術館等の文化施設等の受注実績があること。 3. (仮称)オランウータン館新築工事の基本設計及び実施設計を熟知していること。 が必要となるが、これらの条件をすべて満たし、速やかに履行することができるのは左記事業者のみと判断する。 また、左記事業者が受注することで、次の効果が期待される。 1. 他園館のサインデザインの調査、建設中の獣舎の調査や設計意図の把握等の経費削減。 2. 上記1の調査期間の短縮及び業務成果を早急に得ることができる。 以上のように、左記事業者が受託した場合、経費の削減及び業務期間の短縮が図られる。 については、上記の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと判断する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 円山動物園経営管理課 011-615-8097
R4.7.20	和4年度ホッキョクグマにかかる保全及び来園者教育の強化を目的としたカナダ・マニトバ大学等との国際的共同研究業務	特定非営利活動法人Envision環境保全事務所	8,987,000	R4.7.5	R4.7.5 ~ R5.3.31	当該業務の実施にあたっては、ホッキョクグマの調査研究や気候変動に関する専門的知識が必須である。また、海外の政府機関及び大学との共同研究という特殊性から、事業の継続性・実効性を担保するためには、関係者間の信頼関係の確保が特に重要視されることである。 こうした中、NPO法人EnVision環境保全事務所は、生態調査研究・環境コンサルタントとした数多くの実績を有しており、ホッキョクグマの調査研究や気候変動に関する専門的知識を有している。また、同法人は、これまでも本市とともにマニトバ大学やマニトバ州政府、アシニボインパーク動物園などの連携に向けたコーディネーターを行ってきた中で、カナダ・マニトバ州の現地の状況に精通し、かつ共同研究先など現地関係者からの厚い信頼を獲得するに至っており、今回の共同研究においてもRick教授及びErin博士からの強い要望を受け共同研究に参画している。 以上のことから、カナダ側との調整補助も含めた本業務の受託者としては同法人以外に適当な者はおらず、契約相手方は特定の者に限定され、その性質又は目的が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため左記業者と随意契約したい。 なお、カナダ側関係者の主要人物であるErin McCance博士より、当園との連携にかかる協議にあたり、同法人を推薦する文書が提出されている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 円山動物園経営管理課 011-615-8097
R4.12.21	札幌市動物園条例普及啓発媒体制作業務	株式会社須田製版	2,882,000	R4.10.24	R4.10.24 ~ R5.1.31	ポスター、パンフレット、リーフレット、動画については、当園の制作方針に基づき各媒体を総合的にプロデュースすることが求められ、構成やデザインなど、その制作内容はさまざまなパターンが想定できることから、公募型による企画提案により、条内容の理解力、業務全体の企画力や各媒体におけるデザイン・表現力などを審査し、効果的な普及啓発媒体を制作することができる業者を選定することが適当と考えられる。そのため、契約方法は、公募型企画競争を実施のうえ、審査により選定された契約候補者と特定随意契約を締結することが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 円山動物園経営管理課 011-615-8097

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5. 4. 5	総合道路管理システム保守業務	札幌総合情報センター株式会社	29,117,000	R5. 3. 23	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	左記の者は、総合道路管理システム(総合道路データ編集システム(平成14年度より運用)、Web版総合道路管理システム(平成19年度より運用)及び道路維持管理システム(平成26年度より運用)の開発を行った事業者であり、全システムのプログラム構成はもとより、各システム間のデータ連携など細部にわたり精通している。また、システムにおける問い合わせ対応、障害対応等本業務の履行が唯一可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 総務部総務課 011-211-2444
R5. 4. 5	道路情報システム保守業務	富士通 J a p a n 株式会社	9,174,000	R5. 3. 23	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	道路情報システムは、富士通特有OSであるASP(AdvanceSystemProducts)を掲載したオフィスコンピュータをメインサーバとして稼働しており、左記業者はシステムの細部にわたり精通しているのみでなく、プログラム変更等オフィスコンピュータを操作できる唯一の者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 総務部総務課 011-211-2444
R4. 4. 20	令和4年度道路台帳図用地番図データ整備等業務	株式会社ティー・ユー・シー	2,750,000	R4. 4. 8	R4. 4. 8 ~ R4. 4. 22	本業務は、財政局において作成している地番図を基に、道路台帳図用の地番図データを更新するものであり、これは、道路台帳図の補正を行うための基礎となるものである。 当該補正は、道路法施行規則第4条の2第5項の規定により速やかに行う必要があるため、本業務も当該補正業務の発注に合わせた4月中旬までの期限を設定しなければならず、地番図及び道路台帳図両方における十分な処理能力を有する業者が不可欠である。 随意契約の相手方として審査対象となる株式会社ティー・ユー・シーは、財政局が運用している地番図のデータ更新業務による成果品の検査及び構造化業務を受託(特命随契)していることに加え、本業務を平成23年度より受託(特命随契)していることから、地番図及び道路台帳図の両データに深く精通しており、本業務を適正かつ遅滞なく処理できる知識、経験及び技術を有していると判断される。 以上のことから、株式会社ティー・ユー・シーは、本業務の目的を達成するための全ての条件を満たしており、それが同社1社に特定されることから同社を選定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 総務部道路認定課 011-211-2457
R5. 4. 5	令和5年度道路台帳図システム保守及びデータ検査変換業務	札幌総合情報センター株式会社	12,166,000	R5. 3. 24	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本業務は、札幌市の道路台帳をWeb版総合道路管理システム及び道路台帳図閲覧システムで運用するための保守作業を実施するとともに、両システムに取り込むために必要となるデータの論理検査及び変換業務を委託するものである。 札幌総合情報センター(株)は、Web版総合道路管理システム(平成19年度より運用)及び市民向けの道路台帳図閲覧システム(平成27年度より運用)の開発を行った事業者であり、全システムのプログラム構成はもとより、各システム間のデータ連携など細部にわたり精通しており、同システムにおける問い合わせ対応、障害対応等本業務の履行が唯一可能であることから、同社を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 総務部道路認定課 011-211-2457
R4. 6. 15	不動産鑑定評価業務(山本小野津幌川沿線外2線)	株式会社北海道中央不動産鑑定所	1,159,400	R4. 4. 20	R4. 4. 20 ~ R4. 5. 20	不動産鑑定評価については、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準(中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ)」により報酬額が定められているため、競争性を考慮する必要がなく、契約の性質が競争入札に適さないこと。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 総務部用地管理課 011-211-2552
R4. 6. 15	不動産鑑定評価業務(3・3・31号南1条通(第2工区))	株式会社北海道アプライザーズ・フレーム	3,888,500	R4. 4. 27	R4. 4. 27 ~ R4. 5. 31	不動産鑑定評価については、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準(中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ)」により報酬額が定められているため、競争性を考慮する必要がなく、契約の性質が競争入札に適さないこと。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 総務部用地管理課 011-211-2552
R4. 5. 18	公共土木積算システム保守運用業務その1	株式会社コンピュータ・システム研究所	1,714,680	R4. 4. 26	R4. 4. 26 ~ R5. 3. 31	「公共土木積算システムARIES」は、札幌市土木工事積算基準及び札幌市工事等適用建設資材単価にも準拠しており、本市工事の入札参加者に広く利用されていることから、建設局土木部所管の工事発注において積算ミス防止するための確認作業に活用している。 当該積算ソフトは、左記業者がパッケージプログラムの著作権を有しており、初期設定、導入、単価データの更新、トラブル発生時のバックアップ等の保守運用を行うことができる唯一の業者であり、他者の履行が不可能である。したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者を特定者とした随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部業務課 011-211-2612
R4. 5. 25	道道札幌環状線(望月大橋歩道部)電線共同溝修正検討業務	株式会社ドーコン	34,760,000	R4. 5. 13	R4. 5. 13 ~ R4. 10. 17	本業務は、道道札幌環状線の電線共同溝新設工事において、望月寒川に架かる望月大橋歩道部を現地精査した結果、当初予定位置での管路敷設が困難となったことから、当該橋梁歩道部の架け換え及び、電線共同溝敷設の修正検討を行うものである。本業務に係る電線共同溝管路線形については、当初予定位置での管路敷設が困難であると判明した後、電線管理者と協議を重ねた結果、管路を橋梁側部へ添架することは困難であることから、橋梁歩道部の架け換えを行い、管路設置スペースを確保することを令和4年3月に判断したものである。また、望月大橋区間に係る望月寒川改修工事の予定について、令和4年2月に北海道へ確認を行った際は、未定との回答であった。その後、同年3月に再度確認を行ったところ「望月大橋区間については令和4年9月から工事を実施する予定」との回答があった。当該橋梁歩道部の架け換えは、河川改修工事に影響が及ぶため、工事着手前までに詳細な計画を示した上で協議を行う予定であったが、上記のとおり、急遽北海道から工事実施予定の回答があったことから、短期間で履行が求められる状況となった。左記業者は、北海道から望月寒川改修工事の実施設計を受託し、河川条件や工事内容について熟知していることに加え、望月大橋の橋梁に関する調査も終えていることから、当該業務を短期間で達成可能な業者である。以上から、左記業者を選定することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	建) 土木部業務課 011-211-2612
R4. 10. 26	令和4年度さっぽろ建設産業PR事業運営業務	株式会社ドーコン	10,307,000	R4. 10. 17	R4. 10. 17 ~ R5. 3. 24	本業務は、市内建設産業の入職希望者の増加や就業者の定着などを目的として、多様な手法を活用して幅広い対象者に伝わる効果的な広報を行うものである。この確実な履行に当たっては、高度な専門的知識やノウハウに加え、新たなメディアの活用等の創意工夫に富んだ提案・運営能力が必要である。このことから、本業務はその性質上、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」、及び同第2号「先進的な事業など最適なサービスの提供方法又は発注仕様を定めることが困難なもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争(アローザール方式)を採用する。なお、公募型企画競争の結果選定された契約候補者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部業務課 011-211-2612
R5. 2. 15	西2丁目線地下自転車等駐車場事業損失防止調査(その6)	株式会社エムエス技術コンサルタント	1,309,000	R5. 2. 8	R5. 2. 8 ~ R5. 3. 31	本業務は、令和4年度に実施している西2丁目線地下自転車等駐車場事業損失防止調査(建物事後調査)において判明した、工事の影響で生じた建物の損傷に係る補償費用の算定と費用負担の説明を行うものである。上記の建物調査により、工事の事業損失が明らかとなっており、本業務では、損失を被った地権者に対して可能な限り迅速な対応が必要となる。当該選定業者は上記の事後調査を受託しており、既に状況を熟知し、地権者との協議実績も十分に有していることから、本業務を円滑に遂行し早期に補償費の合意形成を図れるのは当該業者に限られる。また、現地踏査等の省略により経費と業務期間の節減を図ることができることから、左記業者を契約の相手方として選定したい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部業務課 011-211-2612

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5.3.15	清田区美しが丘地区事業損失防止調査(その8)	日本データサービス株式会社	2,970,000	R5.3.3	R5.3.3 ~ R5.3.29	本業務は、令和4年度に実施している清田区美しが丘地区事業損失防止調査(事後家屋調査)において判明した、地下水位低下事業の影響が生じた家屋の損傷に係る補償費用の算定と費用負担の説明を行うものである。上記の家屋調査により、事業損失が明らかとなっており、本業務では、損失を被った地権者に対して可能な限り迅速な対応が必要となる。本業務では、当該地区の地下水位低下事業による様々な現場状況(工事の施工状況、地下水位低下量や地盤沈下量等)を把握した上で、上記の家屋調査結果を基に費用負担の算定や地権者との協議を迅速に行う必要があることから、本業務の受託者には補償費算定・交渉業務の経験に加え、当該地区の状況を熟知していることが求められる。令和4年度当該地区では上記の事後家屋調査を2件実施しており、地区の状況を熟知している業者は2者存在するが、補償費算定・交渉業務の経験有且つ年度内の速やかな業務履行を図れるのは当該選定業者に限られる。また、現地踏査等の省略により経費と業務期間の削減を図ることができることから、左記業者を契約の相手方として選定したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部業務課 011-211-2612
R5.4.12	3・2・10環状通(西12丁目線~西10丁目線間)電線共同溝新設検討業務	株式会社北海道近代設計	4,697,000	R5.3.30	R5.3.30 ~ R6.3.21	本業務は、北海道開発局が実施中の国道230号電線共同溝(以下「国道CCB」という。)整備事業に起因して生じる、環状通電線共同溝(以下「環状CCB」という。)の増設に係る詳細検討及び管理図作成を行うものである。本業務では、国道CCBから連続して環状CCBに接続する一体不可分の管路の線形検討及び既設特殊部の改築に係る構造設計を実施したうえで、工事に必要な図面作成、数量算出を行うが、参画企業や管路条数などの基本的な設計条件及び基礎資料は国道CCBの詳細設計と一貫したものを有する必要がある。また、本業務に係る工事も、令和5年度に予定している国道CCBの施工と一体的に行う必要があるため、短期間で増設に係る詳細検討を行う必要がある。以上の条件において、本業務を履行可能なのは、北海道開発局発注の国道CCBの詳細設計を令和4年度に履行し、当該設計条件と現場条件を熟知し、業務に用いる各種設計データを既に保有している左記業者に限定される。以上より、左記業者を選定することとする。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	建) 土木部業務課 011-211-2612
R4.10.19	札幌駅北口駅前広場地下駐車場ほか1箇所で使用電力(単備契約)	北海道電力ネットワーク株式会社	13,366,684	R4.5.31	R4.6.1 ~ R4.9.30	令和4年度「環境配慮評価基準」を満たす小売電気事業者すべてより随意契約を断られたため、札幌市電力調達契約事務取扱要領第4条第1項第5号に基づき調達の相手方が1者に特定されたとし、電気最終保証供給の事業者である北海道電力ネットワーク株式会社と特定随意契約を行う。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R4.10.19	札幌駅北口駅前広場地下駐車場ほか1箇所で使用電力(単備契約)	北海道電力ネットワーク株式会社	38,400,000	R4.9.14	R4.10.1 ~ R5.5.31	令和4年度「環境配慮評価基準」を満たす小売電気事業者すべてより随意契約を断られたため、札幌市電力調達契約事務取扱要領第4条第1項第5号に基づき調達の相手方が1者に特定されたとし、電気最終保証供給の事業者である北海道電力ネットワーク株式会社と特定随意契約を行う。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R4.10.19	札幌駅前通地下歩行空間他1施設で使用電力(単備契約)	北海道電力ネットワーク株式会社	42,400,000	R4.9.28	R4.10.1 ~ R5.3.21	令和4年度「環境配慮評価基準」を満たす小売電気事業者すべてより随意契約を断られたため、札幌市電力調達契約事務取扱要領第4条第1項第5号に基づき調達の相手方が1者に特定されたとし、電気最終保証供給の事業者である北海道電力ネットワーク株式会社と特定随意契約を行う。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R4.11.9	街路灯管理システムデータ更新業務	株式会社サンコー	5,610,000	R4.10.26	R4.10.26 ~ R5.3.31	「街路灯管理システム」は株式会社サンコーが設計及び制作したものである。本業務を履行するにあたっては、システム全体を熟知していることが不可欠であり、必要な専門知識、技術情報を備えており、システムの動作検証、データの親和性を確保し、迅速かつ確実に行うことが要求される。以上のことから、本業務を安全かつ確実に履行できるのは左記業者に限定される。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R4.11.16	路面性状データ更新業務	ニチレキ株式会社	7,700,000	R4.11.1	R4.11.1 ~ R5.3.17	本業務は現在運用している「路面性状地図システム」について、今年度実施している路面性状調査結果や補修工事履歴を含む路線に関する各種データの更新や解析等を行うものである。更新にあたっては、本システムを開発し、細部にわたり精通している左記業者が、唯一履行可能な業者であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R5.3.29	特別地域清掃業務(北地区)	社会福祉法人草の会	4,624,620	R5.3.6	R5.3.17 ~ R5.11.30	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R5.3.22	駅前広場・自由通路清掃業務	特定非営利活動法人障害者自立支援団体妻の会	9,515,000	R5.3.7	R5.4.1 ~ R6.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため、左記業者を契約の相手方として選定する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R5.3.29	立体横断施設清掃業務(2工区)	合同会社アルカディア	2,530,000	R5.3.7	R5.4.1 ~ R6.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R5.3.29	特別地域清掃業務(南地区)	特定非営利活動法人障害者自立支援団体妻の会	13,200,000	R5.3.7	R5.3.17 ~ R5.11.30	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R5.3.29	立体横断施設清掃業務(1工区)	株式会社ルーフ	1,243,000	R5.3.9	R5.4.1 ~ R6.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R5.3.29	立体横断施設清掃業務(4工区)	株式会社K a n d O	1,045,000	R5.3.9	R5.4.1 ~ R6.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R5.3.29	立体横断施設清掃業務(3工区)	株式会社コンパス	2,640,000	R5.3.14	R5.4.1 ~ R6.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R5.3.29	札幌市街路灯電料金等補助金交付申請書の受付等に関する業務	札幌市街路灯組合連合会	6,922,300	R5.3.15	R5.4.1 ~ R6.3.31	補助金の申請は、1ヵ月間に約650団体からの申請が集中するため、短期間に膨大な事務を迅速かつ適正に処理する必要がある。したがって、本業務の実施に当たっては、業務に精通しているとともに、各申請団体および北海道電力(株)等との密接な連携が必要となる。 以上のことを踏まえ、下記に掲げる理由により、その性質が競争入札に適さないため、同連合会に特命することとした。 (1) 同連合会は、補助申請を行う町内会・街路灯組合の連合体であり、各団体の街路灯設置位置情報など本申請の受付に必要な情報を管理しているが、このような団体及び業者はほかに存在しない。 (2) 同連合会は、街路灯の普及育成を行うことにより、住民の保安と福祉の増進を図ることを目的に設立された非営利団体であり、団体の日常的な業務として、町内会等における街路灯の設置維持管理に関する支援を行っており、本業務を熟知している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5.4.26	高濃度PCB廃棄物処理業務	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	5,297,600	R5.3.23	R5.3.23 ~ R6.3.31	「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」第11条に基づき、「ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」第6条第1項に規定する「ボリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」において、高濃度PCB廃棄物を処分できる国内唯一の業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R4.6.15	道路ITV設備保守点検業務	パナソニックコネクト株式会社	2,860,000	R4.6.8	R4.6.8 ~ R5.3.31	本業務は、札幌市が所管する道路ITV設備の機能を確保するため、カメラの撮像、伝送機能確認等の保守点検を行うものである。カメラズーム等の遠隔操作の点検調整を行うためには、独自ソフトウェアによらなければならないが、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。左記業者は当該設備を開発・構築しており、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R4.6.15	札幌駅前通地下歩行空間直流通源装置部品交換業務	株式会社北海道ジーエス・ユアササービス	3,520,000	R4.6.8	R4.6.8 ~ R5.3.24	本業務において部品交換を行う直流通源設備は、(株)ジーエス・ユアサ パワーサプライ(2010年に事業統合により現(株)GSユアサ)が設計し製造した設備である。 本業務を履行するにあたっては、本設備に関する十分な専門知識と交換する部品の品質管理が必要となる。左記業者は(株)GSユアサの連結子会社で札幌地区における唯一の指定サービス店となっており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R4.6.22	防災WANシステムマルチキャストファイアウォール装置更新業務	パナソニックコネクト株式会社	12,100,000	R4.6.10	R4.6.10 ~ R5.3.31	本業務を履行するにあたっては、稼働中のシステムの安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及びシステム異常時にプログラム解析等を迅速かつ確実にを行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該防災WAN接続システムの設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R4.6.29	都心北融雪槽オートストレーナー部品交換業務	ラサ商事株式会社	4,290,000	R4.6.22	R4.6.22 ~ R4.12.22	本業務にて整備を行うオートストレーナーは、清本キニー(株)が設計、製造したものである。 本業務を履行するにあたっては、装置の構造・システム全体を熟知し、メーカーが有する整備基準により分解組立・部品交換・試運転調整を行う必要がある。 左記業者は、清本キニー(株)が製造した本装置のアフターサービス業務の移管を受けた唯一の代理店であることから、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R4.10.19	創成トンネルで使用する業務用電力(単価契約)	北海道電力ネットワーク株式会社	5,200,000	R4.6.22	R4.7.1 ~ R4.9.30	令和4年度「環境配慮評価基準」を満たす小売電気事業者すべてより随意契約を断られたため、札幌市電力調達契約事務取扱要領第4条第1項第5号に基づき調達の相手方が1者に特定されることとして、電気最終保証供給の事業者である北海道電力ネットワーク株式会社と特定随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R4.7.6	降雪情報システムマルチセンサー気象観測装置交換業務	札幌総合情報センター株式会社	2,838,000	R4.7.1	R4.7.1 ~ R4.10.7	本業務を履行するにあたっては、稼働中のシステムの安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及びシステム異常時に解析等を迅速かつ確実にを行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該降雪情報システムの設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R4.8.17	ガス熱源ロードヒーティング設備修繕業務	北海道瓦斯株式会社	15,290,000	R4.8.8	R4.8.8 ~ R4.11.30	本業務にて修繕を行う設備は、道路融雪用システムとして左記業者が設計・開発したものである。 本業務を履行するにあたっては、設備の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であるとともに、円滑に部品の調達・修繕を行い、修繕後の性能の保持及び信頼性の確保を確実に行うことが要求される。 設計・開発者である左記業者は、本業務履行に必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な調達ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R4.8.31	ロードヒーティング遠隔制御装置LTE化改修業務	電制コムテック株式会社	9,625,000	R4.8.19	R4.8.19 ~ R5.3.10	本業務は、ロードヒーティング遠隔制御装置のLTE化対応を行うものであり、作業後のシステムの安定稼働、機能保証が求められることから、本業務の履行にあたっては、システム独自の専門的な知識を有していることが必要である。 左記業者は、当該ロードヒーティング遠隔制御装置の設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R4.9.14	札幌駅前通地下歩行空間空調用自動制御機器整備業務	株式会社オーテック	5,500,000	R4.9.6	R4.9.6 ~ R5.3.13	本業務で交換する部品は、(株)アズビル社製が使われている。ハードウェア及び制御ソフトウェアの基本となる部分は(株)アズビルが製作しているが、新築当初の空調用自動制御設備工事を施工した(株)オーテック環境システム事業部北海道支店が当該施設運用に合わせ独自に制御ソフトウェアの細部の製作・調整を行っている。 空調用自動制御設備の性能を発揮するためには(株)アズビル社製部品を使用する必要があり、また当該施設用に制御ソフトウェアの調整が必要である。 上記の条件を満たし、本業務を確実に履行できるのは、当該部品メーカーの特約店で、当該施設の新築当初の空調用自動制御設備工事を施工し制御ソフトウェアの細部を熟知する(株)オーテック環境システム事業部北海道支店に限られる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R4.10.19	創成トンネルで使用する業務用電力(単価契約)	北海道電力ネットワーク株式会社	26,600,000	R4.9.6	R4.10.1 ~ R5.6.30	一般競争入札を行ったが、入札参加者がおらず不調となったため、札幌市電力調達契約事務取扱要領第4条第1項第5号に基づき調達の相手方が1者に特定されることとして、電気最終保証供給の事業者である北海道電力ネットワーク株式会社と特定随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.11.2	三里川ポンプ場ゲートバルブコントロール整備業務	株式会社前澤エンジニアリングサービス	1,650,000	R4.10.26	R4.10.26 ~ R5.3.31	本業務で整備を行うバルブコントロールは前澤工業株式会社が設計・製造したゲート設備の一部である。整備にあたっては、耐久性や信頼性を含めた性能保持の面で高度な技術力が必要であり、整備後の性能保証も要求される。 左記業者は、前澤工業株式会社製設備の北海道管内におけるメンテナンス会社であり保守を移管された唯一の業者である。 本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R4.11.9	道路情報表示装置主制御機改修業務(単備契約)	コイト電工株式会社	1,540,000	R4.10.26	R4.10.26 ~ R5.3.31	本業務は、道路情報表示装置主制御機の改修・試験調整を行うものであり、作業後のシステムの安定稼働、機能保証が求められることから、本業務の履行にあたっては、システム独自の専門的な知識を有していることが必要である。 左記業者は、当該道路情報表示装置主制御機の設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R4.11.23	新琴似・安春川・新琴似北流雪滞監視制御設備整備業務	株式会社明電エンジニアリング	2,530,000	R4.11.9	R4.11.9 ~ R5.3.31	本業務にて整備を行う雪滞監視制御設備は、(株)明電舎が設計、製造したものである。 本業務を履行するにあたっては、当該設備の構造、機能を熟知していることが不可欠であるとともに、作業後の設備の安定稼働及び機能保障が要求される。 左記業者は、(株)明電舎が100%出資している本設備の保守、修理、整備の専門業者であり、本業務に必要な製品独自の専門知識、技術を有しており、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R4.11.23	札幌駅北口駅前広場地下施設エスカレーターほか整備業務	三菱電機ビルソリューションズ株式会社	9,553,500	R4.11.15	R4.11.15 ~ R5.3.31	本業務にて整備を行う昇降機は、三菱電機株式会社が設計、製造及び設置したものである。 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であるとともに、円滑に部品の調達、整備を行い、整備後の性能の保持及び安全性・信頼性の確保を確実に行うことが要求される。 左記業者は、三菱電機株式会社が100%出資している昇降機の保守点検整備の専門業者であり、本業務履行に必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R5.3.15	登寒駅自由通路昇降機保守点検業務	東芝エレベータ株式会社	858,000	R5.3.1	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務にて保守点検を行う昇降機は、左記業者が設計、製造したものである。 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。また、故障等発生時における保守点検者と開発製造者との責任の所在が不明確になることを避ける必要がある。 開発製造者である左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R5.3.15	富丘通歩道橋ほか2施設昇降機保守点検業務	フジテック株式会社	6,283,200	R5.3.3	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務にて保守点検を行う昇降機は、左記業者が設計、製造したものである。 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。また、故障等発生時における保守点検者と開発製造者との責任の所在が不明確になることを避ける必要がある。 開発製造者である左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R5.3.15	ガス熱源ロードヒーティング設備保守点検業務	北海道瓦斯株式会社	16,280,000	R5.3.3	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務にて保守点検を行う設備は、独自のガス燃焼制御方式を用いた道路融雪用システムとして、左記業者が設計、製造したものである。 本業務を履行するにあたっては、設備の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。 開発製造者である左記業者は、本業務履行に必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R5.3.15	苗穂駅自由通路ほか2施設昇降機保守点検業務	株式会社日立ビルシステム	13,965,600	R5.3.6	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務にて保守点検を行う昇降機は、左記業者が設計、製造及び設置したものである。 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。また、故障等発生時における保守点検者と開発製造者との責任の所在が不明確になることを避ける必要がある。 開発製造者である左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R5.3.15	星置駅自由通路ほか4施設昇降機保守点検業務	三菱電機ビルソリューションズ株式会社	11,364,870	R5.3.8	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務にて保守点検を行う昇降機は、三菱電機株式会社が設計、製造したものである。本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。また故障等発生時における保守点検者と開発製造者との責任の所在が不明確になることを避ける必要がある。 左記業者は、三菱電機株式会社が100%出資している昇降機の保守点検整備の専門業者であり、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R5. 3. 22	道路情報LAN・防災WAN設備保守点検業務	パナソニックコネクト株式会社	2, 508, 000	R5. 3. 10	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本業務を履行するにあたっては、稼働中のシステムの安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及びシステム異常時にプログラム解析等を迅速かつ確実に実行することが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。左記業者は、当該札幌市道路情報ネットワークシステム及び防災WAN接続システムの設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R5. 3. 22	ロードヒーティング監視制御装置保守点検業務	東日本電信電話株式会社	4, 752, 000	R5. 3. 10	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本業務を履行するにあたっては、稼働中のロードヒーティング監視制御の安定的な運用を図るため、各機器・相互通信機能の動作確認及び異常時に解析等を迅速かつ確実に実行することが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該ロードヒーティング監視制御装置の設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは上記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R5. 3. 22	降雪情報システム保守点検業務	札幌総合情報センター株式会社	37, 125, 000	R5. 3. 13	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本業務を履行するにあたっては、稼働中のシステムの安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及びシステム異常時に解析等を迅速かつ確実に実行することが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該札幌市降雪情報システムの設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R5. 3. 22	ロードヒーティング遠隔制御装置保守点検業務	電制コムテック株式会社	5, 236, 000	R5. 3. 14	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本業務を履行するにあたっては、稼働中のロードヒーティング遠隔制御の安定的な運用を図るため、各機器・相互通信機能の動作確認及び異常時に解析等を迅速かつ確実に実行することが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該ロードヒーティング遠隔制御装置の設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは上記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R5. 3. 22	道道小樽登山溪線ほか18線道路情報板等保守点検業務	コイト電工株式会社	7, 458, 000	R5. 3. 15	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本業務を履行するにあたっては、稼働中の道路情報板及び冠水警報表示板の安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及び異常時に解析等を迅速かつ確実に実行することが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該道路情報板及び冠水警報表示板の監視・制御に関して、独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは上記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R4. 4. 13	不動産の表示に関する登記等委託業務（単価契約）	公益社団法人札幌公共福祉登記士地家屋調査士協会	86, 000, 000	R4. 4. 7	R4. 4. 7 ~ R5. 3. 31	当該業務は、土地家屋調査士に専任される不動産登記及び登記に必要な測量業務を主とした緊急的及び短期的な業務の履行をしなければならぬため、その業務の地域特性や業務を履行するうえでの手続きを十分熟知し、業務を継続させ、滞滞無く迅速な対応が必要である。 公益社団法人札幌公共福祉登記士地家屋調査士協会は土地家屋調査士法に定める団体であり、当該業務の経験・知識・能力を有し、その専門性を活用して緊急的に業務を遂行することができる唯一の団体であることから特命とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部管理測量課 011-211-2562
R4. 11. 23	データベース地図整備資料入力業務	株式会社ティ・ユー・シー	4, 510, 000	R4. 11. 14	R4. 11. 14 ~ R5. 3. 23	測量情報データベースシステムは、当該業者が本市の開発意図・目的を熟知した上で構築したものである。実施にあたっては、システム機能の確保を確実に実行することが要求されるため、当システムの開発および保守管理を行い、専門的な知識、技術等を有している当該業者が唯一履行可能な業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部管理測量課 011-211-2562
R5. 8. 23	測量情報データベースシステム保守管理業務	株式会社ティ・ユー・シー	3, 652, 000	R5. 3. 16	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本業務は測量情報データベースシステムの安定運用を確保するため、当システムに係る保守点検や突発的な障害の発生に対する速やかな復旧などシステムの継続運用に必要な作業について調達するものである。測量情報データベースシステムは、当該業者が本市の開発意図・目的を理解した上で設計構築したものである。障害発生時における迅速な対応は、当システムを開発し、運用し、保守するに必要とされている当該業者が唯一履行可能な業者である。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、当該業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部管理測量課 011-211-2562
R5. 8. 23	測量情報データベースシステムハードウェア保守管理業務	株式会社大塚商会	1, 059, 159	R5. 3. 24	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	測量情報データベースシステムは、本市が測量資料閲覧を目的に独自に設計構築したもので、システムの稼働確認を行った機器で特別に構成構築したものである。当該業者は、当システムの機器類についてリース契約を締結しており、機器類メーカーと保守に関する代理店契約を締結している。本業務を履行するにあたっては、構造・システム全体について熟知し、メーカーのサポートを受けつつ、分解・部品交換・組立後の試運転調整を行う必要がある。さらに、障害発生時は測量成果交付に関する一切の業務が停止するため、迅速な対応が必要であることから、本業務を適切かつ確実に履行できるのは当該業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、当該業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部管理測量課 011-211-2562
R4. 5. 18	雪堆積場一般廃棄物処理業務（単価契約）	一般財団法人 札幌市環境事業公社	1, 563, 870	R4. 5. 6	R4. 5. 6 ~ R4. 10. 31	雪堆積場内から発生した廃棄物（一般ごみ及び粗大ごみ）は、事業系一般廃棄物とされ、その収集運搬に必要な許認可を有する業者が、一般財団法人札幌市環境事業公社の他にないことから、特定随意契約とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策計画課 011-211-2682
R4. 5. 18	雪堆積場産業廃棄物処理業務（単価契約）	株式会社公清企業	1, 144, 176	R4. 5. 6	R4. 5. 6 ~ R4. 10. 31	雪堆積場から発生する産業廃棄物は品目の特定が難しく、雪堆積場用地の古用期間も限られていることから、全ての雪堆積場で産業廃棄物の回収が終わり、数量・品目の確定まで業務発注を待つことは不可能である。また、雪堆積場は札幌市のみならず、隣接する石狩市、北広島市にも点在している。そのため、産業廃棄物収集運搬業の許可品目が最も多く、札幌市及び北海道の産業廃棄物収集運搬業の許可、札幌市の産業廃棄物処分業の許可を持ち、各地の雪堆積場から産業廃棄物の収集運搬・処理を一元化出来るのは左記業者の他にないことから、特定随意契約とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策計画課 011-211-2682

令和4年度特定随意契約一覧

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4. 6. 1	令和4年度札幌市除雪作業日報作成支援システム改良業務	札幌総合情報センター株式会社	33,000,000	R4. 5. 20	R4. 5. 20 ~ R5. 3. 31	当該システムは、プロポーザル方式による入札を経て、札幌総合情報センター株式会社が令和元年度に構築したものであり、同社のみが運用及び改良可能なことから、契約の相手方が左記業者に特定され、契約の性質又は目的が競争入札などに適さないため、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R4. 6. 1	令和4年度札幌市雪堆積場等測定システム構築・運用業務	札幌総合情報センター株式会社	16,720,000	R4. 5. 20	R4. 5. 20 ~ R5. 3. 31	当該システムは、プロポーザル方式による入札を経て、札幌総合情報センター株式会社が令和3年度に構築したものであり、同社のみが運用及び運用可能なことから、契約の相手方が左記業者に特定され、契約の性質又は目的が競争入札などに適さないため、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R4. 7. 6	令和4年度札幌雪学習プロジェクト運営業務	一般社団法人 北海道開発技術センター	9,438,000	R4. 6. 21	R4. 6. 21 ~ R5. 3. 24	本事業は、小学生が「雪」を楽しんだり、「雪」を克服したりする活動を通して、冬の暮らしに関心を持ち除雪などに対する意識が浸透することを目的としている。これらの確実な履行に当たって、高度な専門的知識や創意工夫に富んだ提案能力が必要であり、また、プロジェクトの運営等に関する企画内容が非常に重要であるため、その能力を有する適任者を選定する必要があることからプロポーザル方式とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R4. 7. 27	道路除雪執行管理・積算システム改修及び保守業務	株式会社オーベック	21,780,000	R4. 6. 29	R4. 6. 29 ~ R5. 3. 31	選定事業者は、道路除雪執行管理・積算システムの開発を行った業者であり、本市独自の積算体系に合わせたシステムの構築に、継続的に携わっている業者である。 当該システムについては、新年度に見直しを行った積算体系に合わせたシステム改修を道路維持除雪業務の発注時期(7月頃)までに行う必要があることから、既存のシステムに対して習熟した知識が求められるため継続的な保守対応が必要となる。 また、執行管理システム及び積算システムにおいて、データの連動を図るなど利便性を高めるための改修作業を毎年行っており、システムの改修にあたっては既存のプログラムに対する改良となることから、システム構築に携わった者でなければ対応が困難であります。 以上のことから、システムの改修及び保守の対応が可能なが、唯一上記の業者であることから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R4. 8. 17	雪対策施設室内型車両台数計測装置開発業務	札幌総合情報センター株式会社	29,150,000	R4. 8. 2	R4. 8. 2 ~ R5. 3. 29	札幌市では、雪対策施設に運び込まれる公共排雪車両の搬入台数を計測する車両台数計測装置の開発を行うため、次年度以降の開発を含めた公募型企画競争を令和2年度に行い、札幌総合情報センター(株)が開発業務を受託したところである。 本業務は、令和3年度に札幌総合情報センターが開発業務を受託し、室内型車両台数計測装置の仕様検討、検証実験などの開発成果を踏まえ、本装置の令和5年度の運用開始に向けて、室内型車両台数計測装置の開発、機器制御などを行うためのプログラム開発、現地での試験運用等を行うものである。 本装置は、札幌総合情報センター(株)のみが継続開発することが可能なことから、札幌総合情報センター(株)を特命随契約することとする。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R4. 8. 31	令和4年度札幌ゆきだるまプロジェクト運営業務	株式会社北海道博報堂	13,981,000	R4. 8. 18	R4. 8. 18 ~ R5. 3. 28	本業務は、札幌市の雪対策に対する理解や協力の浸透などを目的として、市民に対し分かりやすい広報を行うものである。これらの確実な履行に当たっては、高度な専門的知識や創意工夫に富んだ提案能力が必要であり、その能力を有する適任者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである。 このため、本業務の委託業者の選定に当たっては、公募型企画競争(プロポーザル方式)により契約候補者の選定を行うこととする。なお、公募型企画競争の結果選定された契約候補者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R4. 9. 14	凍結防止剤等性能調査業務	一般財団法人北海道環境科学技術センター	2,596,000	R4. 9. 5	R4. 9. 5 ~ R4. 12. 26	本業務は、融氷性能や腐食度などの性能規定の仕様により購入している本市の凍結防止剤について、納入された材料が本市仕様と合致した製品であるとともに、安全性を確認するために実施する業務である。 この性能規定の仕様と合致した製品であるかの確認については、納入品を任意サンプリングで確認する必要があり、短期間で結果を出す必要があることから、応札時に提出させている試験結果を基に、凍結防止剤に含まれる主成分のほか微量な物質を特定し、その量を測定することで、応札の材料と同一材料であることを判定しており、蛍光X線分析が最も有効な手法となっている。 しかし、蛍光X線による凍結防止剤の定性・定量分析を行っているのは当該機関のみであることから、当該業務については、(一財)北海道環境科学技術センターに特定随意契約することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R4. 11. 16	令和4年度「冬のくらしガイド」綴じ込み業務(その1)	総合商研株式会社	5,201,273	R4. 10. 28	R4. 10. 28 ~ R4. 11. 30	当該業務は、別途業務で作成した冊子(冬のくらしガイド)を広報さっぽろ12月号へ綴じ込む業務であり、広報さっぽろの印刷・製本と一体化した作業となることから、広報さっぽろ(中央区・北区・東区・厚別区・清田区・南区・西区版)の印刷業務受注者である総合商研株式会社と特定随意契約することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R4. 11. 16	令和4年度「冬のくらしガイド」綴じ込み業務(その2)	山藤三陽印刷株式会社	3,215,025	R4. 10. 28	R4. 10. 28 ~ R4. 11. 30	当該業務は、別途業務で作成した冊子(冬のくらしガイド)を広報さっぽろ12月号へ綴じ込む業務であり、広報さっぽろの印刷・製本と一体化した作業となることから、広報さっぽろ(白石区・豊平区・手稲区版)の印刷業務受注者である山藤三陽印刷株式会社と特定随意契約することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R4. 12. 21	札幌市冬みちプラン2018実行プログラム(後期)策定補助業務	一般社団法人 北海道開発技術センター	13,211,000	R4. 11. 18	R4. 11. 18 ~ R5. 3. 30	本業務は、札幌市冬みちプラン実行プログラム(後期)の策定に向け、現実プロの評価及び課題等の整理、先進技術における他自治体や民間等の動向・事例の調査、各事例の比較検討、想定効果や費用等の多面的な検証により、中長期的な視点で札幌市の雪対策事業への適用可能性について検討するものである。これらの確実な履行にあたっては、高度な専門的知識やノウハウに加え、創意工夫に富んだ提案能力が必要である。 このことから、本業務はその性質上、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的知識又は経験を必要とするもの」、及び同第2号「先進的な事業など最適なサービスの提供方法又は発注仕様を定めることが困難なもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争(プロポーザル方式)を採用する。 なお、公募型企画競争の結果選定された契約候補者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682

※(単備契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

令和4年度特定随意契約一覧

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.12.21	雪堆積場及び融雪施設車両管理システム運用業務	札幌総合情報センター株式会社	79,387,000	R4.11.18	R4.11.18 ~ R5.5.31	当該業務は、雪堆積場及び融雪施設に搬入される雪の量の計測を行う2つのシステムに関する設置撤去及び運用業務である。 1つ目のシステムは、市運搬排雪の車両が持つRFタグを読み取ることで、公共排雪の搬入量を計測するものであり、札幌総合情報センター(株)が独自に開発し、同社のみが運用可能である。 2つ目のシステムは、搬入する車両の車種をレーザーにて判別し、搬入量を計測するものであり、富士通(株)が独自に開発したもので、現在運用可能なのは、技術移管に関する契約を締結した札幌総合情報センター(株)のみである。 以上のことから、札幌総合情報センター(株)に特命随契することとした。(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当) (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R4.12.21	令和4年度雪堆積場計数業務(単価契約)	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	9,657,725	R4.11.21	R4.11.21 ~ R5.3.27	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の就業の機会創出や社会参加の拡大などを図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R5.4.5	令和5年度 冬季道路等交通情報システム運用業務業務	札幌総合情報センター株式会社	73,590,000	R5.3.17	R5.4.1 ~ R6.3.31	当該システムは、札幌総合情報センター株式会社が開発したものであり、同社のみが運用可能なことから、札幌総合情報センター株式会社を特定随契することとした。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R4.7.27	凍結防止剤散布車MS-32号 クラッチフライホイール取替ほか修繕	NX機工株式会社	1,925,000	R4.7.15	R4.7.15 ~ R4.10.6	本修繕は「凍結防止剤散布車MS-25号ほか8台車検整備」業務において、MS-32号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所を修繕を行うものであり、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している札幌総合情報センター株式会社に特定随契契約することにした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311
R4.7.27	凍結防止剤散布車MS-27号 散布円盤装置O/Hほか修繕	日北自動車工業株式会社	1,221,000	R4.7.15	R4.7.15 ~ R4.10.6	本修繕は「凍結防止剤散布車MS-27号ほか7台車検及び12か月点検整備」業務において、凍結防止剤散布車MS-27号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。ついでに現在履行されている業務の中で発見された修繕を行うことから、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している日北自動車工業株式会社に特定随契契約することにした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311
R4.7.27	ロータリ除雪車BR-15号 ドライブシャフト取替ほか修繕	札幌機工整備株式会社	1,430,000	R4.7.15	R4.7.15 ~ R4.10.6	本修繕は「ロータリ除雪車BR-13号ほか13台車検及び12ヶ月点検整備」業務において、ロータリ除雪車BR-15号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。ついでに現在履行されている業務の中で発見された修繕を行うことから、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している札幌機工整備株式会社に特定随契契約することにした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311
R4.9.14	除雪グレーダG-73号 作動油ポンプO/Hほか修繕	日本キャタピラー合同会社	1,243,000	R4.8.31	R4.8.31 ~ R4.10.6	本修繕は「除雪グレーダG-52号ほか6台車検及び12か月点検整備」業務において、除雪グレーダG-73号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 ついでに、現在履行されている業務の中で発見された修繕を行うことから、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している日本キャタピラー合同会社に特定随契契約することにした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311
R4.9.14	除雪グレーダG-91号 サークルバースキヤO/Hほか修繕	日本キャタピラー合同会社	1,320,000	R4.8.31	R4.8.31 ~ R4.10.6	本修繕は「除雪グレーダG-57号ほか17台車検及び12か月点検整備」業務において、除雪グレーダG-91号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 ついでに、現在履行されている業務の中で発見された修繕を行うことから、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している日本キャタピラー合同会社に特定随契契約することにした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311
R4.9.14	除雪グレーダG-88号 タンデムドライブO/Hほか修繕	道央車輛株式会社	1,705,000	R4.9.1	R4.9.1 ~ R4.9.15	本修繕は「除雪グレーダG-50号ほか9台車検及び12か月点検整備」業務において、除雪グレーダG-88号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 ついでに、現在履行されている業務の中で発見された修繕を行うことから、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している道央車輛株式会社に特定随契契約することにした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311
R4.9.14	ロータリ除雪車BR-18号 ジョイスティック取替ほか修繕	NX機工株式会社	1,252,900	R4.9.1	R4.9.1 ~ R4.10.6	本修繕は「ロータリ除雪車BR-12号ほか26台車検及び12か月点検整備」業務において、ロータリ除雪車BR-18号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 ついでに、現在履行されている業務の中で発見された修繕を行うことから、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行しているNX機工株式会社札幌支店に特定随契契約することにした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311
R4.9.14	ロータリ除雪車BR-19号 ウォームホイール取替ほか修繕	NX機工株式会社	1,540,000	R4.9.1	R4.9.1 ~ R4.10.6	本修繕は「ロータリ除雪車BR-12号ほか26台車検及び12か月点検整備」業務において、ロータリ除雪車BR-19号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 ついでに、現在履行されている業務の中で発見された修繕を行うことから、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行しているNX機工株式会社札幌支店に特定随契契約することにした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311
R4.9.14	ロータリ除雪車R-246号 プロウケース板金修理ほか修繕	札幌東自工株式会社	1,661,000	R4.9.1	R4.9.1 ~ R4.10.6	本修繕は「ロータリ除雪車R-66号ほか25台車検及び12か月点検整備」業務において、ロータリ除雪車R-246号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 ついでに、現在履行されている業務の中で発見された修繕を行うことから、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している札幌東自工株式会社に特定随契契約することにした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311
R4.9.14	除雪グレーダG-56号 噴射ポンプO/Hほか修繕	道央車輛株式会社	1,375,000	R4.9.5	R4.9.5 ~ R4.9.15	本修繕は「除雪グレーダG-50号ほか9台車検及び12か月点検整備」業務において、除雪グレーダG-56号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 ついでに、現在履行されている業務の中で発見された修繕を行うことから、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している道央車輛株式会社に特定随契契約することにした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311

※(単価契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.9.14	除雪グレーダG-59号 タンデムドライブ0/H ほか修繕	日本キャタピラー合同会社	1,540,000	R4.9.5	R4.9.5 ~ R4.10.6	本修繕は「除雪グレーダG-57号ほか17台車検及び12か月点検整備」業務において、除雪グレーダG-59号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 ついては、現在履行されている業務の中で発見された修繕を行うことから、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している日本キャタピラー合同会社に特定随意契約することにした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	建) 雪対策車両管理事務所 011-681-4311
R4.10.5	凍結防止剤散布車MS-22号 フロントブレーキ キョータ取替ほか修繕	株式会社林自動車札幌	1,617,000	R4.9.27	R4.9.27 ~ R4.10.6	本修繕は「凍結防止剤散布車MS-22号ほか9台車検整備」業務において、凍結防止剤散布車MS-22号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 ついては、現在履行されている業務の中で発見された修繕を行うことから、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している株式会社林自動車札幌に特定随意契約することにした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	建) 雪対策車両管理事務所 011-681-4311
R4.10.12	凍結防止剤散布車MS-36号 フロントリーフ スプリング取替ほか修繕	株式会社林自動車札幌	1,925,000	R4.9.30	R4.9.30 ~ R4.10.6	本修繕は「凍結防止剤散布車MS-22号ほか9台車検整備」業務において、凍結防止剤散布車MS-36号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 ついては、現在履行されている業務の中で発見された修繕を行うことから、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している株式会社林自動車札幌に特定随意契約することにした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	建) 雪対策車両管理事務所 011-681-4311
R4.6.8	札幌市都心のみどりづくり方針作成支援業務	株式会社K I T A B A	6,600,000	R4.5.27	R4.5.27 ~ R5.3.24	札幌市都心のみどりづくり方針作成に係る業務の履行にあたっては、みどりの保全、創出、活用についての広範囲かつ高度な知識と経験及び技術力が必要である。 また、本方針は令和2年3月に改訂した第4次札幌市みどりの基本計画の内容の一部引き継いでいるため、平成29年から令和元年度に実施したみどりの基本計画改定業務を履行した当該業者と令和2~3年度においても契約を締結し、同者は業務を良好に履行した。 本業務は、過去締結の業務と密接に関連する継続性の高い業務であり、検討委員会の検討経過を含めその内容を熟知していることが必要不可欠である。これを熟知する当該業者のみが、方針検討等の業務を円滑かつ確実に実施することができる。 このことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が一般競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) みどりの推進課 011-211-2533
R4.11.2	大通公園泉の像ほかブロンズ像補修点検業務	株式会社岡宮美術	1,089,000	R4.10.13	R4.10.13 ~ R4.12.23	本業務は、大通公園に設置されている野外彫刻(ブロンズ像)のうち、西3丁目「泉(作家:本郷新)」、「牧童(作家:峯孝)」補修、及び西10丁目「黒田清隆之像(作家:雨宮治郎)」、「ホーレス・ケブロン之像(作家:野々村一男)」点検を行うものである。 このうち「泉」は、本市に数多く設置されている野外彫刻の中でも最も有名な彫刻のひとつであり、補修にあたっては、本郷新が生前に選択したブロンズの金属配合比率や着色の程度など、作品の完成度に係る事項を迅速かつ的確に判断する必要がある。 株式会社岡宮美術は、古くから本郷新作品の鋳造を多数担っており、本郷新作品の鋳造に精通しているほか、本郷新記念札幌彫刻美術館に展示されている7点の彫刻作品の鋳造を請け負うなど、本市においても多数の実績がある。また、本郷家から、当該業者には作者の存命時から一貫して作品の鋳造、補修を依頼しており、当該業者であれば作品の特徴を損なうことなく補修業務を遂行する能力と経験を有することから、補修方法を任する旨の助言があった。以上のことから、「泉」補修を履行できるのは、本郷新の作品を多数担うことで得た経験、知識及びノウハウを有する当該業者のみである。 また、「牧童」補修及び「黒田清隆之像」、「ホーレス・ケブロン之像」点検については、彫刻の設置年代を踏まえ彫刻の内部構造を適切に把握したうえで、最も妥当と思われる手法で補修・点検を行うため、彫刻作品に係る高度な専門知識及びブロンズ製の美術作品の取扱いに習熟している必要がある。これら3作品は全て同一公園内に設置されていることから、「泉」補修と一体業務として当該業者に発注することにより、競争入札に付すまでもなく明らかに有利な価格で契約を締結できる見込みがあり、かつ、履行品質上も問題が無いと判断される。 よって、当該業務委託は、契約の目的が競争入札に適しないものと認め、当該業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) みどりの推進課 011-211-2533
R5.3.8	モエレ沼公園ガラスのピラミッド自動ドア駆 動装置修繕業務	フルテック株式会社	1,859,000	R5.2.24	R5.2.24 ~ R5.3.24	本業務は、寺岡オートドア株式会社製の自動ドアについて、特定部品の交換による修繕を行うものであり、業務履行にあたっては、当該自動ドアの設計仕様や詳細構造の知識に加え、整備技術が必要である。フルテック株式会社札幌支店は、寺岡オートドア株式会社の北海道地区で唯一の代理店であることに加え、本公園ガラスのピラミッドにおいても同社が日常的な保守点検を行っていることから、前述した業務履行に必要な知識や技術を有しているものと判断される。 以上のことから、本業務を実施できる事業者は当該事業者以外に存在しないと判断され、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業者を相手方として特定随意契約を行うこととする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) みどりの推進課 011-211-2533
R5.4.19	インターネット公園検索情報提供業務	株式会社G I S 北海道	1,584,000	R5.3.29	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、当該業者が著作権等を有する電子地図配信システム及び同者が開発した関連プログラムや同者が管理するサーバを使用したインターネット情報提供サービスであり、本業務を遂行するためには、当該システムやプログラムの仕様等を熟知していることが必要である。 また、本業務により提供されるサービスは、平成15年度の開発以降、多くの市民に利用されており、今後も継続したサービスの提供のためには、同一の環境による保守・運用が必要である。 このことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) みどりの推進課 011-211-2533
R5.4.19	公園緑地GIS運用サポート業務	E S R I ジャパン株式会社	1,907,400	R5.3.29	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、みどりの推進部内に導入している公園緑地 GIS システムについて、保守運用及び委託者からの問合せに対応する業務である。 履行にあたっては、利用ソフトウェア「ArcGIS Enterprise」・「ArcGIS Desktop」に関する高度な知識と経験及び技術力を有しているほか、本市独自のシステムの機器構成、各種設定、運用保守の内容を熟知している必要がある。 当該業者は、ソフトウェアの開発元であり、ソフトウェアの詳細を把握し、他自治体での実績を有しているほか、本市における「ArcGIS Enterprise」へのソフトウェア移行時の構築及びその後の保守を行っている。 このことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が一般競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) みどりの推進課 011-211-2533

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5.3.31	下水道河川局庁舎エレベーター保守管理業務	株式会社日立ビルシステム	1,821,600	R5.2.17	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、(株)日立製作所が製作したエレベーターの保守・点検を行うものである。 本業務の履行にあたっては、製造者独自のプログラム知識、構造に関する知識、専門的かつ高度な技術が不可欠であるとともに、製造者以外の者が本業務を履行した場合、当該機器に不具合や事故が発生したとき、その原因が機器本体の欠陥によるものか、保守・点検の不備によるものであるのか、その責任の所在が不明確となる恐れがある。 以上のことから、製造者である(株)日立製作所から、エレベーターの保守及び修理事業を継承している(株)日立ビルシステムを契約の相手方に特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 経営管理部経営企画課 011-818-3452
R5.3.29	札幌市下水道科学館運営管理業務	一般財団法人札幌市下水道資源公社	39,600,000	R5.3.17	R5.4.1 ~ R6.3.31	一般財団法人札幌市下水道資源公社は、下水道事業の円滑な推進に貢献し、もって市民生活の向上と発展に寄与することを目的として、昭和58年に本市の出資により創設された団体であり、以後、公的な立場で、下水道事業に関する普及啓発及び施設の維持管理等を行っている。 札幌市下水道科学館は、下水道の役割や重要性を市民に発信し、本市の下水道事業への理解を深めることを目的とした広報施設であることから、運営にあたっては、本市の下水道事業について専門的な知識を有するとともに、利益確保に偏ることなく、本市と一体となって、効果的に普及啓発を行うことが求められる。 なお、一般財団法人札幌市下水道資源公社は、財団法人から一般社団法人への移行に伴い、内部留保資金を活用した公益目的支出計画を策定している。この計画に基づき、平成24年度から毎年、この財源を活用し、来館する児童用バスの貸出事業や自主的なイベントなどを実施してきており、その総額は、令和4年度までに延べ約7,300万円になるなど、下水道及び科学館の普及啓発に係る貢献度が極めて高い団体である。 一般財団法人札幌市下水道資源公社は、前述のとおり、下水道事業の円滑な推進に貢献することを目的として、本市の下水道事業に携わってきた豊富な実績があり、本市と一体となって下水道事業を担うことができる唯一の団体であると認められることから、本業務の契約の相手方として特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 経営管理部経営企画課 011-818-3452
R5.7.12	下水道基幹業務システムサーバ機器保守業務	日本電気株式会社	5,247,000	R5.2.28	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、日本電気株式会社独自の技術より開発・製造したシステムサーバ機器の保守(点検・調整・部品交換)を行うものである。 本業務の履行にあたっては、開発者独自の技術及び構造知識並びに迅速な部品供給が不可欠であり、当該機器の稼働に関してメーカーの性能保証が必要であることから、他の者では履行が困難であるため、製造者に特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 財務課 011-818-3412
R5.7.12	財務会計システム等保守業務	日本電気株式会社	9,878,000	R5.3.28	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、日本電気株式会社独自の技術より開発・構築した財務会計システムほか5システムの保守(システム障害対応)を行うものである。 本業務の履行にあたっては、開発者独自のプログラム知識及び専門的かつ高度な技術が必要であることから、他の者では履行が困難であるため、開発者に特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 財務課 011-818-3412
R5.7.12	資金管理システム等保守業務	株式会社ティー・ユー・シー	1,353,000	R5.3.29	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、株式会社ティー・ユー・シー独自の技術より開発・構築した資金管理システム及び備品管理システムの保守(システム障害対応)を行うものである。 本業務の履行にあたっては、開発者独自のプログラム知識及び専門的かつ高度な技術が必要であることから、他の者では履行が困難であるため、開発者に特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 財務課 011-818-3412
R5.2.22	下水道施設降雨情報システム装置保守点検業務	札幌総合情報センター株式会社	5,687,000	R5.2.15	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、建設局雪対策室所管の冬季道路等交通情報システムにより編集等を行った各気象データを受信するために整備した、下水道施設降雨情報システム装置等の保守及び点検業務を委託するものである。 下水道施設降雨情報システム及び冬季道路等交通情報システムは、札幌総合情報センター株式会社が開発したものであり、同社のみが運用可能な唯一の業者であることから特定としたい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部施設管理課 011-818-3421
R5.4.5	下水道水位情報システム装置保守管理業務	株式会社明電舎	5,148,000	R5.3.24	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、下水道水位情報システム装置の保守管理業務を行うものである。 下水道水位情報システムは、本市都心部の下水道の水位を計測し、その情報をインターネットにおいてリアルタイムで提供するものであり、水位データを集集・監視する当該事業者独自のシステムと、公開するためのシステムをデータ連携する構成となっている。 当該システムの保守管理を実施するにあたり、システムの開発者であって他社では知り得ない専門的な知識や技術を有しており、同社のみが運用可能な唯一の事業者であることから特定としたい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部施設管理課 011-818-3421
R4.4.6	排水機場等河川管理施設総括監理業務	一般財団法人札幌市下水道資源公社	3,894,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	札幌市が維持管理する排水機場等の点検整備業務及び修繕業務について、札幌市に代わって管理監督する業務である。指名に当たっては、機械・電気設備に関する専門的な知識を有し、ポンプ施設等の維持管理又は履行管理の実績があり、点検業務等の履行業務を的確に指導できること。また、点検結果について、設備の健全度を総合的に評価する能力を有することが必要である。 一般財団法人札幌市下水道資源公社は、札幌市を公的な立場で補完、代行する目的で昭和58年度に設立された一般財団法人である。既に下水道事業において、処理施設の総括監理業務の実績があり、排水機場のポンプ施設と類似の監理業務に関するマネジメント能力を有しており、知識、能力、公平性を持ち備えており、公的な立場で効率的に当該業務を履行できるのは左記業者のみであること。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415
R4.11.9	河川管理システム改修業務	株式会社オーベック	4,455,000	R4.11.1	R4.11.1 ~ R5.2.28	本業務は、(株)オーベックが独自ソフトウェアの開発により構築した河川管理システムのプログラム改修を行うものである。本業務の履行にあたっては、開発者独自の高度な技術や改修後の性能保証が必要であることから、他の者の履行は困難であるため、開発者に特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415
R4.12.14	河川管理システムデータ登録業務	株式会社オーベック	2,750,000	R4.12.7	R4.12.7 ~ R5.3.24	本業務は、(株)オーベックが独自ソフトウェアの開発により構築した河川管理システムへのデータ登録を行うものである。 本業務の履行にあたっては、開発者独自の高度な技術やデータ登録後の動作保証が必要であることから、他の者の履行は困難であるため、開発者に特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415
R5.2.22	排水機場管理システムサーバ運用管理業務	株式会社サンコー	1,562,000	R5.2.17	R5.4.1 ~ R6.3.31	降雨時の排水機場の待機・運転等の状態管理のために構築したシステムの保守並びに運用支援を行うものである。 本システムは、平成23年度に左記業者が構築、令和2年に改修したものであり、システムの異常など有事の際における復旧作業等、迅速かつ安定的な運用を図るためには、開発業者以外、有し得ない専門的な知識・技術等が必要であることから、システム開発業者である左記業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5.3.1	河川管理システム保守管理業務	株式会社オーベック	1,320,000	R5.2.21	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、(株)オーベックが独自ソフトウェアの開発により構築した河川管理システムの保守点検を行うものである。 本業務の履行にあたっては、開発者独自のプログラム知識と高度な技術が必要であることから、他の者の履行は困難であるため、開発者に特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415
R5.3.1	サクシュ琴似川監視制御システム保守点検業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	1,408,000	R5.2.22	R5.4.1 ~ R6.3.31	現在、稼働中であるサクシュ琴似川監視制御システムは、左記業者が受注し独自ソフトウェアの開発を行い構築したものである。 本システムの安定的な運用、各プログラムの動作確認及びシステム異常時のプログラム解析等を迅速かつ的確に行うためには、開発業者以外、有し得ない専門的な知識・技術等が必要であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、開発業者である左記業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415
R5.3.22	河川情報システム保守点検業務	日本無線株式会社	3,740,000	R5.3.14	R5.4.1 ~ R6.3.31	本システムは、令和2年度に左記業者が受注し、ソフトウェアを独自に開発し構築したものである。 本システムの安定的な運用、各プログラムの動作確認及びシステム異常時のプログラム解析等を迅速かつ的確に行うためには、開発業者以外、有し得ない専門的な知識・技術等が必要であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、開発業者である左記業者を特定することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415
R4.9.28	土木工事積算システム(下水道用)データ改訂業務	東芝デジタルソリューションズ株式会社	1,672,000	R4.9.5	R4.9.5 ~ R4.12.22	本業務は、土木工事積算システムに登録されている下水道の独自歩掛データ及び当システムのプログラムについて、令和3年度の改訂を行う業務である。 業務の履行にあたっては、本積算システムの開発及び運用管理を行っている左記業者以外には適正な履行が見込めないと認められることから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号及び札幌市下水道事業に係る物品・役務等事務取扱要領第90条1項の規定に基づき、左記業者の特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部管路保全課 011-818-3451
R5.6.28	下水道台帳管理システム保守管理業務	国際航業株式会社	22,011,000	R5.3.15	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、下水道台帳管理システムの適切な運用をはかるため、必要な保守管理を行うものである。また、業務の履行にあたっては、同システムのマッピングソフト(せせらいん)の開発者独自の高い知識が必要であることから、同マッピングソフト(せせらいん)の開発者である左記業者を特定し、随意契約を行うこととする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部管路保全課 011-818-3451
R4.8.10	特定・一般排水設備設置等確認申請書受付台帳システム改修業務	株式会社シン技術コンサル	2,695,000	R4.8.2	R4.8.2 ~ R5.3.24	本業務は、本システムを維持するためにバージョンアップするとともに、機能追加、改修を行うものである。 業務の履行にあたっては、本システムの専門知識や技術を保有し、かつ、仕様や機能を熟知していることが必須であることから、本システムの開発者である左記業者以外に適切な履行が見込めないため、左記業者に特定することとした。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部排水指導課 011-818-3422
R5.3.29	低濃度PCB含有廃棄物処理業務(単価契約)	J X金属苫小牧ケミカル株式会社	1,066,102	R4.8.18	R4.8.18 ~ R5.1.31	本業務は、低濃度ホリ塩化ビフェニル廃棄物(PCB汚染物)を処理する業務であり、PCB汚染物は、廃棄物処理法が定める処理基準に従い認定を受けた施設で処理する必要がある。 左記業者は、道内で低濃度PCB廃棄物の処理を行うことができる唯一の事業者であることから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号により、左記業者と随意契約するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 東部下水管理センター 011-865-7121
R4.11.16	流入水質分析装置修理	美和電気工業株式会社	1,393,700	R4.10.28	R4.10.28 ~ R5.2.24	当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換指の性能保証を勧業すると製造元以外の施工は困難である。そのため、製造元であるアジレント・テクノロジー(株)からメンテナンス関係の業務を移管されている美和電気工業(株)北海道支社に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部処理施設課 011-717-5829
R4.12.21	高濃度PCB廃棄物処理業務	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	8,470,000	R4.11.9	R4.11.9 ~ R5.3.24	本業務は、高濃度PCB廃棄物の処理を行う業務であるが、処理については、確実かつ適正な処理を行わなければならない。 当該業者は、国の全額出資により設立された会社であり、高濃度PCB廃棄物の処理を行うことが許可された唯一の者であることから特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431
R4.12.14	手稲沈砂洗浄センター洗砂処理業務(単価契約)	岡本興業株式会社	17,507,600	R4.11.22	R5.4.1 ~ R6.3.31	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物処分業の中間処理(汚泥-造粒固化)の本市又は北海道の許可を受けていること。また、処理方式において、「無機性汚泥に限る」ことを条件としていないこと。 手稲沈砂洗浄センターから搬出する洗砂を、処理予定量(1,170t/年)を年間を通して継続的に受入れ可能で、資材化の処理ができること。 以上の条件を満たす唯一の業者であることから特定随意契約とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431
R5.4.5	西部スラッジセンター焼却灰処理業務(単価契約)	岡本興業株式会社	78,650,000	R4.11.22	R5.4.1 ~ R6.3.31	●札幌市競争入札参加資格者名簿の大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」の登録業者であること。 ●「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物処分業の中間処理(燃え殻-破砕)の本市又は北海道の許可を受けていること。 ●西部スラッジセンターから発生する焼却灰のうち、処理予定量を年間を通して継続的に受入れ可能で、資材化の処理ができること。 左記業者は、以上の条件を満たす唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号)	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431
R5.2.1	水質試験室排ガス洗浄装置保守業務	株式会社ダルトン	1,925,000	R5.1.13	R5.1.13 ~ R5.3.17	本業務は、排ガス洗浄装置の機能、耐久性、信頼性を維持するため、装置全体の分解点検、総合的な運転調整、消耗部品の交換等を行うものである。 本業務を確実かつ円滑に実施するためには、本装置固有の設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。 左記業者は、当該装置に関して他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報、技術力及び技術者を有し、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部処理施設課 011-717-5829
R5.4.5	定山溪水再生プラザ脱水汚泥セメント資源化業務(単価契約)	太平洋セメント株式会社	50,160,000	R5.1.24	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務を行うにあたっては、以下の(1)~(3)の条件を満足する必要がある。 (1) 札幌市競争入札参加資格者名簿の大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」の登録業者であること。 (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物処分業の中間処理(焼却-汚泥)の本市又は北海道の許可を受けていること。 (3) 定山溪水再生プラザ脱水汚泥の全量を、年間を通して継続的に受入れ可能で、セメント資源化の処理ができること。 左記業者は、以上の条件を満たす唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号)	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5. 4. 5	下水道施設図面検索システム保守業務	株式会社サンコー	1,716,000	R5. 2. 13	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本業務は、当該システムの保守管理を行うものである。 本業務を確実に円滑に実施するためには、当該システム独自のプログラムソフトの設計・構築のノウハウを有することが必要不可欠である。 左記業者は、当該システムに関して、他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する制作者であり、その後の保守・システムの改修も継続して履行しており、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431
R5. 5. 31	西部スラッジセンター焼却灰セメント資源化運搬業務(貨物鉄道)	日本貨物鉄道株式会社	16,684,800	R5. 2. 16	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	(1)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物収集運搬業(燃え殻)の北海道の許可を有していること (2)鉄道による貨物運搬事業を行っていること 以上の条件を満たす業者は、上記以外に無いことから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431
R5. 5. 31	定山渓水再生プラザ脱水汚泥運搬業務(貨物鉄道)	日本貨物鉄道株式会社	6,688,000	R5. 2. 16	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	(1)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物収集運搬業(汚泥)の北海道の許可を有していること (2)鉄道による貨物運搬事業を行っていること (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431
R5. 5. 31	西部スラッジセンター焼却灰セメント資源化運搬業務(トラック)	株式会社ジェイアール貨物・北海道物流	21,377,400	R5. 3. 1	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	(1)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物収集運搬業(燃え殻)の北海道の許可を有していること (2)日本貨物鉄道(株)の札幌貨物ターミナル駅及び函館貨物駅の入構許可証を有していること (3)貨物鉄道に積載でき、積込み及び飛散防止などの条件からオープントップ型で密閉式の機能を有する20tの産業廃棄物運搬用コンテナを保有していること (4)上記コンテナをダンプアップするための装置を装備するトラックを保有していること。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431
R5. 5. 31	定山渓水再生プラザ脱水汚泥運搬業務(トラック)	株式会社ジェイアール貨物・北海道物流	8,569,000	R5. 3. 1	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	(1)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物収集運搬業(汚泥)の北海道の許可を有していること (2)日本貨物鉄道(株)の札幌貨物ターミナル駅及び函館貨物駅の入構許可証を有していること (3)貨物鉄道に積載でき、積込み及び飛散防止などの条件からオープントップ型で密閉式の機能を有する20tの産業廃棄物運搬用コンテナを保有していること (4)上記コンテナをダンプアップするための装置を装備するトラックを保有していること。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431
R5. 5. 31	下水道処理施設維持管理支援システム保守業務	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社	20,240,000	R5. 3. 7	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本業務は、当該システムの保守管理を行うものである。 本業務を確実に円滑に実施するためには、当該システム独自のプログラムソフトの設計・構築のノウハウを有することが必要不可欠である。 左記業者が当該システムに関して、他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する制作者であり、その後の保守・システムの改修も継続して履行しており、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431
R5. 3. 29	汚泥処理施設総括管理業務	一般財団法人札幌市下水道資源公社	1,288,100,000	R5. 3. 17	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本業務は公的な立場で札幌市の複数の汚泥処理施設を総括し、効率的な施設の維持管理と環境への配慮や災害などにおける信頼性の高い運転管理を確保するため、札幌市発注の運転管理業務の管理監督、大規模な設備補修・定期整備、緊急的な補修、施設の法定点検、建物管理等を適正かつ計画的効果的に行うものである。 本業務の履行のためには、受託者が汚泥処理施設の維持管理等に関する高度な知識及び豊富な経験を有し、特に下記の項目について高い業務遂行能力を有していることが必要不可欠である。 (1) 運転管理業務履行業者の的確な管理・監督 (2) 適切な運転管理、施設維持のための計画策定・執行管理 (3) 状況や条件変更に応じた適切な運転方法・汚泥量などの検討・調整 (4) 脱水汚泥、焼却灰等の適切な品質管理 (5) 事故防止及び機器故障や災害などの緊急時の適切な対応 左記法人は、下水道事業、河川事業及び道路事業に関する調査研究、普及啓発、資源の有効利用、施設の維持管理等を行うことにより、下水道事業、河川事業及び道路事業の円滑な推進に貢献し、もって市民生活の向上と発展に寄与することを目的として昭和58年に設立され、札幌市の下水道処理施設の維持管理等に関する高度な専門知識と豊富な業務経験を有し、様々な業務経験を通じて維持管理等の能力を向上させているため、本業務について確実に履行でき、また、公的な立場で札幌市の事業を補完・代行することができる唯一の団体であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431
R4. 8. 10	豊平川水再生プラザ第1処理施設No.1自家発電エンジンほか整備業務	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	72,050,000	R4. 7. 29	R4. 7. 29 ~ R5. 3. 14	本業務にて整備する自家発電エンジン及び雨水ポンプエンジンは下水処理システムの根幹を担う重要な設備である。 本業務を履行するにあたっては設備固有の構造及びシステム全体を熟知していることが不可欠であるとともに、整備後の性能保持及び信頼性の確保を確実に行う必要がある。左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であるヤンマー(株)から保守業務を移管され、履行に係る技術情報及び技術力を有し、的確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部施設保全課 011-818-3443
R4. 9. 21	川北中継ポンプ場No.2自家発電ディーゼルエンジン整備業務	株式会社IH I 原動機	33,000,000	R4. 9. 9	R4. 9. 9 ~ R5. 3. 14	本業務にて整備する自家発電エンジンは下水処理システムの根幹を担う重要な設備である。本業務を履行するにあたっては設備固有の構造及びシステム全体を熟知していることが不可欠であるとともに、整備後の性能保持及び信頼性の確保を確実に行う必要がある。このことから、左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である新潟機工所(株)から原動機事業を承継され、履行に係る技術情報及び技術力を有し、的確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の業者であることから特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部施設保全課 011-818-3443
R4. 6. 1	創成川水再生プラザ第2処理施設No.2 700a汚水1次ポンプ用電動機ブラシ引揚装置修理	株式会社明電エンジニアリング	1,628,000	R4. 5. 13	R4. 5. 13 ~ R4. 12. 26	当該機器の修理を行うにあたり、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難である。そのため、製造元である(株)明電舎からメンテナンス関係の業務を移管されている(株)明電エンジニアリング北海道支店を特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R4. 7. 13	創成川水再生プラザNo.2・3汚泥スクリーン修理	株式会社西原環境	1,727,000	R4. 5. 30	R4. 5. 30 ~ R4. 12. 23	当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難であることから、製造元の(株)西原環境北海道支店に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.7.6	創成川水再生プラザ第1処理施設スラム移送ポンプ修理	ラサ商事株式会社	1,320,000	R4.6.20	R4.6.20 ~ R4.11.25	当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元である大洋洋機工(株)以外の施工は困難である。なお、大洋洋機工(株)のメンテナンス関係の業務については、総代理店に移管しているため、総代理店契約を結んでいるラサ商事(株)に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R4.7.20	茨戸水再生プラザ高圧電動機等点検業務	株式会社明電エンジニアリング	4,730,000	R4.7.6	R4.7.6 ~ R4.12.23	本業務は、水処理施設の高圧電動機等の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査等を行うものである。履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要がある。当該高圧電動機及び起動制御装置等に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。(株)明電エンジニアリングは、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である(株)明電舎から保守業務を移管され、履行に係る技術情報、技術力を有し、本業務の履行実績もあり迅速かつ適格な履行ができる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R4.8.3	茨戸水再生プラザブロウ用電動機修理	株式会社明電エンジニアリング	1,430,000	R4.7.15	R4.7.15 ~ R5.3.24	当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難である。そのため、製造元である(株)明電舎からメンテナンス関係の業務を移管されている(株)明電エンジニアリング北海道支店に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R4.7.27	茨戸水再生プラザNo.3汚泥スクリーナ下部軸受修理	株式会社西原環境	1,760,000	R4.7.19	R4.7.19 ~ R4.12.23	当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難であることから、製造元の(株)西原環境北海道支店に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R4.8.3	創成川水再生プラザ特別高圧受変電設備点検業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	8,140,000	R4.7.20	R4.7.20 ~ R5.3.20	本業務の対象となる設備は、特別高圧電気(電圧66,000V)を受電し、施設内の各設備に電源を安定して供給するための受変電設備である。 本業務は、当該設備の機能を長期間にわたって維持するための定期点検であり、履行に当たっては、受変電設備の機能を一時的に停止した上で分解点検・動作確認・測定等を行い、終了後、速やかに機能回復し復電させる必要性があり、確実かつ迅速な履行が要求され、当該設備固有のプラント設計情報、製造ノウハウ等の全ての技術情報を有することが不可欠である。 左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である三菱電機(株)から保守業務を移管され、履行に係る技術情報及び技術力を有し、的確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R4.9.7	創成川水再生プラザシーケンサ等点検業務	株式会社明電エンジニアリング	5,324,000	R4.8.24	R4.8.24 ~ R5.3.17	本業務は、施設の運転監視制御システムの機能、耐久性、信頼性などを維持するため、システム全般の点検・調整等を行うものである。本業務を確実かつ円滑に実施するためには、本システム固有のプログラム設計情報、プログラム構築のノウハウを有することが必要不可欠である。左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である(株)明電舎から保守業務を移管され、履行に係る技術情報、技術力及び技術者を有し、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R4.9.7	創成川水再生プラザ高圧電動機等点検業務	株式会社明電エンジニアリング	3,531,000	R4.8.24	R4.8.24 ~ R5.3.17	本業務は、水処理施設の高圧電動機等の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査等を行うものである。履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要がある。当該高圧電動機及び起動制御装置等に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である(株)明電舎から保守業務を移管され、履行に係る技術情報、技術力及び技術者を有し、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R4.9.14	創成川水再生プラザエンジン遠方監視装置修理	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	1,837,000	R4.9.2	R4.9.2 ~ R5.3.24	当該機器の修理を行うにあたっては、耐久性や信頼性を含めた性能保持の面で製造業者の技術力が必要である。また、システムの一部として他の装置と密接不可分の関係があり、試験調整等も勘案すると製造元以外の施工は困難である。そのため、製造元であるヤンマー(株)からメンテナンス関係の業務を移管されているヤンマーエネルギーシステム(株)札幌支店に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R4.10.26	創成川水再生プラザ高圧電動機絶縁診断業務	東芝インフラシステムズ株式会社	1,155,000	R4.10.5	R4.10.5 ~ R5.3.17	本業務は、停電時施設の運転を確保するため確実かつ速やかに電源を供給する直流電源設備等(蓄電池、整流器、変換器など)を、一定期間停止した上で、分解点検・機能点検・劣化度診断などを行うものである。本業務を確実かつ円滑に実施するためには、設備固有のプログラム設計・製造のノウハウを有することが必要不可欠である。このことから、左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である(株)CSエヌサから保守業務を移管され、履行に係る技術情報及び技術力を有し、的確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の業者であることから特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R4.11.16	茨戸東部中継ポンプ場高圧電動機等点検業務	メタウォーター株式会社	2,530,000	R4.10.12	R4.10.12 ~ R5.3.17	本業務は、水処理施設の高圧電動機等の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査等を行うものである。 履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要がある。当該高圧電動機及び起動制御装置等に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。 左記業者(富士電機株式会社より水環境事業を承継)は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報・技術力を有し、本業務の履行実績もあり迅速かつ的確な履行ができる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R5.3.1	下水道科学館見学者用エレベータ点検業務	東芝エレベータ株式会社	963,600	R5.2.15	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、高い信頼性・所定の性能を維持するための点検を行う業務であり、設備の設計・製造ノウハウが不可欠である。また、小学生を含む市民見学者などの不特定多数の者も使用するため、安全・安心な運転の確保、事故及び故障時の迅速な対応が必要である。 左記業者は当該設備に関する他の業者が知り得ない設計・製造ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報及び技術力を有し、的確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の業者である。また、遠方監視装置による24時間常時監視を行う必要があることから特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5. 3. 29	水処理施設総括管理業務(創成川水処理センター)	一般財団法人札幌市下水道資源公社	89,925,000	R5. 3. 17	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	<p>本業務は公的な立場で札幌市の水処理施設を総括し、効率的な施設の維持管理と環境への配慮や災害時などにおける信頼性の高い運転管理を確保するため、札幌市発注の運転管理業務の管理監督、大規模な設備補修・定期整備、緊急的な補修、建物管理等を適正かつ計画的効果的に行うものである。</p> <p>本業務の履行のためには、受託者が水処理施設の維持管理に関する高度な知識及び豊富な経験を有し、特に下記の項目について高い業務遂行能力を有していることが必要不可欠である。</p> <p>(1) 運転管理業務履行者の的確な管理・監督 (2) 適切な運転管理、施設維持のための計画策定・執行管理 (3) 状況や条件変更に応じた適切な運転方法などの検討・調整 (4) 事故防止及び機器故障や災害などの緊急時の適切な対応</p> <p>左記法人は、下水道事業、河川事業及び道路事業に関する調査研究、普及啓発、資源の有効利用、施設の維持管理等を行うことにより、下水道事業、河川事業及び道路事業の円滑な推進に貢献し、もって市民生活の向上と発展に寄与することを目的として昭和58年に設立され、札幌市の下水道処理施設の維持管理に関する高度な専門知識と豊富な業務経験を有し、様々な業務経験を通じて維持管理等の能力を向上させているため、本業務について確実に履行でき、また、公的な立場で札幌市の事業を補充・代行することができる唯一の団体であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R4. 7. 20	経線水位計(豊平川水再生プラザ)	メタウォーター株式会社	1,705,000	R4. 7. 8	R4. 7. 8 ~ R4. 12. 28	<p>当該機器は富士電機(株)製であり、既設設備(監視用端末、計装盤、光接続箱、中継箱)と組合せて使用するため、光伝送仕様において他メーカーでは互換性がなく取付けできないことから富士電機(株)製に特定したい。なお、本製品の北海道での販売店は唯一メタウォーター(株)北海道営業所であり、他に取扱業者はないことから同社に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R4. 9. 14	豊平川水再生プラザNo.3汚泥スクリーン修理	株式会社西原環境	1,210,000	R4. 7. 22	R4. 7. 22 ~ R4. 12. 23	<p>当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難であることから、製造元の(株)西原環境北海道支店に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R4. 9. 21	豊平川水再生プラザ第1処理施設高圧盤修理	メタウォーター株式会社	1,210,000	R4. 9. 5	R4. 9. 5 ~ R5. 3. 24	<p>当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難である。そのため、製造元である富士電機(株)からメンテナンス関係の業務を移管されているメタウォーター(株)に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R4. 9. 21	豊平川水再生プラザ第1処理施設3系返送汚泥流量計修理	東芝インフラシステムズ株式会社	1,298,000	R4. 9. 12	R4. 9. 12 ~ R5. 2. 28	<p>当該機器の修理を行うにあたっては、耐久性や信頼性を含めた性能保持の面で製造業者の技術力が必要である。また、システムの一部として他の装置と密接不可分の関係があり、試験調整等も勘案すると製造元である(株)東芝以外の施工は困難である。なお、(株)東芝のインフラ事業については、東芝インフラシステムズ(株)に承継されていることから東芝インフラシステムズ(株)に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R4. 9. 28	雨水エンジン用品(豊平川水再生プラザ)	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	1,980,000	R4. 9. 13	R4. 9. 13 ~ R4. 11. 10	<p>当該製品はヤンマー(株)製であり、他メーカーでは形状の違いなどから互換性がなく取付けできないためヤンマー(株)製に特定したい。なお、ヤンマー(株)は特殊分社化及び組織再編成によりヤンマーエネルギーシステム株式会社に関連事業を移管しており、本製品の北海道での販売店は唯一ヤンマーエネルギーシステム株式会社札幌支店の他に取扱業者はないことから同社に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R4. 10. 5	豊平川中継ポンプ場No.3ガスタービン修理	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	1,210,000	R4. 9. 15	R4. 9. 15 ~ R4. 10. 20	<p>当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元であるヤンマー(株)以外の施工は困難である。なおヤンマー(株)は特殊分社化及び組織再編によりヤンマーエネルギーシステム(株)に関連事業を移管していることからヤンマーエネルギーシステム(株)札幌支店に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R4. 10. 5	豊平川水再生プラザNo.1自家発電機ほか修理	東洋電機製造株式会社	1,892,000	R4. 9. 20	R4. 9. 20 ~ R5. 3. 24	<p>当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難であることから、製造元の東洋電機製造(株)北海道支店に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R4. 10. 12	豊平川水再生プラザ第1処理施設ブロウNo.4用高圧電動機等点検業務	株式会社明電エンジニアリング	1,100,000	R4. 9. 30	R4. 9. 30 ~ R5. 3. 24	<p>本業務は、水処理施設の高圧電動機等の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査等を行うものである。履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要がある。当該高圧電動機及び起動制御装置等に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である(株)明電舎から保守業務を移管され、履行に係る技術情報、技術力を有し、本業務の履行実績もあり迅速かつ的確な履行ができる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R4. 10. 12	豊平川水再生プラザ特別高圧受変電設備点検業務	株式会社明電エンジニアリング	3,080,000	R4. 9. 30	R4. 9. 30 ~ R5. 2. 28	<p>本業務の対象となる設備は、特別高圧電気(電圧66,000V)を受電し、施設内の各設備に電源を安定して供給するための受変電設備である。本業務は、当該設備の機能を長期にわたって維持するための定期点検であり、履行に当たっては、自変電設備の機能を一時的に停止した上で分解点検・動作確認・測定等を行い、終了後、速やかに機能回復し復電させる必要性があり、確実かつ迅速な履行が要求され、当該設備固有のフロント設計情報、製造ノウハウ等の全ての技術情報を有することが不可欠である。左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である(株)明電舎から保守業務を移管され、履行に係る設計情報、技術力及び技術者を有し、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R4. 11. 9	豊平川水再生プラザ第2処理施設高圧電動機等点検業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	1,023,000	R4. 10. 26	R4. 10. 26 ~ R5. 3. 24	<p>本業務は、水処理施設の高圧電動機等の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査等を行うものである。履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要がある。当該高圧電動機及び起動制御装置等に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である三菱電機(株)から保守業務を移管され、履行に係る技術情報、技術力を有し、本業務の履行実績もあり迅速かつ的確な履行ができる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R4. 11. 9	豊平川水再生プラザ第1処理施設変圧器盤修理	メタウォーター株式会社	1,199,000	R4. 10. 31	R4. 10. 31 ~ R5. 3. 24	<p>当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難である。そのため、製造元である富士電機(株)からメンテナンス関係の業務を移管されているメタウォーター(株)北海道営業所に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.11.16	豊平川水再生プラザ第2処理施設ほかシーケンサ等点検業務	東芝インフラシステムズ株式会社	4,620,000	R4.11.1	R4.11.1 ~ R5.3.17	本業務は、施設の運転制御システムの機能、耐久性、信頼性などを維持するため、システム全般の点検・調整等を行うものである。本業務を確実に円滑に実施するためには、本システム固有のプログラム設計情報、プログラム構築のノウハウを有することが必要不可欠である。左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報、技術力及び技術者を有し、本業務の履行実績もあつた信頼性の高い履行ができる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R4.11.16	豊平川水再生プラザ第2処理施設雨水ポンプ吐出弁No.3修理	株式会社栗本鐵工所	1,988,800	R4.11.2	R4.11.2 ~ R5.3.10	当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難であることから製造元の(株)栗本鐵工所 北海道支店に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R4.12.7	監視制御設備用部品(豊平川水再生プラザ)	東芝インフラシステムズ株式会社	1,751,750	R4.11.15	R4.11.15 ~ R5.3.24	当該機器は(株)東芝製であり、他メーカーでは製品仕様の違いなどから互換性がなく取付できないため(株)東芝に特定したい。なお、(株)東芝のインフラ事業については、東芝インフラシステムズ(株)に継承されていることから北海道での唯一の販売店である東芝インフラシステムズ(株)北海道支店に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R4.11.30	豊平川中継ポンプ場ガスタービン修理	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	1,210,000	R4.11.17	R4.11.17 ~ R5.2.28	当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元であるヤンマー(株)以外の施工は困難である。なおヤンマー(株)は持株分社化及び組織再編によりヤンマーエネルギーシステム(株)に関連事業を移管していることからヤンマーエネルギーシステム(株)札幌支店に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R4.12.21	豊平川水再生プラザ第1処理施設1系返送汚泥流量計修理	東芝インフラシステムズ株式会社	1,298,000	R4.12.12	R4.12.12 ~ R5.3.24	当該機器の修理を行うにあたっては、耐久性や信頼性を含めた性能保持の面で製造業者の技術力が必要である。また、システムの一部として他の装置と密接不可分の関係があり、試験調整等も勘案すると製造元である(株)東芝以外の施工は困難である。なお、(株)東芝のインフラ事業については、東芝インフラシステムズ(株)に継承されていることから東芝インフラシステムズ(株)北海道支店に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R5.1.18	豊平川水再生プラザ第1処理施設低々段汚水ポンプほか高圧電動機等点検業務	東洋電機製造株式会社	3,234,000	R5.1.6	R5.1.6 ~ R5.3.24	本業務は、水処理施設の高圧電動機等の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査等を行うものである。履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要がある。当該高圧電動機及び起動制御装置等に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報、技術力を有し、本業務の履行実績もあつた信頼性の高い履行ができる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R5.3.15	ブロウ制御盤タッチパネル(豊平川水再生プラザ)	三機工業株式会社	1,023,000	R5.2.9	R5.2.9 ~ R5.3.24	当該機器は三機工業(株)製であり、他メーカーでは製品仕様の違いなどから、互換性がなく取付できないため三機工業(株)に特定したい。なお、本製品の北海道での販売店は唯一三機工業(株)北海道支店であり、他に取扱業者はないことから同社に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R4.5.11	汚泥スクリーン用駆動減速機装置(新川水再生プラザ)	株式会社西原環境	1,650,000	R4.4.21	R4.4.21 ~ R4.11.30	当該機器は(株)西原環境製であり、他メーカーでは部品形状の違いなどから互換性がなく取付できないため(株)西原環境製を特定したい。なお、本製品の北海道での販売店は唯一(株)西原環境 北海道支店であり、他に取扱業者はないことから同社に特定することと致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R4.9.14	汚水ポンプ井水中エアレータ部品(新川水再生プラザ)	新明和アクアテックサービス株式会社	1,353,000	R4.4.21	R4.4.21 ~ R4.8.26	当該機器は(株)在原製作所製であり、他メーカーでは部品形状の違いなどから、互換性がなく取付できないため(株)在原製作所を特定したい。なお、(株)在原製作所は水中エアレータ事業を新明和工業(株)に譲渡しており、新明和工業(株)はメンテナンス関係の業務を新明和アクアテックサービス(株)に移管しており、他に取扱業者はないことから北海道での唯一の販売店である新明和アクアテックサービス(株)北海道センターに特定することと致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R4.6.15	新川水再生プラザ圧送汚泥配管復旧業務	プラント技販工業株式会社	1,045,000	R4.4.27	R4.4.27 ~ R4.5.31	新川水再生プラザでは圧送汚泥配管からの汚泥漏洩のため、圧送汚泥ポンプによる送泥が不可能となっている。また、当該配管は創成川水再生プラザの汚泥も送泥している重要な配管であり、影響が多施設に渡るため、緊急の復旧が必要である。以上から、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号に該当するため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号)	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R4.5.25	新川水再生プラザ開渠用電磁流量計点検業務	アルファテックノス株式会社	1,001,000	R4.5.16	R4.5.16 ~ R5.3.31	本件は、(株)ソニックが設計及び製造した開渠用電磁流量計検出部の清掃及び変換器の校正などを行うものである。 本業務の履行にあたっては、製造業者占有の技術及び知識が必要であり、製造業者が設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が正常に作動しない恐れがあるため、製造業者が指定する保守会社以外では適正な履行が見込めない業務である。 したがって、履行可能者は製造業者が指定する左記業者に限定されるため、特定することと致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R4.7.20	シーケンサ交換部品(新川水再生プラザ)	株式会社日立製作所	1,980,000	R4.6.29	R4.6.29 ~ R5.3.17	当該機器は(株)日立製作所製であり、他メーカーでは製品仕様の違いなどから互換性がなく取付できないため(株)日立製作所製に特定したい。なお、本製品の北海道での販売店は唯一(株)日立製作所北海道支店であり、他に取扱業者はないことから同社に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R4.7.20	新川水再生プラザ第1処理施設ほか高圧電動機等点検業務	株式会社明電エンジニアリング	9,240,000	R4.7.6	R4.7.6 ~ R4.12.28	本業務は、水処理施設の高圧電動機等の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査等を行うものである。 履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要がある。当該高圧電動機及び起動制御装置等に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。このことから、左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である(株)明電舎から保守業務を移管され、履行に係る技術情報、技術力を有し、迅速かつ的確な履行ができる唯一の業者であることから特定と致したい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R4.8.31	手稲水再生プラザ高圧電動機等点検業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	5,280,000	R4.8.19	R4.8.19 ~ R5.3.17	本業務は、水処理施設の高圧電動機等の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査等を行うものである。 履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要がある。当該高圧電動機及び起動制御装置等に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。 左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である三菱電機(株)から保守業務を移管され、履行に係る技術情報、技術力及び技術者を有し、迅速かつ的確な履行が実施できる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 新川水処理センター 011-611-5305

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.9.14	新川水再生プラザ汚水ポンプ弁押搾機修理	新明和アクアテクサービス株式会社	1,903,000	R4.8.31	R4.8.31 ~ R5.3.24	当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元である(株) 在原製作所以外の施工は困難である。なお(株) 在原製作所は水中エアレータ事業を新明和工業(株) に譲渡しており、新明和工業(株) はメンテナンス関係の業務を新明和アクアテクサービス(株) に移管していることから新明和アクアテクサービス(株) に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R4.10.19	手稲水再生プラザシーケンサ等点検業務	株式会社日立製作所	5,445,000	R4.10.12	R4.10.12 ~ R5.3.17	本業務は、施設の運転監視制御システムの機能、耐久性、信頼性を維持するため、システム全般の点検・調整等を行うものである。 本業務を確実に円滑に実施するためには、本システム固有のプログラム設計情報、プログラム構築のノウハウを有することが必要不可欠である。 左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報、技術力及び技術者を有し、本業務の履行実績もあつた確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R4.10.26	II-No.1ろ過原水ストレーナー用部品(手稲水再生プラザ)	ラサ商事株式会社	1,529,385	R4.10.13	R4.10.13 ~ R5.3.17	当該機器は清本鐵工(株)製であり、他メーカーでは部品形状の違いなどから互換性がなく取付けできないため、清本鐵工(株)製に特定したい。なお、本製品の北海道での販売店は唯一ラサ商事(株)札幌支店であり、他に取扱業者はないことから同社に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号)	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R4.10.26	新川水再生プラザ特別高圧受変電設備(精密)点検業務	東芝インフラシステムズ株式会社	6,490,000	R4.10.18	R4.10.18 ~ R5.3.30	本業務の対象となる設備は、特別高圧電気(電圧66,000V)を受電し、施設内の各設備に電源を安定して供給するための受変電設備である。 本業務は、当該設備の機能を長期にわたって維持するための定期点検であり、履行に当たっては、受変電設備の機能を一時的に停止した上で分解点検・動作確認・測定等を行い、終了後、速やかに機能回復し復電させる必要性があり、確実に迅速な履行が要求され、当該設備固有のプラント設計情報、製造ノウハウ等の全ての技術情報を有することが不可欠である。 左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報及び技術力を有し、的確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R4.11.30	新川水再生プラザシーケンサ設備等点検業務	株式会社日立製作所	5,555,000	R4.11.18	R4.11.18 ~ R5.3.31	本業務は、施設の運転監視制御システムの機能、耐久性、信頼性を維持するため、システム全般の点検・調整等を行うものである。 本業務を確実に円滑に実施するためには、本システム固有のプログラム設計情報、プログラム構築のノウハウを有することが必要不可欠である。 左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報、技術力及び技術者を有し、本業務の履行実績もあつた確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の業者であることから特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R5.2.1	新川水再生プラザ汚泥配管復旧業務	株式会社工成舎	2,420,000	R4.12.7	R4.12.7 ~ R4.12.22	新川水再生プラザでは常用汚泥配管が破断したため、汚泥が漏洩し、常用配管での送泥が不可能となった。また、非常用配管に切り替えたが、常用配管側の仕切り弁が効かないため送泥ができない状態である。当該配管は創成川水再生プラザ及び古川水再生プラザの汚泥を受湿し西部スラッジセンターに送泥している重要な配管であり、影響が多施設に渡ることから、緊急の復旧が必要である。以上から、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号に該当するため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号)	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R5.1.11	4系NO.2終沈汚泥引抜ポンプ用インペラ(手稲水再生プラザ)	古河産機システムズ株式会社	1,903,000	R5.1.4	R5.1.4 ~ R5.2.28	当該機器は古河産機システムズ(株)製であり、他メーカーでは部品形状の違いなどから互換性がなく取付けできないため古河産機システムズ(株)製に特定したい。なお、本製品の北海道での販売店は唯一古河産機システムズ(株)札幌支店であり、他に取扱業者はないことから同社に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R5.8.16	手稲水再生プラザ4系NO.2終沈汚泥引抜ポンプ修理	古河産機システムズ株式会社	1,804,000	R5.1.23	R5.1.23 ~ R5.3.15	当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難であることから、製造元の古河産機システムズ(株)札幌支店に特定したい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R5.2.22	第2処理施設フロロ制御盤タッチパネル(新川水再生プラザ)	三機工業株式会社	1,023,000	R5.2.9	R5.2.9 ~ R5.3.29	当該機器は三機工業(株)製であり、他メーカーでは部品形状の違いなどから互換性がなく取付けできないため三機工業(株)製に特定したい。なお、本製品の北海道での販売店は唯一三機工業(株)北海道支店であり、他に取扱業者はないことから同社に特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R4.5.18	市営住宅給水設備更新業務	一般財団法人札幌市住宅管理公社	120,098,000	R4.5.9	R4.5.9 ~ R5.3.24	本業務は、市営住宅の給水設備の更新工事を行うにあたって、工事の発注から契約、管理、検査までの一連の事務を行う業務であり、本市が発注する公共工事の性格を持っているため、「公共事業の品質の確保の促進に関する法律」に則り、以下の1から3の条件を守る必要がある。 1 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有すること。 2 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。 3 発注関係事務を公正に行うことができること。 一般財団法人札幌市住宅管理公社は、本市の出資団体であり、過去に市営住宅の設備の更新業務を受託していること、市営住宅の管理、施設の点検、修繕を受託した実績がある。 また、市営住宅入居者、自治会との連絡調整の経験やノウハウの蓄積も十分に有しており、円滑な業務の遂行が可能である。なお、入札談合等問身行為防止法では、当該相手方に対し談合等の防止に関する刑事罰を科すことが出来ることなどから、抑止力・牽制力が十分に機能する。 以上の理由により、札幌市住宅管理公社は、上記1から3の条件を満たしており、本業務を公正かつ効率的に行うことができる唯一の業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	都) 市街地整備部住宅課 011-211-2807
R4.8.3	市営住宅光見団地5棟耐震改修ほか改善事業アドバイザー業務	株式会社長大	20,042,000	R4.7.14	R4.7.14 ~ R5.12.22	本件事業は、本市初の設計施工一括による発注事例であり、本業務にあたり、設計施工一括発注方式に関する高度かつ専門的な知識・知見が必要になることに加え、発注者支援業務に関しても精通していることが求められる。 そのため、契約候補者の選定にあたっては、本業務に関する諸課題の抽出及び対応に関する専門的知識を持ち、優れた企画を提案でき、業務遂行を担保しうる一定程度の実績などを有する事業者である必要があることから、公募型企画競争により契約候補者を決定し、随意契約を締結することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	都) 市街地整備部住宅課 011-211-2807

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5.4.5	札幌市借上り市営住宅入居者移転支援業務	一般財団法人札幌市住宅管理公社	16,500,000	R5.3.24	R5.4.1 ~ R6.3.31	<p>当該業務は、借上り契約期間満了が迫っている借上り市営住宅について、入居者の他の市営住宅等への移転あつせん、移転料の支払い等の移転支援及び対象団地自治会への共益費補助などの自治会支援業務を行うものである。</p> <p>入居者の移転あつせんは、平成29年6月30日付け市長決裁「借上り市営住宅の契約期間満了に伴う対応について(方針)」に基づき、入居者の意向に配慮して行い、生活圏の大きく異なる場所への移転などにより、不安を抱くことがないよう、希望に沿った地域の市営住宅に移転してもらうことを基本としている。</p> <p>借上り市営住宅は市内各所に点在しており、入居者の移転先も市内全域の市営住宅を対象としているが、あつせんできる住宅は、現入居者の退去状況に左右され、新たな入居希望者や移転希望者の需要を過度に圧迫させない配慮の必要があることから、全ての入居者の希望に沿う住宅を用意することはできない。</p> <p>その中で、長期的な視野に立ち、各団地の移転状況、入居者の移転先の希望、移転期限、あつせん可能な住宅の空き状況等、様々な状況を踏まえ、各入居者にどの住宅を案内するか、綿密に選定しなければ、全ての入居者を移転させることが困難である。さらに今後のもみじ団地の建替事業による入居者の移転により、当該業務であつせんできる市営住宅に限られ、一層困難な業務となることが見込まれる。</p> <p>さらに、借上り市営住宅の契約期間満了の時期が団地ごとに異なるが、各団地の入居者への移転業務開始から完了までには約3年と、長い期間を要し、あつせん先の届りや移転料の支払い等において入居者間で不平等が生じないよう入居者への継続した一元的な対応が必須である。</p> <p>したがって、特定者は上記の条件を満たし、密接に連携して事業を実施していくことが可能な本市の出資団体であり、本市の継続的かつ積極的な関与の下、本市の方針に柔軟に対応できる体制を構築でき、当該業務を確実に実施できる唯一の事業者であるため特定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都)市街地整備部住宅課 011-211-2807
R5.4.5	札幌市営住宅等の管理業務	一般財団法人札幌市住宅管理公社	650,840,300	R5.3.24	R5.4.1 ~ R6.3.31	<p>本業務は全市で統一した対応が必要とされる市営住宅の入居者募集(年間申込件数10,000件超)や家賃管理(約23,000世帯)等のほか、改良店舗の保全業務や駐車場の設備補修などの維持管理を合わせた業務である。</p> <p>本事業を遂行する事業者には、これらを正確かつ円滑に進めるにあたり、公営住宅法、市営住宅条例などの法令規則の理解のほか、市営住宅の各種設備に関する理解、入居者にジャンする個人情報適正に管理することができる内部統制の体制といった様々な要素が求められる。</p> <p>また、維持管理業務を実施するにあたっては、本市発注の公共事業と同水準の品質にて自ら発注関係事務を適正に進めることができる知識及び経験を有する体制が整備されていることも求められる。</p> <p>選定事業者は昭和52年に本市の全額出資により札幌市民の住生活環境の向上のために必要な事業及び市営住宅その他の公的施設の管理に関する事業を実施するために設立された団体であり、これまで長年におたり市営住宅の管理業務及び市営住宅並びに学校を中心とする市有施設の保全業務を実施しており、本業務に求められる知識、組織体制、経験、ノウハウ等を有しているため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都)市街地整備部住宅課 011-211-2807
R5.4.5	改良第5店舗貸貸料の収納に関する事務	札幌市光星料飲店協同組合	1,014,445	R5.3.28	R5.4.1 ~ R6.3.31	<p>札幌市光星料飲店協同組合(以下「組合」という。)は、改良第5店舗の店舗業種の多くがスナック等の風俗営業種であり、他の店舗と異なり営業時間が深夜にまで及ぶことから、当該組合を通じて店舗管理に関する指導等を行うことが適切と判断されたことにより、当時所管していた区画整備部の要請で昭和46年に設立されたものである。</p> <p>現在においても、当該店舗の業種はスナック等の風俗営業種が多く(30店舗中25店舗)、営業時間が深夜にまで及ぶことから、入店者の賃貸料支払いの便宜及び職員の時間外の支払催促業務等を軽減させるため、当該店舗内に事務所を有し、かつ、夜間の収納体制が整っている唯一の団体である組合を事業者とし、収納事務を含めた店舗管理に関する事務を委託することが適当である。</p> <p>※参考：過去10年(平成22年度～平成31年度)の収納率100%</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都)市街地整備部住宅課 011-211-2807
R5.4.5	令和5年度市営住宅総合管理システム運用・保守業務	富士通Japan株式会社	7,128,000	R5.3.28	R5.4.1 ~ R6.3.31	<p>市営住宅総合管理システムは市営住宅の全入居者の情報を一元的に管理しているものであり、本市が行う市営住宅管理業務に欠かすことができない、ワンシステムに不具合が出た際には業務に支障が出るにとどまらず、入居者にも多大な迷惑をかけることにつながりかねないため、保守環境の整った最適な環境でシステムが利用でき、有事の際も安全で迅速に対応できる環境にしなければならない。</p> <p>当該事業者は、同社の前身である富士通が平成9年度に本システムを開発し、その後の保守業務及び改修業務を事業承継後も委託しており、生活保護情報に係る本システム等の他のシステムとの情報連携を含めた本システム全体の詳細な仕様を熟知していることから、調査分析・設計工程が必要最小限で済むものであり、費用を最小に抑えることができる。</p> <p>仮に、他者が本件業務を受託した場合は、本システムの詳細分析や動作確認など、本業務の実施にかかる期間及び経費が膨大となることや、障害発生時における復旧に多くの時間を費やすことが予想され、ひいては市営住宅管理業務に重大な支障をきたすことも予想されることから、当該業者に特定することが適当である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都)市街地整備部住宅課 011-211-2807
R4.5.25	市有建築物保全業務	一般財団法人札幌市住宅管理公社	1,411,609,100	R4.4.7	R4.4.8 ~ R5.3.31	<p>(一般財団法人)札幌市住宅管理公社(以下「公社」という。)は、市民の住生活環境の向上に必要な事業や市営住宅の管理に関する事業などを行うことを目的に、昭和52年に本市が100%出資して設立された財団法人で、平成8年度には保全部を新設し、学校を中心に定期点検や修繕等の保全業務を受託し、その集約を図るなど、計画的、効率的な業務執行に努めてきた経緯がある。</p> <p>本業務は、市有建築物(学校、市営住宅を除く)の計画的な保全を行うため、調査、設計、工事発注、契約、工事監理、検査までの一連の事務を含んでおり、特に工事発注については、本来、市が発注すべき公共工事の性格を持っていることから、本業務の委託に当たっては「公共工事の品質の確保の促進に関する法律」で定められている発注者の3条件、1、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有している、2、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されている、3、発注関係事務を公正に行うことができることを基本的な要件としたうえで、さらにこれを担保するために4、市のチェックコントロールが効くこと、5、事業の継続性が図られることを加えた5点を要件としたところである。</p> <p>民間事業者は、基本的要件に対し、談合等の防止に関しての刑事罰を科すことが出来ないなど、抑止力・牽制機能が不十分であり、さらに4、5の要件についても市が関与・判断するための新たな取組体制が必要となるが、公社は上記の要件を全て満たしており、さらに本市から受託する類似業務(学校保全)を通じて得られた経験やノウハウの蓄積も十分にあることから、円滑な業務遂行が可能な唯一の団体であると判断できる。</p> <p>以上の理由から、左記団体に特命する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都)建設部建築保全課 011-211-2816

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.8.3	工事図面等検索システムデータ整備業務	株式会社サンコー	6,380,000	R4.7.14	R4.7.14 ~ R5.3.31	<p>建築部所管の「工事図面等検索システム」は、複数年分の工事図面等を一元管理することで、大量の図面データから効率よく検索・活用できるよう、平成17年度に建築部の業務委託による(株)サンコーが開発し、その後毎年、しゅん工した工事図面や写真等の追加業務を同社に委託している。</p> <p>本システムは、運用開始から15年以上に渡り膨大な工事情報を蓄積してきたが、施設データ・工事データの更新漏れ、誤り等の未整備が相当数あり、定期的・計画的なメンテナンスが行われておらず、現状や事実との乖離が多く見受けられ、一括でデータ整備を行う必要性が高まっている。</p> <p>本業務は、登録されているデータの更新だけではなく、施設情報や工事情報の修正に合わせて図面ファイルを格納しているデータフォルダを再構築する必要があり、作業者はシステムに関する仕様詳細を正確に理解する必要があることから、データ及びデータフォルダの正確性及び一貫性を失うことなく、確実にデータ整備を実現できる者は当該システムに関する専門的な知識を有している(株)サンコー以外にない。</p> <p>上記のことから、本業務を確実にかつ円滑に遂行できる唯一の業者であり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。0</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都) 建築部建築保全課 011-211-2816
R4.9.7	円山動物園ゾウ舎軒天修繕業務	岩倉建設株式会社	11,220,000	R4.8.17	R4.8.17 ~ R4.10.31	<p>本業務は、当該施設内の高温多湿の空気の影響と考えられる結露により軒天仕上げボードの劣化が進行し、今年度に入り、その状態が急激に悪化して、ボードが強風等により剥落・飛散する状況が生じたため、施設運営に支障があることから、軒天修繕を行うものである。</p> <p>当該施設の軒天の現状としては、部分的にボードが剥落している状況だが、それ以外の部分もボードが劣化しており、今後剥落・飛散の危険性が高く、来園者や飼育動物等の安全性に支障をきたす恐れがあることから、早急に軒天全体の修繕を行う必要がある。また、このまま冬場を迎えると、ボードが剥落した箇所より建物内の暖気が流出してしまい、動物の飼育環境維持が困難となることや、再び結露が発生しやすい時期を迎え、ボードの剥落が進行することが懸念されるため、冬場を迎える前までに修繕を完了させなければならない。</p> <p>さらに、建物形状が円形で、修繕範囲の部材の納まりが特殊であることや、動物園の運営をしながらの修繕となり、施工時間等の制約があることから、限られた工期の中で、建物の構造や部材の納まり、施設の運営状況を速やかに把握しつつ、それらを踏まえた効率的な施工が必要となる。</p> <p>左記業者は、平成29～30年に実施した「円山動物園(仮称)ゾウ舎新築工事(主体工事)」を委託しており、建設当時の施工図を有し、建物の構造や部材の納まり等に精通していること、また、新築時に工事を実施した経験から施設の運営状況も熟知していることから、本業務について、限られた工期の中、効率的な施工を実施することが可能な唯一の業者である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都) 建築部建築保全課 011-211-2816
R5.1.25	建築部工事図面等電子データ化業務	株式会社サンコー	5,808,000	R5.1.12	R5.1.12 ~ R5.3.31	<p>図面検索システムとは複数年度分の工事図面等を一元管理することで、複数のユーザーが大量の図面データから効率よく検索・活用できるよう平成17年度に建築部の業務委託により(株)サンコーが開発したものである。</p> <p>本業務は工事図面やしゅん工写真等の電子化を行いシステムのサーバにデータ登録を行う業務であり、同社はサーバ内でのデータベース化への移行作業も含め、長年にわたり図面電子化のデータ登録作業を履行しており、本システム及びデータの整理方法を熟知している。</p> <p>また、本システムは教育委員会、住宅管理公社で運用されている図面管理システム内のデータと統合し相互に運用されており、各々(株)サンコーとの随意契約を締結していることから整合性を確保することが容易で、万一データ喪失した場合のバックアップ対応等を行うことも可能である。</p> <p>上記のことから、本業務を確実にかつ円滑に遂行できる唯一の業者であり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都) 建築部建築保全課 011-211-2816
R4.4.13	令和4年度耐震診断補助事業関連業務	一般社団法人北海道建築士事務所協会	12,100,000	R4.4.6	R4.4.6 ~ R5.3.17	<p>左記団体は、建築士法に基づく「建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体」として国土交通大臣の指定を受け、公平な立場から建築士事務所の業務に関し、指導や助言を行うことができる本市唯一の団体である。</p> <p>以上の理由から、一連の業務をすべて適切かつ効率的に遂行できる団体は他にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。</p> <p>(左記団体は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条第1項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されている参加資格者ではない。)</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都) 建築指導部管理課 011-211-2859
R4.4.13	令和4年度耐震診断員派遣事業関連業務(月額契約)	一般社団法人北海道建築士事務所協会札幌支部	21,898,800	R4.4.6	R4.4.6 ~ R5.3.17	<p>左記団体は、建築士法に基づく「建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体」として国土交通大臣の指定を受け、公平な立場から建築士事務所の業務に関し、指導や助言を行うことができる本市唯一の団体である。</p> <p>以上の理由から、一連の業務をすべて適切かつ効率的に遂行できる団体は他にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。</p> <p>(左記団体は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条第1項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されている参加資格者ではない。)</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都) 建築指導部管理課 011-211-2859
R5.1.25	建築行政業務支援システムサーバリプレース業務	株式会社パスコ	2,711,500	R4.6.28	R4.6.28 ~ R5.3.31	<p>本業務の履行にあたり、当該建築行政業務支援システムを稼働させながらリプレースを行う必要がありますが、同システムを熟知した業者でなければ、当該システムに支障をきたす恐れがあります。</p> <p>左記業者は、当該システムを構築した業者であり、その後の保守や改修に携わっております。</p> <p>また、他の行政庁においても同システムの開発・保守実績が豊富であることから、当該システムに精通しております。</p> <p>よって、当該システムの故障等を予防し、安全で確実な業務の遂行ができるのは、左記業者以外にないことから、契約の性質又は目的が競争入札に適しません。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都) 建築指導部管理課 011-211-2859
R4.4.20	消防庁庁舎等廃茶収集運搬業務(単備契約)	一般財団法人 札幌市環境事業公社	6,644,144	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	<p>札幌市内では、事業系一般廃棄物の減量とリサイクル促進の体制を整備することを目的に収集運搬体制を一元化しており、事業系一般廃棄物収集運搬許可業者は、(一般)札幌市環境事業公社のみであるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R4.4.27	消防情報管理システム改修業務	富士通 J a p a n 株式会社	5,060,000	R4.4.5	R4.4.5 ~ R4.6.10	<p>本システムは、左記業者のバックオーダー商品で本市独自の仕様にかスタマイズしたものであり、プログラムソース等は非公開であるため、本システムを開発した左記業者以外に本業務を履行できる者がいない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	消) 総務部施設管理課 011-215-2030

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4. 8. 10	はしご付消防ポンプ自動車重点整備(豊水はしご車)	株式会社北海道モリタ	38,940,000	R4. 4. 6	R4. 4. 6 ~ R5. 3. 31	本業務は、重大な事故を未然に防止することを目的に、専門業者によるオーバーホールを行うものである。当該車両は、はしご本体、バケット装置、傾斜矯正装置、安全装置及び油圧装置等、多数の複雑な装置で構成されており、設計段階から車台部及び装束部を一体として製作されたものであるため、オーバーホールのように一度分解して点検整備を行う場合は、車両製作時のデータを基に機能及び安全性を復元した上で、日本消防検定協会の定める基準を満たす必要がある。 また、製造物責任法(平成6年法律第85号)第3条に基づく責任は、当該車両の製造者にと定められているため、オーバーホールのような分解整備は、メーカーの責任下で実施する必要がある。 以上のことから、当局で導入しているはしご車のオーバーホールの契約業者は、当該車両の製造業者に特定される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R4. 5. 11	回転翼航空機(レオナルド式AW139型)の航法データベース更新業務	株式会社海外物産	1,790,360	R4. 4. 14	R4. 4. 14 ~ R5. 3. 31	飛行規程により航法データベースは、最新版であること。さらに、フライト・マネジメント・システムマニュアルにおいて、ハネウェル社製航法データベースを使用することとされています。今回、航法データベースを更新するにあたり、ハネウェル社製航法データベースをダウンロードする必要があります。 株式会社 海外物産は、国内においてハネウェル社製航法データベースの販売を承諾されている唯一の企業となります。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R4. 5. 25	回転翼航空機(レオナルド式AW139型)の定期耐空検査等に係る整備業務	東邦航空株式会社	49,500,000	R4. 5. 12	R4. 5. 12 ~ R4. 8. 31	札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者で、本整備業務が履行可能な4者に確認したところ、当局が指定する期間内に履行可能な業者が、東邦航空株式会社の1者のみである。 なお、選定事業者は、レオナルド社が発行した整備マニュアルに基づく4年点検整備業務(令和2年度)の受託者であり、当該機体の及びタービンエンジン等の主要構造部の分解と最深部に渡る詳細検査を行った実績があるほか、新規組立時からの検査、整備履歴データ及び消防ヘリコプターに継装するための設計書類等を保有している唯一の事業者であります。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R4. 11. 2	多重無線システムのネットワーク機器更新業務	日本電気株式会社	53,790,000	R4. 6. 30	R4. 6. 30 ~ R5. 3. 31	本業務は、日本電気(株)のパッケージ商品を本市独自の仕様カスタマイズしたシステムの機器を更新するものであり、その機器更新及びソフトウェアの改修については、本システムを構成するハードウェア・ソフトウェアに精通している必要があり、これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該機器を納品した日本電気(株)のみである。また、プログラムの著作権等の問題から他の事業者は情報を公開することも困難であるため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R4. 8. 10	消防車両架装部点検等業務(その1)	株式会社北海道モリタ	1,835,900	R4. 7. 28	R4. 7. 28 ~ R4. 11. 30	消防車両は、当局の消防活動上の必要性から、1台1台当局独自の仕様で製作され、専門的かつ特殊性の高い装置である架装部を含め、複雑に構成されている。 本業務における点検及び検査は、それら複雑に構成された消防車両の架装部を良好な状態に保持し、消火能力を始めとする本市の消防力を維持することが目的である。 点検等の実施業者については、架装部に関する設計図等を含めた専門的な知識、点検等の技術及び点検等を適切に実施できる専門器具を有するほか、各装置の構造を熟知していることが求められる。 本業務の対象車両全20台のうち16台は、上記選定事業者が製作した車両である。また、4台については、令和4年4月に解散(廃業)した田井自動車工業株式会社が製作した車両であり、同社車両メンテナンス及び部品供給については、令和4年6月から、上記選定事業者が同社から点検等に必要関係設計図等の引き継ぎを受け、対応している。 以上のことから、上記選定事業者以外にこの業務を履行できず、契約の性質又は目的が競争入札に適さないと判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R4. 9. 14	回転翼航空機(レオナルド式AW139型)の定期耐空検査等に係る整備業務(追加整備)	東邦航空株式会社	20,049,158	R4. 8. 25	R4. 8. 25 ~ R4. 8. 31	令和4年8月31日までを履行期間とする整備業務は、受託者の東邦航空株式会社の工場で行っており、7月11日から12日までに行われた中間検査の結果、部品交換及び修理を要する不具合が、34項目報告されました。 現在、機体は、受託者工場内で分解された状態であり、受託者が不具合内容を熟知していることを考慮すると、引き続き、同者に追加整備を実施させることにより、品質の確保、整備期間の短縮及び経費の節減が見込まれ、競争入札に付するよりも有利と認められます。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R4. 10. 12	札幌市消防局バーチャルコンテンツ制作業務	株式会社東急エージェンシー	7,299,600	R4. 9. 12	R4. 9. 12 ~ R5. 1. 31	本委託業務については、消防の仕事や市民に対する訓練指導業務等を理解した上で、VR等の先進的な技術を活用した新たな手法により効果的に消防の魅力を広め、火災予防の普及啓発を行う方法を提案するという点において、高度な創造性及び高い技術力が必要である。かつ、類似業務や映像製作、Webデザイン等の経験等による豊富な知識が必要であることから、公募型企画競争により契約候補者を決定し、随意契約を締結することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R5. 2. 22	暴風&3D体験コーナー機器交換業務	株式会社フジヤ	1,089,000	R5. 2. 3	R5. 2. 3 ~ R5. 3. 17	本業務の対象となる機器は、本市独自の仕様に基づき(株)フジヤが製作し納品したものである。当該機器の保守については、当該機器を構成するハードウェア・ソフトウェアに精通している必要があり、これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該機器を納品した(株)フジヤのみである。また、プログラムの著作権等の問題から他の事業者は情報を公開することも困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R4. 11. 23	路面電車ラッピング施工作业等業務	富士フィルムイメージングシステムズ株式会社	1,298,000	R4. 11. 1	R4. 11. 1 ~ R4. 12. 16	(1) 本業務の対象となる路面電車は、特殊な形状及び大きさを有していることに加え、新型低床車両(シリウス)への側面全体のラッピングが初の試みであること。 (2) 他の車両運行に影響がでないよう短い施工期間において各作業を実施しなければならないことに加え、その施工には高度な技術が必要であること。 (3) 本業務の確実な履行を担保するため、令和4年度～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「役務(一般サービス業)」に登録のあるものから、過去に路面電車のラッピング業務(民間広告等を含む。)の実績がある者をすべて指名し、指名競争入札を予定していたところ、入札の意向を示したのは1社のみで、他2社からは辞退届の提出がなされたほか、残る1社は入札書及び辞退届のいずれについても期限までの提出がなく、当該指名競争入札は中止となったこと。 以上、上記(1)～(3)のとおり、本事業の実施は競争入札に適しないものと認め、上記選定事業者を特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	中) 市民部地域振興課 011-205-3221
R4. 4. 20	中央区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	10,764,000	R4. 4. 7	R4. 4. 11 ~ R4. 11. 30	臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	中) 土木部維持管理課 011-614-5800

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.5.25	道道札幌環状線法面調査業務	株式会社エーティック	9,218,000	R4.5.13	R4.5.13 ~ R5.3.15	道道札幌環状線道路区域に位置する南16条西19丁目の法尻には、石積擁壁が敷設されているが、本年1月、擁壁が崩落したことから、現在は大型土のうにて仮復旧対応している。 当該地は土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)に指定されており、擁壁崩落箇所の法面においては平時の湧水や斜面のクラック等の土砂災害の兆候も散見され、法面の地盤変動が関連している可能性が高い。本業務は、石積擁壁崩落の原因調査及び、融雪水による更なる災害を未然に防ぐことを目的として法面の変状等の経過観測・対策工法の検討を行うものであるが、地下水位の急激な変動による土砂災害の危険性があるため、早急な対応が必要である。 上記選定事業者は、「令和3年度中央区防災総点検・防災カルテ作成業務」を受託しており、また、当該地の直近の現状確認を行っていることから現場条件を把握しているため、早急に業務を着手することが可能である。 ついで、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、左記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	中) 土木部維持管理課 011-614-5800
R4.9.7	苗穂駅自由通路窓ガラス清掃業務	北海道クリーン・システム株式会社	1,760,000	R4.6.16	R4.7.1 ~ R4.11.30	苗穂駅自由通路は、JR本線に架かる通路(空中歩廊)であり、本市で維持管理を行っている施設である。当該施設の通路外となる窓ガラスの清掃業務については、JR線路上での作業となることから、JR北海道の許可を取ったうえ、き電停止(線路上の電気系統の遮断)を行って線路閉鎖(一定区間に列車等を入れない)の措置をし、かつ見張り員等を配置するなどの措置が必要である。 更に、作業上の不備(清掃用具の落下や施設の破損など)によって、列車運行に重大な影響を与えるおそれがあることから、JR関連業務の経験、知識や装備を有することが不可欠であり、上記業者以外にはJR北海道の許可が下りない状況である。 このことから、左記事業者を特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	中) 土木部維持管理課 011-614-5800
R4.11.2	道道札幌環状線法面補修検討業務	株式会社エーティック	8,118,000	R4.9.30	R4.9.30 ~ R5.3.15	道道札幌環状線道路区域に位置する南16条西19丁目の法尻には、石積擁壁が敷設されているが、本年1月、擁壁が崩落したことから、現在は大型土のうにて仮復旧対応し、別途発注の「道道札幌環状線法面調査業務」(以下「法面調査業務」という。)にて法面の変状等の経過観察を令和5年3月まで行う予定となっている。 本業務は必要な工法の設計計画を早急に検討し、次年度に対策工事を行う準備をすることを目的としている。 本業務においては、法面調査業務での解析結果等を用いながら設計を進める必要があり、相互の迅速かつ緊密な情報共有が必要となる。左記業者は法面調査業務を担当していることから、本業務を遂行できる唯一の業者である。 つきましては、本業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定のうち「その契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの」、かつ第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当するため、左記業者へ特命することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	中) 土木部維持管理課 011-614-5800
R4.11.9	釧路地区雪堆積場管理業務	ソリトン・野田特定共同企業体	44,946,000	R4.10.27	R4.11.1 ~ R5.7.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	中) 土木部維持管理課 011-614-5800
R4.11.9	釧路東部地区雪堆積場管理業務	札幌建設運送株式会社	14,300,000	R4.10.27	R4.11.1 ~ R5.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	中) 土木部維持管理課 011-614-5800
R4.7.20	北区歴史と文化の八十八瀬再整備業務	凸版印刷株式会社	10,252,000	R4.7.5	R4.7.5 ~ R5.3.31	当業務の実施に当たっては、ICTの活用や観光分野との連携などを実施内容としており、広範囲かつ高度な専門的知識と豊富な経験が求められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される価格による競争入札等には適さない業務である。 このため、公募型企画競争により契約候補者を決定し、その者と随意契約を締結することとした。 問題点や課題の把握、各施策の内容、ICTの活用や業務内容の連携等の観点から選定委員会が審査した結果、左記事業者の評価が最も高かったことから、随意契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	北) 市民部地域振興課 011-757-2407
R4.5.18	北区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	18,258,240	R4.4.8	R4.4.11 ~ R4.11.30	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在が札幌市内にあるもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	北) 土木部維持管理課 011-771-4211
R4.11.9	上篠路第2地区雪堆積場管理業務	共同・丸新特定共同企業体	54,560,000	R4.10.28	R4.11.1 ~ R5.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	北) 土木部維持管理課 011-771-4211
R4.11.9	拓北第2地区雪堆積場管理業務	テクノ・共立・マルホン北英・北星・日本マーキング特定共同企業体	94,963,000	R4.10.28	R4.11.1 ~ R5.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	北) 土木部維持管理課 011-771-4211

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.11.9	石狩市緑沼台地区雪堆積場管理業務	北創・一二三・丸輝・明和特定共同企業体	34,210,000	R4.10.28	R4.11.1 ~ R5.5.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	北) 土木部維持管理課 011-771-4211
R5.3.15	東区民センター分室清掃・警備業務	株式会社日立ビルシステム	1,656,600	R5.3.3	R5.4.1 ~ R6.3.31	東区民センター分室として本市が区分所有している北10条市街地住宅併存施設(通称「村川ビル」)は、本市のほか、JBEホールディングス株式会社、株式会社北洋銀行の3者による共有物件である。当該物件の共用部分、付属施設及び敷地の維持管理については、JBEホールディングス株式会社が株式会社北洋銀行負担分を含め株式会社ゴーランドに委託しており、そのうち共用部分の清掃及び警備は、株式会社ゴーランドが株式会社日立ビルシステム北海道支社に業務委託している。 については、市専有部分である東区民センター分室の清掃及び警備についても、共有部分の清掃・警備を担っている株式会社日立ビルシステム北海道支社に委託し、清掃・警備業務を一体的に行わせることが、合理的かつ経済的に極めて有利であるため、株式会社日立ビルシステム北海道支社を相手方として特定するものである。 (地方自治法施行令167条の2第1項第6号)	東) 市民部総務企画課 011-741-2409
R5.3.15	札幌市東区民センター分室維持管理業務	株式会社ゴーランド	3,161,270	R5.3.3	R5.4.1 ~ R6.3.31	東区民センター分室として本市が区分所有している北10条市街地住宅併存施設(通称「村川ビル」)は、本市のほか、JBEホールディングス株式会社、株式会社北洋銀行の3者による共有物件であり、当該物件の共用部分の維持管理については、JBEホールディングス株式会社が担当し、持分を有する者が持分に応じて費用を負担することとなっている。 維持管理業務の実施にあたっては、JBEホールディングス株式会社が株式会社北洋銀行負担分も含め、子会社である株式会社ゴーランドに継続して委託しており、本市からの業務発注先についても同社を指定されている。 については、本業務が履行可能であるのは、株式会社ゴーランドのみであることから、株式会社ゴーランドを相手方として特定するものである。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	東) 市民部総務企画課 011-741-2409
R5.4.5	元町まちづくりセンター運営業務	札幌市東区元町まちづくり連合会	9,705,500	R5.3.28	R5.4.1 ~ R6.3.31	まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱(平成20年9月22日市民まちづくり局理事決裁)第5条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。 元町まちづくりセンター所管区域において、この要件を満たす団体は「札幌市東区元町まちづくり連合会」のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	東) 市民部地域振興課 011-741-2429
R5.4.5	栄東まちづくりセンター運営業務	栄東地区まちづくり未来会議	9,642,000	R5.3.28	R5.4.1 ~ R6.3.31	まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱(平成20年9月22日市民まちづくり局理事決裁)第5条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。 栄東まちづくりセンター所管区域において、この要件を満たす団体は「栄東地区まちづくり未来会議」のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	東) 市民部地域振興課 011-741-2429
R4.4.20	東区自転車誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	10,038,600	R4.4.5	R4.4.12 ~ R4.11.18	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令167条の2第1項第3号)	東) 土木部維持管理課 011-781-3521
R4.11.9	上篠路地区雪堆積場管理業務	丸彦渡辺・丸二森建 特定共同企業体	128,139,000	R4.10.28	R4.11.1 ~ R5.7.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	東) 土木部維持管理課 011-781-3521
R4.11.9	モエレ東地区雪堆積場管理業務	市川 三綱・光和 楠木特定共同企業体	28,600,000	R4.10.28	R4.11.1 ~ R5.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	東) 土木部維持管理課 011-781-3521
R4.11.9	モエレ地区雪堆積場管理業務	大同・中大・岩田地崎・板谷特定共同企業体	21,010,000	R4.10.31	R4.11.1 ~ R5.7.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	東) 土木部維持管理課 011-781-3521
R5.3.22	栄町駅交通広場清掃業務	株式会社シムス	1,293,600	R5.3.13	R5.4.1 ~ R6.3.31	当該清掃業務は対象面積が狭小であり、作業の所要時間が1時間に満たないことから、当該業務箇所のための人員配置を行う場合、作業内容に比して過剰となる人員を常駐させるか、作業員の移動を繰り返す必要が生じ、経費が高額となる。このため、当該業務箇所と隣接している、交通局発注の駅舎清掃業務(栄町清掃区)を、令和3年10月1日から令和6年9月30日まで受託している左記事業者と契約することにより、作業員の共有が可能となり、大幅に経費を削減することができる。 (地方自治法施行令167条の2第1項第6号)	東) 土木部維持管理課 011-781-3521

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5. 4. 12	白石区複合庁舎まちづくりイベント広場管理運営・企画調整業務	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	3,436,400	R5. 3. 28	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本業務は、白石区複合庁舎地下2階「まちづくりイベント広場」(以下「広場」という。))において、利用者が効果的なイベントを実施することができるよう、広場の管理運営、企画調整、情報発信等を行うコーディネーターを配置するものである。 本業務の実施に当たっては、白石区複合庁舎まちづくりイベント広場等利活用協議会(以下「協議会」という。))での議論を踏まえ、多世代交流の積極的な推進が必要となることから、児童会館や若者支援センターなどの支援機関との連携が必須となる。 当該法人は、児童会館及び、各年齢層が利用する様々な施設の運営を受託しており、協議会が求める各年齢層を横断した連携を図る上で最も適した団体である。また、「ポプラ若者活動センター」を白石区複合庁舎の隣接地で運営し、地域に密着して若者の活動を支援してきた実績があり、これまでに築いたネットワークを生かし、協議会が掲げる様々な多世代交流を効率的に実現することが可能である。 さらに、当課の隣接地に立地していることから、日々密接かつ迅速な連携を実現している。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約といたしたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	白)市民部地域振興課 011-861-2422
R4. 11. 9	白石区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	14,876,160	R4. 4. 5	R4. 4. 8 ~ R4. 11. 25	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	白)土木部維持管理課 011-864-8125
R4. 11. 9	白石駅自由通路・柏山跨線人道橋窓ガラス等清掃業務	北海道クリーン・システム株式会社	2,563,000	R4. 7. 6	R4. 7. 6 ~ R4. 11. 30	白石駅自由通路及び柏山跨線人道橋は、JR本線に架かる通路(空中歩廊)であり、本市で維持管理を行っている施設である。当施設の通路外となる窓ガラス清掃については、JR線路上での作業となることからJR北海道の許可を取つたうえ、き電停止(線路上の電気系統の遮断)を行って線路閉鎖の措置をし、かつ見張りお等を配置するなどの措置が必要である。さらに作業上の不備によっては列車運行に重大な影響を与えるおそれがあることから、JR関連業者の経験、知識や装備を有することが不可欠であり左記業者以外にはJR北海道の許可が下りない状況であることから左記業者を特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	白)土木部維持管理課 011-864-8125
R5. 3. 15	厚別区役所等じん荼収集運搬業務(単備契約)	一般財団法人 札幌市環境事業公社	1,489,565	R5. 3. 9	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	当該業務を履行することが可能な事業者は、札幌市の許可を受けた1社のみであるため。 ※ 事業系一般廃棄物の収集運搬は、「収集運搬体制の集約化について」(平成6年3月1日、札リ指第556号)により、左記事業者に集約化されている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	厚)市民部総務企画課 011-895-2419
R4. 9. 7	厚別区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	7,464,600	R4. 4. 6	R4. 4. 11 ~ R4. 11. 30	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	厚)土木部維持管理課 011-897-3800
R5. 8. 9	もみじ台南地区雪堆積場管理業務	ケンウン・北日本・佐興・柴田特定共同企業体	39,270,000	R4. 10. 28	R4. 11. 1 ~ R5. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に存在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	厚)土木部維持管理課 011-897-3800
R5. 8. 9	大曲地区雪堆積場管理業務	開発運輸・日本国土・拓友道路・里塚総業・北星特定共同企業体	70,400,000	R4. 10. 28	R4. 11. 1 ~ R5. 7. 31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に存在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	厚)土木部維持管理課 011-897-3800
R5. 3. 29	豊平区第20回統一地方選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務	七玖産業株式会社	25,133,339	R5. 2. 20	R5. 3. 20 ~ R5. 4. 19	豊平区第20回統一地方選挙がスター掲示場製作設置及び撤去業務の一般競争入札については、入札参加者がなかったため不調となり、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約に移行した。 なお、資格要件、仕様内容の再検討を行ったが、選挙期日等の期限があり、仕様の変更も行えないため入札をやり直すことは不可能である。 その後、本業務を履行可能な事業者が唯一者見つかったもので、他に契約の相手方を得ることが出来ない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第8号)	豊)市民部総務企画課 011-822-2405
R4. 5. 11	豊平区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	9,678,240	R4. 4. 11	R4. 4. 18 ~ R4. 11. 14	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	豊)土木部維持管理課 011-851-1681
R4. 12. 14	滝川南地区雪堆積場管理業務	水谷・藤井・大伸・内村・ネオアジア特定共同企業体	73,150,000	R4. 10. 31	R4. 11. 1 ~ R5. 8. 31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に存在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	豊)土木部維持管理課 011-851-1681
R4. 12. 14	西岡第2地区雪堆積場管理業務	杉原・北央道路特定共同企業体	21,010,000	R4. 10. 31	R4. 11. 1 ~ R5. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に存在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	豊)土木部維持管理課 011-851-1681
R4. 12. 14	真栄ハイテクヒル地区雪堆積場管理業務	新立大一興業株式会社	20,900,000	R4. 10. 31	R4. 11. 1 ~ R5. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に存在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	豊)土木部維持管理課 011-851-1681

※(単備契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5. 1. 25	真幌内第2地区雪堆積場管理業務	宮浦ほか4社特定共同企業体	12,243,000	R4. 10. 31	R4. 11. 1 ~ R5. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	豊) 土木部維持管理課 011-851-1681
R4. 12. 14	札幌ドーム関連道路施設等維持除雪業務	株式会社札幌ドーム	3,498,000	R4. 11. 30	R4. 12. 1 ~ R5. 3. 31	本業務は、札幌ドームの敷地に接続する札幌ドーム羊ヶ丘連絡橋等の冬期路面維持管理を行うものであるが、現在委託中の『札幌ドーム関連道路施設等維持管理業務』と同一区域である。そのため、複数の受託者が同時に業務を履行した場合、連携が図れないため非効率で緊急対応も遅くなるほか、経費面でも不利であることから、『札幌ドーム関連道路施設の維持管理等に関する協定書』の第4条及び第10条に従い、現在受託している当該業者と随意契約を締結するものとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	豊) 土木部維持管理課 011-851-1681
R5. 4. 12	札幌ドーム関連道路施設等維持管理業務	株式会社札幌ドーム	6,743,000	R5. 3. 27	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本業務は、札幌ドーム歩道橋、札幌ドーム前広場等の清掃及び、その付帯施設である監視カメラや警報装置・エレベーター等の保守点検を行う業務である。 これらは、札幌ドーム運営(イベント)との連携の必要性が高いことから、イベント等との効率的な連携を図ることができ、緊急時に迅速な対応ができる事業者者に委託する必要がある。これらのことを踏まえたうえで、平成13年5月に締結された「札幌ドーム関連道路施設の維持管理等に関する協定」の第4条及び第5条に、維持管理については株式会社札幌ドームに委託するものとされていることから、選定事業者としたものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	豊) 土木部維持管理課 011-851-1681
R4. 11. 9	有明地区雪堆積場管理業務	株式会社東陽工業	15,730,000	R4. 10. 28	R4. 11. 1 ~ R5. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	清) 土木部維持管理課 011-888-2800
R4. 11. 9	白旗山地区雪堆積場管理業務	丸エム南・新太平洋・ST特定共同企業体	23,518,000	R4. 10. 28	R4. 11. 1 ~ R5. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	清) 土木部維持管理課 011-888-2800
R4. 11. 9	白旗山第3地区雪堆積場管理業務	ノース・共創特定共同企業体	14,190,000	R4. 10. 28	R4. 11. 1 ~ R5. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	清) 土木部維持管理課 011-888-2800
R4. 11. 9	真菜芙蓉地区雪堆積場管理業務	開発運輸・坂井・鈴木東建特定共同企業体	26,620,000	R4. 10. 28	R4. 11. 1 ~ R5. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	清) 土木部維持管理課 011-888-2800
R4. 11. 9	有明第2地区雪堆積場管理業務	新立大一・山王・北土・公清特定共同企業体	52,580,000	R4. 10. 31	R4. 11. 1 ~ R5. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	清) 土木部維持管理課 011-888-2800
R4. 11. 9	白旗山第2地区雪堆積場管理業務	真菜・松平・園建・南香園・日本緑化工特定共同企業体	26,070,000	R4. 10. 31	R4. 11. 1 ~ R5. 7. 31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	清) 土木部維持管理課 011-888-2800
R4. 4. 27	南区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	4,327,439	R4. 4. 8	R4. 4. 11 ~ R4. 11. 18	臨時かつ短期的な就業又は、その他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため左記事業者に特定随意契約を行うこととする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	南) 土木部維持管理課 011-581-3811
R4. 11. 9	駒岡地区雪堆積場管理業務	有限会社ソニア工業	12,875,500	R4. 10. 26	R4. 11. 1 ~ R5. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	南) 土木部維持管理課 011-581-3811

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.11.9	釧路地区雪堆積場管理業務	浅野・豊松吉特定共同企業体	15,356,000	R4.10.26	R4.11.1 ~ R5.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	南) 土木部維持管理課 011-581-3811
R4.11.9	釧路地区雪堆積場管理業務	南輝建設株式会社	16,610,000	R4.10.28	R4.11.1 ~ R5.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	南) 土木部維持管理課 011-581-3811
R4.11.9	真駒内地区雪堆積場管理業務	大伸・内村・ネオアジア特定共同企業体	23,980,000	R4.10.28	R4.11.1 ~ R5.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	南) 土木部維持管理課 011-581-3811
R4.12.14	定山溪三笠スキー場ロッジ等管理業務	一般社団法人 定山溪観光協会	2,002,000	R4.11.30	R4.12.21 ~ R5.3.31	・本業務は、施設の管理のみならず、緊急事態の発生等、不測の事態の際に迅速かつ確実に対応する必要があること。 ・当法人は、定山溪地区の観光の健全な発展に寄与することを目的とした法人であり、長年にわたり定山溪三笠スキー場を良好に維持管理しており、極めて信頼の高い団体である。 ・当法人は、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されていないが、ロッジ近傍に事務所・人員を配置し、ホテルや旅館、各種施設等が加盟している定山溪地区を熟知する団体である。このため、緊急時や傷病者発生時に迅速かつ加盟者間の連携対応が可能であり、利用者保護が図られること。 ・当法人は、日頃から札幌・定山溪観光の情報提供やニーズの把握を行っており、観光振興と一体となった管理運営ができること。 ・以上のことから、本業務を円滑に履行できるのは当法人のみであることから特定したい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	南) 土木部維持管理課 011-581-3811
R4.12.14	藻岩山スキー場南斜面休憩舎管理業務	株式会社りんゆう観光	2,365,000	R4.12.1	R4.12.14 ~ R5.3.26	・本業務は、施設来場者に対する安全管理のみならず、緊急事態や傷病者の発生時等、不測の事態の際に迅速かつ確実に対応する必要がある。 ・(株)りんゆう観光は、藻岩山スキー場管理運営協議会の構成員であり、同社職員が、全体の責任者である藻岩山スキー場管理事務所長として選出されており、藻岩山スキー場を総合的に運営している。また同社は、現地北側の会社事務所に多くの人員を配置しており、市民ロッジとも連携した緊急対応等が可能であること。 ・(株)りんゆう観光は、昭和35年に藻岩山スキー場にリフトを敷設し、これまで長年にわたり施設管理や運営を行っており、併せて場内パトロールや駐車場の管理なども実施していることから、利用者に対するニーズの把握や情報提供等を的確に実施することが可能であり、休憩舎の管理運営において利用者のサービス向上に最も寄与する団体であること。 ・以上のことから、本業務を円滑に履行できるのは当団体のみであることから特定したい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	南) 土木部維持管理課 011-581-3811
R5.2.22	エドウィン・ダン記念館説明案内業務	エドウィン・ダンの会	2,376,000	R5.2.16	R5.4.1 ~ R6.3.31	当業務は、記念館の維持管理のみならず、館内展示物およびエドウィン・ダンについての説明案内等を必要とし、その履行にあたり、次の条件を満たす必要がある。 ・エドウィン・ダンおよび北海道開拓当時の知識を有し、かつ真駒内地域の歴史について知見があること。 ・エドウィン・ダンおよび北海道開拓当時の歴史について、情報の収集や提供ができること。 ・利用者からの問い合わせ等に的確に対応できること。 ・左記団体（「エドウィン・ダンの会」（参加資格者外））は、日頃からエドウィン・ダンおよび北海道開拓当時や真駒内地域の歴史について研鑽し、自主活動も行うなど、知識・能力を有しており、また平成24年度以降、当業務に対し誠実に契約履行を実施しており、当業務を円滑に履行できるのは当団体のみであることから特定したい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	南) 土木部維持管理課 011-581-3811
R4.6.8	西区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	8,921,640	R4.4.8	R4.4.11 ~ R4.11.30	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	西) 土木部維持管理課 011-667-3201
R4.11.23	西野4条10丁目宅地内L型擁壁クラック補修検討業務	メルテックコンサルタント株式会社	1,518,000	R4.10.7	R4.10.7 ~ R4.11.4	令和元年6月に宅地内に設置したL型擁壁について、令和4年9月にクラック及び錆汁の発生が確認された。このことから、擁壁内部の鉄筋の腐食が懸念され、早急に補修を実施しなければ、本擁壁の構造に重大な影響を及ぼす危険性が予想される。よって、緊急に補修の検討を実施する必要がある。 当該業者は、震度以上の地震が発生した際に土木施設の緊急、応急対策に係る点検・調査を行うことを目的とした連携協定を締結している札幌市設計同友会の構成員であることから、土木施設の緊急的な対策に精通していることはもとより、常日頃から当該と災害時の訓練を行うなど、密な連携が図られており、工期の短縮や経費の節減等が認められる。このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、メルテックコンサルタント株式会社を相手方として随意契約を行うもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	西) 土木部維持管理課 011-667-3201

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.11.9	平和地区雪堆積場管理業務	株式会社坂ノ下興業	15,070,000	R4.10.28	R4.11.1 ~ R5.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	西) 土木部維持管理課 011-667-3201
R4.11.9	平和第2地区雪堆積場管理業務	株式会社坂ノ下興業	17,600,000	R4.10.28	R4.11.1 ~ R5.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	西) 土木部維持管理課 011-667-3201
R4.11.9	前田第2地区雪堆積場管理業務	八甲・丸源三上・マルコー特定共同企業体	15,070,000	R4.10.31	R4.11.1 ~ R5.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	西) 土木部維持管理課 011-667-3201
R4.11.9	西野平和地区雪堆積場管理業務	花井組ほか2社特定共同企業体	26,730,000	R4.10.31	R4.11.1 ~ R5.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	西) 土木部維持管理課 011-667-3201
R4.11.9	福井地区雪堆積場管理業務	北陽・北海道ロード・佐野特定共同企業体	23,705,000	R4.10.31	R4.11.1 ~ R5.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	西) 土木部維持管理課 011-667-3201
R4.7.13	手稲区総合庁舎で使用使用する電力(単価契約)	北海道電力ネットワーク株式会社	3,044,216	R4.6.28	R4.7.1 ~ R4.8.31	契約解除により、契約残期間において履行可能な小売電気事業者がないため (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	手) 市民部総務企画課 011-681-2425
R4.9.21	手稲区総合庁舎で使用使用する電力(単価契約)	北海道電力ネットワーク株式会社	17,144,961	R4.8.29	R4.9.1 ~ R5.6.30	契約解除により、契約残期間において履行可能な小売電気事業者がないため (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	手) 市民部総務企画課 011-681-2425
R4.10.12	前田まちづくりセンター等で使用する電力(単価契約)	北海道電力株式会社	2,484,292	R4.7.22	R4.10.1 ~ R5.9.30	入札不調により相手方が決定せず、低圧電力のセーフティネットである北海道電力株式会社に対し、電力供給をお願いせざるを得ない状況となり、電力調達が可能な業者が1者に特定されるため (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	手) 市民部地域振興課 011-681-2445
R4.4.13	手稲駅自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	6,726,720	R4.4.2	R4.4.4 ~ R4.11.30	臨時的かつ短期間な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	手) 土木部維持管理課 011-681-4011
R4.9.7	手稲駅自由通路で使用使用する電力(単価契約)	北海道電力ネットワーク株式会社	1,088,703	R4.5.25	R4.6.1 ~ R4.7.31	契約解除により一般競争入札を行ったが不調となったため、再度入札の間履行可能な小売電気事業者がないため (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	手) 土木部維持管理課 011-681-4011
R4.9.7	手稲駅自由通路で使用使用する電力(単価契約)	北海道電力ネットワーク株式会社	6,209,308	R4.7.28	R4.8.1 ~ R5.3.21	契約解除により一般競争入札を二度行ったが不調となり、履行可能な小売電気事業者がないため (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	手) 土木部維持管理課 011-681-4011
R4.10.5	手稲区土木センターで使用使用する電力(単価契約)	北海道電力ネットワーク株式会社	4,918,167	R4.9.27	R4.10.1 ~ R5.9.30	一般競争入札不調であり、他の電力会社については新規契約を受付していないことを確認したため、最終保証契約の申し込みに至った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	手) 土木部維持管理課 011-681-4011
R4.11.9	前田第3地区雪堆積場管理業務	スペース・男・日本庭園特定共同企業体	28,380,000	R4.10.27	R4.11.1 ~ R5.7.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	手) 土木部維持管理課 011-681-4011
R4.11.9	前田地区雪堆積場管理業務	丸源三上・八甲・西岡昭特定共同企業体	31,900,000	R4.10.28	R4.11.1 ~ R5.7.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	手) 土木部維持管理課 011-681-4011
R4.11.9	山口東地区雪堆積場管理業務	大八拓殖・東海建設・寿特定共同企業体	11,385,000	R4.10.31	R4.11.1 ~ R5.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	手) 土木部維持管理課 011-681-4011

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.11.9	前田第5地区雪堆積場管理業務	全幸・大東・ライフユーズ・日本マーケティング特定共同企業体	22,385,000	R4.10.31	R4.11.1 ~ R5.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	手) 土木部維持管理課 011-681-4011
R4.11.9	手稲山口地区雪堆積場管理業務	大泉組・大八拓殖工業特定共同企業体	51,260,000	R4.10.31	R4.11.1 ~ R5.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	手) 土木部維持管理課 011-681-4011
R5.3.22	手稲駅自由通路で使用使用する電力(単価契約)	北海道電力ネットワーク株式会社	2,323,554	R5.2.28	R5.3.1 ~ R5.5.31	以前締結した最終保証契約の履行期間が満了したが、一般競争入札を行い契約先が決まるまでの間、供給業者がいなかったため。本来は3月21日まで申し込みしていたが、北海道電力ネットワークより3月1日付で手続きしてほしいとの申立てがあり、3月1日付で前回申し込みを廃止し同日付で新規申し込みを行った。 (地方自治法施行令167条の2第1項第5号)	手) 土木部維持管理課 011-681-4011
R4.5.18	学校用無線LAN環境保守運用業務	東日本電信電話株式会社	62,723,760	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	市立学校等における無線LANネットワークについては、普通教室、特別支援教室、特別教室及び職員室等に無線LANアクセスポイントを設置することにより、教員、児童及び生徒が無線LAN環境下でタブレット端末を活用することを可能としている。 本業務の履行にあたっては、本市の現行の無線LANネットワークの構成を熟知している必要があり、本要件を満たすのは、無線LAN環境の初期構築を担った当該事業者のみである。 以上から、本業務を履行できるのは、当該業者をおいて他にはなく、特例政令第11条第1項第1号に該当するため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	教) 生涯学習部総務課 011-211-3826
R4.5.18	札幌市学校用ネットワーク回線調達業務	東日本電信電話株式会社	153,125,280	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	各市立学校及び幼稚園等の学校用ネットワークにおいては、本市が整備したネットワーク設備に本業務にて調達する公衆回線を接続することによって、学校間、学校とネットワークセンター間等の拠点間の通信を実現している。 本業務によって調達する回線は、閉域網内で構成することに加え、各校に設置された既存のIP電話を継続的に利用できるように、本要件を満たすことのできる回線を有するのは当該事業者のみである。 以上から、本業務を履行できるのは、当該業者をおいて他にはなく、特例政令第11条第1項第1号に該当するため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	教) 生涯学習部総務課 011-211-3826
R4.5.18	札幌市学校用ネットワークセンター運用管理業務	札幌総合情報センター株式会社	335,830,000	R4.4.1	R4.4.1 ~ R5.3.31	本業務を行うにあたっては、ネットワーク構成、セキュリティ対策及びアカウント管理等の、学校用ネットワーク固有の専門的な知識やノウハウを有していることが不可欠であり、これらの技術的な知識やノウハウを持たない業者からの調達では、学校用ネットワークの状況の把握等に膨大な時間と費用を要することから、障害発生時に迅速に対応できないなど、業務履行に著しい支障が生じ、学校業務の円滑な実施が損なわれることとなる。 以上から、本業務を迅速かつ安全に履行できるのは、当該業者をおいて他にはなく、特例政令第11条第1項第1号に該当するため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	教) 生涯学習部総務課 011-211-3826
R4.11.2	校務用コンピュータ・システム(202208-202303再)ブロックS(月額契約)	F L C S株式会社	907,280	R4.6.30	R4.8.1 ~ R5.3.31	令和4年7月31日をもって、リース契約期間が満了する「校務用コンピュータ・システムS(2080-3407)」については、次期システムへの更新の完了時期が令和4年度末となり、それまでの期間、機器を継続して使用することができるよう、再リース契約を締結する必要がある。 令和4年8月1日以降も継続して使用するためには、改めて再リース契約を締結する必要があるが、これを提供できる業者は1社のみであり、「地方自治法施行令167条の2第1項第2号」に該当するため、同社を特命する。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	教) 生涯学習部総務課 011-211-3826
R4.11.2	校務用コンピュータ・システム(202208-202303再)ブロックI(月額契約)	F L C S株式会社	1,044,560	R4.6.30	R4.8.1 ~ R5.3.31	令和4年7月31日をもって、リース契約期間が満了する「校務用コンピュータ・システムI(2080-3407)」については、次期システムへの更新の完了時期が令和4年度末となり、それまでの期間、機器を継続して使用することができるよう、再リース契約を締結する必要がある。 令和4年8月1日以降も継続して使用するためには、改めて再リース契約を締結する必要があるが、これを提供できる業者は1社のみであり、「地方自治法施行令167条の2第1項第2号」に該当するため、同社を特命する。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	教) 生涯学習部総務課 011-211-3826
R4.11.2	校務用コンピュータ・システム(202208-202303再)ブロックJ(月額契約)	NECキャピタルソリューション株式会社	1,540,000	R4.6.30	R4.8.1 ~ R5.3.31	令和4年7月31日をもって、リース契約期間が満了する「校務用コンピュータ・システムJ(2080-3407)」については、次期システムへの更新の完了時期が令和4年度末となり、それまでの期間、機器を継続して使用することができるよう、再リース契約を締結する必要がある。 令和4年8月1日以降も継続して使用するためには、改めて再リース契約を締結する必要があるが、これを提供できる業者は1社のみであり、「地方自治法施行令167条の2第1項第2号」に該当するため、同社を特命する。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	教) 生涯学習部総務課 011-211-3826
R4.11.2	校務用コンピュータ・システム(202208-202303再)ブロックL(月額契約)	F L C S株式会社	1,180,960	R4.6.30	R4.8.1 ~ R5.3.31	令和4年7月31日をもって、リース契約期間が満了する「校務用コンピュータ・システムL(2080-3407)」については、次期システムへの更新の完了時期が令和4年度末となり、それまでの期間、機器を継続して使用することができるよう、再リース契約を締結する必要がある。 令和4年8月1日以降も継続して使用するためには、改めて再リース契約を締結する必要があるが、これを提供できる業者は1社のみであり、「地方自治法施行令167条の2第1項第2号」に該当するため、同社を特命する。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	教) 生涯学習部総務課 011-211-3826
R4.11.2	校務用コンピュータ・システム(202208-202303再)ブロックM(月額契約)	NECキャピタルソリューション株式会社	1,496,000	R4.6.30	R4.8.1 ~ R5.3.31	令和4年7月31日をもって、リース契約期間が満了する「校務用コンピュータ・システムM(2080-3407)」については、次期システムへの更新の完了時期が令和4年度末となり、それまでの期間、機器を継続して使用することができるよう、再リース契約を締結する必要がある。 令和4年8月1日以降も継続して使用するためには、改めて再リース契約を締結する必要があるが、これを提供できる業者は1社のみであり、「地方自治法施行令167条の2第1項第2号」に該当するため、同社を特命する。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	教) 生涯学習部総務課 011-211-3826

令和4年度特定随意契約一覧

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.11.2	校務用コンピュータ・システム(202208-202303再)ブロックP(月額契約)	日通リース&ファイナンス株式会社	903,760	R4.7.8	R4.8.1 ~ R5.3.31	令和4年7月31日をもって、リース契約期間が満了する「校務用コンピュータ・システムP(2808-3407)」については、次期システムへの更新の完了時期が令和4年度末となり、それまでの期間、機器を継続して使用することができるよう、再リース契約を締結する必要がある。 令和4年8月1日以降も継続して使用するためには、改めて再リース契約を締結する必要があるが、これを提供できる業者は1社のみであり、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」に該当するため、同社を特命する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)生涯学習部総務課 011-211-3826
R4.11.2	校務用コンピュータ・システム(202208-202303再)ブロックR(月額契約)	株式会社HBA	1,003,904	R4.7.8	R4.8.1 ~ R5.3.31	令和4年7月31日をもって、リース契約期間が満了する「校務用コンピュータ・システムR(2808-3407)」については、次期システムへの更新の完了時期が令和4年度末となり、それまでの期間、機器を継続して使用することができるよう、再リース契約を締結する必要がある。 令和4年8月1日以降も継続して使用するためには、改めて再リース契約を締結する必要があるが、これを提供できる業者は1社のみであり、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」に該当するため、同社を特命する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)生涯学習部総務課 011-211-3826
R4.11.2	校務用コンピュータ・システム(202208-202303再)ブロックN(月額契約)	株式会社HBA	994,048	R4.7.8	R4.8.1 ~ R5.3.31	令和4年7月31日をもって、リース契約期間が満了する「校務用コンピュータ・システムN(2808-3407)」については、次期システムへの更新の完了時期が令和4年度末となり、それまでの期間、機器を継続して使用することができるよう、再リース契約を締結する必要がある。 令和4年8月1日以降も継続して使用するためには、改めて再リース契約を締結する必要があるが、これを提供できる業者は1社のみであり、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」に該当するため、同社を特命する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)生涯学習部総務課 011-211-3826
R4.11.2	校務用コンピュータ・システム(ファイルサーバ202211-202303再)(月額契約)	日通リース&ファイナンス株式会社	1,202,740	R4.7.26	R4.11.1 ~ R5.3.31	令和4年10月31日をもって、リース契約期間が満了する「校務用コンピュータ・システム(ファイルサーバ2811-3410)」については、次期システムへの更新の完了時期が令和4年度末となり、それまでの期間、機器を継続して使用することができるよう、再リース契約を締結する必要がある。 令和4年11月1日以降も継続して使用するためには、改めて再リース契約を締結する必要があるが、これを提供できる業者は1社のみであり、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」に該当するため、同社を特命する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)生涯学習部総務課 011-211-3826
R5.4.12	札幌市校務支援システムサービス提供業務(2023年度～2027年度)	株式会社HBA	713,721,360	R4.7.27	R4.7.27 ~ R10.3.31	本業務を行うにあたっては、現行の校務支援システム固有の専門的な知識やノウハウを有していることが不可欠であり、これらの技術的な知識やノウハウを持たない業者からの調達では、現行の校務支援システムの状況の把握等に膨大な時間と費用を要することから、障害発生時に迅速に対応できないなど、業務履行に著しい支障が生じ、学校業務の円滑な実施が損なわれることとなる。 以上から、本業務を迅速かつ安全に履行できるのは、当該業者において他にはなく、特例政令第11条第1項第1号に該当するため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	教)生涯学習部総務課 011-211-3826
R5.4.19	市立学校一般廃棄物処理業務1	一般財団法人 札幌市環境事業公社	274,969,447	R5.2.27	R5.4.1 ~ R6.3.31	本市における一般ごみを含む事業系一般廃棄物の収集運搬については、当該公社のみが札幌市より許可を受け業務を行っているため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	教)生涯学習部学校施設課 011-211-3831
R5.4.19	学校施設利用管理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	56,894,508	R5.3.1	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、学校休業日に1回4時間程度の軽作業を行うものであり、随時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に大して、公益社団法人札幌市シルバー人材センターを契約することにより、就業の機械を提供し、その雇用の安定に寄与することができるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	教)生涯学習部学校施設課 011-211-3831
R4.6.15	「令和4年度進路探究学習オリエンタリング事業」に係る運営業務	北海道私立専修学校各種学校連合会札幌支部	9,242,500	R4.5.30	R4.5.30 ~ R5.2.24	ア 本事業は、最大1,700名の生徒を対象とすることから、生徒の多様な体験希望及び一か所当たりの受入体制を考慮すると、職業体験先と調整の上85講座以上を準備する必要がある。また、準備した講座の生徒用パンフレットを作成した上で、希望参加生徒の調整をするものである。 イ 札幌を中心とする石狩管内にある専修学校で組織されている北海道私立専修学校各種学校連合会札幌支部は、平成25年度から本事業の業務委託を受け、幅広い職種と指導に必要な人員を、実施期間中に揃えられる団体である。実施後のアンケート調査の分析からも、900人以上の生徒が、自分の興味、関心に応じて様々な分野の職業体験を行い、教育的な視点のもとに進路探究学習のねらいを達成し、個々の発達の段階を踏まえたキャリア教育を実施することができていることが分かる。また、北海道でも平成21年度から道内の中学生を対象とした職業体験を、専修学校を活用して行う「次世代人材職業体験推進事業」を同連合会に業務委託しており、同連合会は、職場体験に係る生徒の希望の集約、専修学校や各種学校への連絡・調整などの事務手続に関してもノウハウをもっている。 ウ 左記連合会札幌支部以外にも民間企業等の活用も考えられることから、平成25年度の当初委託検討時に、企画等を手掛ける企業に打診したが、いずれも「対象人数が多い割に準備や実施期間が短く中で職業体験先を調整準備するのは困難」との回答であり、現時点において対応可能な民間企業等はないものと考えられる。 エ 以上のことから、同連合会札幌支部に業務委託し、その加盟校において職業体験を実施することが適当と考える。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)学校教育推進課 011-211-3851
R4.11.23	きっぽろっ子スキーリサイクル2022 第2期配付運営業務	株式会社System Ampersand	1,100,000	R4.11.16	R4.11.16 ~ R5.1.27	本事業において配付予定のリサイクルスキー用具は、現在、左記事業者と契約し、リサイクルスキー用具の回収、整備・点検、配付を行っているところである。 当該事業者は、配付予定のリサイクルスキー用具について、運搬や配付、廃棄処理のノウハウを持っている。また現在、管理しているリサイクルスキー用具について、他の事業者へ運搬する際には余剰な費用の発生が見込まれる。 以上のことから、本追加配布についても、第1回の配布事業者と同じ左記事業者者に業務委託し、実施することが適当と考える。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)学校教育推進課 011-211-3851
R5.4.5	就学援助システム改修業務(就学援助費振込通知書の追加等)	株式会社アイティフォー	1,232,000	R5.3.27	R5.3.27 ~ R5.3.31	本業務の円滑な実施にあたっては、就学援助システム(以下、「本システム」という。)のプログラム構成やデータベース方式等について熟知していることが不可欠である。本システムは、株式会社アイティフォーが同社のパッケージ製品を本市向けにカスタマイズすることにより構築したシステムであり、システムの著作権が同社に帰属しているため、他の業者が本システムのデータベース構造、データベース方式、機能、特性及び制約条件を把握することはできず、本業務を履行することは不可能である。 以上のことから、本件委託業務の履行が可能なのは、上記選定事業者以外において他にないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)学校教育推進課 011-211-3851

※(単備契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5. 4. 12	就学援助システム運用保守業務	株式会社アイティフォー	1,848,000	R5. 3. 27	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本業務の円滑な実施にあたっては、就学援助システム(以下、「本システム」という。)のプログラム構成やデータベース方式等について熟知していることが不可欠である。本システムは、株式会社アイティフォーが同社のパッケージ製品を本市向けにカスタマイズすることにより構築したシステムであり、システムの著作権が同社に帰属しているため、他の業者が本システムのデータベース構築、データベース方式、機能、特性及び制約条件を把握することはできず、本業務を履行することは不可能である。 以上のことから、本件委託業務の履行が可能な者は、上記選定事業者以外において他にないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 学校教育部教育推進課 011-211-3851
R5. 3. 29	札幌市立学校会計年度任用職員健康診断業務(単価契約)	札幌市職員共済組合	7,096,766	R5. 3. 20	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本市における健康診断業務については、平成5年1月11日の市長助役会議において、札幌市職員共済組合が健康管理センターを建設のうえ任命権者としての職員の健康管理を実施する方針を決定し、平成8年度から健康管理センターで札幌市職員共済組合が健康診断を実施する現在の体制となっている。 本件業務について、競争入札に付することは、以下1から3の理由から適しておらず、特定随意契約とすることとし、札幌市職員共済組合のみを参加者として選定する。 1 健診受診率の維持向上 健康管理センターでは、本市が必要と認める健診項目や本市職員の健診日程調整等に柔軟に対応することが可能であり、職員の健診受診率の維持向上が期待できる。 2 健診結果データの経年管理による効果的な事後指導、健康教育等の実施 健康管理センターでは、健診結果データを経年で管理しており、個々の健診結果に応じた保健師等の事後指導や統計分析を基にした健康教育を効果的に実施することが可能である。 3 保健事業との共同実施による効果的・効率的な予防・健康づくり 札幌市職員共済組合は、保険者として人間ドック等の保健事業を実施しているところ、本市職員の健康診断と共同で実施することにより、効率的に受診することが可能である。また、札幌市職員共済組合が健診結果等のデータを分析し、効果的・効率的な保健事業を実施することにより、本市職員の効果的・効率的な予防・健康づくりが期待できる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 学校教育部教職員課 011-211-3853
R5. 4. 5	札幌市立学校教職員等健康診断業務(単価契約)	公益財団法人 北海道結核予防会	49,832,079	R5. 3. 27	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	札幌市立学校で勤務する教職員等の健康診断業務は、対象者が9,000名程度、多岐に渡る健診区分及び検査項目があり、本件業務の履行にあたっては、年間を通じて受け入れ可能な施設の提供、充分な人数の医師や保健師等の配置、受診者の実情に応じて予約変更等の希望にも柔軟に対応できる専用の予約システムの使用といった実施体制の構築が必要である。 札幌市内において、求められる条件を満たすことができる者として、札幌市職員共済組合と北海道結核予防会が存在するが、札幌市職員共済組合は、教職員以外の本市職員の健康診断を実施しており、新たに多数の教職員の健康診断を受け入れる体制にはない。 以上の理由により、受け入れ可能な施設は北海道結核予防会のみとなることから、特定随意契約とすることとし、当該法人1者を参加者として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 学校教育部教職員課 011-211-3853
R5. 4. 12	教職員定期健康診断血液検査業務(互助会加入者)(単価契約)	一般社団法人 札幌市医師会	30,582,288	R5. 3. 31	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	当該法人は、開業医、勤務医を会員とする札幌市内唯一の医師の職能団体であり、当該業務の実施に協力が必要となる医療従事者及び関係団体等と十分な連絡調整を図りながら、本件業務を確実かつ効率的に実施できる。 また、本市において、医学的知見に基づき、検診実施機関としての適格性を審査することは極めて困難であるため、市内の大多数の医療機関を統括し、代表する立場にあり、医学の専門家である医師による団体である当該医師会を窓口とし、一括して特定随意契約を結ぶことが適当であるものと判断される。 この他、当該法人は、これまで、当該業務を誠実かつ円滑に履行しており、受託先としての適格性を有しているものと認められる。 以上の理由により、特定随意契約とすることとし、当該法人1者を参加者として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 学校教育部教職員課 011-211-3853
R4. 7. 27	中央図書館で使用する電力(単価契約)	北海道電力ネットワーク株式会社	6,147,567	R4. 5. 30	R4. 6. 1 ~ R4. 9. 30	令和4年度「環境配慮評価基準」を満たす小売電気事業者すべてより随意契約を断られたため、札幌市電力調達契約事務取扱要領第4条第1項第5号に基づき調達の相手方が1者に特定されることとして、電気最終供給の事業者である北海道電力ネットワーク株式会社と特定随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R4. 7. 27	地区図書館で使用する高圧電力(深夜電力)(単価契約)	北海道電力株式会社	4,987,194	R4. 7. 6	R4. 10. 1 ~ R5. 9. 30	通知「電力調達契約における入札参加意向調査の実施希望案件の紹介について(令和4年(2022年)1月27日付札幌管第11318号)」に基づき、現在のところ、北海道電力(株)との契約を更新することが有利であると判断されるため、要領第4条第1項第7号に基づき、北海道電力(株)と随意契約を締結(現契約を更新)する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R4. 7. 27	元町図書館で使用する高圧電力(業務用電力)及び(付帯契約として業務用蓄熱調整契約(高圧))(単価契約)	北海道電力株式会社	3,113,432	R4. 7. 8	R4. 10. 1 ~ R5. 9. 30	ア 蓄熱割引を適用した契約は、新規加入の受付が終了しており、契約を更新する場合に限り認められるものであるため。 イ 「中央図書館で使用する電力」の入札で1番札となった王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社の単価を使用して積算した場合、「札幌市指定場所で使用電力(業務用電力(一般)相当)(その3)」の入札で1番札となった株式会社エネットの単価を使用して積算した場合のいずれと比較しても、原契約の方が年間で99万円から148万円ほど安価になるため。 ウ 蓄熱割引と同一の性質である深夜電力及び融雪用電力においては、北海道電力との契約を更新することが有利と判断され、要領第4条第1項第7号に基づき随意契約を認めているため。 エ 元町図書館の蓄熱設備について示したうえで、本市に登録のある電力業者に対して参考見積を依頼するも、電力市場の価格高騰により参考見積を収受できなかったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R4. 8. 17	えほん図書館及びびらえりあメディアプラザ用機器更新業務	NECソリューションイノベータ株式会社	20,004,600	R4. 8. 3	R4. 8. 3 ~ R5. 3. 31	本業務は、えほん図書館及びびらえりあメディアプラザで使用している図書館電算システム(以下「システム」という。)に係る機器類(端末、サーバ等)の設定や環境構築等を行うものであり、システムの安定稼働及び効率的な運用を行うためには、システムの機能・仕様のみならず、機器構成、各種設定及びアプリケーションの動作特性、関連システムとの連携における仕様等を熟知していることが要件となる。 当該システムはNEC社により開発されたが、NECグループ内の業務見直しにより、令和2年度よりシステム事業が当該事業者へ事業譲渡された。当該事業者は、システム開発から販売・サポートまでの一貫した体制を有し、上記要件を満たす唯一の事業者であり、迅速かつ安全、確実に業務を履行できるのは当該事業者をにおいてほかにいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R4. 9. 7	中央図書館で使用する電力(単価契約)	北海道電力ネットワーク株式会社	11,790,007	R4. 8. 31	R4. 10. 1 ~ R5. 5. 31	一般競争入札を行ったが、入札参加者がおらず不調となったため、札幌市電力調達契約事務取扱要領第4条第1項第5号に基づき調達の相手方が1者に特定されることとして、電気最終供給の事業者である北海道電力ネットワーク株式会社と特定随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R4.11.2	令和4年度 札幌市の図書館の「将来の在り方」についての調査研究業務	丸善雄松堂株式会社	4,664,000	R4.10.12	R4.10.12 ~ R5.3.31	本業務は図書館の「将来の在り方」について提案を受ける業務であり、事業者の持つ企画力のほか、高度な想像力、技術力、専門的知識及び経験を生かし、高い業務成果を確保する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R4.11.9	電子書籍 (IDLSコンテンツ)	株式会社図書館流通センター	2,282,273	R4.10.19	R4.10.19 ~ R4.11.30	現在一般的に流通している電子書籍で、不特定多数の利用者に対しライセンスの範囲内で貸出を行う権利(複製権および公衆送信権)を有するタイトルを、札幌市電子図書館のプラットフォームで利用可能な形態で提供できる業者は一人に限定される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R5.2.15	新刊書誌データ	株式会社図書館流通センター	4,444,000	R5.2.1	R5.4.1 ~ R6.3.31	本市図書館の運営において、膨大な蔵書に対し様々な角度から目的の本を検索することが可能となる高度な検索性を維持しつつ、年間約8万件に及ぶ新刊情報を追加、活用していくには、多項目にわたる書誌情報を登録し、全国の多数の公共図書館で導入実績がある「TRC MARC」の新刊書誌データをこれまで同様に使用継続することが不可欠である。 また、本市図書館システムが同書誌データの使用を基に構築しており、同書誌データ以外のものを使用すると大幅な改修が必要になる。 これらのことから、当業務を供給できる者は開発、販売している選定事業者1者に限られる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R5.2.22	令和5年度札幌市図書館システム運用・保守業務	NECソリューションイノベータ株式会社	49,859,040	R5.2.1	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務は、平成25年度より稼働している図書館電算システム(以下「システム」という。)の安定稼働及び効率的な運用を行うことを目的とするものであり、システムの機能・仕様のみならず、機器構成、各種設定及びアプリケーションの動作特性、関連システムとの連携における仕様等を熟知していることが要件となる。 当該システムはNEC社により開発されたが、NECグループ内の業務見直しにより、令和2年度よりシステム事業が当該事業者へ事業譲渡された。 当該事業者は、システム開発から販売・サポートまでの一貫した体制を有し、上記要件を満たす唯一の事業者であり、迅速かつ安全、確実に業務を履行できるのは当該事業者においてほかにない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R5.3.1	電子書籍 (IDLSコンテンツ)	株式会社図書館流通センター	2,574,004	R5.2.16	R5.2.16 ~ R5.3.28	現在一般的に流通している電子書籍で、不特定多数の利用者に対しライセンスの範囲内で貸出を行う権利(複製権および公衆送信権)を有するタイトルを、札幌市電子図書館のプラットフォームで利用可能な形態で提供できる業者は一人に限定される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R5.3.15	図書・情報館商用データベース (CD・Exes50)	株式会社東京商工リサーチ	1,122,000	R5.2.21	R5.4.1 ~ R6.3.31	当該データベースは、販売代理店には委託せず、サービス提供元の事業者が直接契約、請求業務等を行っており、当該事業者以外に本業務を履行する業者は存在しない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R5.4.5	中央図書館等自動扉開閉装置保守点検業務	フルテック株式会社	1,016,400	R5.3.7	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務対象の自動扉開閉装置はフルテック(株)製であり、設備保守点検業務を履行するにあたっては、メーカー独自の装置や機器独自の運転制御プログラムに熟知していなければならない。 また、保守点検時の消耗品や駆動装置等の交換時期の把握や、トラブル発生時には施設利用者への事故防止から、迅速な原因究明及び交換部品の確保等の緊急対応が求められることから、本業務を履行できる本市登録業者は、左記業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R5.3.29	中央図書館エレベーター設備保守点検業務	株式会社日立ビルシステム	1,953,600	R5.3.8	R5.4.1 ~ R6.3.31	本業務を履行するにあたっては、専門技術者がエレベーターシステムに組み込まれた運転制御プログラム等に熟知していることが不可欠である。この作業において、他の業者では、メーカーである株式会社日立製作所が独自開発したプログラムの把握・改定が困難であること、また、トラブル発生時の緊急対応や責任所在の切り分けが困難であり、エレベーターの信頼性確保、安全管理の観点から、業務を実施できる本市登録業者は、製造メーカーと提携関係にある保守管理専門の左記業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R5.3.29	障図書館清掃及び除雪業務	特定非営利活動法人 地域生活支援グループ・共働友楽舎	9,515,000	R5.3.8	R5.4.1 ~ R6.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R5.3.29	山の手図書館清掃業務	社会福祉法人札幌親会	8,420,500	R5.3.8	R5.4.1 ~ R6.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R5.3.29	滝川図書館清掃及び除雪業務	社会福祉法人札幌親会	8,850,600	R5.3.8	R5.4.1 ~ R6.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R5.3.29	東札幌図書館清掃及び除雪業務	社会福祉法人札幌親会	8,734,000	R5.3.8	R5.4.1 ~ R6.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R5.3.29	元町図書館清掃及び除雪業務	社会福祉法人札幌親会	9,455,600	R5.3.8	R5.4.1 ~ R6.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R5.3.29	新琴似図書館清掃及び除雪業務	社会福祉法人札幌親会	8,719,700	R5.3.8	R5.4.1 ~ R6.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R5.4.5	西岡図書館・児童会館清掃業務	公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会	10,120,000	R5.3.10	R5.4.1 ~ R6.3.31	就労を希望するひとり親家庭の母等に対して、その就労の機会又は就労に必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R5.8.9	令和5年度中央図書館もみじ台図書コーナー運営業務	日興美装工業株式会社	1,584,000	R5.3.28	R5.4.1 ~ R6.3.31	もみじ台図書コーナーが設置されているもみじ台管理センターは、平成24年に(一財)札幌市住宅管理公社から寄附を受け、本市(財産:まちづくり政策局都市計画部、運営調整:市民文化局地域振興部)が所有しながら、公募によって選定された管理運営団体に貸付を行うことで管理運営を行っている。 図書コーナーについても、管理運営団体に包括的な運営を委ねることで、住民サービスの質の向上や運営上の効率化が図られることから、当業務はもみじ台管理センター管理運営団体募集要項において受託業務となっている。 このため、円滑な図書コーナーの運営に向けては、もみじ台管理センター管理運営業務と当業務は密接不可分であり、競争入札には適さないことから、管理運営団体となった当該団体を相手方として随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5.9.13	投票用紙計数機(ビルコン製)点検等業務	大丸株式会社	2,358,400	R4.5.16	R4.5.16 ~ R4.7.11	本業務で取り扱う投票用紙計数機は選挙事務用としてビルコン株式会社(本社 川崎市)により製造されたものであり、その保守点検や整備作業については、製造者又は販売特約店だけが実施できるものである。製造者であるビルコン株式会社については、本市の入札参加資格者名簿の登録がないことから、本業務を履行できるのは、札幌市で唯一の販売特約店である左記業者をもって他に無い。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するため、当該事業者を特定した随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	選)選挙課 011-211-3247
R5.9.13	第26回参議院議員通常選挙に係る選挙人情報管理システム稼働環境設定等業務	株式会社日立製作所	7,802,630	R4.5.19	R4.5.19 ~ R4.7.11	本業務は、選挙人情報管理システムを活用して選挙人名簿登録事務、期日前投票事務、不在者投票事務等を遂行するに当たり、システムの安定的な稼働維持を保つとともに、不測の事態や障害等が発生した場合の速やかな復旧作業を行うことを目的としており、受託業者は選挙人情報管理システムの構成・仕様について十分熟知したうえで、委託者からの指示に基づき、システムの運用、障害等の復旧、操作面での助言、設定作業等を円滑に行えることが必要となる。 当該事業者は、選挙人情報管理システムの開発業者であり、選挙時における稼働保守業務及びプログラム改修業務をすべて受託するとともに、各業務について確実に履行してきた実績があり、本業務を受託するのに必要な要件を満たしている唯一の事業者であることから、当該事業者と特定随意契約を締結することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	選)選挙課 011-211-3247
R5.9.13	投票用紙計数機及び読取分類機(ムサシ製)点検整備及び保守等業務	株式会社ムサシ	8,059,700	R4.6.14	R4.6.14 ~ R4.7.22	本業務で取り扱う投票用紙計数機及び読取分類機は選挙事務用として製作されたものであり、その点検整備及び保守については製造メーカーのみが実施できるものであることから、本業務を履行できるのは製造メーカーである左記業者をもって他に無い。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するため、当該事業者を特定した随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	選)選挙課 011-211-3247
R5.9.13	投票用紙滅菌機能付き混同機	株式会社ムサシ	7,700,000	R4.6.15	R4.6.23 ~ R4.7.10	特例郵便等による投票用紙は、他の不在者投票(郵便、間接、施設等)と併せて区選管から指定投票区に送致され、指定投票区にて開封作業の上、投票箱に投函される。 前回の参議院議員通常選挙における不在者投票数は、一番多い区で選挙一単位あたり約1,600票であった。 今回の滅菌処理は、①外封筒に用紙等が入ったままの段階、②外封筒から内封筒を取り出した段階、③内封筒から投票用紙を取り出した段階の3段階に分けて行う必要があること、また、参議院選挙において2単位の選挙が行われることを考慮すると、約9,600票(1,600票×3回×2単位)の投票用紙等の滅菌処理するに等しくなる。 さらに、従来の不在者投票に加え、新型コロナウイルス感染者の郵便等投票も行われることから、投票数の増加が見込まれる。 よって、新型コロナウイルス感染症防止の観点による選挙事務従事における安全性の確保に加え、事務の円滑化のため、短時間で多量の投票用紙等を滅菌処理可能な機器が必要不可欠となる。 また、機器の調達にあたっては、第一に大学等研究機関より科学的に立証されていること、第二に一定程度の投票用紙等を処理できる容量を備えていることを必要とし、さらには試験運用を含めて、過去に稼働実績があることが望ましいものである。 奈良県立医科大学とMBTコンソーシアムの研究グループがオゾンガスを曝露することによって、新型コロナウイルスが不活性化することを立証しており、本件における調達物品は、投票用紙等にオゾンガスを曝露することにより滅菌処理を行うものであるため、科学的な観点から安全性の確保が見込まれる。 また、1回の処理につき2分間で投票用紙等5,000枚といった、短時間で多量の投票用紙等の滅菌処理を行うことができる唯一の機器であり、当該機器を取り扱うのは左記選定業者のみである。 以上のことから、本調達においては、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、当該機器を取り扱う唯一の業者である左記選定業者に特定した随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	選)選挙課 011-211-3247
R5.9.13	投・開票速報システム保守業務(第26回参議院議員通常選挙)	株式会社エイチ・アイ・ディ	1,235,300	R4.6.28	R4.6.28 ~ R4.7.15	本業務は、選挙時における投・開票速報システムの安定的な稼働維持を保つとともに、障害等が発生した場合の速やかな復旧作業を行うことを目的としており、本業務を行うためには、当該システムの構成・仕様及び投・開票速報の事務処理内容について十分熟知したうえで、当該システムの運用、障害等の復旧、操作面での助言、設定作業等を円滑に行えることが必要となる。 左記業者は、投・開票速報システムの開発業者であり、選挙時における稼働保守業務及び当該システムのプログラムの改修業務をすべて受託するなど、当該システムの構成・仕様及び投・開票速報の事務処理内容を十分に熟知しており、選挙時における投・開票速報事務において、迅速かつ的確な対応が出来る技術や知識を有する唯一の事業者である。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するため、当該事業者を特定した随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	選)選挙課 011-211-3247
R5.9.13	投・開票速報システム機器更新業務	株式会社エイチ・アイ・ディ	2,029,500	R4.10.19	R4.10.19 ~ R4.12.23	本業務は、投・開票速報システムの機器更新に伴い、新機器へのシステム設定及び移行機器からのデータ等の移行作業を行う業務であり、システム上でエラーが発生すると投・開票速報事務に多大な支障をきたすことから、受託業者は投・開票速報システムの構成・仕様及び投・開票速報事務処理内容について十分熟知していることが要件となる。 上記選定事業者は、投・開票速報システムの開発業者であるとともに、これまでの選挙時における稼働保守業務及びプログラム改修業務を一貫して全て受託するなど、システム全体を十分に熟知するとともに、本市の投・開票速報事務処理内容を把握しており、本業務を受託するのに必要な要件を満たしている唯一の事業者である。 選定事業者以外が受託した場合、投・開票速報システムの構成・仕様及び運用環境等を習得するまでに多大な時間と経費を要し、本業務の要件を満たして履行期間内に業務を遂行することは困難であることから、投・開票速報システムの開発業者である上記選定事業者を特定した随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	選)選挙課 011-211-3247
R5.9.13	選挙人情報管理システムOS等更新プログラム適用業務	株式会社日立製作所	1,141,800	R4.12.6	R4.12.6 ~ R5.3.31	本業務は、選挙人情報管理システムのクライアント端末のOS等更新プログラムの適用について、選挙人情報管理システムへの影響について検証を行ったうえで代表端末への適用作業を行うとともに、他端末への適用を本市職員が実施できるよう作業手順書を作成する業務であり、受託業者は選挙人情報管理システムの構成・仕様について十分熟知していることが要件となる。 上記選定事業者は、選挙人情報管理システムの開発業者であるとともに、これまでの選挙時における稼働保守業務及びプログラム改修業務を一貫して受託するなど、システム全体を十分に熟知しており、本業務を受託するのに必要な要件を満たしている唯一の事業者である。 上記選定事業者以外が受託した場合、選挙人情報管理システムの構成・仕様を習得するまでに多大な時間と経費を要し、本業務の要件を満たして履行期間内に業務を遂行することは困難であることから、選挙人情報管理システムの開発業者である上記選定事業者を特定した随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	選)選挙課 011-211-3247

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R5.10.11	投票用紙計数機及び読取分類機(ムサン製)点検整備及び保守業務	株式会社ムサン	15,437,400	R5.1.26	R5.1.26 ~ R5.4.21	本業務で取り扱う投票用紙計数機及び読取分類機は選挙事務用として製作されたものであり、その点検整備及び保守については製造メーカーのみが実施できるものであることから、本業務を履行できるのは製造メーカーである左記業者をもって他に無い。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するため、当該事業者を特定した随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	選) 選挙課 011-211-3247
R5.10.11	投票用紙計数機(ビルコン製)点検保守業務	大丸株式会社	2,700,500	R5.1.26	R5.1.26 ~ R5.4.10	本業務で取り扱う投票用紙計数機は選挙事務用としてビルコン株式会社(本社 川崎市)により製造されたものであり、その保守点検や整備作業については、製造者又は販売特約店だけが実施できるものである。 製造者であるビルコン株式会社については、本市の入札参加資格者名簿の登録がないことから、本業務を履行できるのは、札幌市で唯一の販売特約店である左記業者をもって他に無い。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するため、当該事業者を特定した随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	選) 選挙課 011-211-3247
R5.10.11	第20回統一地方選挙に係る選挙人情報管理システム稼働環境設定等業務	株式会社日立製作所	7,371,100	R5.2.13	R5.2.13 ~ R5.4.28	本業務は、選挙人情報管理システムを活用して選挙人名簿登録事務、期日前投票事務、不在者投票事務等を遂行するに当たり、システムの安定的な稼働維持を保つとともに、不測の事態や障害等が発生した場合の速やかな復旧作業を行うことを目的としており、受託業者は選挙人情報管理システムの構成・仕様について十分熟知したうえで、委託者からの指示に基づき、システムの運用、障害等の復旧、操作面での助言、設定作業等を円滑に行えることが必要となる。 当該事業者は、選挙人情報管理システムの開発業者であり、選挙時における稼働保守業務及びプログラム改修業務をすべて受託するとともに、各業務について確実に履行してきた実績があり、本業務を受託するのに必要な要件を満たしている唯一の事業者である。 当該事業者以外が受託した場合、選挙人情報管理システムの構成・仕様を習得するまでに多大な時間と経費を要し、本業務の要件を満たして履行期間内に業務を遂行することは困難であることから、選挙人情報管理システムの開発業者である当該事業者を特定した随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	選) 選挙課 011-211-3247
R5.10.25	第20回統一地方選挙啓発業務	株式会社電通北海道	5,999,400	R5.2.16	R5.2.16 ~ R5.4.21	第20回統一地方選挙啓発業務の企画競争を実施し、契約候補者の決定を受けたものを選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	選) 選挙課 011-211-3247
R5.9.13	ライト&ライブ号外・札幌市長選挙及び札幌市議会議員選挙のお知らせ(デザイン版)	社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会	4,044,360	R5.3.22	R5.4.1 ~ R5.4.4	札幌市長選挙及び札幌市議会議員選挙においては、視覚に障がいを持つ有権者の投票の機会の向上を図るため、令和5年4月9日執行の市長選挙及び市議会議員選挙において札幌市で発行する選挙公報を音声化した刊行物(ソフトウェア)を購入し、希望者に配布する予定である。 当該選挙公報の内容が音声化された刊行物(ソフトウェア)のみであり、これを発行販売しているのは、社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会において他にない。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するため、当該事業者を特定した随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	選) 選挙課 011-211-3247
R5.11.1	第20回統一地方選挙における映像媒体を活用した啓発業務	株式会社電通北海道	2,420,000	R5.3.27	R5.4.1 ~ R5.4.21	本業務は、通行人の多い大通駅周辺のビジョンやサイネージにおいて、「第20回統一地方選挙啓発業務」で作成した選挙啓発動画をSNS等での配信と合わせて放映することにより、より効果的に投票日の周知や投票参加を促すことを目的としているが、動画については、放映するビジョンやサイネージの規格や、通行人が視聴するという点に考慮して、変更を加える必要があり、変更するための権利等は左記業者が所有していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付することが不利と認められるとき)に該当すると判断し、左記業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	選) 選挙課 011-211-3247
R5.10.11	第20回統一地方選挙 投・開票速報システム保守業務	株式会社エイチ・アイ・ディ	1,221,165	R5.3.28	R5.3.28 ~ R5.4.14	本業務は、選挙時における投・開票速報システムの安定的な稼働維持を保つとともに、障害等が発生した場合の速やかな復旧作業を行うことを目的としており、本業務を行うためには、当該システムの構成・仕様及び投・開票速報の事務処理内容について十分熟知したうえで、当該システムの運用、障害等の復旧、操作面での助言、設定作業等を円滑に行えることが必要となる。 左記業者は、投・開票速報システムの開発業者であり、選挙時における稼働保守業務及び当該システムのプログラム改修業務を全て受託するなど、当該システムの構成・仕様及び投・開票速報の事務処理内容を十分に熟知しており、選挙時における投・開票速報事務において、迅速かつ的確な対応が出来る技術や知識を有する唯一の事業者である。 一方、本業務を他事業者へ委託した場合、他事業者においては投・開票速報システムの全容及び投・開票速報事務の流れについて習得するまでに多大な時間と経費を要し、本業務の要件を満たして履行期間内に業務を遂行することが極めて困難である。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するため、当該事業者を特定した随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	選) 選挙課 011-211-3247
R4.9.7	札幌市人事委員会事務局ホームページテンプレート修正業務	株式会社大塚商会	1,298,000	R4.8.30	R4.8.30 ~ R5.3.31	本業務は、人事委員会事務局の公式ホームページのデザイン変更、テンプレートの製作、札幌市公式ホームページ運用システム(以下、「CMS」)への適用及び動作検証を行うものである。 現在のホームページについてはCMSにより更新・管理を行っているが、当該CMSについては既製品に本市独自の機能追加を行っている。 ホームページの閲覧者に対し、円滑かつ速やかに正確な情報提供を行うため、変更後のテンプレートがCMSで正常に動作することを検証のうえ、実装する必要があることから、テンプレートの製作、検証及び適用を行う業者はCMSの特性や各機能の実態等をプログラムレベルで正確に把握し、システム全体を総合的に理解している必要がある。 当該事業者は、CMSのシステム設計・開発及び保守業務を担っており、上記の要件を満たし、本業務を確実かつ円滑に遂行できる唯一の業者である。 以上により、左記業者を選定することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	人) 任用課 011-211-3143
R5.3.1	議会事務局専用車	日本カーソリューションズ株式会社	1,230,170	R5.2.20	R5.2.20 ~ R5.3.1	長期継続契約完了後のリース物品を買い取るものであり、「札幌市長長期継続契約を締結することができる契約を定める条例のガイドライン」別紙2により、随意契約とするもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	議) 総務課 011-211-3162